2025（令和７）年度

点検・評価報告書

（自己点検・評価報告書）

大正大学

目　　次

序章 …… 1

本章

第１章　理念・目的 …… 6

第２章　内部質保証 …… 18

第３章　教育研究組織 …… 31

第４章　教育・学習 …… 44

第５章　学生の受け入れ …… 65

第６章　教員・教員組織 …… 82

第７章　学生支援 …… 97

第８章　教育研究等環境 …… 115

第９章　社会連携・社会貢献 …… 129

第10章　大学運営・財務 …… 148

第１節　大学運営 …… 148

第２節　財務 …… 163

終章 …… 169

序　章

本学は、2015（平成27）年度よりTSR（Taisho University Social Responsibility：大正大学の社会的責任）の理念のもと、「５つの社会的責任」の枠組みを用いた自己点検・評価体制を構築してきた。また、「内部質保証体制に関する方針」を明文化し、建学の理念、教育ビジョンおよび中長期計画に基づいて大学の諸活動を推進していくことを明確にしている。このことにより、各学部･研究科においてはTSRの理念に基づく自己点検･評価シート（TSRマネジメントシート）を活用し、教育・研究活動に関するPDCAサイクルを主体的に推進することで、教学の質保証と向上に継続的に取り組んできた。

TSRとは、2009（平成21）年策定の第１次中期マスタープランにおいて「大正大学の社会的責任」として位置付けられた大学運営の基本方針である。TSRは､「５つの社会的責任」と「５つの経営基盤」という枠組みに整理され、点検・評価・改善・検証を行うための基盤となっている。TSRマネジメントシートは、「①優れた教育・研究」、「②充実した学生生活」、「③特色ある社会貢献・地域連携」、「④ミッションに基づく学風の醸成」、「⑤TSRに基づく大学運営」の５領域から構成されており、本学はこれらの領域ごとに点検・評価を実施してきた。

TSRマネジメントシートについては、2020（令和２）年度の認証評価において、本学が内部質保証の取組として示したものであり、学部・研究科レベルの自己点検・評価を推進するための枠組みとして説明可能な仕組みとしている。各学部・研究科が教育活動の現状や課題を定期的に整理し、改善につなげるPDCAサイクルを推進する上で、一定の役割を果たしてきたことから、TSRの枠組みを活用した自己点検・評価を継続している。そして、近年の高等教育政策においては、教学IRの活用を通じた内部質保証の充実、学習成果の可視化が強く求められている。本学は､2020（令和２）年に教学IR推進部会を設置し、学長を中心として、データに基づく教育改善を行うIR文化の醸成に取り組んできた。この流れを受けて、2021（令和３）年度版以降のTSRマネジメントシートにおいては、学生調査等のIRデータを計画的に活用することとしている。

なお、2020（令和２）年度認証評価において指摘された大学院における学習成果の可視化に関する改善課題については、計画的かつ組織的に対応してきた。具体的には、大学基準協会からの提言を受け、学位授与方針（DP）と学位論文審査基準との対応関係を再整理するとともに、研究科・専攻単位で学習成果の測定指標を明確化し、その検証結果をFDにおいて共有・検討する体制を整備した。その成果として、2023（令和５）年度に提出した改善報告書においては、「提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れている」との評価を受けており、大学院における内部質保証の実質化が一定程度進展していることが確認されている。あわせて、本学では大学院教育の質的向上を目的として、大学院生を対象とした学生調査を実施し、研究指導満足度や学修環境、DP達成感といった項目について定量的データの把握を進めている。これらのデータは、TSRマネジメントシートに反映され、各研究科専攻における現状把握と課題抽出、改善方策の検討に活用されている。さらに、修士論文・博士論文の審査基準を通じて、大学院の学習成果を測定している。このように､本学のTSRマネジメントシートは､学部段階のみならず大学院段階においても､教学IRを基盤とした内部質保証を推進する中核的ツールとして機能しており、2025（令

和７）年現在においても、その有効性と発展性を維持していると評価できる。

さて、2025（令和７）年度においては、７月に各学部長から提出された報告書をもとに、「TSRマネジメント報告会」をオンライン形式で開催し、2024（令和６）年度における学部ごとの取組について、学部長自身が報告を行った。６学部に加えて、大学院においても研究科長が「研究科マネジメントシート」に基づく報告を行い、学部・大学院を通じた全学的な点検・評価の共有が図られた。TSRマネジメント報告会は、今後も継続的に開催する予定であり、教学マネジメントにおける点検・評価・検証・改善を実質化する「内部質保証」の重要な機会として位置付けている。各学部等の優れた点や課題を整理･言語化し、将来に向けた方策を検討するとともに、全学的な課題や横断的事項について共有・検証する重要な機会となっている。

一方、本学は2020（令和２）年度に、文部科学省の助成事業である「知識集約型社会を支える人材育成事業」に、「新時代の地域のあり方を構想する地域戦略人材育成事業」が採択され、2024（令和６）年度をもって助成期間が終了した。本事業は、本学が強みとする地域連携・産学協創を基盤として、現代社会の課題解決に資する人材を育成することを目的として実施してきたものである。この事業の推進を通じて、本学はデータサイエンス教育やアントレプレナーシップ育成教育を導入し、あわせて学融合教育の構築に重点的に取り組んできた。学融合教育は、学生が自らの専門分野を深く探究すると同時に、他学科･他分野の学問領域を横断的に学ぶことで、複眼的な視野と統合的な思考力を養うことを目的としている。また、アントレプレナーシップ育成教育は、課題解決を目的とした実践的プログラムとして位置付けられ、共通教育及び専門教育で修得した知識・技能を実社会で活用するための実践装置として機能している。

これらの教育改革の成果を踏まえ、本学は2024（令和６）年度に、「『４つの人となる』のための10の力」を学生のための学修指針として公表した。この指針は、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」に改めて光を当てて、「智慧と慈悲の実践」が学生にとって生涯にわたり追求すべき目標であることを示すとともに、在学中に修得すべき資質・能力を「10の力」として明確化したものである。変化の激しい現代社会においても、大乗菩薩の精神を基盤として生き抜く人間を育成したいという本学の教育的意思がここに込められている。2024（令和６）年度より、全学共通科目において「10の力」の修得を目標とした教育を開始し、2025（令和７）年度には、その成果を検証しながら、共通教育および専門教育を通じた一層の充実を図っている。このことと並行して、「10の力」に基づく全学版の３つのポリシーを改訂し、2024（令和６）年度には各学科においてもポリシーの更新を完了した。2025（令和７）年度以降は、更新された学位授与方針（DP）の実質化を重視し、第Ⅰ類科目･第Ⅱ類科目を通じて「10の力」の修得を到達目標とした教育を展開している。今後は、学修経験の設計や授業改善を通じて、ポリシーに基づく学修をより実質的なものとする段階に入っている。さらに、各学科においてキャリア・ポリシーを策定し、学生が自身の学びとキャリアを主体的に結び付け、将来像を描くことができるよう支援する体制の整備を進めている。

「知識集約型社会を支える人材育成事業」および「10の力」は、いずれも自律的な学修者の育成を目標としてきた点で共通している。2018（平成30）年の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」においても、人口減少や技術革新といった社会

構造の変化に対応するため、生涯にわたって主体的に学び続ける自律的学修者の育成が不可欠であることが示されている。本学の建学の理念である「智慧と慈悲の実践」も、在学中に完結するものではなく、生涯を通じて追求されるべき姿勢であり、生涯学習の理念と深く重なり合うものである。そして、本学が推進しているチュートリアル教育については、学生が主体的な学びへの姿勢や意欲・関心・態度を身につけることを目的として、教職員やチューターが一体となって学修を支援する取組である。また、全学FDセミナー等においても、自律的学修者の育成を主要テーマとして、自己調整学習の促進やオンデマンド教材の効果的活用など、授業設計および評価方法の改善に向けた取組を継続的に行っている。

また、2025（令和７）年度においては、「学修成果の可視化」を最重要課題の一つとして位置付けている。学生が修得した「10の力」を可視化するとともに、学生自身による自己評価や学修のふりかえりを促す仕組みを学内システム上に構築し、学修とキャリア形成を一体的に支援する取組を進めている。このことは、カリキュラムレベルから授業レベルに至るまでの教育の質を点検・改善するための基盤整備として位置付けられるものである。その具体的な方法の一つとして、「10の力」を複数の観点から視覚的に示すレーダーチャートの活用を進めている。このレーダーチャートは、学生自身が自己評価や学修のふりかえりを行うためのツールであると同時に、教職員が教育課程や授業改善の効果を検証するためのツールとして位置付けられている。定量的・定性的データを組み合わせた形で学修成果を把握しようとする方向性が明確になっている。こうした取組は、学生の自己調整学習を促進するとともに、学位授与方針（DP）の実質化を支える基盤として機能することが期待されている。

この学修成果の可視化の取組は、2027（令和９）年度に受審予定の第４期認証評価における重点項目への対応という側面のみならず、本学が自律的に教育の質を点検・改善していくための内部質保証システムそのものの高度化を目的とするものである。カリキュラムレベルから授業レベルに至るまで、PDCAサイクルを実質的に機能させるための共通基盤として、レーダーチャートを含む可視化手法の整備を進めている。

さらに、本学は、2026（令和８）年度に創立100周年記念事業をする予定である。100周年記念事業は、単なる周年行事にとどまるものではなく、これまでの100年を振り返ると同時に、次の100年に向けた大学のあり方を社会に示す機会として位置付けられている。具体的には、第４次中期計画に基づき推進している全学的な重点事業、創立100周年記念週間（令和８年11月１日から11月７日まで）として実施する周年行事、ならびに創立100周年を次の発展段階への起点と位置付けた「第二の開学」構想のもとで展開している13の戦略プロジェクト等である。これらは、教育・研究、地域連携、社会貢献、大学運営の各側面において、本学の建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を改めて可視化し、社会との対話を深めることを目的としている。新学部設置を含む「第二の開学」に向けた取組と一体的に推進されている点が大きな特徴である。特に、情報科学部の開設準備をはじめとする新たな教育・研究領域への展開は、創立100周年を次の発展段階への起点とする本学の姿勢を象徴するものである。そして、内部質保証の取組および将来構想については、学生一人ひとりの学びの成果を丁寧に捉え、それを社会に対して説明可能な形で示していくこと、そして100周年という節目を通じて大学の存在意義と今後の方向性を内外に明確にすることは、いずれも本学が自律的に発展していくための重要な基盤である。本自己点検・

評価報告書は、これらの取組を含む内部質保証の枠組みと2025（令和７）年度までの到達状況を明らかにし、第４期認証評価および創立100周年以降を見据えた本学の持続的発展に資することを目的とするものである。

最後に、本学は2026（令和８）年に創立100周年を迎え、これを契機として「第二の開学」を掲げた大学改革を本格的に進めている。その象徴的取組として、文理融合型の新学部である情報科学部を2026（令和８）年に開設する予定であり、テクノロジーと人間主義を橋渡しする新たな教育・研究の展開を目指している。データ主導・AI活用が進展する時代においても、建学の理念に立脚した教育を通じて、自律的に学び続ける人材を社会に送り出すことが本学の使命である。

以上のように、「10の力」を基盤として、学生が資質・能力を伸ばすための学修経験を積み重ね、教職員がそのための教育活動および学修支援を継続・推進していくことが今後も求められている。本自己点検･評価報告書は、そのような内部質保証の枠組みと2025（令和７）年までの取組の到達状況を明らかにし、創立100周年以降の本学の持続的発展に資することを目的とするものである。

大学概況

（1）大学設置年	1926（大正15）年
（2）所在地	東京都豊島区西巣鴨3-20-1
（3）理念・目的	本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、仏教精神により、人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。
（4）学部・研究科等	仏教学部、人間学部、臨床心理学部、文学部、表現学部、地域創生学部、仏教学研究科、人間学研究科、文学研究科
（5）収容定員	4590人（学士課程） 148人（修士課程、博士前期課程） 48人（博士課程、博士後期課程）

第１章　理念・目的（基本情報一覧）

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	大正大学 規程集
寄附行為又は定款	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/2025_donation.pdf
学則、大学院学則	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf
履修要項・シラバス	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/curriculum_guide_2025.pdf
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程･各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
大正大学学則	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf
大正大学大学院学則	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf
大正大学３つのポリシー	https://www.tais.ac.jp/faculty/tais_policy/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の２第１項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
仏教学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
文学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
表現学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
人間学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
臨床心理学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
地域創生学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
仏教学研究科	大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/laboratory_purpose/
人間学研究科	大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/laboratory_purpose/
文学研究科	大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/laboratory_purpose/
備考：		

※関係法令：大学設置基準第２条、専門職大学設置基準第２条、大学院設置基準第１条の２、学校教育法施行規則第172条の２第１項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人大正大学第４次中期計画	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/outline/management_vision/medium-term_plan.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の２第２項

第１章　理念・目的（本文）

１．現状分析

評価項目①
大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。
＜評価の視点＞
・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

（大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。）

本学は、当時の仏教界の指導的立場にあった高楠順次郎、姉崎正治、前田慧雲、村上専精、澤柳政太郎の各氏が仏教連合大学の創設を提唱し、天台宗・真言宗豊山派・浄土宗の各宗がこれに賛同して、1926（大正15）年に創設された。これは既設の天台宗大学・豊山大学・宗教大学が合併し発足したものであるが、単なる子弟教育や各宗団の教理研究を行うだけではなく、日本文化の中枢の一つである仏教を総合的に研究し、日本文化の形成に大きく貢献するとともに、それらを修得した卒業生が社会で大きく活躍することを期待したものであった。そして、1943（昭和18）年には、真言宗智山派立の智山専門学校を合併し、４つの宗団が設立母体となる現在の大正大学が成立した。

大乗仏教精神による仏教系大学としての本学の建学の理念は、「智慧と慈悲の実践」である。初代学長の澤柳は、1926（大正15）年11月に挙行された第１回創立記念式典の中で本学の理念が「大乗仏教精神の発揚に求め、偏見に陥らず宗我に堕せず、博大にして中正の智見を持ち、切磋の功･接触の賜たる協調による連合精神」であることを強調している。また、本学は智慧の熱愛者の集まりであり、あくまでも大乗思想の利他を念とした心を持ち、本来有する仏性の開顕が人格の完成への道であるという教育理念を澤柳は提唱した。さらに、初代学長は「大学の使命」において、連合大学の目標を精神上の学問研究に置き、三宗派が協調して大乗仏教精神の確立を将来すること、偏見に陥らず宗派的利害に堕することなく博大で中正の智見を開発することを強調している。ここでは、宗派に偏らないことが単なる中立ではなく、宗派が協調することによって大乗仏教精神を社会に確立していくという能動的な理念として位置付いており、知識ではなく智慧を希求する者の集まりとして捉え、利他の精神を根幹に据えつつ、各人が本来有する仏性を開顕し、人格の完成を目指すことを教育の理想として示している。以上のように、本学の理念は、宗派に依拠しない中立性を意味するものではなく、複数宗派が協調することによって大乗仏教精神を社会に実装していくという、能動的かつ公共的な思想として構想されてきたものである。この点において、本学の目的は、宗門内人材の養成にとどまらず、仏教精神を基盤としながら社会で活躍する人材を育成することに本質的な特徴を有している（根拠資料1-1）。

この教育理念に基づき、建学の理念「智慧と慈悲の実践」が確立され、この理念は100年近くにわたって脈々と受け継がれ、現在の大正大学を形成してきた。そして、４宗団をその設立母体として教育・研究活動を展開し、大乗仏教精神を体現する多くの人材を長年

にわたって社会へと送り出してきた。なお、2018（平成30）年には時宗も運営に参画している。

そして、建学の理念にもとづいて教育ビジョン「４つの人（慈悲・自灯明・中道・共生）となる」を策定し、本学の学びを通じて、慈悲の人・自灯明の人・中道の人・共生の人になることを目標としている（根拠資料1-2【ウェブ】）。「慈悲」「自灯明」「中道」「共生」という４つの規範については、それぞれが簡潔な説明とともに示されており、仏教的概念を基盤としながらも、特定の宗教的実践に限定されない普遍的な人間形成の指針として整理されている。これは、初代学長・澤柳政太郎が示した「宗派に偏らず、博大で中正の智見を養う」という連合大学としての理念を、現代の学生に理解可能な形で継承・翻訳したものであると位置付けることができる。

さらに、2024（令和６）年度には、現在の教育を「大正大学」という文脈で意味付ける作業を行った。つまり、本学は仏教系の大学であり、その建学の理念は仏教精神をもって「智慧と慈悲の実践」と表現する。そして、建学の理念に沿った教育ビジョン「４つの人（慈悲・自灯明・中道・共生）となる」を立てて、これを全学の学位授与方針（DP）に関連付けた。「４つの人となる」は本学が育成をめざす人間像の教育ビジョンであり、そのビジョンに基づき、「『４つの人となる』ための10の力」（以下、「10の力」という。）という学力観を明示し、併せて「４つの人となる」の解釈を現代の文脈に合わせて更新した（根拠資料1-3【ウェブ】、1-4）。

本学の目的については、「すべての人々が平等に包摂される社会の実現に貢献する人材を育成し、併せて日本の仏教界を担う後継者養成教育を行う。」と学校法人大正大学寄附行為第３条に定めている。そして、学則第１条には「仏教精神により、人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。」と定め、大学院学則第１条には、「建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人格を陶冶し、文化の創造発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている（根拠資料1-5【ウェブ】）。さらに、大学の理念・目的を踏まえて、学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにし、公表している（根拠資料1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】）。

（理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。）

これらの理念・目的については、ホームページにおいて社会に公表するだけではなく、新入生ガイダンスをはじめ、在学中の各段階に応じたガイダンス等を通じて、本学の理念・目的を理解し、自らの学修や学生生活に結びつけて考える機会を設けている。（根拠資料1-11）。

また、全学生が履修する第Ⅰ類科目「人間の探究」という授業科目において、「大正大学入門」という回を設けている。授業内では、本学の建学の理念と歴史を学び、学生自身の強みや弱みを参考にしながら、本学の建学の理念に基づく新しい学力観「10の力」を理解し、自分が伸ばしたい「力」を設定することとしている（根拠資料1-12、1-13）。

2025（令和７）年度からは、「学融合ゼミナール（智慧と慈悲の実践）」、「大正大学内部質保証における学生参画」という授業においても、建学の理念を紹介する回を設けている（根拠資料1-14、1-15）。

加えて、学生手帳においては、本学の理念が「智慧と慈悲の実践」であることが明確に示されるとともに、その具体的展開として教育ビジョン「４つの人となる」が平易な言葉で学生に提示されている（根拠資料1-16【ウェブ】）。

教職員においては、初任者研修において建学の理念及び教育ビジョンを紹介する機会を設ける他、学長通信「智目行足」の配信、教授会連合会や各会議体においても理念・目的を周知している（根拠資料1-17、1-18、1-19、1-20）。

さらに、本学の建学の理念および大学の目的の歴史的背景や社会的意義については、「大正大学100年のあゆみ」特設サイトにおいて体系的に整理し、広く社会に公表している。同サイトでは、1926（大正15）年の創立に至る仏教連合大学構想から、戦後の新制大学への移行、学部・学科の拡充、近年の教育改革に至るまで、本学が時代ごとの社会的要請に応答しながら、建学の理念「智慧と慈悲の実践」を軸として教育・研究活動を展開してきた歩みを示している（根拠資料1-21【ウェブ】）。

同サイトを通じて、宗派に偏らず、複数宗派の協調によって大乗仏教精神を社会に実装していくという本学の理念が、創立以来一貫して大学運営や教育研究活動の方向性を規定してきたことを、年表や解説とともに明示している。これにより、本学の理念・目的が、宗門内人材の養成にとどまらず、仏教精神を基盤としながら現代社会に貢献する人材の育成を目指すものであることを、大学の歩みと併せて分かりやすく発信している。

以上のように、本学では、理念･目的を学生および教職員への周知にとどめることなく、その歴史的形成過程や社会的意義とともに可視化し、大学としての存在意義や教育研究活動の方向性を内外に明確に示している。

評価項目②
大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。
＜評価の視点＞
・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。
・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

（中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。）

本学は､2009（平成21）年３月､理事会において策定した「中期マスタープラン」によって、大学改革やキャンパス整備計画など、諸事業の推進に一定の成果を上げてきた。2018（平成30）年５月には､「第２次中期マスタープラン」を検証し､「第３次中期マスタープラン」を策定し､「本学の魅力化とは何か｡それを実現するための教職員の働き方とは何か｡」という視点で大学改革を推進した｡「第３次中期マスタープラン」は「第２次中期マスタープラン」を継承しつつ、時代や社会の急激な変化に対応した大学づくりが求められているところから､「大正大学100年の魅力化構想」の視点に立って、本学のあり方について中期計画を策定し、その実現を目指すものとしている（根拠資料1-22、1-23）。

そして、第3次中期マスタープランについては、策定後の社会環境および大学経営環境の変化に応じて、改訂および増補を段階的かつ継続的に行ってきた。2018（平成30）年５月に第3次中期マスタープランを策定した後、少子化の加速、新型コロナウイルス感染症

の拡大、大学を取り巻く競争環境の変化、ならびに2026年（令和８）年の創立100周年を見据えた経営課題の顕在化といった外部・内部環境の変動を受け、計画の前提条件そのものを定期的に点検する必要性が高まった。その結果、2020（令和２）年前後から2021（令和３）年にかけて、理事会および評議員会において第３次中期マスタープランの一部改訂・増補が複数回にわたり審議・承認され、計画内容の更新が行われている。これらの改訂・増補は、単なる文言修正ではなく、重点施策の再定義や実行計画の具体化との整合性確認を伴うものであり、PDCAサイクルの「点検・改善」局面を中期計画レベルで実装している点に特徴がある。このように、第3次中期マスタープランを「固定的な計画」として扱うのではなく、毎年度の点検・評価結果を踏まえて柔軟に改訂・増補してきたことは、本学が中長期の計画および諸施策の進捗と達成状況を形式的ではなく実質的に検証していることを裏付けるものである（根拠資料1-24、1-25、1-26）。

そして、2023（令和５）年度に「第４次中期計画」を策定した。第４次中期計画は、2026（令和８）年に迎える創立100周年という重要な節目を契機として、大学の理念を深化させ、教育と運営の全面的な進化を図るための包括的な指針である。2018（平成30）年から実施されてきた第3次中期マスタープランを土台にしながら、これまでの成果と課題を分析し、未来志向の目標を設定している。特に、これまでの取組を基盤として強化するとともに、新たな社会的要請や環境の変化に対応する柔軟性を備えており、大学全体として「第二の開学」と呼べる新しいステージへの飛躍を目指している。本計画は、創立100周年記念事業と教育活動の充実という二つの大きな柱に基づいて構成されている。それぞれの施策は、大学の使命や社会的役割を明確にしつつ、持続可能な発展を実現するために具体的かつ実行可能な内容となっている（根拠資料1-27【ウェブ】）。

創立100周年記念事業では、まず、大学ブランドの強化が中心課題として掲げられている。現代の高等教育機関が競争の激しい環境に置かれる中で、大学の認知度を高め、魅力的な選択肢としての地位を確立することは、持続的な発展の鍵となる。本学では、総合的なブランディング計画を策定し、これを通じて知名度と認知度の飛躍的な向上を目指している。この計画には、マーケティング活動、クリエイティブ活動、広報体制の再編成が含まれ、企業との協働を通じて戦略的に展開される。また、計画期間を2022（令和４）年から2028（令和10）年までの６年間とし、短期的な施策にとどまらず、中長期的な視点で成果を追求する。

次に、教育改革が大きな柱として挙げられる。この取組では、新たな学部の設置や学科の改組を通じて、地域課題の解決や新たな価値創造に寄与する高度専門人材を育成することを目標としている。特に、理系分野の拡充が計画の中心となっており、従来の人文・社会科学系教育と統合的に組み合わせることで、学問領域を超えた新しいアプローチを実現する。これらの改革により、本学の教育体制がより多様で先進的なものとなり、地域社会やグローバル社会の要請に応えることが期待されている。さらに、生涯学習事業の拡充も重要な位置を占めている。全国の寺院を拠点にしたデジタルネットワークの構築を通じてLMS（学習管理システム）を活用した学びの場を提供し、社会人を含む幅広い層の人々に教育機会を提供する。この事業の目的は、現代社会における働き方改革やキャリアチェンジのニーズに応えることである。具体的には、リカレント教育やリスキリングを推進し、個々のキャリア形成を支援するプログラムを展開する。本事業は、単なる知識の提供にと

どまらず、学び直しの機会を通じて個々の成長を促進し、社会全体の知的基盤を強化する役割を果たす。また、寺院を活用した「現代版の寺子屋」の実現により、地域社会の教育拠点としての大学の役割を強化する意義も持つ。

第４次中期計画のもう一つの柱である教育活動の充実は、建学の理念「智慧と慈悲の実践」をより具体化し、学生一人ひとりが社会に貢献できる力を身につけることを目的としている。この理念を実現するために、本学は「『４つの人となる』ための10の力」という新たな学力観を提唱している。この学力観は、学生が探究心を持ち、自律的に学び、得た知識を実社会で活用する力を育むことを目指している。そして、個別最適な学びの支援、転移可能な学力を身につける教育の実践、高大社接続によるキャリア教育の充実、学修成果の可視化、創立100周年に向けた学風の醸成と大学の運営に関する施策を推進する。これらにより、学生が柔軟に学びを進めることが可能となり、それぞれのニーズや状況に応じた学習スタイルを選択できるようになる。そして、地域社会との連携を強化し、学生が実践的な学びを深める機会を提供することも重視する。本学では、地域実習やフィールドワークを積極的に活用することで、学生が地域の課題に向き合い、解決策を模索する経験を積むことができる。この取組により、地域社会に貢献する人材を育成し、大学が地域の発展に寄与する重要な存在となることを目指している。

本計画が実現することで、本学は学生、地域社会、そして卒業生に対して多方面から価値を提供できる大学へと進化することが期待されている。具体的には、大学のブランド力が強化されることで、受験生の増加や社会的認知度の向上が見込まれる。また、教育改革によって学生が高度な専門性と社会的貢献力を兼ね備えた人材へと成長し、卒業後のキャリア形成においても高い評価を得られるようになる。加えて、生涯学習事業や地域連携を通じて、大学が地域社会の知的拠点としての役割を果たし、持続可能な社会の構築に貢献することが可能となる。そして、大学運営の効率化やDXの推進により、限られたリソースを最大限に活用しながら､新たな価値を創造し続ける体制が整備される。以上のように、第４次中期計画は本学が持続可能な発展を遂げるための基盤を築くものであり、未来志向の大学像を具現化する重要な道標である。

事業の進捗及び達成状況については、中期計画に基づく施策を各部署の事業計画及び年度計画として具体化し、これに基づく予算計上ならびに進捗管理を行っている。進捗管理については、年４回の進捗状況報告を通じて定期的に確認を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを加えつつ、最終的には事業報告として理事会に報告している（根拠資料1-28）。

こうした検証の積み重ねを踏まえ、第４次中期計画については、社会環境及び法人経営を取り巻く状況の変化を総合的に勘案した上で、現状認識に基づく計画内容の改訂を行うとともに、計画の実効性を高める観点から、13のアクションプランを新たに整理・策定している（根拠資料1-29、1-30、1-31、1-32）。

（中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。）

本学の中期計画である「第４次中期計画」は、2026（令和８）年の創立100周年を見据えて策定されている。この理念は、第３次中期マスタープランを継承し、教育・研究・社

会貢献の三領域にわたり一貫した方向性を有している。計画策定にあたり、外部環境分析（人口減少・入試動向・地域ニーズ等）を踏まえ、教育需要・財政構造・社会変化を多面的に検証している。特に、入学者数減少傾向への対応として、学部再編と新学部設置による差別化戦略を進めている。また、文部科学省の大学改革推進事業「知識集約型社会を支える人材育成事業」で得た成果をもとに、「学融合」教育を地域戦略人材育成モデルとして確立し、その有効性が認められたことを受けて「情報科学部」設置構想に発展させた。この流れは、国の高等教育政策との整合性を持ち、学内の教育改革が社会的要請と結び付いていることを示している（根拠資料1-33）。

そして、文部科学省の「大学・高専機能強化支援事業（成長分野をけん引する大学・高専の機能強化基金）」に採択され、2024（令和６）年度から2029（令和11）年度にかけて情報科学部の整備費を確保している。このことにより、第４次中期計画に掲げる新学部設置・学修環境整備の財政的裏付けが確立された。財務面では、2024（令和６）年度決算において総資産314億円、純資産249億円を維持し、自己資本比率も安定している。固定負債比率が11.4%まで低下し、長期債務の返済を計画的に進めている点からも、投資と健全経営の両立が実現している（根拠資料1-34）。

組織面では、情報科学部設置を中心とする教育組織の拡充、内部監査体制の強化、教職員の採用など、教育研究体制の質的強化を進めている。このことにより、計画実行に必要な人的資源が確保されている。第４次中期計画の施策は、事業ごとにアクションプランを設定し、部署単位での管理を推進している。また、財務的にも、補助金・寄付金・運用益など多様な収入源を確保し、予備費運用や内部留保を通じて、計画の持続可能性を担保している。これらの施策は単なる理念的構想に留まらず、実行性を備えている（根拠資料1-35、1-36）。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学は、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を基盤として、大学の目的および各学部・研究科の教育研究上の目的を明確に設定し、体系的に運用している点に大きな長所が認められる。「2026（令和８）年に100周年を迎える伝統や仏教精神に基づく教育理念および校風」に関する学生の評価については、学生調査である「TSR総合調査」の設問から経年的に確認すると、「とても満足している」と「まずまず満足している」を合算した肯定的評価は、2020（令和２）年に実施した調査では、55.0%であり、2024（令和６）年度に実施した調査では50.5%であった。これらのことから、一定の高水準を維持していることが読み取れる。一方で、「どちらでもない」の割合は同期間で40.4%から43.4%へと微増しており、理念そのものへの否定的評価は少ないものの、学生にとって理念や目的が日常的な学修・学生生活の中で十分に実感し切れていない層が一定数存在している状況が示唆される（根拠資料1-37）。

また、建学の理念である仏教精神に基づき、仏教行事や宗教的行事、地域と連携した社会貢献活動を継続的かつ積極的に実施しており、学生が学内外において理念に触れ、体験的に理解する機会を確保している点は大きな長所である。これらの取組は、本学の伝統や学風を体現するものであり、大学の理念・目的を社会に発信する役割も果たしている。一方で、特に、スタッフや出演者、出店者等の運営者側として参画したものはないと回答し

た学生は1,456名であり、教育の中で、大学の理念・目的を学び、主体的に内面化していく仕組みについては、さらなる充実が求められる。一部の授業においては、建学の理念や本学の設立について紹介しており、今後は、仏教行事や地域貢献活動と教育課程との接続を意識し、授業やプログラムを通じて理念・目的を共有・醸成する取組に学生がより参画していくことが課題である。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、人口減少や価値観の多様化、包摂性を重視する社会への転換など、高等教育を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、寄附行為に定める法人の目的について見直しを行った。従来の目的条文では、「社会に有為な人材の育成」および「仏教教師の養成」が中核に据えられていたが、大学に求められる役割が、専門人材の育成にとどまらず、より広範で公共性の高いものへと拡張していることが明確となった。この認識のもと、理事会および評議員会において寄附行為の改正を行い、「仏教精神に則って、すべての人々が平等に包摂される社会の実現に貢献する人材を育成する」ことを新たに明示するとともに、「日本の仏教界を担う後継者養成教育」を併せて行うことを法人の目的として再定義している。

この目的条文の改正は、仏教学部における専門的な仏教教育の意義を堅持しつつ、文学部、人間学部、臨床心理学部、地域創生学部等を含む全学の教育・研究活動を包含するものであり、本学が仏教精神を基盤とした文系総合大学として、社会全体に対する人材育成機能を果たすことを明確化したものと位置付けられる。

また、本学が近年推進しているデジタル人材の育成、データサイエンス教育、アントレプレナーシップ教育は、将来社会において求められる資質・能力を見据えた教育活動であり、建学の理念や大学の独自性との関係性を明確にしながら展開していくことが重要である。その基盤として、本学では教育ビジョン「４つの人となる」に基づき、汎用的な資質・能力として「10の力」を位置付けており、これらについて全学的な周知と一層の定着を図っている。各授業は、「10の力」を身に付けることを明確な到達目標として設定し、各授業科目の教育内容および学修活動と体系的に関連付けている。このことにより、学生が本学の理念・目的を自身の学びや成長と結び付けて理解できるよう、教育の質的向上を図っている。

そして大学の理念・目的ならびに学部・研究科の目的については、学則や関係規程に明文化するとともに、大学案内、公式ウェブサイト、学生手帳等を通じて周知・公表している。加えて、各種行事やガイダンス等において理念の浸透に継続的に取り組んでいる。

「第３次中期マスタープラン」については、学修支援機能を有する図書館の高度化に加え、データサイエンス、学融合、アントレプレナーシップといった新たな教育活動を展開している。これらの取組は、地域社会や産業界と連携した実践的な教育を通じて、社会課題に主体的に向き合う人材の育成を目指すものである。また、「第４次中期計画」においては、情報科学部の設置について記載している。これまで本学では、共通教育を基盤としたデータサイエンス教育を推進し、学生の学修成果についても学外から一定の評価を得ている。これらの実績を踏まえ、2026（令和８）年には文理融合教育の本格的な開始を目指している。情報科学部においては、AIやデータサイエンスを前面に掲げるのではなく、これらを基盤技術として活用し、「グリーンデジタル」および「デジタル文化財」といった、本学の

建学の理念や教育資源と親和性の高い分野を中心に学部を構成する計画としている。これらの学科は、デジタル技術の修得そのものを目的とするのではなく、特定の成長分野における課題解決に資する人材の育成を主眼としている。さらに、地域の持続的な活性化には寺院の存在が重要であるとの認識に基づき、教育の立場から全国の寺院を利活用した取組を進めている。具体的には、デジタル技術の活用、地域貢献、寺院経営を柱とするプログラムの企画・開発を行っており、2026（令和８）年には新たな構想に基づく生涯学習プログラムの実施を計画している。

そして、このような方向性の下、本学は創立100周年を起点とする「第二の開学」を具体化するため、教育･研究、地域連携、国際戦略、DX、財務を横断する13の戦略プロジェクトを中核に据えた全学的改革を推進している。これらのプロジェクトは、本学の理念および中期事業計画と整合的に設計されたものであり、相互に連動することで大学全体の構造転換を図ることを目的としている。また、13の戦略プロジェクトの趣旨や全体像については、理事会および評議員会での審議･承認を経た後、職員を対象とした説明会を実施し、計画の背景、目的、各部局との関係性について丁寧な共有を行っている。これにより、プロジェクトを経営層主導の構想にとどめるのではなく、職員一人ひとりが自らの業務と結び付けて理解し、主体的に参画するための基盤整備を図っている（根拠資料1-38)。

今後は、13の戦略プロジェクトを段階的に実行するとともに、各年度における進捗状況や成果について検証を行い、必要に応じて計画の見直しや補正を加えていく。これらの取組を通じて、本学は理念、教育研究活動、社会実装、大学運営を一体的に発展させ、次の100年に向けた持続可能で社会的責任を果たす大学モデルの確立を目指していく。

第２章　内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
大正大学内部質保証方針	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/internal_quality_assurance.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
総合政策会議	(1) 本学の戦略的経営及び管理運営の方針及び当該方針に基づく具体的施策に関する事項 (2) 戦略的教学運営方針及び当該方針に基づく具体的施策に関する事項 (3) 前２号に基づく取組の点検・評価結果の改善に関する事項 (4) 大学の設立目的実現に向け緊急に取り組むべき事項 (5) その他常務理事会により委任された事項
	名簿（URL・印刷物の名称）
	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/seisaku-kaigi-kitei.pdf
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

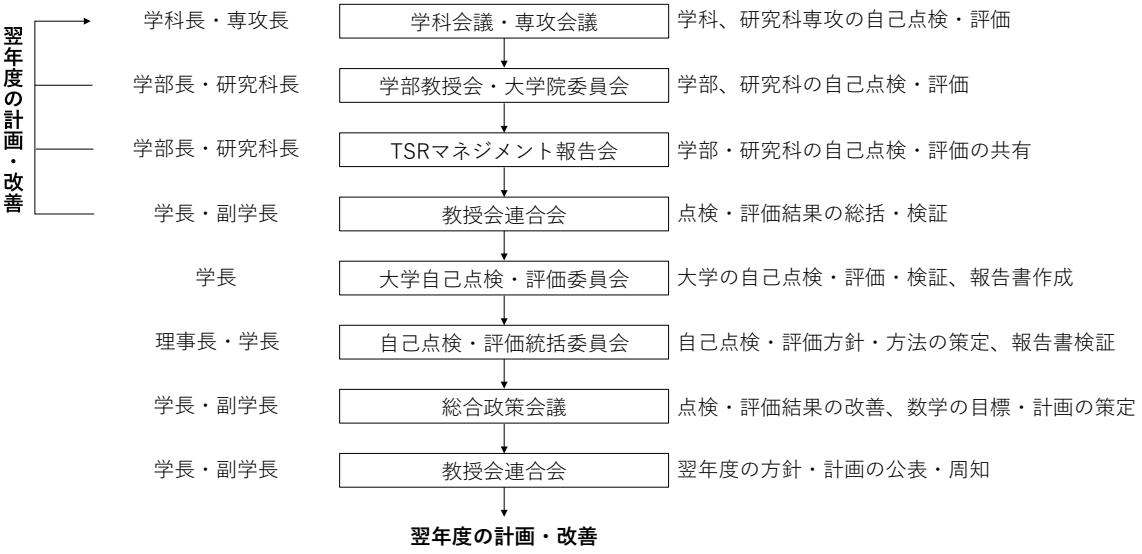

設置計画履行状況調査等への対応（５ヵ年）［*］

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
	該当なし			
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況［*］

改善報告書URL※	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/kaizenhoukokusyo.pdf
改善報告書検討結果URL※	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/kaizenhoukokusyo_kentoukekka.pdf
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

情報公表［*］

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.tais.ac.jp/guide/estimation/
［教育情報］	
教育研究上の目的	基準１
教育研究上の基本組織	https://www.tais.ac.jp/guide/info/setup/
学位授与方針	基準４
教育課程の編成・実施方針	基準４
学生の受け入れ方針	基準５
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher/ https://www.tais.ac.jp/chinavi/ https://researchmap.jp/researchers?q=%E5%A4%A7%E6%AD%A3%E5%A4%A7%E5%AD%A6
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.tais.ac.jp/guide/info/number/ https://kokokara.tais.ac.jp/admission/result/2025/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.tais.ac.jp/guide/info/graduate_number/ https://www.tais.ac.jp/guide/info/career/ https://www.tais.ac.jp/job_carrer/result/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/curriculum_guide_2025.pdf
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/curriculum_guide_2025.pdf
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.tais.ac.jp/guide/info/facilies/ https://www.tais.ac.jp/life/campus_map/ https://www.tais.ac.jp/p/tu_build8/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	https://www.tais.ac.jp/assets/doc/life/expense/list/list-2025.pdf
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.tais.ac.jp/life/support/ https://www.tais.ac.jp/job_carrer/
財務情報	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
備考：	

※関係法令：
学校教育法第109条第１項、学校教育法施行規則第172条の２第１項及び第２項、教育職員免許法施行規則第22条の８

情報公表［学習成果等］

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	https://www.tais.ac.jp/guide/internal_quality/#info04
学位の取得状況	https://www.tais.ac.jp/guide/info/degree_number/
学生の成長実感・満足度	https://www.tais.ac.jp/guide/internal_quality/#info03
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表６参照
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/result/2025/
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表１参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照

授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	無し
FD・SDの実施状況	https://www.tais.ac.jp/guide/latest_news/20230621/82441/ https://www.tais.ac.jp/staff-recruit/career/support/
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙３

情報公表［教職課程］

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の６

学生調査

2024（令和6）年度学生調査

(1) 学部生を対象とする調査

・実施方法：web 調査
・内容：TSR総合調査、大学IRコンソーシアム学生調査
・調査期間：2024（令和6）年10月1日～2025（令和7）年1月31日
・回答状況:【TSR総合調査】59.3%（前年比＋6.2%）、【大学IRコンソーシアム学生調査】58.9%（前年比＋7.6%）

(2) 大学院生を対象とする調査

・実施方法：web 調査
・内容：TSR総合調査
・調査期間：2024（令和6）年10月1日～2025（令和7）年1月31日
・回答状況：38.4%

第２章　内部質保証（本文）

１．現状分析

評価項目①
内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。
＜評価の視点＞
・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
　※　具体的な例
　　・３ つの方針の策定の調整・支援。
　　・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
　　・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
　　・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
　　・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・学部、研究科その他の組織における自己点検･評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

（内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。）

本学は、2015（平成27）年度より、教育の質の向上を実現するため、TSRに基づく自己点検・評価と内部質保証を全学的に推進している。TSRの枠組みは、教学における点検・評価の枠組みとして位置づけられており、各学部学科・研究科専攻が自己点検・評価を行い、その結果を全学的に集約・検証する仕組みとして機能している。これらの取組については、総合政策会議、教授会連合会、TSRマネジメント報告会等の会議体を通じて、TSRの枠組みによる自己点検・評価および内部質保証に関する基本的な考え方や運用状況を教職員間で共有しており、全学的な理解と参画を促す体制を整えている。特に、TSRマネジメント報告会において各学部長・研究科長による報告を通じて、学部・研究科レベルの課題や改善方策を全学的視点から把握・検証する機会を確保している。また、内部質保証のための全学的な方針および手続については、「大正大学内部質保証方針」及び「TSRマネジメントによる自己点検･評価規程」を策定し、学内外に公表している。このことにより、本学における内部質保証の基本的な考え方、体制、責任の所在および手続を明確化している（根拠資料2-1【ウェブ】、2-2【ウェブ】、2-3【ウェブ】）。

「大正大学内部質保証方針」については、建学の精神「智慧と慈悲の実践」、教育ビジョ

ン「４つの人となる」､中長期計画および「学部･大学院の人材養成並びに教育研究の目的」を踏まえて、教育研究活動を含む大学の諸活動について、質の向上を図るとともに、教育･学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任において説明していく恒常的・継続的なプロセスとして内部質保証を推進することを基本方針として定めている。また、全学、学部学科・研究科専攻、研究所において内部質保証の役割分担を整理するとともに、内部質保証を支える機能としてFDおよびIRの役割を明確化し、これらを通じて教育改善および学修支援の質向上につなげる体制を構築している。自己点検・評価の結果は、TSRマネジメントシート及び自己点検・評価報告書を通じて可視化され、全学的な検証および改善に活用されている。

さらに、総合政策会議、常任理事会、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会等の会議体による報告・審議を恒常的に実施しており、自己点検・評価の結果は、各種会議体を通じて検証され、必要に応じて改善方策の立案および実施につなげている。

（教育の企画・設計とその実施に関して、全学的な調整や支援を行っているか。）

本学における教育の企画・設計とその実施は、カリキュラム大綱及びカリキュラム編成方針を起点として、年度単位で明確に示された編成スケジュールに基づき、組織的かつ計画的に進められている。2026（令和８）年度に向けた教育課程の企画･設計にあたっては、６月から７月にかけて総合政策会議及び教学運営協議会においてカリキュラム大綱・編成方針の審議・協議を行い、その後、学科・専攻において学位授与方針（DP）及び教育課程編成・実施方針（CP）との整合性を踏まえた具体的なカリキュラム案の整理を行っている。このプロセスを通じて、教育の企画・設計を全学方針と各教育組織の教育目標の双方に基づいて行う体制を確保している（根拠資料2-4、2-5、2-6）。

教育の実施段階に先立ち、各学科･コースでは、CACL（カリキュラム･アセスメント･チェックリスト）を活用した点検・評価を実施している。学位授与方針（DP）に基づく学習成果の達成状況を体系的に点検する全学共通の評価枠組みであり、カリキュラムの検証・点検・評価でもある。CACLに基づく自己評価報告書では、教育課程の構造、授業科目間の体系性、学修成果の可視化状況等について整理を行い、その結果を「CACLを活用した自己評価報告会」において学科横断的に共有・検証している。この報告会では、他学科・他コースの教員やFD委員等からの意見を通じて、教育の企画・設計が教育実施において適切に機能しているかを相対化して確認しており、次年度以降のカリキュラム改善に資する知見を得ている（根拠資料2-7）。

そして、CACLによるカリキュラムレベルの評価結果は、TSRマネジメントシートに反映され、学科・専攻、学部・研究科、全学という段階的な自己点検・評価の枠組みの中で確認している。TSRマネジメントシートでは、教育の企画・設計段階で設定した目標と、実施後に得られた学修成果や課題を関連付けて整理することにより、教育活動の妥当性と改善点を明確化している。このことにより、教育の企画・設計とその実施が分断されることなく、年間を通じた教学マネジメントの中で一体的に管理されている。

加えて、学生調査や成績情報等のIRデータを収集・分析し、教育改善や意思決定を支援する仕組みとして、教学IR推進部会及びEM研究所が中心となり、CACLやTSRマネジメントシートで用いられる各種データの分析を支援している。IRデータの活用により、教育の企画・設計段階では客観的データに基づく課題把握が可能となり、教育実施後にはそ

の効果検証を通じて、次年度のカリキュラム編成や授業設計へと反映させる循環が確保されている（根拠資料2-8）。

また、教育の企画･設計とその実施を実質的に後押しする全学的な支援策として、「学科･専攻教育改革特別施策（学長裁量経費）」がある。本施策は、学科･大学院専攻が主体となり、特色ある教育・学修支援活動、ハイフレックス型教育の推進、LMS等を活用した学修成果の可視化といった教育改革上の重点領域に関する取組を、大学が支援することを目的としている。各学科・専攻から提出された教育改革実施計画書については、学長・副学長等による全学的な選考・ヒアリングを経て採択され、学長裁量経費として予算措置が講じられる仕組みとなっている（根拠資料2-9、2-10）。

以上のように、本学では、カリキュラム大綱・編成方針に基づく計画的な教育の企画・設計、CACLを用いた実証的な点検・評価、TSRマネジメントシートによる組織的な自己点検・評価、IRによるデータに基づく検証を相互に連動させることで、教育の企画から実施、評価、改善に至るプロセスが全学的に機能する体制を構築している。

（自己点検・評価とその実施に関して、全学的な調整や支援を行っているか。）

①学部・研究科

本学運営方針であるTSR「５つの社会的責任」の枠組みに基づき、学部、研究科、学科、研究科専攻単位での自己点検・評価を実施している。方法については、学科長・専攻長が点検・評価を実施した結果に基づき、学部長・研究科長が学部・研究科単位での点検・評価を実施する。そして、学部・研究科の点検・評価結果に基づき、大学・大学院単位での総括・検証を学長・副学長が行っている。これらは、各会議体における教職員への点検・評価結果の共有と上位者による段階的な検証を実施しており、教育活動を定期的に改善に結び付ける取組を制度化していると言える。

自己点検･評価のプロセスについては、次のとおりである。まず、「TSRマネジメントシート（学科版･専攻版）」を、代議員会･大学院委員会において学科長･専攻長に依頼し、学科･専攻ごとに点検・評価を実施している。TSRマネジメントシートは、５つの枠組みに基づいて点検・評価を行うように設定している。すなわち、「優れた教育・研究」、「充実した学生生活」、「特色ある社会貢献・地域連携」、「ミッションに基づく学風の醸成」、「TSRに基づく大学運営」に大別され、各々の細目について長所・特色、改善点・今後の課題等を評価する。なお、この評価項目については、学生に対する満足度調査や授業評価アンケート、コンピテンシーを測定するアセスメントテスト、休退学・GPA等の学生情報、学科・専攻の運営上の情報を用いて評価を行うように各データが入った形での評価を実施している。さらに、「３つのポリシーに基づく取組の点検･評価」、「点検･評価結果（総論）」、「今後の計画・目標等」の項目を定めて、具体的な記述を求めている。末尾には「KPI（目標値）の設定」を設けて定性的なデータに基づく目標も定めることとしている。そして、点検･評価結果は、学科会議、専攻会議等の会議体で審議し、所属教員に共有されている（根拠資料2-11、2-12、2-13）。

次に、学部･研究科ごとの取組を明確化して課題と改善点を明らかにするために、「TSRマネジメントシート（学部・研究科）」の作成を、教学運営協議会において学部長・研究科長に依頼している。このマネジメントシートは、前述の学科・専攻の報告書に準じて、学部・研究科としての取組を総括できる書式になっている。その書式は、学科・専攻同

様の５つの事業分類に大別されている。その５領域については、「評価・検証」の欄が設けられ、学科・専攻の「長所・特色」及び「改善点・今後の課題等」に関する記述を求めている。この記述によって、学部・研究科の特色や教育の内容を客観的に把握することができる。さらに、このシートには「点検・評価結果（総論）」及び「今後の計画・目標等」欄があり、ここでも具体的な記述を求めている。学部・研究科の点検・評価結果についても、学部教授会・研究科委員会を学部・研究科ごとに開催し、学部長・研究科長が作成した「TSRマネジメントシート（学部版・研究科版）」を所属教員で共有し、教育研究活動等の検証をしている（根拠資料2-14、2-15）。

そして、「TSRマネジメント報告会」という名称で、毎年７月に点検・評価結果の報告の場を設けている。報告会では、「各学部･研究科報告（点検･評価）」という表題の学部長･研究科長作成による「TSRマネジメントシート（学部版）」と「TSRマネジメントシート（研究科版）」を合わせた資料を配布し、学部と研究科の一年間の活動を教職員に周知している。当日は、学部長・研究科長から、教学を中心とした取組に関して、口頭での報告を実施している。TSRマネジメント報告会の開催の意義は、本学の学部及び研究科の教育の現状と課題を全教員で共有することである。教員は所属する学部・研究科だけではなく、他の学部・研究科の取組や評価について参考にすることができる（根拠資料2-16、2-17、2-18）。

各学部・研究科の総括にあたる「点検・評価結果（総論）」及び「評価・検証」の内容とTSRマネジメント報告会における学部長・研究科長の口頭報告を受けて、学部・研究科ごとの次年度以降に求められる今後の方向性と全学的課題の総括を、学長・副学長が９月に全学的な教授会（教授会連合会）における「TSRマネジメント報告」として実施している。さらに、３月の全学的な教授会（教授会連合会）においては、学長より翌年度の方針を説明している（根拠資料2-19、2-20、2-21）。

これらによって、大学としての全学の現状を総括し、優れた点や問題点を整理し、将来に向けた方策を見定めている。TSRマネジメントシート及びTSRマネジメント報告会等の取組を行うことにより、学部・研究科等の教学のPDCAサイクルが年間を通じて機能している（根拠資料2-22）。

②授業評価

個々の授業においては、学科長・教務主任等の役職者が責任を持ち、学科会議等における点検を経てシラバスが公開されている。シラバスには「授業の到達目標･DPとの関連性」という項目があり、学生が身につけることのできる能力を意識した授業運営を行うように各教員が取り組んでいる。そして、授業の運営については、FDや各会議体において点検･評価を行っている（根拠資料2-23、2-24、2-25、2-26）。

加えて、学生による授業評価アンケートを全授業において実施し、結果について集計・分析を行い、各授業の改善を図っている。授業評価アンケートについては、副学長・学部長から構成される授業評価アンケート検討会を実施しており、各授業の評価についての検証、学生からの意見に対するフィードバックも実施している（根拠資料2-27【ウェブ】、2-28、2-29、2-30）。

③研究所

研究所は１年間の点検・評価結果である事業報告を研究所会議で審議した後、研究所運営協議会において研究所長が事業を報告している。研究所運営協議会の構成員は、理事長、

常務理事、専務理事、学長、副学長、基礎となる学部長、事務局長、研究所長、研究副所長等である。なお、地域構想研究所は事業報告書を毎年発行している（根拠資料2-31、2-32、2-33、2-34、2-35、2-36、2-37【ウェブ】）。

④学修支援センター

学修支援センターが担当する共通教育科目については、全学の教育ビジョンである「４つの人となる」に基づき設定された教育目標と育成する資質・能力の達成状況を可視化するため、TSRマネジメントシート（第Ⅰ類科目版）を用いた体系的な自己点検・評価を実施している。具体的には、探究科目、データサイエンス科目、リーダーシップ科目、総合英語において、授業設計、学習成果、学生の学習行動や満足度等を踏まえた点検・評価を行い、その結果を教授会連合会において報告し、全学的な共有と検証を行っている（根拠資料2-38、2-39、2-40、2-41）。

⑤教職課程

教職課程を実施する全学的オフィスは「教職支援オフィス」であり、教職課程に係る教育内容及び運営状況については、同オフィスが中心となって自己点検・評価を実施している。点検・評価にあたっては、教職課程の履修状況、教職実践演習の成果、教育実習の実施状況等を踏まえ、課題や改善点の整理を行っている。これらの点検・評価結果については、大学自己点検・評価委員会に報告し、全学的な観点からの検証を受けている（根拠資料2-42、2-43）。

また、教職課程に関する点検・評価結果については、透明性の確保と説明責任を果たす観点から、本学ホームページにおいて公表している（根拠資料2-44【ウェブ】）。このことにより、教職課程における教育の質保証と継続的改善が組織的に図られている。

⑥事務局

事務局における自己点検・評価については、「大学自己点検・評価委員会」が自己点検・評価の方針及び手続等を明示した上で、委員である事務部長及び学長補佐が中心となり、大学運営に関する各部署の取組について点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書として同委員会に報告している。このことにより、教育・研究活動を支える管理運営体制についても、全学的な内部質保証の枠組みの中で検証を行っている。

また、学校法人としての事業計画に基づく取組については、事務局各部署が事業の進捗状況及び成果を会議体において報告し、常任理事会及び理事会の承認を経て、事業報告書として取りまとめ、公表している（根拠資料2-45、2-46、2-47【ウェブ】）。以上のように、大学運営及び法人運営の両面から、計画・実行・評価・改善のサイクルが確保されている。

⑦全学

全学的な自己点検・評価を実施する機関として、「自己点検・評価統括委員会」及び「大学自己点検・評価委員会」を設置している。「自己点検・評価統括委員会」は理事長を委員長とし、常務理事、専務理事、学長、副学長、事務局長及び担当事務部長で構成され、大学全体の自己点検・評価に関する基本方針を示している。一方、「大学自己点検・評価委員会」は学長を委員長とし、事務局長、学長補佐、事務部長を委員として、実務的な自己点検・評価の取りまとめと検証を担っている。自己点検・評価の実施体制及び方法等については、「自己点検・評価統括委員会」の方針の下、学長が委員長を務める「大学自己点検・評価委員会」が、学部・研究科・事務局等における点検・評価結果を総合的に検証

し、「自己点検・評価報告書」として取りまとめている。本報告書については、点検・評価結果が翌年度以降の施策に確実に反映されるように、総合政策会議及び常任理事会にも報告を行っている。

学内の各組織が相互に連携しながら自己点検・評価・報告・改善を行う体制を整備することで、内部質保証の実効性を高めている。学長・副学長が教学マネジメントの観点から学部･研究科への助言を行うとともに、「自己点検･評価統括委員会」及び「大学自己点検･評価委員会」を通じて、各階層の点検・評価結果を集約し、上位層による評価と全学的な検証を行っている。具体的な改善にあたっては、点検・評価結果を「総合政策会議」に報告し、改善・向上に向けた方策について審議を行い、その内容を踏まえて学長・副学長が各会議体において学部長・研究科長等の教員役職者に指示を行っている。点検・評価結果を改善・向上へと結び付ける内部質保証の推進については、「総合政策会議」が中心的な役割を担っている。

⑧IR

本学は、2015（平成27）年にIR･EMセンターを設置し、教学に関する情報の収集･分析･提供等を実施し、学内の教育改善に貢献してきた。IR活動は、IRコンソーシアム学生調査やTSR総合調査等の学生への全学調査を実施した上で、調査結果と学生の諸情報を組み合わせた分析を実施しており、全教職員に向けた報告会等を実施している。加えて、学部・研究科や事務局が実施する学生へのアンケートについての集計や分析、アンケート項目の精査等の相談も受け付けており、学習成果の可視化や教育改善に必要なデータを提供し、内部質保証システムへの貢献を果たしている（根拠資料2-48【ウェブ】、2-49、2-50、2-51）。

そして､IR･EMセンターを発展･解消する形として､2020（令和２）年度に学長の下に「教学IR推進部会」を設置し、学生の諸情報の収集･分析･可視化･提供等を推進している（根拠資料2-52、2-53【ウェブ】、2-54、2-55、2-56）。

また､エンロールメント･マネジメント研究所を2017（平成29）年に設置した。エンロールメント・マネジメントに関する情報（学生募集・入試・休学や退学の防止・奨学金政策等を中心とする総合的な機関情報）の収集・分析・提供、教育アセスメントに関する情報の収集・分析・提供を目的としており、教学IR推進部会と連携して情報の可視化・分析・提供・相談等を行っている。なお、分析結果等については、「教学IR推進部会ニューズレター」として全教職員へ発信している（根拠資料2-57、2-58【ウェブ】、2-59、2-60、2-61）。

加えて、EM研究所は、EMIR勉強会というシンポジウムや研究会の開催、他大学等との共同研究、IRに関する研究成果である紀要の発行等も実施している（根拠資料2-62、2-63【ウェブ】、2-64【ウェブ】）。

⑨FD

FD委員会及び教務部が主体となり全学FDを推進している。全学FDの内容は、３つのポリシーに基づく教育活動の改善及び質の向上を目的とした研修を実施している。テーマとしては、「CACLに基づく自己評価報告会」、「生成AIが教育に与える影響」、「建学の理念に基づく新しい学力観の育成方法」、「自律的学習者の育成」、「オンデマンド授業の設計」等であり、教育の質の向上を目的とした学部・研究科の全学的な支援・助言を実施してい

る（根拠資料2-65、2-66、2-67、2-68、2-69）。

（大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。）

第一に、自己点検・評価のPDCAサイクルの運用プロセスについては、「大正大学内部質保証方針」に定められている。自己点検・評価のスケジュールや方法、検証・改善・向上等については、自己点検・評価統括委員会が実施体制・実施方法・評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、翌年度の自己点検・評価の方法・スケジュール等を決定している。これらについては、学部長・研究科長等の教員役職者にも会議体を通じて確認や周知を行っている等、自己点検・評価制度の円滑な運用を行っている。

第二に、教育課程の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については、総合政策会議における審議の他、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長、学長補佐、教務部長及び学生支援部長をもって構成する「教学運営協議会」において教育課程の編成及び運営に関する事項を毎年審議し、改善・向上を図っている。共通教育科目である第Ⅰ類科目については、「第Ⅰ類コーディネーター会議」を設置しており、構成員は、学修支援センター及び各学科の専任教員から選出されるコーディネーターである（根拠資料2-70、2-71）。これらの会議については、「大正大学総合政策会議規程」、「大正大学教学運営協議会規程」及び「第Ⅰ類科目運用規程」を定め、明示している。なお、審議内容については本学教職員であれば閲覧することが可能である（根拠資料2-72、2-73、2-74）。

第三に、教育課程については、アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会を毎年開催しており、各学科・コースにて作成した「自己評価報告書」をもとに、卒業生の学位授与方針（DP）の達成状況、アセスメント実施内容、今後のカリキュラムや教育方法の改善点等について、グループワークを通じて報告をすることとしている。DP達成度、その判断に至った根拠、アセスメント手法・内容、カリキュラムや教育方法における今後の改善点（何が課題で、これからどのようにカリキュラム・教授法を改善し、教育の質を向上させるのか等）、昨年の自己評価報告書であげた改善策から今年反映できたこと・できなかったことを検証し、教育活動の検証・改善・向上及び次年度の教育課程の企画・設定へと繋げている（根拠資料2-75、2-76、2-77）。

（学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。）

点検・評価結果については、大正大学内部質保証方針に基づき、外部の有識者から評価を行っている。 2025（令和７）年度においては、TSRマネジメントについて評価を行った。結果については、認証評価研修会や教授会連合会への報告、翌年度のTSRマネジメントの参考にして、外部の視点を取り入れている（根拠資料2-78、2-79、2-80、2-81【ウェブ】）。

また、カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会においては、外部の高校教員も参加しており、研修会において高校教員を含めた意見収集を行い、高校の視点を活用して自己点検・評価に反映している。高校教員の意見として、学習成果の可視化に関する評価が妥当であることや高大連携の観点からも外部の視点を取り入れた評価とカリキュラム改善の重要性が再確認された（根拠資料2-82、2-83）。

学生の意見については、学生満足度調査としてのTSR総合調査を実施しており、自由記

述も設けている。調査結果については、教学IR推進部会における審議や各会議体への報告、担当事務局へのフィードバックを行い、改善のための参考にしている。定量的な情報については、各学科の傾向や各情報と組み合わせた分析も提供しており、改善のための具体的なデータにしている（根拠資料2-84）。また、「知識集約型社会を支える人材育成事業」における実地査察の学生ヒアリングにおいて、第Ⅰ類科目・学融合ゼミナール・第Ⅲ類科目アントレプレナーシップ育成教育に関する意見聴収の結果を学内に公開して改善を行った。

さらに、2025（令和７）年度より、「内部質保証における学生参画」という授業を設けて、学長・理事長・副学長・学長補佐が学生の意見を聴取して、教育改善のための参考意見としている（根拠資料2-85、2-86、2-87、2-88、2-89、2-90、2-91）。

（行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか）

大学評価後の改善については、2020（令和２）年度に実施された大学基準協会による大学評価の結果、「基準４ 教育課程・学習成果」において、１件の改善課題を提言された。研究科専攻において、学位授与方針（DP）に明示した学生の学習成果を適切に把握し、評価しているかが課題となった（根拠資料2-92【ウェブ】）。

そのため、学長・副学長を中心に、改善課題の確認等を担当学長補佐・研究科長・専攻長等と行い、総合政策会議の承認の下、2021（令和３）年２月から2022（令和４）年５月にかけての教学運営会議、大学院委員会、学長補佐会議の各会議体での審議を経て、改善を推進した（根拠資料2-93、2-94）。

改善の具体的な内容については、「大正大学学位論文審査内規」について、仏教学研究科仏教学専攻、文学研究科宗教学専攻、史学専攻及び国文学専攻において、専攻会議、総合政策会議、教学運営協議会、大学院委員会の会議体において審議・確認をし、2021（令和３）年９月にDPに基づく内規となるように改正し、各専攻の修士論文・博士論文審査基準も明文化した（根拠資料2-95、2-96）。

また、各専攻の大学院生の学習成果について、学位授与方針（DP）に基づく論文審査結果の検証等を含むFD報告を、仏教学研究科仏教学専攻、文学研究科宗教学専攻、同史学専攻及び同国文学専攻に対して、2021（令和３）年11月の大学院委員会において求め、各専攻における審議・検討の依頼を行い、結果について、学長・副学長・学長補佐による確認･検証を2022（令和４）年４月の学長補佐会議で行った（根拠資料2-97､2-98）。そして、2022（令和４）年５月の教学運営協議会・大学院委員会でも研究科長・専攻長を含めて結果の確認・検証を行った（根拠資料2-99、2-100）。以上の取組を改善報告書として大学基準協会に提出し、改善が図られたことが確認された（根拠資料2-101【ウェブ】）。

文部科学省大学設置・学校法人審議会による情報科学部に関する指摘については、各会議体で共有し、就任予定教員や事務局において整理・検討を行っている。具体的には、教育内容の明確化、教員体制の持続可能性、学生確保および財務基盤の安定性、教学監査に関する事項等である。これらの指摘・助言は、教学・組織・財務を横断した改善を求めるものであり、2025（令和７）年以降の教学運営および内部質保証体制の重要な課題として位置付けられる。なお、監事による教学監査についは、2025（令和７）年度から実施している（根拠資料2-102【ウェブ】、2-103、2-104、2-105）。

評価項目②
大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。
＜評価の視点＞
・教育研究活動、自己点検･評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

（教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか）

本学は「大正大学情報公開規程」に基づき、本学の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的に、教育研究活動、点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を本学ホームページに全て公開している。公開内容については、「学校教育法施行規則」に全て対応したものであり、TSRの理念に基づいた説明責任を果たしており、2025（令和7）年度の「学校教育法施行規則」の改正にも対応している（根拠資料2-106、2-107、2-108、2-109）。

また、学生への授業評価アンケートの集計結果である「学生による授業評価報告書」の作成及び学生調査である「TSR総合調査」を実施し、教育改善や教育支援の充実、学生募集、入試改革、高大接続等のためのデータとして活用している。結果については本学ホームページに公開し、説明責任を果たしている。これらの情報は毎年度更新を行い、情報の正確性、信頼性を担保している（根拠資料2-110【ウェブ】）。加えて、機関リポジトリ、学部・大学院ブログ、フェイスブック等の手段による教育研究活動の情報発信を行っている（根拠資料2-111【ウェブ】、2-112【ウェブ】）。

さらに、ホームページの情報公開と連動した大学ポートレートの確認・更新を各学部、各研究科、各部署へ毎年度依頼し、公開された情報の再確認を行っている（根拠資料2-113）。

加えて、各種のメールマガジンや事務連絡により情報を全教職員へ発信し、重要な情報を定期的に提供している（根拠資料2-114、2-115、2-116）。

（教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか）

学生の学習実態･学習上の成果についても、大正大学のホームページ「内部質保証」、「情報公開」のページにおいて公開している。資格取得者数、大学IRコンソーシアム学生調査、授業評価アンケートにおける学習時間、TSR総合調査といった学生調査における学生自身の自己評価のデータ等、能力の伸長を公開している。

例えば、学生の学習実態については、大学IRコンソーシアム学生調査および授業評価アンケートの結果を用い、授業外学習時間や授業への主体的な取組状況を公開している。授業に「真剣に取り組んだ」と肯定的に回答した学生の割合はおおむね70%前後で推移しており、一定水準の学習が維持されていることが確認できる。これらの結果は、単年度にとどまらず経年比較の形で示すことにより、教育改善の進捗状況を社会に対して分かりやすく説明している（根拠資料2-117【ウェブ】、2-118【ウェブ】、2-119【ウェブ】、2-120【ウェ

ブ】、2-121【ウェブ】)。

評価項目③
内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を行っていること。
＜評価の視点＞
・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検･評価し､その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

(内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。)

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の点検・評価・検証については、自己点検・評価統括委員会で確認している。法令や答申、大学基準協会の大学評価基準（点検・評価項目）等に基づき、翌年度の自己点検・評価の基準、体制、方法及びプロセスを審議・決定している。また、学長・副学長の報告により、各項目の自己点検・評価を適切に実施しているかどうかの確認を行い、必要がある場合は代議員会・大学院委員会を通じて改善の指示をしている。

加えて、TSRマネジメントシートによる学科･研究科専攻の自己点検･評価については、TSRの枠組みにおいて、４段階による自己評価を実施し、改善点や今後の課題についても報告を行っている。また、学部・研究科のTSRマネジメントシートにおいては､「次年度の目標」を記入している。これらの評価に基づく検証を学長・副学長が行い、教授会連合会において、点検・評価結果を確認している。

改善・向上に取り組んだ事項については、次のとおりである。

第一に、TSRマネジメントシートの評価項目ついては、2020（令和２）年度分のTSRマネジメントシート（学科・専攻）から、IRデータを用いたシートへと改正し、客観的な指標に基づく評価を行うことができるようにした。また、他学科や経年についてのデータを参照できるように情報提供を行っている（根拠資料2-122、2-123)。そして、2025（令和７）年度より､「教授会連合会TSRマネジメント報告への対応」及び「学長方針への対応」という欄を設けて、学長・副学長による検証結果への対応や学長による方針への対応について報告を行うこととした（根拠資料2-124)。このことにより、各学科・専攻における自己点検・評価が、学長・副学長による全学的な検証と接続し、教学マネジメントにおける方針共有と改善指示の実効性が高まった。結果として、TSRマネジメントシートが単年度の自己評価にとどまらず、全学的な意思決定と改善の循環を支える基盤として機能する体制を整備した。

第二に、事業計画に基づく事務局各部署の事業報告についても、様式と方法を改善し、中期計画との関係、年度計画、KPI、主管部署及び関連部署、取組・進捗状況、総括・翌年度に向けて（長所・改善点等）を年に４回報告することとした（根拠資料2-125、2-126)。

第三に、TSRマネジメント報告会や教授会連合会TSRマネジメント報告において、点検･

評価結果の検証・報告を実施している。点検・評価結果に基づく学部長・研究科長、学長・副学長による課題の検証により、改善を促進することができている。学長・副学長においては、各学部・研究科に対して「今後、各学部に求められる方向性について」という枠組みでの報告を実施している（根拠資料2-127、2-128）。教授会連合会は９月と３月に開催しており、９月には学長・副学長による点検・評価結果の検証、３月は学長による方針を策定している。

また、内部質保証体制については、全学的な自己点検・評価として、自己点検・評価統括委員会及び大学自己点検・評価委員会において検証・確認を行っており、総合政策会議及び常任理事会が改善を推進する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

2020（令和２）年度より、TSRマネジメントシートは、IR活動による学生の諸情報を学科・専攻ごとに提供し、経年比較、学科間比較をできるようにしている。また、大学IRコンソーシアム学生調査も実施しており、他大学の学生の情報と本学の学生の比較も行うことができる。このことにより、客観的なデータに基づく点検・評価・検証・改善を各学科・専攻で行うことができ、内部質保証の充実に資する取組であると言える（根拠資料2-129）。

TSRマネジメントシートによる点検・評価に係るIRデータの他、教学IR推進部会は、事務局IR担当部署及びEM研究所を窓口として、学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路に関するアンケートの集計やクロス集計・可視化等の相談や提供も実施しており、各学科や事務局が実施する教育・学修支援活動の質保証を向上させている（根拠資料2-130、2-131）。

課題については、内部質保証体制においてPDCAサイクルの推進が適切であるかどうかの検証、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための外部有識者・学生の意見聴取についての共有と改善、学生の学修成果についての全学的検証や整理等も継続して推進していく必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

2015（平成27）年度より始めたTSRの枠組みによる自己点検･評価及び改善については、継続して推進しており、TSRマネジメントシートを基盤としてPDCAサイクルが機能・浸透していると言える。本学は、学部・学科・研究科・研究科専攻の位相による自己点検・評価を行っており、それらの結果をTSRマネジメントシートにより整理･可視化した上で、大学・大学院としての自己点検・評価及び検証・総括を行っている。全学的な自己点検・評価としては、大学自己点検・評価委員会及び自己点検・評価統括委員会による点検・評価及び総括・検証を実施しており、自己点検・評価報告書を作成する等、自己点検・評価及び内部質保証の取組を適切に実施している。

これらの取組については、カリキュラム・アセスメント・チェックリスト（CACL）を用いた教育課程レベルでの点検・評価と、教学IR推進部会等による学生調査や学修成果データに基づく分析・検証を通じて、TSRマネジメントシートに記載された点検・評価内容の妥当性を多面的に確認している。点検評価結果は、TSRマネジメント報告会、教授会連合会、総合政策会議及び局議会等の会議体において報告されるとともに、自己点検・評

価に関する説明会・研修会を実施するなど、全教職員への共有や支援を行う取組として位置付けられている。点検・評価結果に基づく改善の推進については、総合政策会議が中心となり、各会議体を通じて学部・研究科等への改善の指示・連絡を行っている。また、事業計画に基づく事業報告を事務局各部署が行い、担当部署による進捗報告も行っている。

加えて、３つのポリシーに関しては、2020（令和２）年度に新たな教育活動や理念を踏まえた全学版の３つのポリシーに改訂した。それは、Society5.0で実現する変化の激しい知識集約型社会を生き抜くための新たな目標として、「新共生主義」及び「地域人スピリット」を掲げ、学際的な研究・学融合型の教育を推進することや、地域主義の立場に立ち、どの学部、学科で学んでいても地域を愛し、生活の基礎となる地域の活性化のためにアントレプレナーシップを発揮して貢献することを明記したものである。あわせて、各学科の学位授与方針（DP）における「思考力・判断力・表現力」についても、「知識集約型社会を見据えて、自らの専門分野の学問領域と他の学問領域を統合的に学び、多面的・重層的な思考をすることで、複雑で多様な現代社会の課題に応えることができる」という資質・能力を増補し、新たなカリキュラムを開始することとした（根拠資料2-132【ウェブ】、2-133）。

2024（令和６）年度には、（１）全学版「３つのポリシー」は改訂・増補を重ねたことにより内容の重複等が見られたこと、（２）第４次中期計画で示された教育の方向性及び新しい学力観を反映する必要が生じたこと、（３）アドミッション・ポリシー（AP）について新学習指導要領への対応が求められたことから、全学版の３つのポリシーを改正した。この全学版３つのポリシー及び「10の力」に基づき、2025（令和７）年度より、各学科における３つのポリシーについても改正を行い、各授業における到達目標との関連をシラバスに明示している（根拠資料2-134【ウェブ】、2-135、2-136、2-137）。

今後は、学修成果の可視化に関する全学的取組として確立された方法に基づき、各学生が修得した「10の力」をグラフで可視化し、その結果を学科および全学の教育改善に活用していく予定である。各学生のグラフは、履修した授業科目ごとの成績と、当該科目に設定された重点DPとの対応関係を掛け合わせて算出された数値により積み上げた棒グラフと、学生自身が1年を振り返り入力したルーブリックを元にしたレーダーチャートの二種類で表示する。これらのグラフは学生個人内での成長の過程を把握するためのツールとして用いることを前提としており、学生間の単純な優劣比較を目的とするものではない。そのため、活用にあたっては、新入生ガイダンスや学科ガイダンス等の機会を通じて、数値の算出根拠や読み取り方について丁寧な説明を行い、学習意欲の低下や自己肯定感の毀損を招かないよう配慮する方針としている。また、学科ごとの教育方針やカリキュラム構造の違いにより、特定の「力」に偏りが生じ得る点についても、Ⅰ類科目等による補完関係を含めて総合的に解釈することが必要である（根拠資料2-138、2-139、2-140、2-141）。

以上のように、グラフを用いた学習成果の可視化は、「10の力」を基軸とする全学共通の内部質保証の取組として位置付けられており、2026（令和８）年度以降、各学科の教育改善と学生の主体的な学びの促進を両立させるための中核的な手法として運用していく方針である。

なお、本取組の最終的な目的は、学習成果を単に数値として把握・評価することにあるのではなく、学生一人ひとりが自らの学びを意味を考え、成長の過程を主体的に振り返り、

将来のキャリア形成につなげていく点にある。学習成果の可視化は「学生の学びとキャリア形成を支援すること」を本旨とし、数値のみで学生の成長を測るのではなく、学生自身の自己評価やふりかえりを促す仕組みとして機能させる必要性がある。すなわち、レーダーチャートは教育改善のための管理指標であると同時に、学生が自らの学修プロセスや自己変容を捉えるための対話的ツールとして位置付けられており、こうした活用を通じて、学修者本位の教育を実質化し、本学における教学マネジメントの確立につなげていくことを目指している。

第３章　教育研究組織（本文）

１．現状分析

評価項目①
大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。
＜評価の視点＞
・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

（大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。）

学部・研究科は、2025（令和７）年５月１日現在、６学部３研究科を設置している。学部及び研究科名は、仏教学部、人間学部、臨床心理学部、文学部、表現学部、地域創生学部、仏教学研究科、人間学研究科、そして文学研究科である（根拠資料3-1【ウェブ】）。

各学部・研究科の人材養成並びに教育研究上の目的については、「学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程」及び「大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程」に定めており、建学の理念を具現化するため、各学部・研究科の専門性を活かし、地域や社会に貢献できる人材を養成するとある（根拠資料3-2【ウェブ】、3-3【ウェブ】）。

学部の教育研究組織は、時代の要請により学科名称及び教育課程に変遷があるものの、1926（大正15）年の開学以来、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」の根幹をなす教育研究領域として人文科学系の学問を中心に発展してきた。2010（平成22）年には、建学の理念に基づく教育ビジョンと現代社会のニーズを踏まえて、仏教学部、表現学部を開設した（根拠資料3-4【ウェブ】､3-5【ウェブ】）。さらに､2016（平成28）年には､特色ある教育･研究活動を目指すための改革・改善努力を行う一方で、それぞれの職業領域や地域社会で自ら課題を発見・解決して積極的に貢献できる人材を養成することを目的として、心理社会学部及び地域創生学部を開設した（根拠資料3-6【ウェブ】、3-7【ウェブ】）。

地域創生学部は､「経済学」の学士を付与する学部であり、本学創立以来90年の歴史の中で初めて設置された社会科学系の学部である。大乗仏教の根本精神「智慧と慈悲の実践」と大正大学の社会的責任（TSR）の視点から、現在の日本が抱える最大の社会的課題である地域問題を解決し、これからの地域を担う人材を育成する学部が社会から求められると考え設置した。本学のこれまで実施してきた地域貢献・社会連携活動も同学部設立の基礎となっている（根拠資料3-8【ウェブ】）。

2024（令和６）年度には、18歳人口の減少を勘案し、本学においても志願者の減少、志願者の年内受験志向への流れを受け、教育の質的充実に加えて、教育組織を常に見直すこととし、将来を見据え、教育組織改編として下記を実行した。

【表現学部】

現在の表現学部の強みを生かし、社会的ニーズの要請に応えて、新規にライフデザインコースを設置し、２学科体制にする。

表現文化学科
　ライフデザインコース

クリエイティブライティングコース
情報文化デザインコース
メディア表現学科
放送・映像メディアコース
アート＆エンターテインメントワークコース

【地域創生学部】

社会共生学部公共政策学科を地域創生学部に移行し、地域創生学科・公共政策学科の２学科体制とすることで、両学部に分散している受験者数を「地域創生」のキーワードのもとに集約する。地域創生学科と公共政策学科間で共通科目を設定し、地域創生に貢献するリーダーを育成する。

【人間学部】

心理社会学部を人間学部へ移行し、人間科学科・社会福祉学科の２学科体制とすることで、現代社会の多様で複雑な課題に対し、「人間」を基軸に学問領域を再編し、他者と協働して主体的に解決できる人材を育成する。

【臨床心理学部】

本学の臨床心理学の専門性・研究実績・歴史の強みを生かして、心理社会学部臨床心理学科を「臨床心理学部」として独立させる。臨床心理学科に臨床心理コース・対人コミュニケーションなどを学ぶ教養型コースを新設することで､幅広い層の受験者獲得を目指す。

以上のように、時代のニーズにあわせて、学部学科の構成を全学的に見直し、新たに臨床心理学部を設置し、表現学部にはメディア表現学科を設置した。そして、人間科学科と社会福祉学科から構成される人間学部、地域創生学科と公共政策学科から構成される地域創生学部とあわせて、現在の６学部11学科とした（根拠資料3-9、3-10、3-11【ウェブ】）。

臨床心理学部設置の趣旨については、社会課題の状況変化を踏まえて本学における臨床心理学の伝統と教育・研究の独自性をより明確に社会に打ち出すことを目的としている。人の心の理解と心理的援助について、より高度で専門的な理論及び技術を修得した優秀な専門職の養成が求められており、伝統と実績について一層明解な形でその独自性を社会や教育界に発信していくために、臨床心理学科の１学科をもって臨床心理学部とし、社会からより理解されやすい環境の中で求められる人材の養成をする（根拠資料3-12､3-13【ウェブ】）。

メディア表現学科の設置については、現在の表現文化学科における教育の中でも特に現代性と社会的ニーズの高い分野（放送・映像メディアコースとアート＆エンターテインメントワークコース）を１つの学科として再構築し、さらなる充実・発展を図ることを目的とした（根拠資料3-14、3-15【ウェブ】）。

社会福祉学科及び人間科学科で構成される人間学部を設置する目的は、現代社会における様々な課題の解決という観点から本学における学領域を整理し、人間科学の知見や、社会における人間と人間との関わり･共生といった根源的かつ幅広い基盤的視点に立ちつつ、今日的課題に対して他者と協働しながら主体的・積極的に対峙する人材の育成である。設置する２学科においては、心理学・社会学・身体科学といった「人間」に関する学問領域を幅広く扱い、また、体験的授業を多く設定することにより、他者と協働して課題解決に当たるための実践力やコミュニケーション能力の育成に重点を置いて教育・研究活動を展

開していくこととしている。なお、この度の設置に伴い、既存の社会共生学部社会福祉学科及び心理社会学部人間科学科については2024（令和６）年度より募集停止とする（根拠資料3-16、3-17【ウェブ】）。

そして、2026（令和８）年度より、情報科学部を設置する。情報科学部の設置については、DXの急速な進展と、知識集約型社会への移行を背景として行うものである。とりわけ、行政・産業・地域社会の各分野において、データサイエンスや情報技術を基盤として課題解決を行う人材需要が恒常的に高まっており、文系・理系の枠を越えた実践的な情報活用力を備えた人材育成が求められている。こうした社会的要請を受け、本学では建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を現代的に展開し、情報技術を人と社会のために活用できる人材を育成することを目的として情報科学部の設置を構想した。あわせて、国の成長分野に対応した教育研究組織への転換が必要であるとの判断に基づくものである（根拠資料3-18、3-19、3-20【ウェブ】）。

本学研究科の教育研究組織については、学部の教育組織を基礎とし、より高度な教育研究を行うことによって、各分野の研究者及び実務家を養成する組織として、仏教学研究科、人間学研究科、そして文学研究科の３研究科を設置している。2001（平成13）年に仏教学研究科、人間学研究科を設置して３研究科体制となって以来、大学の理念・目的を達成するため、地域や社会に貢献できる指導的人材を養成している（根拠資料3-21【ウェブ】）。

また、本学は、学則第６条により大正大学綜合仏教研究所、大正大学カウンセリング研究所、大正大学地域構想研究所、大正大学エンロールメント・マネジメント研究所及び大正大学情報科学研究所の５研究所を設置している（根拠資料3-22【ウェブ】、3-23【ウェブ】、3-24【ウェブ】、3-25【ウェブ】、3-26、3-27、3-28、3-29）。これらの研究所は上記の設置目的にあるとおり、学則に基づき、本学の建学の理念を踏襲する研究組織として開設以来有意な研究活動を展開していると言える。

そして、第４次中期計画及び教育ビジョン・運営ビジョンの具現化、本学の社会的責任（TSR）に基づく教育・学習支援のために事務局・事務機構・センターを設置している。学修支援センターや課外活動支援センター等については、専任教員を配置して、事務局と連携して教育・学習支援活動を行っている（根拠資料3-30【ウェブ】、3-31、3-32）。

評価項目②
教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

（教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。）

教育研究組織に関わる事項については、常任理事会及び総合政策会議が、志願者状況・社会的ニーズ・ステークホルダーからの意見・学内の事業報告等をもとに点検・評価を行

い、学部・研究科の改組やその他の組織の設置・廃止を審議している。学生・企業に対するTSR総合調査に加えて、事務局より志願者・受験者・入学者、学生支援、課外活動、教育課程、進級・卒業、学生行事、研究支援、地域・社会連携、国際交流、留学、奨学金等の情報を恒常的に報告することにより、学内外の情報を総合政策会議が把握している。そして、社会的需要や学内の諸情報に基づき、常任理事会及び総合政策会議が改善・向上を図っている。

学部・研究科の教育研究活動や研究所等の事業活動の現状把握の方法については、次のとおりである。

第一に、学部・研究科の教育研究活動の現状把握については、TSRマネジメントシート及び計画や取組、点検・評価結果を総合政策会議に報告している。また、学生の諸情報、学科の傾向等については、全学向けの学内IR報告会（データサミット）を行い、分析・検証等の報告や意見交換を毎年度実施している。

第二に、研究所については、研究所運営委員会を実施して、理事長、常任理事、専務理事、学長、副学長、研究所の基礎となる学部の学部長、事務局長等に当該年度の事業の成果報告及び次年度の事業計画を説明し、点検・評価を行っている。そして、各研究所ともに紀要を発行し、研究成果を報告している。なお、地域構想研究所は、「大正大学地域構想研究所事業報告書」において、以下の改善を行ったことを明示している。

①人材育成プログラムの再設計（地域戦略人材塾のカリキュラムを実践型に強化）
②地域DX推進事業の追加（自治体の日常業務の改革、合理化事例や人材難に関する対策等を共有することで政策提言につなげる）
③防災・減災プロジェクトの拡充（地域住民参加型ワークショップを新設）
④自治体首長が参加のトップサロン開催

また、エンロールメント・マネジメント研究所の取組については、大正大学EMIR勉強会を開催し、学外の有識者や実務家とともに内部質保証に関する事例研究や意見交換を行っている（根拠資料3-33【ウェブ】、根拠資料3-34【ウェブ】）。

第三に、学修支援センターについては、第Ⅰ類科目等についての点検・評価結果を教授会連合会へ報告している（根拠資料3-35）。昨年度の目標に対する改善についても記載している。

第四に、全学的な点検・評価に基づく改善・向上として、「TSRマネジメントによる自己点検・評価規程」に基づく全学的な点検・評価結果（自己点検・評価報告書）を常任理事会及び総合政策会議に報告し、教育研究組織の適切性について改善・向上を推進している。

（点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。）

本学は、時代の要請と社会的ニーズに合わせて学部学科の改組や組織の設置を図ってきた。2014（平成26）年以降については、前述した地域創生学部、心理社会学部を設置し、社会的要請に応えてきた。また、日本文化の領域に関する豊かな知識と教養を兼ね備え、社会や地域の文化向上や活性化に貢献できる人材の養成を目的として、従来の文学部人文学科日本語・日本文化コースを改組し、2015（平成27）年に日本文学科を設置した。

また、本学の新たな使命として現代日本における地域創生や地域課題解決のための基礎

研究を行い、独自に政策を構想し、学術的な英知を集め、地域の連携（地域内連携、広域地域連携）を促し、地域創生のための新しい価値を「共創」する「地域構想研究所」を2014（平成26）年度に設置した。同研究所での取組を基盤に、地域創生学部の長期の地域実習プログラムの実施を行う等の教育活動との連携を行っている。さらに、客観的なデータに基づく大学改革の必要性が求められることから、エンロールメント・マネジメント研究所を2017（平成29）年度に設置した。

2020（令和２）年度に設置した社会共生学部については、学部が中心に据える「社会共生」概念のもと、２つの学科（公共政策学科、社会福祉学科）を設置し、学部教育の理念は、「理論知」と「実践知」の繰り返しを提供することによって知識の融合と確かな実践力を養い、社会共生の理想を総合的に体得した人材を育成していくことにある。

そして、2024（令和６）年度に設置した人間学部、臨床心理学部、メディア表現学科については、改組によって新たに誕生する学部のミッションを明確にすることで、教育・研究の両分野において社会や地域からのニーズや期待に応えていく姿勢を打ち出すようにしている。

2025（令和７）年度には、DXの進展や知識集約型社会への移行を背景として、データサイエンスや情報技術を基盤に社会課題の解決に貢献できる人材の育成が強く求められていることを踏まえ、理工系新学部として情報科学部の設置を進めている。情報科学部は、情報技術を人と社会のために活用するという本学の建学の理念「智慧と慈悲の実践」を現代的に展開し、文理の枠を超えた実践的な情報活用力を備えた人材を育成することを目的とするものであり、社会的要請と大学の中長期的発展の双方に対応した教育研究組織の整備として位置付けられる。

教職課程については、教職支援オフィスを設置し、大学の教員養成に関する理念に基づき、教職課程の自己点検･評価を実施し、結果を大学自己点検･評価委員会に報告している。全国私立大学教職課程協会の基準を参照し、会議の定期開催や教職員の連携により、点検･評価を行っている。

以上のように、本学は教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、その時々の要請に的確に応じた改革を実現してきた。例えば、現代社会が抱える地域課題や文化振興への期待を踏まえ、地域創生学部や心理社会学部を設置したことは、単なる学科再編に留まらず、社会と連携した実践的な教育・研究の基盤を強化する狙いがあった。学内外からの多様な期待に応えるための具体的な施策が講じられてきた。そして、2024（令和６）年度に設置された新たな学部や学科の再編は、これまでの伝統にとらわれず、未来の社会や地域が求める変革の実現に向けた明確なミッションの下、教育・研究の両面でさらなる飛躍を目指す姿勢を反映している。さらに2026（令和８）年度に設置する情報科学部については、データサイエンスや情報技術を基盤に、地域課題や社会課題の解決に資する実践的な教育研究を展開することで、文理融合型の新たな教育研究組織として全学の機能強化に寄与することを目指している。本学は既存学部との連携を通じて教育研究の相乗効果を高め、社会の急速な変化に対応可能な人材養成体制を一層強化していく。

これら一連の改革は、時代の変化に柔軟に対応しながらも、常に社会全体の発展と地域主義を志向する本学の先進的かつ実践的な取組を象徴しているといえる。

２．分析を踏まえた長所と問題点

長所については、教育研究組織の改善・設置とその取組により、地域主義の大学であるという認知が外部に広がっている。文科省の「大学による地方創生の取組事例集」や総務省の「地域力創造グループ2024（令和６）年度補正予算」の地域・地方自治体と大学・学生との連携事例にも掲載されている（根拠資料3-36【ウェブ】、3-37【ウェブ】）。さらに、文部科学省の地域大学振興に関する有識者会議においても地域創生学部の地域実習が取り上げられ、本学教員と学生が報告を行った（根拠資料3-38【ウェブ】、3-39【ウェブ】）。

問題点については、これまでの学部改組･新設を通じて、本学が培ってきた「地域志向」「実践重視」「文理融合」という本学らしさを発信していく必要がある。2026（令和８）年度に設置を予定している情報科学部については、成長分野をけん引する高度専門人材の育成という社会的要請に応えるものである一方、その教育内容や地域との関係性、既存学部との連続性について、より説明が求められる。今後、情報科学部が本学の教育研究組織の中でどのような役割を果たし、地域や社会にいかなる価値を提供するのかについて、検討をしている。

加えて、情報科学部の教育研究分野は、デジタル技術やデータサイエンスを基盤とし、国際的な技術動向や知識循環と不可分であるにもかかわらず、国際交流を全学的に統括する専門組織が設置されていない点は、構造的な課題である。情報科学部の設置を見据えた国際連携戦略や､教育課程と連動した国際交流の体系化が十分に図られていない。実際に、学生調査における「留学制度や国際交流等」に対する満足度は､「どちらでもない」と回答した学生が59.8%であり、制度の存在や教育的意義が学生に十分共有されていない可能性が示唆される。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、2016（平成28）年に「地域人材の育成を標榜する大学」という機能を強化し、日本が直面する地域の諸課題と正面から対峙し、課題を解決し、地域に新しい価値を創生する人材を育てるために「地域創生学部」を設置した。その後、2020（令和２）年度に、総合学修支援機構DAC（現：学修支援センター）を設置し、文理融合・学融合・データサイエンスなどの学習を基盤にアントレプレナーシップの育成を目標とし、本学が目指す「社会・地域の課題解決を担う新しいリーダー“地域戦略人材”」の養成に取り組むことができた（根拠資料3-40【ウェブ】、3-41【ウェブ】）。

これらの組織により､「新時代の地域のあり方を構想する地域戦略人材育成事業」が文部科学省の採択事項「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択され、society5.0時代（デジタル化社会）に対応することができる地域戦略人材の育成を推進している。また、地域戦略人材事業の取組の一環として、データサイエンス教育の全学必修があり、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシープラス）」に認定された（根拠資料3-42【ウェブ】）。

以上のように、本学は、地域実習やフィールドワーク等の理論と実践の融合、文理横断･学融合・データサイエンス・アントレプレナーシップなどの新しい知識を一つに集約し、学生の「実行･実践する力」を向上させるべく教育改革へのチャレンジを続けてきた。データサイエンス教育については、地域課題をデータに基づいて捉え、解決策を提案する学修

成果が、「ミタカ・ミライ研究アワード」等での受賞として、学生の活躍としても現れている。加えて、アントレプレナーシップ育成教育については、ピッチコンテスト等の実践的な取組を開催し、学生の意識や行動様式に変化を促す取組として展開している（根拠資料3-43【ウェブ】、3-44【ウェブ】）。

そして、これまでの100年で培った人文・社会科学系の教育・研究と理系教育を組み合わせることにより、従来の学問領域の枠組みを超えたアプローチを実現し、新しい時代のニーズへの取組を推進している。政府が推進するデジタル田園都市国家構想に掲げる「成長分野をけん引する高度専門人材」の育成に向けて、情報科学部を2026（令和８）年度に設置する。環境や文化を切り口として、デジタルを活用した地域課題解決や新価値創造を想定している（根拠資料3-45【ウェブ】）。

情報科学部は、２つの学科で構成されている。１つ目はグリーンデジタル情報学科であり、地球環境保護および地域発展のためにデジタル技術を活用し、システムを的確に提案し、地域の課題を把握した上で実際にシステムを構築する能力を備えた人材を育成する。２つ目はデジタル文化財情報学科である。文化財や自然遺産を保護し、かつデジタル技術を活用して、それらを効果的に管理・活用できる人材を育成する。この学科では、社会のニーズを的確に把握し、設計・構築し、価値を生み出せる人材の育成を目指す。２つの学科を通じて社会的なニーズを的確に捉え、地域と連携することが本学にとって非常に大きな資産となる。この資産を最大限活用しながら、学部の設計を推進していく。情報科学部の基本方針は、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を基に、文理融合型のデジタル人材を育成することである。情報技術を中心に据え、AI、データサイエンス、情報システム、ソフトウェア開発に関するスキルを身につけるだけでなく、上流工程のニーズ把握や仕様構築までを担える能力を持つ人材を養成する。また、文理融合の視点から、人文科学・社会科学と情報技術を組み合わせた学びを提供する。そして、単なる知識の習得に留まらず、プロジェクトマネジメントやシステム思考、リーダーシップの育成を通じて、地域課題やグローバルな課題に対応できる能力を養うことを重視する。今後、自治体・企業・ITベンダーと協力し、ユーザー企業や自治体において即戦力となる人材の育成を目指す。特に、情報技術を活用して地域課題を解決する能力を養うことが、本学部の特色となる。また、PBL（プロジェクトベースド・ラーニング）を軸としたカリキュラムの実施、オンライン教育の充実、資格取得支援、公務員対策講座の提供などを進め、学生の学びを支援する体制を整えていく（根拠資料3-46）。

情報科学部の設置により、2026（令和８）年度には、７学部13学科体制となる。地域創生学部設置から、本学の教育改革が推進できたことを考えると、情報科学部が確固たる教育方針を持ち、他学部にも良い影響を与える形で波及させることができれば、大学全体としても発展につながる可能性を秘めている。従来の学部においても、データサイエンス教育を必修としており、情報のスキルをしっかりと身につけ、活用する人材の育成をあわせて推進していく。

以上を総合すると、本学は地域創生学部の設置以降、一貫して「地域」および「実践」を軸とした教育改革を推進し、地域実習やフィールドワークを中核とする教育の定着、ならびにデータサイエンス教育の全学必修化や新学部設置準備といった具体的成果を着実に上げてきたと評価できる。これらの取組は、社会や地域の課題解決に主体的に関与できる

人材育成という本学の教育理念を、教育研究組織の整備を通じて具体化してきた点において意義が大きい。

一方で、創立100周年を契機とした次段階の発展に向けては、教育改革の成果を大学全体の価値として可視化し、理念を学生・教職員・社会が共有できる形で具現化していくことが求められている。そのためには、教学・研究・社会連携を支える事務局機能の高度化を進め、データに基づく企画立案や改善を可能とする体制整備が不可欠である。また、情報科学部の設置を見据えると、国際的な知の循環や研究支援への対応を含めた横断的な支援体制の構築が必要であり、教育研究組織全体としての国際性および研究支援機能の強化が今後の重要な課題として位置付けられる。

第４章　教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
仏教学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_buddhist_studies/
文学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_literature/
表現学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_communication_culture/
人間学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_human/
臨床心理学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_clinical_psychology/
地域創生学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_regional_creation/
仏教学研究科	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/gs_buddhist_studies/
人間学研究科	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/gs_human/
文学研究科	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/gs_literature/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の２第１項

授業期間及び単位計算

学期制区分	各学期の授業週数	１コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称
４学期制	７週	100分	https://www.tais.ac.jp/guide/info/degree/ ・履修要項
備考：			

単位設定			
授業形態	１単位当たりの学習時間（うち、授業の時間）	規程（条項）	URL・印刷物の名称
講義	45時間	学則第44条第1項	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
備考：			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定

学部・学科名、学年等	履修登録単位の上限値	期間	成績優秀者への緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
仏教学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
文学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
表現学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
人間学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
臨床心理学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
地域創生学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
備考：「履修科目の登録単位数の上限に関する規程」に基づく。表現学部・地域創生学部は第３クォーターのみ10単位が上限値。					

※関係法令：大学設置基準第27条の２、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。
※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の２第２項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（ＧＰＡ値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。
※どのような考え･設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置､除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等(注)の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
仏教学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
文学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
表現学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
人間学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
臨床心理学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
地域創生学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
仏教学研究科（博士前期課程）	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
人間学研究科（博士前期課程）	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
文学研究科（博士前期課程）	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
仏教学研究科（博士後期課程）	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
人間学研究科（博士後期課程）	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
文学研究科（博士後期課程）	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
備考：			

※関係法令：大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、
専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、
大学院設置基準第16条及び第17条、
専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条
注：［学士］大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
［専門職大学］専門職大学設置基準第24条から26条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）
［修士・博士］大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）
［専門職］専門職大学院設置基準第13条の２、第14条、第21条、第21条の２、第22条、第27条、第27条の２及び第28条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
仏教学研究科（博士前期課程）	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2025.pdf ・大正大学大学院履修要項
人間学研究科（博士前期課程）	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2025.pdf ・大正大学大学院履修要項
文学研究科（博士前期課程）	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2025.pdf ・大正大学大学院履修要項
仏教学研究科（博士後期課程）	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2025.pdf ・大正大学大学院履修要項
人間学研究科（博士後期課程）	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2025.pdf ・大正大学大学院履修要項
文学研究科（博士後期課程）	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2025.pdf ・大正大学大学院履修要項
備考：		

※関係法令：学校教育法第172条の２第３項、大学院設置基準第14条の２第１項
※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）

研究科等名称（学位課程別）	学位論文審査基準（注１）規程・URL	特定課題研究審査基準（注２）規程・URL
仏教学研究科（博士前期課程）	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
人間学研究科（博士前期課程）	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
文学研究科（博士前期課程）	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
仏教学研究科（博士後期課程）	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
人間学研究科（博士後期課程）	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
文学研究科（博士後期課程）	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
備考：		

※関係法令：学校教育法第172条の２第３項、大学院設置基準第14条の２第１項
注１：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
注２：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法［*］

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
仏教学部仏教学科	卒業論文・卒業研究に対して、担当教員による評価と口述試験を実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業論文チェックシート
心理社会学部人間科学科	卒業論文に対する口述試験を通して担当教員がDPで示された資質・能力の達成状況を評価。学生生活全般に対する調査を実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、学生生活調査
心理社会学部臨床心理学科	卒業論文・卒業研究に取組、その成果については主査・副査を中心とする口頭試問によって評価。アンケート調査を実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業時アンケート
文学部人文学科	DP達成度を卒業論文及び「卒業時アンケート」によって確認。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業時アンケート
文学部日本文学科	卒業論文を課し、主査・副査による口述試問を含め、DPの修得状況を総合的に評価。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業時アンケート
文学部歴史学科	卒業論文、DP達成度・到達度調査の実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業時アンケート
表現学部表現文化学科	卒業研究・卒業制作とその発表を対象に担当教員が評価と口述試験を実施、質問紙法の実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業時アンケート
地域創生学部地域創生学科	卒業研究とその発表に対して、担当教員による口述試験を行った上で評価。 質問紙法の実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業時アンケート
社会共生学部公共政策学科	複数の教員による口述試験を行った上、DPに示された資質・能力等の獲得状況を学科として評価、形成的な評価の実施・総括的な調査の実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、卒業時アンケート
社会共生学部社会福祉学科	卒業研究を課し、その成果を発表する場として口頭試問審査発表会を開催する。グループで協働・分担したプロセスや作成した成果物に対しては、複数の教員の合議に基づき、DPの達成状況を総合的に評価する。卒業時にはカリキュラムルーブリックに基づくアンケートを実施。	CACL、大正大学学位論文審査内規、ルーブリック、卒業時アンケート
仏教学研究科仏教学専攻	総括的な学習成果として修士論文を課し、複数教員の合議により口述試問を行う。 大学院生に対するアンケート及び教員による会議によって、カリキュラムアセスメントを実施。	大正大学学位論文審査内規 修士論文・博士論文審査基準 仏教学研究科論文チェックシート 専攻FD議事録 TSR総合調査大学院生調査
人間学研究科社会福祉学専攻	修了時には、成果報告書・修士論文を、研究指導に関する科目での研究進捗状況を踏まえた上で、DPで示した資質・能力の達成状況にもとづき評価。	大正大学学位論文審査内規 研究成果報告書評価基準 （ルーブリック） TSR総合調査大学院生調査
人間学研究科臨床心理学専攻	修士論文への取組とその成果に対して、主査・副査を中心とする口頭試問及びルーブリック評価を実施。 口述試験を通して担当教員により評価することによって、DPで示された資質・能力の達成状況を評価。	大正大学学位論文審査内規 修士論文・博士論文審査基準 ルーブリック TSR総合調査大学院生調査

人間学研究科人間科学専攻	研究内容の質を担保するために、学術研究発表会等発表の機会を設ける。 博士学位論文の審査基準を設けて評価。	大正大学学位論文審査内規 修士論文・博士論文審査基準
文学研究科宗教学専攻	括的な学習成果として修士論文を課し、２名以上の教員の合議により口述試問を実施。 カリキュラム改善のため、大学院生に対するアンケート及び教員による会議を実施。	大正大学学位論文審査内規 専攻FD議事録 TSR総合調査大学院生調査
文学研究科史学専攻	担当教員による評価と口頭試験を行い、ＤＰに示された資質・能力の達成状況を評価。カリキュラム改善のため、大学院生のアンケート及び担当教員による会議を実施。	大正大学学位論文審査内規 史学専攻研究状況アンケート 論文審査基準 TSR総合調査大学院生調査
文学研究科国文学専攻	修士論文を課し、主査･副査のみならず、その他の教員も参加した形の口頭試問を含め、DPの修得状況を総合的に評価。	大正大学学位論文審査内規 修士論文・博士論文審査基準 国文学専攻DP達成度確認シート TSR総合調査大学院生調査
備考：2024（令和６）年度、心理社会学部、社会共生学部募集停止。人間学部人間科学科・社会福祉学科設置。 地域創生学部公共政策学科設置。表現学部メディア表現学科設置。		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
仏教学部	2025（令和７）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
文学部	2025（令和７）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
表現学部	2025（令和７）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
人間学部	2025（令和７）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
臨床心理学部	2025（令和７）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
地域創生学部	2025（令和７）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
仏教学研究科	2025（令和７）年度・研究科委員会	TSRマネジメントシート
人間学研究科	2025（令和７）年度・研究科委員会	TSRマネジメントシート
文学研究科	2025（令和７）年度・研究科委員会	TSRマネジメントシート
備考：2024（令和 ６）年度人間学部、臨床心理学部、地域創生学部改組		

第４章　教育・学習（本文）

１．現状分析

評価項目①
達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。
＜評価の視点＞
・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

（学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。）
（上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。）

本学は、2016（平成28）年度に、全学版の３つのポリシーを策定し、本学の教育理念に基づく「３つのポリシーの一体的策定」を行った。全学版の３つのポリシーに基づき、学科、研究科専攻には見直しのための指針や方向性を示し、DPについては、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会の「３つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき、学生が身につける能力・資質を定めている。そして、大学ホームページ等を通じて社会に公表するとともに、在学生には履修要項等により明示した（根拠資料4-1【ウェブ】、4-2）。

2020（令和２）年度には、全学版DPに、Society5.0型社会を生き抜くための新たな目標として、「新共生主義」及び「地域人スピリット」という新たな概念と教育方法を明記した。また、学融合教育の実施にあたり、全学科のDPについて「知識集約型社会を見すえて、自らの専門分野の学問領域と他の学問領域を統合的に学び、多面的･重層的な思考をすることで、複雑で多様な現代社会の課題に応えることができる」という文言を増補した（根拠資料4-3【ウェブ】、4-4）。

そして、2024（令和６）年度には、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を具体的な学習成果へと接続するため、教育ビジョン「４つの人となる」の実現に資する学力観を全学共通の枠組みとして「10の力」と定義した。この「10の力」は、知識・技能の修得にとどまらず、主体的に課題を発見し他者と協働して解決に向かう力を含むものであり、学習成果を横断的に整理・把握するための基盤として位置付けた（根拠資料4-5【ウェブ】、4-6）。

そして、全学的な検討を行い、「10の力」を基盤として全学の３つのポリシーを改正し、本学としての教育の方向性と学習成果の到達目標を明確化した。さらに、全学方針として改正された３つのポリシーとの整合性を確保する観点から、各学科において「10の力」を共通軸とした３つのポリシーの改正を行い、入学前から卒業時までの教育課程全体を通じた一貫性を高めた。2025（令和７）年２月からは、「10の力」に基づく学修成果の把握と検証を目的として、LMSを活用した学習成果の全学的プロジェクトを設置し、３つのポリシーに基づく教育の実質化と内部質保証の強化に向けた取組を推進している（根拠資料

4-7、4-8、4-9、4-10、4-11）。

評価項目②
学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
＜評価の視点＞
・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
※　具体的な例
・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

（学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。）

・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。

本学は、各学科の授与する学位と整合し、専門分野の学問体系にも適合した授業科目を開講している。仏教学部では仏教学、宗学、国際教養、仏教文化遺産に関する幅広い知識と研究方法を修得する科目を設け、卒業論文・研究を通じて実践的な学びを深めている。文学部では哲学･宗教文化、日本文学、歴史学などの学問体系に沿った専門科目を提供し、研究・考察能力の向上を図っている。人間学部では人間科学や社会福祉に関する基礎的・応用的な学びを展開し、現場での実践を重視している。臨床心理学部では心理学の理論と臨床実践のバランスを考慮したカリキュラムを構成し、実験や実習を通じて専門的能力を養成している。表現学部ではメディア表現、文化表現などの分野における実践的教育を行い、創造的な発信力を身につける授業を展開している。地域創生学部では公共政策や地域創生に関する専門知識を体系的に学べるカリキュラムを整備し、社会課題の解決に向けた実践的な能力を培っている（根拠資料4-12【ウェブ】、4-13【ウェブ】、4-14、4-15）。

以上のように、教育課程全体として、専門分野の基礎知識と応用力をバランスよく育成する構成を採用し、卒業時には各学科に応じた学位が授与されるように体系的な履修が可能となっている。

・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。

本学では前期共通科目としての第Ⅰ類科目、各学科の専門科目としての第Ⅱ類科目、後期共通科目としての第Ⅲ類科目といった科目群を次のとおり設けている。

①第Ⅰ類科目（根拠資料4-16【ウェブ】、4-17【ウェブ】、4-18【ウェブ】、4-19）

前期共通科目である第Ⅰ類科目は、大学での学びに必要なアカデミックスキルズや探究手法による協働・実践力を付けることを目的に、文理融合のデータサイエンス教育、学融合型教育を実施し、統合型の教養教育により主体的な学修態度や課題研究・解決力を通じて、現代社会に必要な資質・能力を育成する。具体的には、①探究科目（自己理解・キャリア意識の促進をテーマとする「人間の探究」、仲間との協働による社会課題への取組をテーマとする「社会の探究」、自然をめぐる問題の探究をテーマとする「自然の探究」）、

②データサイエンス（データドリブンな思考を高め、社会の課題を解決し、価値を創造していく人材を目指す）、③リーダーシップ（人間の探究で取り組んだ自分自身を理解する力をさらに深め、卒業後のキャリアプラン設定と行動計画を立てる）、④総合英語（対面授業とeラーニングシステムを用い、自律的な学修を通じて総合的な英語力を強化する）を開設している。

②第Ⅱ類科目（根拠資料4-20）

第Ⅱ類科目については、専門教育科目であり、学部教育の根幹をなす科目群である。その構成は学科によって異なるものの、およそ基礎ゼミナール、学科の基礎分野･研究方法、専門ゼミナールと卒業論文・研究から成り立っている。

③第Ⅲ類科目（根拠資料4-21【ウェブ】、4-22【ウェブ】、4-23【ウェブ】、4-24、4-25）

第Ⅲ類科目については、全学共通科目として、教職･諸資格、自己研鑽、アントレプレナーシップ育成教育プログラムに関する科目で構成され、各自の将来の目標や、専門の学びから視野を広げるための科目が開設されている。第Ⅲ類科目は、卒業までに24単位以上修得が必要である（ただし、第Ⅱ類科目として修得した単位を、20単位まで第Ⅲ類科目に繰り入れることができる）。なお、アントレプレナーシップ育成教育プログラムに配置される基礎科目「超スマート社会論」「新共生社会論」「地域人イズム論」「アントレプレナーシップ論」の４科目のうち２科目は全学生が必ず履修・修得する必要がある。本学におけるアントレプレナーシップ育成教育は、起業そのものに限定せず、課題発見力、構想力、他者と協働して価値を創出する力の涵養を重視しており、社会実装を見据えた実践的学修を特徴としている。具体的には、段階的な学修を可能とするコース制が導入されており、基礎的理解を目的とする導入科目から、プロジェクト型学修や外部連携を伴う発展科目へと発展的に履修できる構造となっている。これにより、学生は自身の関心や将来像に応じて学修段階を選択でき、専門分野の学びと横断的に接続しながら、主体的な学修成果の蓄積を図ることが可能となっている。

④修士課程、博士課程（根拠資料4-26【ウェブ】、4-27【ウェブ】、4-28）

大学院設置基準第14条に基づく昼夜開講制を実施しており、社会人でも研究活動に取り組めるように時間割と科目を配している。修士課程、博士課程ともに、講義・演習系科目のコースワークと特殊研究等のリサーチワークが開講されており、大学院学則において必修、選択が定められている。また、大学院研究科共通科目を開設しており、自身の専攻に開講される専門科目に加え、近隣領域や各自の関心ある分野の学びを履修することにより、幅広い視野と知識を身につけることを目的として、授業担当教員に相談した上で履修することが認められている。

・到達目標の明確化（根拠資料4-29、4-30）

各授業科目の到達目標については、シラバスに次のように明記している。学生が授業終了時に具体的にできるようになる行動を明確に示し、到達目標は一文につき一つの目標を設定し、「～できる。」の形で記述し、観察可能な行動で表現している。また、授業がカリキュラム全体の目標（DP）と整合性を持つことを明示するため、関連する学科・専攻の学位授与方針（DP）の番号を各目標の末尾に記載し、学生が学修の意義を理解できるように明確にしている。

・主要授業科目（根拠資料4-31【ウェブ】、4-32）

主要授業科目については、各学科のDPに基づき、学位取得に必要な能力を育成するために設定される科目として、学科ごとの養成する人材像や教育方針と整合性を持たせることが求められ、必修科目や選択科目の中から主要なものを各学科が選定している。これらの科目は学内外に公開され、基幹教員の要件とも関連する。大学設置基準の改正に伴い、ホームページへ公開し、シラバスにも明記している。

・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。

教育課程の編成・実施方針については、学科、研究科専攻（修士課程、博士課程）ごとに定めている。その方針に基づき、各学科・研究科専攻ごとに教育課程の体系と教育内容を示すカリキュラムマップとしてホームページにおいて広く一般に公表するとともに、在学生に対しては入学時に配布される履修要項において卒業時までの科目一覧とその授業科目区分及び授業形態を示している上に、DPに基づくカリキュラムツリーも示しており、年次・学事配当及び学びの過程を可視化している（根拠資料4-33、4-34【ウェブ】）。

また、１・２年次に履修する前期共通教育科目「第Ⅰ類科目」においては、大学での学びに必要なアカデミックスキルズや探究手法による協働・実践力を付けることを目的に、文理融合のデータサイエンス教育、学融合型教育を実施し、統合型の教養教育により主体的な学修態度や課題研究・解決力を通じて、社会に必要な資質・能力を育成することを明示している（根拠資料4-35【ウェブ】、4-36【ウェブ】、4-37、4-38）。

そして、第Ⅰ類の各科目では、様々なタイプのグループワークを実施している。最初は意見交換や感想など簡単なワークから、最終的には課題解決型グループワークによるアウトプット作成とプレゼンテーションまでを段階的に実施しており、コミュニケーション力など「他人と協働する力」を高めている。さらに、高校から大学への円滑な導入を意識した科目「人間の探究Ⅰ～Ⅲ」では、探究学習スキル、さらにはキャリアデザインの能力を育むことを目的として、高校から大学、大学から社会へ円滑に移行する学生教育を提供している。キャリア教育は「リーダーシップⅠ～Ⅲ」に引き継がれ、２年間にかけて卒業後を見据えたキャリア意識を醸成している（根拠資料4-39【ウェブ】、4-40【ウェブ】、4-41、4-42）。

・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定

本学は、全学クォーター制を導入している。授業は100分であり、大学設置基準に基づき、単位を認定している。教室内の授業の他、事前事後の学習も含めて45時間で１単位を付与することを学生に明示している。また、各学期にキャップ制を設け、履修することのできる単位の制限を行っている。修士課程及び博士課程はセメスター制としており、講義・演習は２単位、実験・実習・実技は１単位と大学院履修要項に明示している（根拠資料4-43、4-44）。

評価項目③
課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

＜評価の視点＞

・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※　具体的な例

・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

（授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。）

授業形態および授業方法については、各学部・研究科において定めている学位授与方針（DP）に示された資質・能力を総合的に修得した学生を育成することを目的として、教育課程の体系的な編成を行っており、その方針はカリキュラム・ポリシー（CP）において明確に位置付けられている。具体的には､講義科目により理論的基盤を形成するとともに、演習科目や実習科目、プロジェクト型学習（PBL）等を通じて、理論と実践の往還を重視した教育方法を採用しており、学部・研究科の教育研究上の目的および課程修了時に求められる学習成果との整合性を確保している（根拠資料4-45、4-46）。

特に、地域社会や企業等と連携したフィールドワーク科目や、アントレプレナーシップ育成教育を正課教育の中に位置付けることで、学生が実社会の課題に主体的に向き合い、課題発見力、課題解決力、協働性を段階的に涵養する学修機会を提供している。これらの取組は、知識の理解にとどまらず、知識を活用し実践へとつなげる能力の育成を目的としたものであり、教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容となっている（根拠資料4-47、4-48）。

また、学修成果の把握および可視化を図るため、LMS（UR-note）を全学的に導入し、授業資料の共有、課題提出、振り返り記録、ポートフォリオ機能等を活用することで、学生自身が学修過程と成果を振り返る仕組みを整備している。このことにより、教員は学生

の到達状況を継続的に把握し、授業改善や学修支援に反映させることが可能となっている。（根拠資料4-49、4-50）。

さらに、カリキュラム編成方針においては、専門分野の体系的深化に加え、文理横断型科目や学部横断型科目を通じたクロスディシプリン教育を導入しており、異なる学問分野の知見を結び付けながら多面的・複合的に物事を考察する力の育成を図っている。これらの教育内容は、現代社会の複雑化する課題に対応できる人材の育成という教育目標に合致しており、学生に対して多様な視点から思考する機会を提供している（根拠資料4-51、4-52）。

授業における評価方法についても、筆記試験による知識理解の確認に加え、レポート、プレゼンテーション、グループディスカッション、成果物評価等を組み合わせて実施しており、知識の定着度のみならず、思考力、表現力、協働性といった実践的能力の評価を重視している。特に、PBLやグループワークを伴う授業では、学生が主体的に学修に参加し、相互に学び合う学習環境が形成されており、学位授与方針（DP）に掲げる資質・能力の修得に一定の効果を上げていると考えられる。

（ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。）

文部科学省告示に基づき、オンデマンド型の遠隔授業を行う際には、①学生からの相談に速やかに応じること、②学生の意見交換の機会を確保することの両要件を満たすよう指導している。これに基づき、各担当教員が「統括的な留意事項」欄に具体的な対応方法を明記するよう求め、オンデマンド授業における学修支援体制を明確化している（根拠資料4-53）。

例えば、UR-noteのメッセージ機能を通じて履修者への連絡・質問対応を行うほか、UR-note掲示板を活用した意見交換の場を設けるなど、学生間および教員との双方向的な学びの機会を確保している。このような取組は、オンデマンド授業においても主体的・協働的な学修を促進する仕組みとして機能している（根拠資料4-54、4-55）。

（授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。）

・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。

第Ⅰ類科目において、学生の多様性を踏まえた適切な指導等を実施している。「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」については、同時間帯に開講する6クラスであり、各科目のねらいの範囲内で扱うテーマが異なっており、学生は興味のあるテーマについて選ぶことができる。「データサイエンス」については、入学時に実施する「基礎学力調査」の数学と「学習状況調査」の結果によりクラス分けを実施している。なお、2024（令和6）年度よりアドバンスクラスを設置し、ハイレベルな学生のニーズに対応した。「総合英語」においても入学時に実施する「基礎学力調査」の英語によりクラス分けを実施している（根拠資料4-56、4-57、4-58）。また、仏教学科で開講している基礎仏教学や仏教漢文という授業についても、学生の習熟度にあわせて開講している（根拠資料4-59、4-60、4-61）。

・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。

各クォーターにおける履修登録単位数の上限単位数を設定し、学生の適切な学修計画に

基づいた無理のない履修ができるよう配慮している。すなわち、履修登録数の上限を定める制限単位数をクォーターごとに12単位（表現学部・地域創生学部第３クォーターのみ10単位）として定め、学生が無理なく履修できることを心懸けている。履修できる単位数の上限を定めたことによって、1 週間の平均受講科目が10科目（１科目を２単位とした場合）となり、学生自身が計画的に４年間の履修を行うことができる（根拠資料4-62、4-63）。

・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか）。

シラバスの作成および活用については、大学設置基準に基づく全学共通の方針として策定された「シラバス記入要領」を全教員に配付し、これに準拠した形で作成をしている。シラバス記入要領では、授業のテーマ、授業の目的、到達目標、授業形態、授業計画、成績評価方法、授業外学修の内容および学修時間等について、学生が当該科目を履修する意義や学修の到達点を具体的に理解できるよう、学生を主語とした記述を求めており、特に到達目標については「～できる」という表現を用いた観察可能な行動動詞による記載と、学位授与方針（DP）との関連性を明示することを必須としている（根拠資料4-64、4-65）。

そして、各科目の担当教員が所定の入力期間内にシラバスを作成・登録した後に、学科長･専攻長等を責任者とするチェック体制の下､全開講科目を対象として「シラバスチェックリスト」に基づく点検を実施しており、授業の目的が「なぜこの科目を学ぶのか」という観点から明確に示されているか、到達目標とDPとの対応関係に齟齬がないか、評価方法が到達目標と整合し形成的評価と総括的評価の双方を含んでいるか等、項目ごとに詳細な確認を行っている。点検の結果、改善が必要と判断された場合には、チェックリスト上に具体的な改善指示を明記したうえで担当教員にフィードバックし、修正後に再確認を行う運用を徹底している。こうした確認プロセスを経て確定したシラバスは、履修登録開始前に次年度分を一括して公開しており、学生が年間を通じた学修計画を主体的かつ計画的に立案できる環境を整備している（根拠資料4-66、4-67）。

授業評価アンケートについては、授業の質や学習の成果に関する多岐にわたる項目が設けられている。教員の取組について、授業の到達目標が明確に示されているか、シラバスに沿った授業運営がなされているか、学生が目標を達成できるような指導が行われているかを問う内容が含まれている。また、事前学習や事後学習の必要性についての指示があったか、教材や教具の活用が適切であったか、教員が学生からの質問に十分に対応していたかといった点も評価の対象となっている。学生自身の取組に関する項目もあり、授業目標に向けて真剣に取り組んだか、疑問点を解決するために質問や調査を行ったか、授業を通じて自身の成長を実感できたかについて回答する形式になっている。さらに、受講した科目への関心の高まりや、その授業が今後の学習や人生にどのように役立つと感じたかを問う設問もある。加えて、出席率や授業のためにどれくらいの時間を自主学習に費やしたかについての質問も含まれており、学習態度や授業の理解度との関連性を分析するためのデータが収集されている（根拠資料4-68【ウェブ】、4-69、4-70、4-71）。

各授業は以上のような学期ごとの授業評価アンケートを通じて学生からの評価を通した各授業の点検を行い、その結果を副学長・学部長等から構成される「授業評価アンケートの実施に係る検討委員会」において確認している。担当教員には結果を受けた学生へのフィードバックコメントの提出を義務付け、授業改善への意識づけを図っている。「授業

評価アンケートの実施に係る検討委員会」は半期ごとに実施しており、その確認結果を踏まえて、全学的な授業改善の方向性について共有・協議を行う体制を構築している。あわせて、授業評価アンケートの結果および担当教員によるフィードバックコメントはポータルサイトで公開されており、学生が自身の回答が授業改善にどのように反映されているかを確認できる仕組みを整備している点に特徴がある（根拠資料4-72、4-73、4-74、4-75、4-76）。

・授業の履修に関する指導

授業の履修の指導については、履修要項をポータルサイトやホームページにも公開している。また、担当部署である教務部や各学科教員・事務室が履修の相談にあたっている。さらに、適切な履修指導を実施するために、入学直後のガイダンスを通じて４年間の履修モデルの明示と指導を行うと同時に、各学年の年度前に学科別ガイダンスを開催し、当該年度の履修指導も行っている（根拠資料4-77、4-78）。

・学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認

学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認については、LMS（UR-note）において教員が管理することができる。機能については、次のとおりである（根拠資料4-79）。

・教材一覧画面で「学習履歴」タブを開くことで、学生の学習履歴を確認できる。学習履歴には、実行回数、接続元IPアドレス、利用時間、回答データ、成績データなどが記録される。

・受講回数や利用時間の確認

「進捗状況一覧」画面では、教材の受講回数や合計利用時間が確認可能。氏名、教材名、集計期間などで絞り込み検索ができる。また、進捗の悪い学生にはメッセージを送信できる。

・テストやレポートの成績確認

「成績一覧」画面では、テストやレポートの得点、平均得点、最大・最小得点が表示される。さらに、「出題分野ごとの成績分析」では、各設問に設定した出題分野ごとの得意・不得意を分析できる。

・学習カルテの活用

学習カルテ機能では、学生の学習履歴、実績、感想、個人情報などを管理し、授業やキャリア支援に活用できる。

・授業外学習に資するフィードバック等の措置。

授業外学習に資するフィードバックについては、シラバス記入要領において、各授業回の事前・事後学習内容を明示するとともに、課題や学修成果に対する講評やコメントを通じて、学生が授業外において何をどのように振り返り、次の学修につなげるべきかを理解できるよう求めている。このことにより、授業時間外の学修が単なる予習・復習にとどまらず、到達目標との関係を意識した主体的学修として構造化されている（根拠資料4-80）。

また、LMSであるUR-noteにおいては、WebClassおよびeポートフォリオ機能を活用し、レポート課題、小テスト、学習カルテ、学習成果物に対して、担当教員がコメントや評価を付すことが可能となっており、これらのフィードバックは学生が授業外学習の成果を省察し、次の学修行動を修正・発展させるための重要な手掛かりとして機能している。特に、

第Ⅰ類科目で運用されている「学びと成長の記録（修学カルテ）」に対するチューターコメントは、段階的な振り返りを促す仕組みとして整備されている。そして、チューターが授業内外の学修支援として、学生の記述内容や学修状況に応じた助言・問い返しを行い、次の行動計画の再設定を促すこととしている。第Ⅱ類・第Ⅲ類科目においても、課題への講評やポートフォリオ評価を通じて広く実施している。（根拠資料4-81、4-82、4-83、4-84、4-85、4-86）。

評価項目④
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

（成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。）

授業ごとに設定・公表されている成績評価の方法に則った評価を行い、これに基づいた単位の認定をしている。一方で学生に対しては成績に関する問い合わせ期間を学期ごとに設けることで適切な単位認定を行うよう取り組んでいる。学期ごとに登録できる単位数は、１クォーター制あたり12単位かつ年間48単位としている。なお、１単位の科目につき、週１回の100分授業を７週実施している（根拠資料4-87）。

進級に関しては、１年次から２年次の進級にあたって総修得単位数が20単位以上であることを要件とし、２年次から３年次においては、総修得単位数が62単位以上であること、３年次から４年次においては、総修得単位数が90単位以上であることが定められている。入学前の既修得単位等の認定については、学則第39条の２に基づき、60単位を超えないものとするとしている（根拠資料4-88）。

成績評価は、授業への取組・試験・レポートを総合的に勘案して評価される。評価区分は、AA、A、B、Cの４段階であり、D、Zは単位が付与されない。Zは出席のない者や成果物未提出の者等により評価不能を示している（根拠資料4-89）

評価区分	説明	評価区分	説明
AA	合格（最優秀） 極めて優秀な成績	C	合格（可） 平均より劣るが 合格に値する成績
A	合格(優秀) 優秀な成績	D	不合格（不可） 合格に達しない
B	合格（良） 受験生の中では平均的な成績	Z	不合格（否） 評価不能

そして、本学では1999（平成11）年度からGPA＝グレード・ポイント・アベレージ（学

業平均値）による学業評価システムを併用している。これはアメリカで一般的に採用されているGPAの算出方法を基本としており、日本でこの制度を導入している他大学の基準とほぼ変わらないものとなっている。これによって、他学部・学科の学生との比較が可能となる。この制度導入の理由は、学生の学期または学年等、一定期間の履修と学習の状況を掌握することによって、個人別に適切できめ細やかな履修・学習アドバイスを可能とする客観的なデータを得るためである。具体的には、それぞれの評価に一定のポイントを設定し、不合格科目を含めて履修科目のアベレージを算出する。算出方法については、評価AA（4.0点）、A（3.0点）、B（2.0点）、C（1.0点）、D（0.0点）、Z（0.0点）であり評価に単位数をかけて不合格の単位数も含めた登録総単位数で割る計算方法である。

詳細については履修要項、大学ホームページにてGPAを導入している旨、またその算出方法を公表している。なお在学した直近３期（６クォーター）のGPAが連続で1.0未満の学生は、学力等で成業の見込みがないと認められる者として学則に基づき退学となる。卒業要件は学部においては４年間以上在学し、所定の授業科目124単位以上（卒業論文・卒業研究を含む）を修得した者は卒業となり、学士の学位を授与されることを学則第58条において明示している（根拠資料4-90【ウェブ】）。

（成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。）

成績評価は各授業の試験、レポート、課題提出、授業への参加状況などを総合的に判断して行っている。その旨を履修要項及びシラバスに明示し、評価はAA、A、B、Cを合格、DとZを不合格とし、GPA制度を採用し学業成績の指標として活用している。単位の認定は、履修登録された授業科目において、定められた評価基準を満たした場合に行われる。試験を受けるためには履修登録が必要であり、学費未納や長期欠席など、条件を満たさない場合は受験資格を失うことがある。成績評価に疑義がある場合は、所定の期間内に教務課を通じて確認申請を行うことができ、必要に応じて修正が検討される（根拠資料4-91、4-92）。

（既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。）

他大学や学内の異なる学部・学科で修得した単位については、認定手続きを経て卒業要件の単位として計上される場合がある。特に、転学部・転学科・転コースを希望する場合や、留学・海外研修で取得した単位については、事前に審査を受ける必要がある。単位の認定は各学科の教育課程や学位授与方針（DP）に基づいて判断され、学則に従って適用される（根拠資料4-93、4-94）。

大学院においても、教育研究上有益と認めた際は、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位まで本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとしている（根拠資料4-95）。

（学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。）

学士の学位については、学則第48条に基づき、本学に４年（８学期）以上在学し、所定の授業科目について第Ⅰ類科目30単位、第Ⅱ類科目70単位以上、第Ⅲ類科目24単位以上、合計124単位以上を修得した者に授与するとしている。また、「大正大学学位規則」に基づ

き、学士の学位を受けるためには、卒業論文、卒業研究、または卒業制作物を学科に提出し、審査及び試験に合格する必要がある。審査及び試験は、主査１名と副査１名以上によって実施する。試験は口述または筆答による試問形式としている。審査結果は代議員会を経て学長に報告され、その後学位の授与が決定される（根拠資料4-96、4-97、4-98）。

修士の学位授与については、大学院学則第８条に基づき、修士課程に２年以上在学し、所定の授業科目について別表に定める単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は研究成果報告書の審査及び最終試験に合格することを修士課程の修了要件としている。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に１年以上在学すれば足りるものとしている。そして、「大正大学学位規則」に基づき、修士論文または研究成果報告書を提出し、その審査及び最終試験に合格することが求められる。審査及び最終試験は、当該研究科委員会が選出した審査委員によって実施する。主査は修士課程の研究指導を担当する教授、准教授、または専任講師であり、副査は修士課程の講義担当資格を持つ教授、准教授、または専任講師である。試験は、修士論文を中心に関連授業科目に対する試問（筆答・口頭）によって実施する。審査結果は研究科委員会を経て学長に報告され、学位授与の可否が決定される。

博士の学位授与については、課程博士と論文博士の２種類があり、課程博士について、博士課程の修了要件は、博士課程に５年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における２年の在学期間を含む）以上在学し、所定の授業科目について別表に定める単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとしている。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に３年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における２年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。そして、博士後期課程入学後６年内で学位を請求する。学位を請求する前に予備審査を受ける必要があり、所定の書類を提出し審査に合格する必要がある。そして、予備審査に合格した後、学位請求論文を提出し、最終的な審査及び試験に合格する必要がある。

最終試験については、学位請求論文を中心に行われ、試問（筆答･口頭）を行う。審査は、博士後期課程の研究指導を担当する教授または准教授が主査となり、副査は専門分野に従事する他の教授や研究者が担当する。審査結果は研究科委員会を経て学長に報告され、学位授与の可否が決定される。論文博士は、特定の研究成果を有し、その成果に基づいた学位請求論文を提出する必要がある。論文博士の場合、課程博士と異なり、特に入学後の期間に関する制限はなく、論文を提出してから学位請求を行うことができる。論文博士の審査は予備審査を通じて進められ、論文の関連分野に関する試問や、必要に応じて試験を実施する。

審査委員は通常、博士後期課程の研究指導資格を持つ教授や准教授、また外部の専門家を含む場合がある。論文博士の場合、予備審査の副査は他の研究科からの研究指導資格を持つ者が担当する。最終的な審査及び試験が行われた後、学位の授与が決定される。博士の学位授与後は、学位授与論文の要旨や審査結果が公表され、一定期間内に論文の全文が公開されることが求められる（根拠資料4-99、4-100、4-101）。

（学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。）

学生は卒業論文もしくは卒業研究の定期的かつ継続的な指導を受けることで、学習の仕

方、研究の方法を修得するとともに、4 年間の学科における学修内容を体系的に理解する。さらに「学位規程」に基づき、論文審査及び試験（口頭試問または筆記試問）を経て合格した者に対してのみ学位を授与している。

研究科については、修士課程及び博士課程ともに、大学院学則に定められた修了要件及び「学位授与規程」により定められた授与要件に基づき、各研究科が編成する科目を履修することとなる。各研究科にはいずれも、講義・演習系科目のコースワークと特殊研究等のリサーチワークが配されており、修了要件として共に必修が課されている。また体系的な教育が行われるように、研究計画を立てて指導教授と研究テーマを登録し、指導教授による指導を受けることとなっている。修士・博士論文または研究成果報告書を提出し、研究科委員会において選出された主査と副査各 1 名（博士論文の場合は学外研究者を含む 3 名）による審査（博士論文の場合は予備審査に合格した後、本審査とする）及び最終試験に合格した者に学位を授与することが「学位規程」に示されており、適切な審査を経て学位授与をしている（根拠資料4-102、4-103）。

評価項目⑤
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
＜評価の視点＞
・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

（学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。）

学位授与方針（DP）に基づく学習成果を把握・評価する目的については、DPを形式的な理念にとどめるのではなく、実質的な教育目標として機能させることに重点を置いており、その考えを全学的に明確に共有している。具体的には、「10の力」に示される資質・能力の修得状況を通じて、学生が在学中にどのような学修経験を積み、どのように成長しているかを把握することを学習成果の目的としている。これは、単なる知識の修得状況を確認するためではなく、知識を応用・分析・統合し、主体的に学び続ける力を備えた「自律的学修者」を育成できているかを検証するためである。また、学習成果の把握･評価は、外部からの要請や対応のみを目的とするものではなく、カリキュラムレベルから授業レベルに至るまで、本学自身が教育の妥当性や有効性を点検し、改善につなげるための基盤として位置づけられている。可視化された学修成果のデータは、FD活動やカリキュラム改善に活用され、DPに基づく教育が実際に機能しているかを検証するための重要な根拠となっている（根拠資料4-104、4-105）。

指標･方法等については、学科･コースごとに作成する「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト（CACL）」を用いたカリキュラム改善のサイクルを設定することにより学習成果を把握・評価している。各学科・コースは「CACL」記載のアセスメントを用いて測定した学生の学習成果を根拠に、「自己評価報告書」および「CACLを活用した自己評価報告会」でカリキュラムを評価し、次年度に向けてカリキュラムやCACLの改善を行

うことで、定期的なPDCAサイクルを推進している（根拠資料4-106、4-107）。

年間のスケジュールについては、まず、各学科・コースにおいてCACLに基づき、学習成果の測定等のアセスメントを実施する（具体的には、前年度12月の教務主任連絡会において、各学科・コースに対し教務部共通教育課よりアセスメントの実施依頼を行うとともに、アセスメントの手法に関する相談対応等の支援を実施する）。学科によっては、アセスメント結果の分析についてIR担当者の協力も得ている。次に、学科・コースの教務主任が、アセスメント結果を自己評価報告書にまとめ、学科・コース内で共有する。それを５月に実施する「CACLを活用した自己評価報告会」にて他学科に報告し、他学科による他者評価を得る。実施後、他者評価を踏まえて自己評価報告書を修正･提出するとともに、報告書に基づき、次年度のカリキュラムを検討し、修正があれば別表を提出する。合わせて、アセスメント手法にも改善点があればCACLも修正・提出する。本学のCACLは、学習成果の上段に学科の学位授与方針（DP）が示され、中段にコースで育成すべき能力・資質の観点別到達目標が示され、下段に、アセスメントの手法がリストアップされている。CACLに基づく自己評価報告書は、左側に、観点別到達目標が示され、能力ごとに「対応するアセスメント手法」、「達成度の評価」、「評価の根拠」を示し、その結果、次年度に向けたカリキュラムの改善点やアセスメント手法の改善点が具体的に示される（根拠資料4-108、4-109）。

そして、学習成

果の把握の改善については、CACLを活用した自己評価報告によるカリキュラム改善のサイクルが機能したことにより、学位授与方針（DP）に定めた能力・資質の達成に向けた学習成果を把握・評価できている。FD委員会からのフィードバックやIRの活用により、数値的なデータを根拠とする評価への取組も進んでいる。さらに、自己評価報告会での他者評価を踏まえて、CACLの評価も、学科教員自らの気づきにより、さらに精緻なものへと修正されている（根拠資料4-110、4-111、4-112）。

大学院については、各専攻の大学院生の学習成果について、学位授与方針（DP）に基づく論文審査結果の検証等を含むFDを実施している。各専攻については、「大正大学学位論文審査内規」及び「修士論文・博士論文審査基準」を基本としつつ、専攻においては、アンケートやルーブリック、チェックシート等を作成･活用する等の取組を実施している。例えば、仏教学専攻では、学位授与方針（DP）に基づく学修成果の可視化を重視し、その中核として「修士論文・博士論文審査基準」および「修士論文チェックシート」を体系的に運用している。具体的には、修士論文および博士論文について、学位授与方針（DP）に定められた能力・資質を測定する直接評価指標として位置づけ、各修了生について「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・態度」といった学力の三要素の達成状況を、教員評価と学生自身による自己評価の双方から確認している（根拠資料4-113）。

また、国文学専攻では、DPに基づく修士論文・博士論文審査基準を明文化し、これに基づく論文審査を実施している。加えて、修了生のDP達成度を測定するための「大学院国文学専攻DP達成度確認シート」を作成・運用しており、学習成果の可視化と内部質保証の実質化を図っている（根拠資料4-114）。

なお、毎年度実施しているTSRマネジメントシートに基づく自己点検・評価において、研究科専攻の学習成果の可視化の状況を確認しており、大学院生自身に能力・資質の調査

を実施し、各専攻にフィードバックを行っている（根拠資料4-115、4-116）。

（学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。）

学習成果を把握・評価する指標および方法については、学位授与方針（DP）に基づく学習成果の評価方法が適切に機能しているかどうかを、カリキュラム・アセスメント・チェックリスト（CACL）に基づいて継続的に検証している。具体的には、DPに示された到達目標を能力項目ごとに整理したうえで、それぞれに対応する評価指標および評価方法を明確に設定し、学年進行や科目配置との整合性を確認しながら学習成果の把握を行っている。各学科においては、DP達成状況確認調査や授業科目ごとの成績評価、学生アンケート等の複数のデータを活用し、定量的・定性的な両面から学習成果を評価しており、その結果をもとに教育課程や指導方法の妥当性を検証している。このように、明確な指標に基づいた学習成果の評価を通じて、DPと教育実践との対応関係を点検し、学修成果の可視化と教育の質保証を図っている（根拠資料4-117）。

例えば、仏教学科では学びの成果を知識・技能、思考・判断、表現力、関心・意欲といった観点から評価し、卒業論文や口述試問を通じて各学生の到達度を測定している。さらに形成的評価として、学生自身の自己評価や担当教員のフィードバックを活用し、学期ごとに進捗を確認するシステムを設けている。このことにより、学習過程を段階的に把握し、適切な指導を行うことを保証している。また評価の方法として、知識の理解度だけなく、学生の思考力や社会性、態度に焦点を当てた総合的なアセスメントを実施している（根拠資料4-118）。

社会福祉学科では、実習を中心とした学修を通じて学習成果を把握・評価することを重視しており、各学年段階に応じたルーブリックを用いて、専門的知識・技能に加え、対人援助職に求められる態度や倫理観の到達状況を体系的に評価している。あわせて、卒業時アンケートや卒業研究の評価結果を活用し、学生による自己評価と教員による評価を相互に照らし合わせることで、卒業時点における学修成果を総合的に把握し、教育内容や実習指導の改善につなげている（根拠資料4-119）。

日本文学科では、卒業予定者を対象としたDP達成度調査アンケートと、教員による卒業予定者DP達成度評価を組み合わせた双方向評価を行っている。このことにより、学生自身が4年間の学修を振り返り、学位授与方針（DP）に基づく到達状況を自覚的に確認する機会が確保されている。また、教員側にとっても、学生の自己評価と教員評価との差異を把握することで、カリキュラム構成や演習指導の在り方を点検する視点が得られており、卒業時点における学修成果を総括的に把握する仕組みとして機能している（根拠資料4-120）。

歴史学科では、3年次のDP達成度調査に加え、4年次に卒業時DP達成度アンケート調査を実施することにより、学年進行に伴う学修成果の伸長を段階的に把握している。これにより、学生は自らの学修の蓄積と課題を卒業時点で整理することができ、教員はその結果を学科FDにおいて共有し、教育内容や評価方法の妥当性を検証している。こうした取組は、形成的評価と総括的評価を接続し、学修成果の可視化と教育改善を結びつける点で有効に機能している（根拠資料4-121）。

「CACLを活用した自己評価報告会」では、学習成果の評価方法の妥当性を担保するた

め、全学FD研修においてCACLを用いた評価の視点や評価基準の解釈について教員間で共有･検証を行っている。加えて､2025（令和７）年度実施の第20回全学FDセミナーでは、外部有識者による講演とグループワークを行い、学位授与方針（DP）と評価方法との対応関係を点検する枠組みが理論的・実践的に整理された。各学科における評価指標やルーブリックの設定が個々の教員の属人的判断に依存することなく、全学的に一定の妥当性と一貫性をもって運用される体制が確立されている（根拠資料4-122、4-123、4-124、4-125、4-126、4-127）。

以上のように､学習成果の評価は単なる知識の習得にとどまらず､思考･表現･態度といった多様な側面にわたる総合的なアセスメントに基づいており、さらに他者からの意見を踏まえた改善の機会を設けることで､学位授与方針（DP）に定めた学習成果と整合性を取っている。

（指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。）

学位授与方針（DP）に明示した学習成果については､学生の習得状況を「CACL（カリキュラム・アセスメントチェックリスト）を活用した自己評価報告会」によって、確認している。各学科･コースは、各学科DP達成の指標（CACL）を定め、達成度評価を行っている。実施はFD委員会が主導し、学科が実施したアセスメントの分析に関しては、IR担当者が協力をしている（根拠資料4-128、4-129）。

学習成果の把握・評価の活用については、カリキュラム編成方針において、CACL等の継続したカリキュラムチェックによる特徴ある学科カリキュラムの構築を計画することやカリキュラムにはTSRマネジメントシートに基づく自己評価を反映させることを明示しており、各学科において活用を図っている。また、能力・資質に関する学生の諸データについては、TSRマネジメントシートにおける点検・評価の指標として提供しており、学位授与方針（DP）に基づく学習成果の把握・活用に資するデータも提供している（根拠資料4-130、4-131）。

さらに、本学では、学生が自らの学修成果を客観的に把握し、主体的に成長を振り返ることができるよう支援することを目的として、「学修成果の可視化プロジェクト」を全学的に推進している。この取組は、教育成果を定量的・定性的に可視化し、教育改善サイクル（PDCA）の実効性を高めることを目的としている。このプロジェクトでは、建学の理念および教育ビジョンに基づき策定された「『４つの人となる』ための10の力」（以下「10の力」）を可視化の基軸に据え、各学科の学位授与方針（DP）と体系的に対応づけることで、科目履修に伴う能力の伸張を定量的に示す仕組みを構築している。学生一人ひとりの「10の力」は、各科目の成績とDPの重点度を掛け合わせた「学生の達成DP（仮称）」から算出されるものであり、DPの関連度に応じて重みづけ（特に関連が強い場合は３点、関連する場合は２点、やや関連する場合は１点）を行い、成績評価（AA＝100点、A＝85点、B＝75点、C＝65点、D・Z＝０点）と組み合わせることにより、学修成果を客観的に数値化している。これにより、学生は自らの成長の推移をレーダーチャートによって直感的に把握でき、教職員は指導や支援の根拠として活用することが可能となっている（根拠資料4-132、4-133、4-134、4-135）。

評価項目⑥
教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

（教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検･評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。）

学科、大学院専攻の単位で根拠資料に基づく点検・評価を行っており、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。それはTSRマネジメントの「優れた教育・研究」の枠組みで行い、改善点についても報告している。そして、学長・副学長･学部長･研究科長による上位評価も行い、当該年度の点検･評価を適切に行っている。

また、全学自己点検・評価として、大学自己点検・評価委員会を開催し、教育課程・教育内容・方法全般についての点検・評価を行っている。点検・評価結果については、総合政策会議に報告され、改善・向上に向けて検証を行う機会を設けている。加えて、事業計画に基づく事業報告については、事務局各部署より報告を行い、点検・評価を行っている（根拠資料4-136、4-137）。

そして、次年度カリキュラムの編成に先立ち、７月にカリキュラム編成方針を総合政策会議で決定している。そして、その方針を元に、CACLに基づく自己評価報告書を踏まえて、各学科が学科会議等において、教育課程を点検・評価している。

また、全学部共通科目群である第Ⅰ類科目については、第Ⅰ類コーディネーター会が学長の諮問に基づいてカリキュラム方針を検討し、その方針を受けて学修支援センター（DAC）所属教員が具体的な授業科目の内容及び方法を検討している。第Ⅰ類コーディネーター会は、第Ⅱ類の専任教員と学修支援センターの専任教員が構成員となり、第Ⅰ類科目の運営状況の確認や意見交換を行うことで、質の担保を図っている（根拠資料4-138、4-139）。

（課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。）

課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果については、カリキュラム・アセスメント・チェックリストにおいてPDCAサイクルが推進されており、PROG、SUZAKU、卒業時アンケート等を用いて各学科において学習成果の測定･評価結果を活用している（根拠資料4-140、4-141）。

また、学生に対する学生調査については、TSR総合調査、大学IRコンソーシアム学生調査、授業評価アンケートにおいて、授業内外における学生の学習状況を測定している。調査結果については、TSRマネジメントシートにおける点検･評価の際に用いており、データに基づき、翌年度の改善に向けた活用を行っている（根拠資料4-142、4-143）。

資格試験の取得状況については、国家資格取得について、社会福祉学科、臨床心理学科において把握・公表しており、学習成果の指標としても用いている。また、取得できる資格一覧についても公表している。そして、学修支援センターにおいては、データサイエンスの学びを資格につなげるために、正課外の特別プログラムを実施している。合格者に対する補助も実施しており、Tableau Desktop Specialist、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）Excel、統計検定等の取得者を把握している（根拠資料4-144【ウェブ】、4-145【ウェブ】、4-146【ウェブ】、4-147、4-148、4-149）。

進路状況については、企業調査を毎年実施しており、対象は卒業生が就職した企業である。調査結果については、報告書を各会議体において報告・周知する、TSRマネジメント報告会で全教職員に解説する等、情報の活用を促している（根拠資料4-150【ウェブ】、4-151）。

（外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。）

カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会においては、外部の高校教員も参加しており、高校の視点を活用して自己点検・評価に反映している。高校教員の意見として、学習成果の可視化に関する妥当性についての意見や高校の取組の紹介等があった。また、データサイエンス授業では、企業や官公庁のデータを用いた教育活動を実施しており、学生の発表については企業の方の意見も得ている。そして、「内部質保証における学生参画」の授業では、受講学生に教育課程・教育方法・学修支援等について、学生からのヒアリングも実施しており、自己点検・評価結果の客観性を高めるための工夫を実施している（根拠資料4-152、4-153、4-154、4-155）。

（自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。）

自己点検・評価の結果の活用による教育課程及びその内容、教育方法改善・向上については、（１）全学FDにおける教育方法の改善、（２）授業評価アンケートにおける改善、（３）「CACL（カリキュラム・アセスメントチェックリスト）を活用した自己評価報告会」における教育課程・教育内容の改善、（４）TSRマネジメントシートにおける自己点検・評価において改善・向上に取り組んでおり、主体となる学科会議・専攻会議で改善・向上について審議して、取り組んでいる。

また、2025（令和７）年度は、これまで実施してきたCACLを活用した自己評価に関する教員の更なる理解を促すため、FD委員会にて「大正大学のカリキュラム・アセスメントに関するガイドライン」を策定した。今後各学科・コースが記載する今年度の自己評価報告書、次年度以降に向けたCACLの修正に活用する予定である（根拠資料2-156、2-157）。

教育課程の改善・向上については、第Ⅲ類科目アントレプレナーシップ育成教育の導入に伴い、2021（令和３）年度に全学科において第Ⅱ類科目の履修単位を70単位以上に改正

した。そのため、第Ⅱ類科目である各学科の専門科目が70単位で完結するように、各学科において、コアカリキュラムの見直しについてカリキュラムマップ等を用いて設定をした（根拠資料4-158、4-159）。

全学的な課題や方針については、総合政策会議における審議・検討や、学長・副学長による点検・評価結果の検証・方針を教授会連合会等において示しており、各学科・専攻が改善に取り組むこととなる（根拠資料4-160、4-161）。

２．分析を踏まえた長所と問題点

学生調査に基づく長所については、授業における到達目標の明確化と、それを前提とした教育実践が全学的に一定水準で定着していることであり、授業評価アンケートにおいて「教員はこの授業の到達目標をはっきりと示した」と肯定的に回答した学生の割合は、2024（令和６）年度において65.2%と過去５年間を通じておおむね安定的に推移している点に特徴がある。この数値は、シラバスを基軸とした授業設計が教員間で共有されている結果であると解釈でき、教育の可視性という観点からは本学の教育・学習の強みとして位置付けることができる。また、IRコンソーシアム学生調査における「大学教員の学問的な期待を理解する」という項目では、「とてもうまくいった」「いくらかうまくいった」を合算した割合が2024（令和６）年度においては、74.1%となっており、学生が教員から求められる学修水準を一定程度理解した上で学習に取り組んでいる状況が確認される点も、教育・学習の質を支える重要な成果であると評価できる。さらに、「大学が求める水準に応えて学習する」という設問においても、肯定的回答は78.5%に達しており、学生自身が大学の教育的要求に応答しようとする意識を持って学修に向き合っていることがうかがえる点は、本学の教育環境が学修者本位の方向性に一定程度沿って機能していることを示すものである。

学習成果の可視化については、CACLを活用した自己評価報告の実施が定例化したことにより、DP達成に向けた学習成果は把握・評価され、カリキュラム改善のサイクルが持続的に運用できていることは評価できると考える。さらに、IRデータの活用による定量的なデータを根拠とする評価方法の採用や、自己評価報告会での他者評価を高校教員まで広げるなど、学科教員自らの気づきをより促すものへと修正されている。そして、着任直前の新任教員FDプログラムにおいては、授業設計・教授法・評価法についての研修を行っている。その際、シラバスの作成方法やアクティブラーニング手法、ルーブリック等評価手法についての一連の研修を行い、学生主体の効果的な教育への理解と実行を促している（根拠資料4-162）。課題については、本取組を全教員に浸透させることであり、2025（令和7）年度については、毎年度２回実施する全学FDセミナーにおいて、学習評価をテーマとした内容で実施し、カリキュラム・アセスメントに関するガイドラインの策定を予定するなど、全学的な理解促進を図っている（根拠資料4-163）。

次に、学修成果の可視化のプロジェクトの長所として、まず挙げられるのは、教育理念と学修成果の可視化が有機的に結びついている点である。本学の教育ビジョンを具現化する「10の力」を軸にDPを体系化し、教育課程全体を通じて学生の成長を追跡できる構造を整えていることは、学修者本位の教育を実質化する上で極めて有効である。教育現場と事務組織が一体となって議論を重ねており、データ活用の観点からも職員と教員の協働意

識が高まり、大学全体としての推進基盤が整っている。さらに、学生中心の視点から設計している。学生が自らの成長を可視化することに主眼を置き、学科平均や偏差値などの比較的な指標は表示せず、個人の学びの推移を重視している。また、LMS（UR-note）上に学生の振り返り記入欄と教員フィードバック欄を設け、定型文と自由記述を組み合わせることで、数値だけでなく言語的な成長支援も実現している（根拠資料4-164、4-165）。

課題については、UR-note上でのデータ統合は進展しているが、学科ごとのDP構造の差異や成績データの変換過程における技術的課題が残されている。安定的な運用を実現するためには、学内外のシステム間連携を精緻化し、セキュリティやデータ整合性の確保を徹底する必要がある。また、学科間での理解度や運用格差にも留意が必要である。DPと「10の力」の対応関係や可視化データの活用方針について、学科ごとの進度に差が見られるため、今後は学科別研修や全学的説明会を継続的に実施し、共通理解の深化を図る必要がある。

加えて、教員フィードバックの質的向上も重要な課題である。UR-note上の定型文形式は効率的である一方、コメントの深度や個別性を高める仕組みが求められる。今後はゼミ面談やキャリア面談と連携し、学生の振り返りと教員の助言を有機的に結びつけることで、教育的対話を一層充実させることが必要である。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、2020（令和２）年度に文部科学省「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択されたことを契機として、大学全体の教育課程を横断的に再編する大規模な教育改革を継続的に推進してきた。本事業は、単なる補助事業にとどまらず、本学の教育理念および中長期計画と強く連動させる形で位置付けられており、これからの社会において求められる汎用的能力および実践的資質を備えた人材の育成を目的として、教育課程全体の構造的転換を図っている。

具体的には、第Ⅰ類科目において探究科目、データサイエンス、リーダーシップ教育を体系的に配置し、第Ⅱ類科目においては専門教育の枠を越えた「学融合ゼミナール」を全学科に展開し、第Ⅲ類科目においてはアントレプレナーシップ育成教育を中核とする後期共通教育を整備している。データサイエンス教育については、社会構造の高度化・複雑化に対応する基礎的リテラシーとして位置付け、全学必修科目として導入しており、BIツールであるTableauを活用したデータの可視化・分析を通じて、学生が実データに基づき課題を発見し意思決定を行う実践的能力を体系的に涵養している点に特徴がある。加えて、企業および自治体との産学連携を通じて、現実の社会課題や業務データを教育内容に取り込み、理論と実務を接続した学修機会を提供している。

これらの取組は、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」において、私立大学として先導的水準と評価され、リテラシーレベル・プラス（データサイエンス認定プログラムプラス）の認定を受けており、本学の教学改革を象徴する中核的な教育成果として位置づけられている。そして、本学の第Ⅰ類科目におけるデータサイエンス教育については、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学振興部会において、2022（令和４）年度には、副学長および担当教員が同部会において、全学必修として展開するデータサイエンス科目の設計思想やチュートリアル教育を組み合わせた支援体制について報告を

行い、文系学生を含む幅広い学修者に対する文理融合教育のモデルとして紹介された（根拠資料4-166【ウェブ】、4-167、4-168【ウェブ】、4-169）。

また、主として３年次以降を想定したアントレプレナーシップ育成教育プログラムを体系化することにより、学生が自ら課題を設定し、社会と接続しながら価値創出に挑戦する学修機会を提供している。本プログラムは、基礎科目・スキル科目・実践科目から成る段階的なカリキュラム構成を特徴とし、知識の修得にとどまらず、課題発見力、意思決定力、他者との協働を通じた実行力の涵養を重視している。とりわけ、実践科目に位置付けられるワークショップ型授業やマイスターワークショップでは、企業・地域・業界の実課題を題材としたプロジェクト型学修（PBL）を展開し、学生がチームで構想・検証・発表を行うプロセスを通じて、社会における価値創出の実践を経験する仕組みを整備している（根拠資料4-170）。

教育課程の再編にあたっては、本事業の実施に伴い卒業要件の見直しも行っており、第Ⅰ類科目・第Ⅱ類科目・第Ⅲ類科目の接続関係を明確化することで、本学が全学的に育成を目指す人材像を、学生および教職員が共有しやすい構造としている。特に第Ⅲ類科目については、卒業要件を24単位以上と定めた上で、選択必修４単位を除く20単位について、アントレプレナーシップ育成教育を選択する学生が履修モデルに沿って計画的に履修できるよう制度設計を行っており、学修の一貫性と到達目標の可視化を両立させている。

本事業の推進過程を時系列でみると、2021（令和３）年度には、全学共通教育である第Ⅰ類科目を先行的に改編し、「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」という三領域から成る探究科目群を中核に据えるとともに、データサイエンスを全学必修科目として本格導入した。これにより、学部・学科を越えて共通の学修基盤を形成し、学生が早期から複眼的視点をもって学びに向き合う体制を整備している。続く2022（令和４）年度からは、第Ⅱ類科目および第Ⅲ類科目にも本事業の枠組みを本格的に展開し、第Ⅱ類科目では全学科において「学融合ゼミナール」を開講し、専門分野を基盤としつつ異分野と接続する教育を実装した。また、第Ⅲ類科目ではアントレプレナーシップ育成教育の基礎科目を開設し、2023（令和５）年度には、これに加えてスキル科目および実践科目を段階的に整備することで、理論から実践へと発展する教育体系を完成させている。

これら一連の教育改革の成果として、学生のコンピテンシー能力の伸長や進路実現に関する指標において、一定の改善傾向が確認されているほか、教育的成果の具体的表出として、学生による学外コンテストへの出場、成果発表会への参加、地域や企業と連携した実践的プロジェクトへの参画などが着実に増加している。これらの動向は、従来の知識修得型教育から、課題解決型・価値創出型教育への転換が学生の学修行動に実質的な変化をもたらしていることを示しており、本事業が本学の教育改革において中核的役割を果たしていることを裏付けるものである。

学習成果の把握・可視化については、カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用して実施してきた。カリキュラム・アセスメントチェックリストに基づく自己評価報告会では、高校教員も参加する等、外部の視点を取り入れた教育改善も実施する等の特色があると言える。学生の意見については、TSR総合調査においてのアンケートや、学長・副学長によるヒアリングを実施してきた。2025（令和７）年度より、授業において学生参画を取り入れ、2026（令和８）年度においても実施していく予定である。なお、カリキュラ

ム改善のPDCAは既にある程度機能している中、2025（令和７）年度は、全学FDセミナーの実施とガイドラインの策定により、全学的な理解を促進し、評価の質を上げるための取組を行った。今後はより理解が進み、各学科・コースがCACLを用いてカリキュラムを評価し、改善につながる流れとなることが期待される。

そして、2025（令和７）年度より、各学科のDPも「10の力」に紐づいた形で改正されることから、学習成果の可視化のプロジェクトを全学科の教員と職員で立ち上げ、LMS（UR-note）において、学生自身がDPに基づく達成度を把握できる取組を推進することとした。具体的には、学生が自身の成長や強みを認識し、主体的にキャリア形成を進めるための枠組みを構築し､「10の力」と学科DPを活用し､各科目の履修による成長を可視化する。特に2026（令和８）年度以降は、可視化データを教育課程運営に組み込み、各学科の教育改善サイクルの中核として活用することを目指している。そのため､学科ごとのDPと「10の力」の対応関係の修正を実施し､システム開発を完了させる計画である。2025（令和７）年10月には教職員向け説明会を開催した。2026（令和８）年４月から教職員による試運転を開始し、同年９月下旬に学生への公開と本運用を開始する予定である。本稼働後は、学生一人ひとりの可視化データをもとに、学科別教育改善会議や履修指導に反映させ、教育課程の最適化を図ることを目指している。加えて、情報科学部ではJABEE認定に対応したDP達成度表示機能を導入し、学科DPの到達度を「目標値」および「認定ライン」と併せて可視化する仕組みを整える計画である。今後は、このような学科特有の実践を他学部にも展開し、教育の専門性に応じた可視化モデルの拡充を図る。

将来的には、UR-note上で蓄積されたデータを定期的に分析し、教育成果の検証と教育課程改善に反映させる体制を整備する。これにより、本学の教育の質保証サイクルが可視的に機能し、学修成果の向上と教育改革の持続的発展に資することが期待できる。学習の可視化を通じて、学生が「自らの学びを語る力」を育み、学修者本位の大学教育をさらに深化させていくことが、本学の今後の方向性である。

第５章　学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
仏教学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
文学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
表現学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
人間学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
臨床心理学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
地域創生学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
仏教学研究科	https://www.tais.ac.jp/graduate_school/common/doc/admission-graduate/method/guideline.pdf
人間学研究科	https://www.tais.ac.jp/graduate_school/common/doc/admission-graduate/method/guideline.pdf
文学研究科	https://www.tais.ac.jp/graduate_school/common/doc/admission-graduate/method/guideline.pdf
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
大正大学学則第26、27及び28条	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf
大正大学大学院学則36、37及び38条	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf
備考：	

第５章　学生の受け入れ（本文）

１．現状分析

評価項目①
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

（学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごとに設定しているか）

学士課程・修士課程・博士課程の入学者受入の方針については、文部科学省「高大接続システム改革会議」の「最終答申」に基づき、「学力の三要素」に対応する３領域 ｛(知識・技能)、(思考・判断・表現)、(関心・意欲・態度)｝ の項目に分類、記述されている。

その前文に「学位授与方針（DP）に示した資質・能力を総合的に身につけている学生を育成するために、以下の資質・能力を備えた学生を求めます。」という文言を表記し、DPを踏まえた方針としている（根拠資料5-1【ウェブ】）。

また、学士課程・修士課程・博士課程の３つの方針については、全学版の３つの方針を参考にして策定したものとしており、学生の受け入れ方針及び求める人材像から学位授与の方針及び学習成果の到達へとどのように成長していくのかを意識した方針としている（根拠資料5-2【ウェブ】）。全学版のDPについては、現代社会において必要とされる資質・能力を教育ビジョンに基づき、「『４つの人となる』ための10の力」というように定め、学生がこれらの学力を総合的に身につけることを教育目標としており、APに示す資質・能力と以下のように対応している。

	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5	AP6	AP7	AP8	AP9
①他者に共感する力	○					◎			
②物事の本質を見極める力	○			◎					
③自分自身を理解する力	○		◎						
④自分事として問いを立てる力	○							◎	
⑤根拠にもとづいて思考する力	○				◎				
⑥自分らしい方法で表現する力	○		◎						

	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5	AP6	AP7	AP8	AP9
⑦自らの主張を吟味し、ふりかえる力	○	◎							
⑧多様性を尊重する力	○						◎		
⑨新たな価値を創造する力	○						◎		
⑩他者と対話し、協働する力	○								◎

これらについては、ホームページ上で公表している。また、刊行物としては入試ガイド及び入試募集要項にAPを記載している。加えて、大学案内及び総合型選抜募集要項では各学科の学生受け入れ方針を受験生に解りやすいように咀嚼した「こんなあなたに学んでほしい」という表記で、各学科で求める「関心・意欲・態度」について箇条書きで記載している。

この「こんなあなたに学んでほしい」では、将来目指す進路（職業）をはじめ、「関心・意欲・態度」を通じて求める能力についても記載しており、受験を検討する高校生にとっては自らの学習を振り返ることのできる記載内容でもある（根拠資料5-3、5-4【ウェブ】）。

（学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。）

入学前の学習歴・学力水準については、全学版APにおいて、次のとおり明示している。「知識・技能」においては、「①入学を希望する学科・コースの教育内容を理解するために、高等学校の教育課程において学習した基礎的な知識・技能を修得している。」とある。

「思考・判断・表現」においては、「②高等学校までに得た知識・経験を入学希望の学科・コースの学びに結びつけて説明することができる。」「③自身の興味関心について、自らの視点と言葉で順序だてて説明することができる。」「④設問や質問の主旨を理解することができる。」「⑤問いに対して論理的に思考し、答えを導くことができる。」とある。

「関心・意欲・態度」については、「⑥新たな知識や他者の意見に触れることに喜びを感じることができる。」「⑦価値の多様性に触れたとき、自らの意見を見直す開かれた姿勢をもっている。」「⑧社会のさまざまな事象を自らの問題として捉え、適切な問いを立てることができる。」「⑨対話を重ねながら、他者と協力して積極的に課題解決する意欲をもっている。」とある。

入学者の受け入れ方針は、教育ビジョン「４つの人となる」に対応しており、求められる資質･能力だけではなく、入試区分ごとに資質･能力を測るための入試選抜方法（グループワーク、小論文、面接等）を明示している。

そして、総合型選抜試験の募集要項には、大正大学教育ビジョン「４つの人となる」の説明及び総合型選抜のAPを明示している。本学の教育ビジョンと志望学科・専攻・コースの教育内容を理解し、自らのこれまでの様々な活動を踏まえ、入学後の明確な目的意識と将来ビジョンを持ち、積極的な姿勢で大学での学習に取り組める人を求め、出願資格に全体の学習成績の状況を定めること、そして高等学校調査書を審査要件とすることで、高等学校での学力の証明とするとしている。そして､第一次審査（書類審査）の説明として、出願書類を通して受験生がこれまで様々な事象から得た経験・実績と、それを通して考えた、これからの大学での学びに向けた計画を確認し、同時に大正大学での学びに対する意

思・意欲を測定する。第二次審査（大正大学で実施する審査）では、各学科・専攻・コース毎に定めた選抜方法でそれぞれの学びに必要な資質をはかり、第一次審査（書類審査）と第二次審査（大正大学で実施する審査）の結果で総合的に評価するとしている（根拠資料5-5、5-6【ウェブ】）。

そして、各学科・専攻・コース別の入学希望者に求める水準等の判定方法については、入学試験科目とAPにおける学力の三要素「知識･技能」、「思考･判断･表現」、「関心･意欲･態度」の対応を示している。それは、第一次審査（書類審査）、第二次審査（大正大学で実施する審査）により、何を評価しているのかどうかを具体的に示している。例えば、日本文学科では以下のとおりとしている（根拠資料5-7）。

	日本文学科AP	第一次審査（書類審査）	第二次審査 （大正大学で実施する審査）
知識・技能	①国語、地理歴史、公民、外国語について高等学校卒業相当の知識と技能を有している。特に国語について十分な知識と読解力を有している。	●学科・専攻・コース別課題で、日本文学・日本語について関心を持った分野に関する知識を有しているかを評価します。 ●学科・専攻・コース別課題で、日本文学・日本語学の書籍を読解する力を評価します。	●プレゼンテーション・面接で、日本文学・日本語について関心を持った分野に関する知識を有しているかを評価します。 ●プレゼンテーション・面接で、日本文学・日本語学の書籍を読解する力を評価します。
思考・判断・表現	②問題意識を持ち、その問題解決のために、他者の意見を聞きながら、物事を順序立てて考え、書き、話すことができる。	●学科・専攻・コース別課題に対して、多角的な視点で物事を調べたり、情報を整理したりすることができるかを評価します。 ●学科・専攻・コース別課題で、自分の考えを論理的に書き、伝えることができるかを評価します。	●プレゼンテーション・面接で、自分の考えを論理的に話し、伝えることができるかを評価します。 ●面接で、質問されたことに対して的確に応答することができるかを評価します。
関心・意欲・態度	③異文化や異質な存在を謙虚に理解し尊重する態度を身につけようとする意欲を持っている。 ④日本文学・日本語・日本文化にかかわる様々な問題に対して深い関心を持っている。 ⑤学びを通して自己を研鑽し、地域や社会に積極的に関わっていこうとする意欲を持っている。 ⑥グループワークに積極的に参加する意欲を持っている。	●学科・専攻・コース別課題で、日本文学・日本語について、深い関心を持つことができるかを評価します。 ●学科・専攻・コース別課題を楽しみ、かつ積極的に取りくむことができるかを評価します。	●面接で、他者の意見に耳を傾けようとする意欲を持つことができるかを評価します。 ●プレゼンテーション・面接で、自分の考えを積極的に話し、伝えようとする意欲を持つことができるかを評価します。 ●面接において、その場にふさわしい受け答えができるかを評価します。

そして、「こんなあなたに学んでほしい」という名称で、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像も学科・専攻・コースごとに示している。日本文学科においては、以下のとおりである（根拠資料5-8）。

●国語を中心とした日本文化に関連する科目で一定以上の学力を有し、読書経験が豊富である人
●日本文学・日本語学・日本文化に関わる様々な問題に対して、深い関心と学びの意欲を持っている人
●物事を順序立てて考え、その内容を話す・書くことによって伝えることができる人
●学習の場における討議や活動に積極的に参加する意欲を持っている人

●異文化を理解し、地域社会や国際社会に参加していく意欲を持っている人
●国語科教員、日本語教師、学芸員など、日本文学・日本語学のエキスパートを目指す人

（学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。）

入学試験問題について、前述の出題委員によって作成された一般入試の試験問題と学校推薦型選抜の基礎確認テストは、出題範囲、設問、解答（選択肢）の３点について外部のチェックを受けている。また、試験当日の最終チェックと受験生からの質問に対応するため、試験科目毎に出題委員が別室で解答確認を行い待機している。出題委員の解答は、当該試験開始時間の30分前より行っており、誤植及び受験生からの質問に対応できるようにしている。

また、入試制度、学生募集・入試広報、入試問題の出題・作成及び採点、入試実施に関することを審議し、必要事項を処理するため、入試委員会を設置している。入試委員会は各学科に所属する教員から各１名、事務職員２名、及び執行部の副学長、学長補佐の17名で構成され上記事項を審議しており、事務担当部局は入試広報課である。なお、試験問題を作成する出題委員は学長指名により委嘱され、公正を期すため氏名は非公表である（根拠資料5-9、5-10）。

（公正な入学者選抜の実施）

学部の入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、多様な特性を持った受験生に対しその特性を発揮できるよう次のとおり入試機会を提供している（根拠資料5-11【ウェブ】）。

・総合型選抜（根拠資料5-12【ウェブ】）
・スポーツ特別入学試験（根拠資料5-13）
・学校推薦型選抜（公募制）専願型、併願型（根拠資料5-14【ウェブ】）
・学校推薦型選抜　探究活動・課外活動型（根拠資料5-15【ウェブ】）
・自己推薦入学試験　（根拠資料5-16【ウェブ】）
・宗門子弟特別入学試験　専願型・併願型（根拠資料5-17【ウェブ】）
・社会人入学者選抜試験（根拠資料5-18【ウェブ】）
・仏教学科社会人特別入学者選抜試験（根拠資料5-19）
・大学入学共通テスト利用入学試験（根拠資料5-20【ウェブ】）
・一般入学試験（根拠資料5-21【ウェブ】）
・外国人留学生試験（根拠資料5-22【ウェブ】）
・編入学試験（根拠資料5-23【ウェブ】）
・地域戦略人材育成入学試験（根拠資料5-24【ウェブ】）

・総合型選抜（根拠資料 5-25【ウェブ】）

本学の総合型選抜は、AO入試として2000（平成12）年度より実施している。本学の総合型選抜は、受験生が自分の潜在的能力を発見し、その能力や資質をアピールするタイプの入試形態である。そして、本学の建学の理念、教育ビジョン、カリキュラムなどについて理解し、本学で学びたいという強い意欲と目的意識を持った受験生を対象としている。審査は､教職員で構成される入試委員に事務職員や各学科の教育職員を審査委員に任命し、全学体制で行っている。

総合型選抜では学力試験を課さないが、高等学校の全体の学習成績の状況を3.0以上とし、一定の基礎学力を有することが必要であることを出願条件としている。また、入学準備学習の完遂を出願資格に加えていることも同様の趣旨による。

審査は２段階方式を採用しており、第１次審査、第２次審査を経て合格となる。第１次審査では、志望理由書とセルフポートレート、コース別課題、調査書による書類審査を行い、受験生のこれまでとこれからを確認し、同時に大学の学びに対する姿勢の確立も目的として出題している。第２審査では、各学科・コースごとにそれぞれのAPに沿った審査を実施している。具体的にはグループディスカッション、小論文、面接、模擬授業及びレポート等で構成し、２段階合計の総合評価で合格者を決めている。最終的な合格は11月１日以降であり、11月から入学までの翌年３月まで課されるのが、入学準備学習である。大学教育を受ける際に必要な基礎学力や予備知識をつけるための課題が出され、提出された課題は教員によって添削指導した上で入学予定者にフィードバックされる。こうした取組を繰り返して入学することになる。

2019（令和元）年に実施した入試から、第１次審査の審査書類と審査体制の拡充を行っている。総合型選抜の審査体制については、入試改革による多面的評価の本格導入が近づき、各大学にアドミッションオフィサー等専門スタッフの配置が推奨されている中、本学においても教員と職員の教職協働によって入学選抜を推進している。アドミッションオフィサーの重要性も高まっていく傾向にある。

その後も審査内容を見直して実施しているが、志願者総数が大きく変わらなかったことは、本学の強みであると言える。また、教職協働の審査体制を強化し、審査委員となった教職員から意見を聴収し、随時、改善を行っていることは、教職協働の実践としても良い取組である。

・スポーツ特別入学試験（根拠資料 5-26）

スポーツ特別入学試験は､スポーツセレクションを通過した者が受験できる試験である。セレクションの出願資格は、①～④である。

①本学を専願（第一志望）とする者。

②高等学校または中等教育学校を2026（令和８）年３月卒業見込みの者。

③最終学年１学期までの全体の学習成績の状況が3.0以上の者。

④高等学校在学中、スポーツ競技種目（剣道、柔道、卓球、空手道、野球、カヌー、弓道、カバディ）において、選手として優れた成績をあげ、入学後も学業と当該競技を両立する強い意志のある者（ただし、カバディについては移行可能な競技［レスリング等］も含む)。

セレクションの内容は実績調査書、高等学校調査書による書類審査とそれぞれ競技ごとに実技や面接を課すものとなっている。セレクションに合格した者のみがスポーツ特別入学試験を受験することができる。この試験では、本学へ入学する志望理由、及びスポーツと学業の両立についての考えを出願書類として課し、その書類審査と志望するコースによる面接試験によって審査が行われる。

本試験は、競技に偏った選抜とならないよう全体の学習成績の状況3.0以上を出願要件とし、志望するコースによる面接を課すことによって、競技と志望したコースでの学業を

いかに両立するかを確認している。また、総合型選抜同様、入学準備学習を課している。

・学校推薦型選抜（根拠資料 5-27【ウェブ】）

学校推薦型選抜は、次の条件の出願資格を全て満たす者としている。

①2026（令和8）年 3 月31 日高等学校または中等教育学校卒業見込みの者。
②高等学校最終学年1学期（2期制の場合は前期）までの全体の学習成績の状況が3.0以上の者。
③本学の教育理念、学科・コースの専門的教育内容について十分理解し、本学への進学を強く志望する者。
④学力・人物ともに優秀であり、出身高等学校長の推薦書のある者。

試験は提出書類の審査の他、専願型で「小論文」と「面接」を行い、併願型で「基礎確認テスト」と「面接」を行っている。小論文は高等学校で学習した知識の範囲内で解答可能なレベルとし、基礎確認テストもそれに準じて国語（漢文を除く）、英語のマークシート方式によるテストを実施している。面接は､志望理由や学習目的､学習意欲の確認､能力､適性を測るために行うことを目的としている。これらは、高等学校における学習・生活の両面を学力のみによらず､総合的に評価する目的から実施されるものである｡受験生にとっては出願に際して推薦書が必要であることから､担任教員等と事前に相談する必要があり、その分本学の理念・目的・教育目標等を理解している。また、面接については、本学の教育ビジョン、各コースの理念・教育内容の理解の浸透度を量ることができる。総合型選抜同様、全体の学習成績の状況3.0以上を出願要件としているが、基礎確認テストにおいても高校生としての国語と英語の基礎的な知識について問い、一定レベルの基礎力を測っている。

・学校推薦型選抜　探究活動・課外活動型（根拠資料 5-28【ウェブ】）

学校推薦型選抜　探究活動・課外活動型入学試験は、探究活動や課外活動において優秀な成績を修め、入学後も本学での学業とそれらの活動を両立させていく強い意志を持った人を対象としている。

出願要件は下記①～④を全て満たし、かつ⑤のいずれかの項目に該当する者である。

①2026（令和8）年 3 月31日高等学校または中等教育学校卒業見込みの者。
②本学への進学を強く希望し、入学後も学業と探究活動・課外活動を両立させる強い意志を持つ者。
③高等学校最終学年 1 学期（ 2 期制の場合は前期）までの全体の学習成績の状況が3.0以上の者。
④学力・人物共に優秀であり、出身高等学校長の推薦書のある者。
⑤探究活動・課外活動において優秀な成績あるいは顕著な活動を修めた者。

試験内容は、学校推薦型選抜　併願型と同様である。高校での探究活動で顕著な実績のある者や、スポーツ特別入学試験にない競技や文化活動に秀でた個性ある受験生のための入試である。課外活動や探究活動を本学入学後、学業と如何に両立し、活かす意志があるかを出願書類や面接で重点的に問うている。

・自己推薦入学試験（根拠資料 5-29【ウェブ】）

自己推薦入学試験は、2022（令和４）年度から導入した。各年度実施するごとに見直しを行い、2026（令和8）年度は総合型選抜の併願型と位置づけて募集を行った。

高等学校の推薦は必要とせず､本学で学びたい内容が定まっている受験生が自らを推薦、アピールする入学試験である。

出願要件は一般選抜と同じで、現役生だけでなく既卒生や大学入学資格試験合格者の出願も可とした。

試験内容は、事前課題「自己推薦書」「基礎確認テスト」「面接」で各100点の合計300点満点で判定する。

また､「面接」では「自己推薦書」を基にしたプレゼンテーションと、個別面接の２つを実施している。

・宗門子弟特別入学試験（根拠資料 5-30【ウェブ】）

宗門子弟特別入学試験は、出願資格として次の条件を全て満たす者としている。

①本学設立宗派及び時宗の僧籍登録をしている徒弟で、将来僧侶として寺院を後継する明確な意志を持つ者。

②仏教学科宗学コースを志望し、在学中に僧階を取得する者。

③高等学校または中等教育学校を卒業した者､または2026（令和８）年３月卒業見込の者。

④入学後の勉学に関して明確な意志と興味を持ち、それにふさわしい能力を備えた者。試験は、小論文、基礎確認テスト及び面接によって行われている。

・社会人入学者選抜試験（根拠資料 5-31【ウェブ】）

社会人入学者選抜試験は、2023（令和５）年度までは仏教学部仏教学科を除いて実施していたが、2024（令和６）年度からは全学科･コースで統一して実施した。出願要件は、

①高等学校または中等教育学校を卒業した者で、2026（令和８）年４月１日現在、満23歳以上の者（文部科学大臣が行う大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験に合格した者を含む)。

②社会人としての活動や経験を有し、相応の実績を持つとともに、大学において学ぶ意欲と問題意識及び具体的な学習計画を持つ者。

以上の２つである。

社会人としての活動や経験とは、必ずしも定職に就いているなどの職業経験には限らない。実社会の様々な分野における社会人としての諸活動を含む（家事従事者含む)、としている。試験内容は、公募制推薦入試と同様である。

・大学入学共通テスト利用入学試験（根拠資料 5-32【ウェブ】）

大学入学共通テスト利用入学試験は、当該年度の大学入学共通テストを受験した成績をもって本学に出願できる入試形態であり、バランス良く学力を身につけた学生の確保を目的としたものである。

この入試では､必須科目を国語とする｢国語プラス方式｣と英語とする｢英語プラス方式｣、本学で実施する記述問題を必須とする「記述問題プラス方式」の３つのタイプを設定して

いる。選択科目は高得点のものを判定に利用し､高得点１科目の「２科目型」､２科目の「３科目型」､更に数学を必須とした「４科目型」を設定している。（１番の高得点科目の２科目で合否判定を行う試験（国語プラス方式２科目型）と､国語とその他の科目の中から１・２番目の高得点科目の計３科目で合否判定を行う試験（国語プラス方式３科目型)、英語＋その他の科目の中から１番の高得点科目の２科目で合否判定を行う試験（英語プラス方式２科目型）と、英語＋その他の科目の中から１・２番目の高得点科目の計３科目で合否判定を行う試験（英語プラス方式３科目型）である。）

試験日程は前期・後期からなっており、国語プラス方式３科目型は全ての日程で行い、国語プラス方式４科目型、英語プラス方式４科目型と３科目型は前期のみ行っている。また、国語プラス方式２科目型と記述問題プラス方式は後期のみ実施している。

・一般入学試験（根拠資料 5-33【ウェブ】）

一般入学試験については、国語、英語、選択科目［地歴･公民（日本史、世界史、政治･経済)、数学から１科目選択］の科目を課す試験を行い、３科目で判定する３科目方式と、科目で判定する２科目方式の入試を行っている。また、国語、英語、地歴･公民（日本史、世界史、政治・経済から１科目選択)、数学の４科目を課す試験を行い、４科目で判定する科目方式の入試も行っている。2017（平成29）年度より英語外部試験のスコア利用を導入し、英検、GTECを中心として６種の外部試験のスコアを換算型で利用できるようにした。

試験日程は、２月１日から２日の前期２日間、２月中旬の中期日、そして３月上旬の後期１日となっており、４科目方式は前期の２月２日のみ実施し、それ以外の日程は全て２科目方式と３科目方式となっている。また、２月１日、２日の２日間に限り、全国８都市の地方会場（仙台・水戸・宇都宮・高崎・横浜・千葉・静岡・新潟）において入学試験を実施し、地方志願者の経済的負担軽減に配慮している。

※2023（令和５）年度までは、仙台・郡山・水戸・宇都宮・高崎・横浜・千葉・新潟の８会場であった。

・外国人留学生試験（根拠資料 5-34【ウェブ】）

外国人留学生を受け入れるために行っているのが、外国人留学生試験である。出願の条件として、2026（令和８）年３月31日までに18歳に達し、次の①を満たし、②～④のいずれかに該当する者としている。

①日本学生支援機構が行う日本留学試験の日本語と総合科目を受験し、それぞれの科目で総点の６割以上を取得している者。

②外国人であって、外国において学校教育における12年の過程を修了し、その国において大学入学資格を有する者（修了見込み、資格取得見込みの者を含む)。

③外国人であって、国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格（フランス共和国）のいずれかを取得した者。

④外国において、大学入学までの通常の教育課程が12年未満の教育機関を修了した外国人で、文部科学大臣の指定する教育施設で我が国の大学に入学するための準備教育としての課程を修了している者、または修了見込みの者。

選抜は、小論文、及び面接によって行う。それらは、全て日本語で解答することを求めており、志願者の日本語能力、人物、学力を充分に判定できる環境となっている。なお、入学時の単位認定は行っていない。

・編入学試験（根拠資料 5-35【ウェブ】）

編入学試験の出願資格は次のいずれかに該当する者である。

①４年制大学を卒業した者。

②４年制大学に２年以上在学（休学期間除く）し、62単位以上を取得した者。

③短期大学、高等専門学校を卒業した者。

④専修学校の専門課程を修了し、文部科学大臣の定めるところによる者（専門士の称号を有する者）。

⑤高等学校（中等教育学校の後期課程含む）の専攻科のうち、修業年限２年以上で文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者。ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。

⑥大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を取得した者あるいは取得見込の者。

⑦旧制の専門学校、高等学校高等科、大学予科、工業教員養成所、養護教諭養成所等の課程を卒業または修了した者。

選抜にあたっては、英語、小論文及び面接試験を課し、11月と２月に試験を実施している。なお、地域創生学科、公共政策学科、表現文化学科では募集を行っていない。

・地域戦略人材育成入学試験（根拠資料 5-36【ウェブ】）

地域を良くしようと尽力している人たちと共に地域課題の発見や解決に取り組み、その過程で学びを深め、自分の将来を地域の将来と重ねて展望し、地域創生学科のシラバスを熟読した上で、東京で経済や経営に関わる学力を培い、必要に応じてビジネスに関わる実務能力も高め、地方地域の活性化になくてはならない希少な人材として活躍する者を対象としている。本入学試験では、高等学校在学中に取り組んだ探究活動や地域連携型プロジェクト等を重視し、主体的に課題に向き合い、行動してきた経験を評価の中核に据えている。

大学進学後は、出身地に限らず他地域においても地域連携・学修活動を行い、地域や大学内外の多様な関係者と協働しながら、在学中も学びのコミュニティの成長に貢献することを期待している。加えて、入学後に大学で挑戦したいプロジェクトの企画・実行を支援する仕組みを設け、継続的な学修と実践の両立を図っている募集活動で重要となる入学者選抜の特徴については以下の３点である。

①学校や地域において関わってきた探究活動やプロジェクト、地域創生に関連する必要な知識や情報をどのように学習してきたか、ならびに本学志望に至った経緯の３点を、3000字以内で記述する「志望理由書」

②大学入学後の学びと、その先の将来像を自らの言葉で示す「プレゼンテーション」

③大学入学後も基礎的な学習習慣を維持することを確認するための「大学入学共通テスト５教科７科目の受験」

志望理由書では、自らが行った地域活動や取組に参加した際のコミュニケーション力、関係者と協働する中で必要となる調整力や大人に依頼をする交渉力等を総合的に判定す

る。また、活動を通じて培った思考力や表現力については、第二次審査におけるプレゼンテーションを通じて確認する。

書類審査については、志望理由書および高等学校調査書に加え、活動内容を補足する根拠資料（任意）の提出を求め、これまでの学修や実践の過程を多面的に評価する。

そして、面接・プレゼンテーションでは、以下の基準に基づいて評価を行う。

①自己探究計画（大学での学びにおいて挑戦したいことや､主体的に取り組みたいテーマ）
②学問探究計画（探究したい問いや、大学で習得したい知識・技能）
③価値創造計画（自身の学びを通じて、どのような地域社会の姿に貢献しようとするか）
④コミュニティ貢献計画（自身の関与により、学びのコミュニティをどのように発展させようとするか）

なお、2026（令和８）年度入試において、情報科学部においても地域戦略人材育成入試を設けた。

・大学院入学試験

大学院については、一般入試、スカラシップ入試、社会人入試、フェニックス社会人特別入試、社会人特別入試、専門職特別入試を10月と２月に実施している。フェニックス社会人特別入試は、満50歳以上の社会人を対象としており、スカラシップ入試、社会人入試も社会人を対象としている（根拠資料5-37【ウェブ】）。

以上のように本学の入学者選抜方式は、多様な人材を受け入れるための仕組みを用意していると言える。また、入試に関する志願者数・受験者数・合格者数情報は、出願締め切り後、試験実施後、合格発表後に適切に本学ホームページ上に公開し、またそのデータは、翌年発刊する入試ガイドにて、入試方式ごとに詳細に掲載している。また、一般入試については、所定の開示期間を設けて、不合格者に対して成績の開示を行っている（根拠資料5-38【ウェブ】）。

（入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。）

特別な配慮を必要とする志願者については、出願手順を明示し、出願の１カ月前までに事前相談をするよう募集要項に掲載している。事前相談では、学科担当教員、入試広報課、学生課、共通教育課、教務課の担当者が面談する。入学試験での特別な配慮の確認及び、入学後の支援体制等について説明を行っている。入学試験当日には必要な措置を講じている（根拠資料5-39【ウェブ】）。

なお、相談者の今後の出願の判断については、自分がこれから過ごす４年間の学業・学生生活が如何なるものかを理解することが重要であることから、学科所属教員とも面談を行い、学問領域や学位を修得するために行われる様々な事柄、本学の校地、校舎の状況、さらには学生支援の体制（現状）について情報を提供し、納得した上での出願に至るような配慮を行っている。

（すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。）

担当部局である入試広報課が学生募集の実施状況を検証し、事業計画を作成し、入試委員会で審議の後、総合政策会議等の学生募集体制の承認を得て、志願者等に対して情報提

供を実施している。具体的には、次のとおりである。
①各種広告媒体を利用した入試広報
②対面広報の実施
・オープンキャンパス、入試相談会（根拠資料5-40）
・進学相談会、校内ガイダンス（根拠資料5-41【ウェブ】）
・高校訪問（根拠資料5-42）
・高校教員対象進学懇談会（根拠資料5-43）
・出張講義
・受験生応援スペース等を活用したキャンパス見学

各種媒体を利用した入試広報については、大学案内を始めとした紙媒体を作成し、希望者への送付･配布を行っている。またWEB広告、各種メディア（受験雑誌･サイト、新聞、雑誌、車内広告等）を利用した広報・広告を適宜展開している。

対面広報については多岐にわたる。まず、本学を舞台としたオープンキャンパスについて2024（令和６）年度は、６月、７月、８月、９月、12月、３月の計６回を実施し、8,592名の参加があった。プログラム内容は、大学ガイダンス、入試説明、各学科･コース説明会、授業体験、キャンパス見学ツアー、保護者向けガイダンス、個別相談等である。また、オープンキャンパスに参加できなかった方等を対象に「キャンパス見学」プログラムやZoom個別相談「大正コネクト」を実施した。

次に、業者主催の進学相談会については、関東地方を中心に北は北海道から西は静岡まで72会場へ出張し、計821名の相談を受けた。

高等学校の要請によって開催される校内ガイダンスについては、年間159回出張し、ガイダンスあるいは個別相談を各高校にて行った。高校訪問については、入試広報課職員を中心として､事務局全体に協力を要請して首都圏と近郊という２種類のエリア設定を行い、春期（５月～８月）、秋期（10月～12月）の２回の訪問を展開している。事務局全体の職員に対しては、入試アドバイザーと位置付け、進路指導担当教員に対して本学への理解を深めてもらうよう説明をするとともに、高等学校の情報収集を行った。この入試アドバイザー制度は、2006（平成18）年度より行っており、毎年できるだけメンバーは固定し、前年と同一の高等学校を訪問することを基本としており、高等学校との関係を保つよう配慮している。

さらに、高等学校教員や学習塾講師を対象とした進学懇談会（入試説明会）を毎年開催している。ここでは、本学の教育ビジョンや各学部学科の教育理念、カリキュラムの他、本学の最新動向を説明した上で個別相談を受け付けている。2024（令和６）年度は、58名の高等学校教員および25名の学習塾講師が来校した。

高等学校から依頼を受けて行う出張講義について、2024（令和６）年度は26校へ教員が出向き、各学科の系統別に高校２年次・３年次に対して模擬講義を行った。キャンパス見学の受け入れについては、受験生応援スペースを学内に設置し、夏期休業中も含め月曜日から土曜日まで随時受け入れを行っている。特に午後３時から５時までは入試学生スタッフ１名を配置し、アドミッションセンター職員とともに、来校者に対して大学の説明や質問への対応、さらにキャンパス見学ガイドを行っている。なお、入試学生スタッフは学内インターンシップという位置付けである。キャンパス見学ガイド等に関する能力を育成す

べく、アドミッションセンターの職員や外部講師による研修を設定することで、入試学生スタッフの質が一定のレベルに保たれるようにしている。この他、高等学校単位でバス等を利用してのキャンパス見学は、17校532名であった。

その他の情報提供については、「大正大学受験生応援サイトココカラ」というホームページを別に設け、入試概要、出願・入試結果速報、過去の入試結果だけではなく、大正大学の学びの特徴、仏教学科特設ページ、地域創生学部特設ページ、学生生活の情報も提供している（根拠資料5-44【ウェブ】）。

評価項目②
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。
＜評価の視点＞
・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

（学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。）

本学は、学部、研究科の入学定員及び収容定員については、総合政策会議において審議し、教学運営協議会・代議員会・大学院委員会の議を経て理事会で決定しており、入学者数及び在籍学生数については、入試委員会及び入試課の報告の下、適切な管理に努めている。「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行を受けて、入学定員超過率の抑制に努めており、収容定員超過率を算出して管理している。上級生、収容定員数、収容定員、編入学定員編入学者、退学者数、留年者数を基礎として入学定員超過率の管理をしている（根拠資料5-45）。

また、在籍学生については、学生課が在籍学生数を定期的に総合政策会議や代議員会等に報告し、収容定員に基づき適切に管理するよう努めている。2025（令和７）年度の入学定員に対する入学者数比率については、大学全体で1.14倍となっており、各学部は、0.81倍から1.38倍となっている。編入学定員に対する編入学生数比率については、2025（令和７）年度において、大学全体で0.91倍であり、文学部人文学科及び歴史学科が1.5倍、仏教学部仏教学科が1.03倍、心理社会学部人間科学科が0.5倍、臨床心理学科及び文学部日本文学科が編入学者無しとなっている。

収容定員に対する在籍学生数比率については、2025（令和７）年５月１日現在において、大学全体で1.04倍となっており、適切な比率となっている。超過率が高い学科については、心理社会学部臨床心理学科で1.39倍であり、低い学科は社会共生学部公共政策学科、社会福祉学科、仏教学部仏教学科の0.85倍、0.84倍、0.83倍である（大学基礎データ表２）。

収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応については、総合政策会議及び常任理事会において審議を行い、収容定員数の見直しや学部学科の改組を検討する体制が整備されている。

修士課程・博士課程における収容定員に対する在籍学生数比率については、次のとおりである。2025（令和７）年５月１日現在の在籍学生数は168名であり、大学院全体で0.85倍である。修士課程については、0.93倍であり、博士課程については、0.63倍である。修

士課程及び博士課程全体の定員を満たしていないが、人間学研究科社会福祉学専攻、臨床心理学専攻、修士課程の文学研究科宗教学専攻、史学専攻が収容定員を満たしている。

なお、大学院の過去５年間の入学定員に対する平均比率については、修士課程が0.77倍、博士課程が0.48倍である（大学基礎データ表２）。入学者数は、2024（令和６）年度に比べて、修士課程は14名の増加、博士課程は２名の増加となっている。

評価項目③
学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
・点検･評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善･向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

（学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか）

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、入学者選抜結果について総合政策会議に報告し、点検・評価を行っている。

また、TSRマネジメントシートにおけるアドミッションポリシーにおける取組において、学部学科、研究科専攻ごとに点検・評価を行っており、教員間の意識の共有と次年度への改善が図られている。そして、TSRマネジメント報告会及び大学自己点検・評価委員会を通じて点検・評価結果を総合政策会議構成員が把握し、改善・向上に向けて検証を行う機会を設けている。

加えて、入学者の情報については、総合政策会議、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会に全て報告されており、適切性について点検・評価を行っている。さらに、IRによる分析を含めた点検・評価については、データサミット（学内IR報告会）や教学IR推進部会ニューズレターにおいて報告・情報提供をしている（根拠資料5-46）。

（点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか）

入学定員の超過については総合政策会議で審議しており、常任理事会及び理事会承認の下、定員の変更を適宜行っている。なお、社会共生学部、心理社会学部を2024（令和６）年度に改組して、人間科学科と社会福祉学科で構成される人間学部とし、心理社会学部臨床心理学科は臨床心理学部臨床心理学科に、社会共生学部公共政策学科は学問内容や教育方法の類似性から地域創生学部公共政策学科とした。その際に定員の見直しを行い、公共政策学科は入学定員数を30名削減し、定員超過率が高い表現学部の定員を30名増加した（根拠資料5-47）。

２．分析を踏まえた長所と問題点

長所としては、本学を第一志望として選択する受験生の割合が、受験時点で継続的に上昇している点である。受験時の志望順位において「第１志望」と回答した学生の割合は、

第６回調査で61.3％であったものが、第10回調査では68.3％へと上昇しており、本学が進学先として積極的に選択される大学へと変化してきている状況が読み取れる。この傾向は、高校３年４月時点の進路意識においては第１志望割合が42.2％にとどまっていることと比較すると、受験期に至る過程で本学への評価が高まっていることを示しており、オープンキャンパスや広報活動、入試制度の分かりやすさが一定の効果を上げていると評価できる。また、入学時点での進路満足度に関しても肯定的な結果が確認されている。所属学部学科に入学した時点での総合的満足度について、「大変満足」および「ある程度満足」と回答した学生の割合は、第10回調査において76.7％に達しており、入学直後の段階で進路選択に対する納得感を持つ学生が多数を占めている。このことは、アドミッション・ポリシーと入学者選抜の実態が大きく乖離しておらず、学生の期待と大学側の提示内容が概ね一致していることを示すものといえる（根拠資料5-48）。

入学時に期待していた内容として、「専門的な学問を修得すること」を挙げた学生は第10回調査で36.5％であるのに対し、「将来の目標や夢を発見すること」は30.6％、「幅広い人間関係づくり」は10.0％となっており、学修内容そのものよりも、進路探索や人間関係形成を重視する傾向が一定程度存在している（根拠資料5-49）。

学生の受入体制については、入試委員会を設置しており、入学者選抜における実施体制、審査体制、出題範囲だけではなく、オープンキャンパスプログラム、大学院相談会、各入試における小論文試験・面接試験の審査基準についての審議もあるため、総合型選抜に代表されるように学部・学科の求める人材像を強く反映できるため、一定の効果をもたらしている。また、受験上の配慮を必要とする受験者の申し出に対して、学科、教務課、共通教育課、学生課、入試広報課と５つの部署が合同して対応していることは、受験生の入学後の学習計画の点、受験にあたっての説明責任の点の２点から大きな効果がある。加えて、入学前教育についての説明も入試委員会で行う等、入学者の情報共有や多様な意見を反映できるように取り組んでいる（根拠資料5-50）。

問題点については、入学定員を満たせない学科がでてきていることである。志願者数および入学者数の学科間格差が依然として大きいことである。例えば、一部の学科では、志願者数がピーク時と比較して減少傾向にあり、2025（令和７）年度においても定員充足に対する不安定さが残存している。これは、18歳人口の減少という全国的傾向に加え、学問分野の社会的認知度等について受験生の評価が影響しているものと推察される。特に、専門性が高い学科においては、教育内容の魅力が十分に伝達されていない可能性があり、広報・募集戦略のさらなる精緻化が求められている状況にある。

さらに、入学者の学力層の多様化も重要な課題として挙げられる。入試方式の拡大により、多様な背景を持つ学生を受け入れている一方で、基礎学力にばらつきが生じており、入学後の初年次教育や学修支援への負荷が増大している。これは学生の受け入れ段階における問題点であると同時に、教育課程や学生支援との連動が不可欠な課題であり、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの接続性を、より一層明確にする必要性を示している。以上の分析から、本学の学生受け入れは、全学的な志願者規模の確保や定員管理の面では一定の成果を上げているものの、学科間格差の是正、志願者層への情報発信の質的向上、ならびに入学者の多様化に対応した受け入れ後の教育体制との接続という点において、継続的な改善が求められる段階にあるといえる。今後は、志願動向の精緻な分析

を基盤として、学科ごとの募集戦略と教育内容の可視化を一体的に推進し、質を伴った学生の安定的確保を実現していく必要がある（根拠資料5-51）。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の理念および教育ビジョンに基づき、学生の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を起点として、入試・募集・入学者選抜の在り方を全学的課題として位置付け、見直しと改善を行ってきた。近年、本学では年内入試と年明け入試の役割分担を再定義しつつ、学びの質を損なわない形で入学者数を安定的に確保することを重要な方針としている。

学生募集および入学者選抜においては、単なる志願者数の拡大ではなく、本学の教育内容や学修の実質を理解した受験生をいかに獲得するかという観点を重視している。そのため、オープンキャンパスや高校訪問においては、従来型の学科単位の説明に加え、テーマ別・学び別の企画を導入し、学科名が壁となって受験生の関心を狭めてしまう状況の改善を試みている。これは、学びのタイトルや切り口を工夫することで受験生や保護者の関心を喚起できることを、学内全体で共有することを目的としている。特に2025（令和７）年３月の企画として実施したテーマ型イベントは、時期的特性を活かした試行的取組であり、今後の学生募集施策を検討する上での重要な知見を提供するものとなった。

また、オープンキャンパスの運営においては、来場者数の単純な増減ではなく、学科別参加状況や個別相談への参加実数、滞在時間等を踏まえた分析を行い、「多数動員型」から受験生一人ひとりとの対話を重視する「接近戦型」への転換を進めている。このような姿勢は、受験生に対して本学の教育姿勢を直接的に伝えるとともに、入学後のミスマッチ防止という点でも一定の効果を有している。一方で、学部学科間で参加者数にコントラストが生じている点や、新設予定である情報科学部の認知度向上が依然として課題である点については、入試・募集上の重要な検討事項として共有されている。

高大接続を基盤とした学生募集施策としては、2021（令和３）年に開始した高大接続パートナーシッププロジェクト（S-U.P.P）を中核に据えている。S-U.P.Pは、高等学校と大学が教育上の課題や改善策を共有し、探究学習やアントレプレナーシップ教育を中心とした教育実践を共創することを目的とした取組であり、参加校数は設置初年度の43校から、2025（令和７）年10月時点で65校へと着実に増加している。数の拡大そのものを目的とするのではなく、「近隣性」「学びの親和性」「偏差値ポジショニング」「本学イメージ向上に資する高校との関係性」といった観点から参加校を整理し、持続可能な連携関係を構築している点に本事業の特徴がある。S-U.P.P参加校出身者の入試実績を見ると、同事業の有効性は定量的にも確認されている。2022（令和４）年度入試では、29校から延べ267人の志願者であったのに対し、2025（令和７）年度入試では44校から延べ603人の志願者へと増加しており、志願者数は３年間で約13倍に拡大した。また、S-U.P.P参加校出身者の入学率は、2025（令和７）年度入試において27.9%となった。さらに、全入学者数に占めるS-U.P.P参加校出身者の割合は、2022（令和４）年度の6.4%から2025（令和７）年度には8.7%へと上昇しており、本学の入学者確保において一定の存在感を示すに至っている。

こうした成果を背景として、S-U.P.Pでは毎年教育懇話会や教員向け勉強会を開催し、高等学校教員と大学教職員が直接対話する機会を設けている。第４回S-U.P.P教育懇話会

では、参加前の期待度が10点満点中7.6点であったのに対し、参加後の満足度は9.3点となり、多くの参加者にとって期待を上回る内容であったことが確認されている。参加者からは、高校生と大学生の連携が高大双方にメリットをもたらす点や、「企業で使える能力」に回収されない基礎的・汎用的能力を持続的に育成する重要性が指摘されており、これらは本学のアドミッション・ポリシーと高い親和性を有している。

さらに、2024（令和６）年11月30日には、S-U.P.P加盟校教員を対象とした「探究学習とアントレプレナーシップ教育をつなぐ」をテーマとするイベントを開催し、対面31名、オンライン６名が参加した。高校教員による実践報告に加え、本学在学生や教員が登壇する構成とすることで、高校段階の探究学習が大学教育へどのように接続されるのかを具体的に示す場となり、学生募集および入学者選抜の観点からも、本学の教育内容を立体的に伝える有効な機会となった。年内入試の拡大に伴い、入学準備学習の意義も改めて問い直されている。年内に合格を決定する受験生が増加する中で、入学前教育は学修への円滑な接続という点で重要性を増しているが、同時に学科側の負担増や入学辞退者の抑制、さらには入学金返還問題との関係も考慮しなければならない状況となっている。そのため、本学では入学準備学習を単なる課題提示としてではなく、歓迎やホスピタリティの観点を含めたプログラムとして再設計し、入試制度全体の中でどのように位置付けるべきかを検討している。

こうした状況を踏まえ、入学者選抜においては「顔の見える入試」を重視する姿勢が一層明確になっている。年内入試においては、学科との丁寧な対話を通じて、どのような学生を受け入れるのかという人材像を共有し、学力のみならず倫理性や学修意欲を含めた多面的評価を行うことが求められている。これは、単に合格者数を積み上げるのではなく、入学後の教育との整合性を確保し、学生の成長と大学の教育力向上を両立させるための方針である。

また、成長分野への対応として、情報科学部を2026（令和８）年度に新設し、同年度入学生からの学生募集を開始している。情報科学部の設置は、数学および情報分野をめぐる学習内容や学び方が高度化・多様化する中で、データ活用や情報技術を基盤とした教育への関心が高まっていることに加え、DX人材育成に対する社会的要請の高まりを背景とするものであり、本学の教育研究体制の高度化と学生募集戦略の両面において重要な位置付けを有している。実際の募集開始にあたっては、設置趣旨や教育内容について高等学校への丁寧な情報提供を行い、探究学習との親和性や学修後の展望を含めて理解を促すことで、情報科学分野に関心を有する受験生層への認知度向上と安定的な志願者確保を図ってきたところであり、年内・年明け入試双方における入学者選抜の在り方にも一定の影響を与えている。

以上のように、本学の入試・募集・入学者選抜に関する取組は、年内入試への構造的転換という外部環境の変化を踏まえつつ、学びの質保証と定員充足の両立を目指して進められてきたものである。今後も、カリキュラムの魅力化や授業の実質化と連動した入試改革を進めるとともに、高校との接近戦型の関係構築を通じて、本学の教育理念に共感する学生を着実に受け入れていく必要がある。

第６章　教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR シップ憲章	https://www.tais.ac.jp/common/doc/utility/recruit/teacher/TSR-ship-teacher.pdf
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
基幹教員数 本務教員数 教員配置図	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/teacher/kikankyouinsuu.pdf https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/teacher/syokui.pdf https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/teacher/nenrei.pdf ・教員配置図
備考：	

※関係法令：2022（令和４）年10月改定前の大学設置基準第13条
※基礎データ（表１）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）
※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、［専門職大学及び専門職学科］及び［専門職学位課程］表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。
注１ [全体]：大学設置基準別表第１及び別表第２に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。
注２：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。
注３：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（　）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

［学士課程］（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類		必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考
仏教学部 仏教学科	専ら従事する教員		10	8 以上	20	9	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
人間学部 人間科学科	専ら従事する教員		10	8 以上	12	8	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
人間学部 社会福祉学科	専ら従事する教員		8	6 以上	9	8	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
臨床心理学部 臨床心理学科	専ら従事する教員		10	8 以上	15	6	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		

文学部 人文学科	専ら従事する教員		6	5 以上	10	6	○	
	それ以外の教員	当該大学		1 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
文学部 日本文学科	専ら従事する教員		6	5 以上	8	5	○	
	それ以外の教員	当該大学		1 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
文学部 歴史学科	専ら従事する教員		8	6 以上	13	7	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
表現学部 表現文化学科	専ら従事する教員		6	5 以上	10	5	○	
	それ以外の教員	当該大学		1 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
表現学部 メディア表現学科	専ら従事する教員		8	6 以上	9	4	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
地域創生学部 地域創生学科	専ら従事する教員		10	8 以上	14	6	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
地域創生学部 公共政策学科	専ら従事する教員		10	8 以上	14	9	○	
	それ以外の教員	当該大学		2 以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
大学全体の収容定員に応じ定める数			41		10	4		
学部総計			144		144	77		
根拠資料			教員配置図					

※関係法令：大学設置基準第10条
※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。
※下段の表は、下記の学部のみに使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。
①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの
②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「－」とする）。
※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ１の学部でのみ算入される教員を指します。
※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で８単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。
※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。
例）２名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：２名」と記載。
※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。
※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は８単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。
※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

［修士課程］

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
仏教学研究科仏教学専攻	16	9	13	3	大学基礎データ（表１）
人間学研究科社会福祉学専攻	9	8	7	2	
人間学研究科臨床心理学専攻	14	6	13	1	
人間学研究科人間科学専攻	11	8	9	2	
文学研究科宗教学専攻	9	6	8	1	
文学研究科史学専攻	12	6	9	3	
文学研究科国文学専攻	7	5	7	0	
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第９条第１項

［博士課程］

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
仏教学研究科仏教学専攻	12	9	11	1	大学基礎データ（表１）
人間学研究科福祉・臨床心理学専攻	22	16	14	8	
文学研究科宗教学専攻	6	6	6	2	
文学研究科史学専攻	5	4	5	1	
文学研究科国文学専攻	5	5	6	2	
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第９条第１項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
大正大学学則第 11 条の２第４項	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

資料名称	URL・印刷物の名称
大正大学教員選考規程 大正大学教員任免規程 専任教員採用に関する内規	大正大学教員選考規程 大正大学教員任免規程 専任教員採用に関する内規
備考：	

第６章　教員・教員組織（本文）

１．現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

＜評価の視点＞

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※　具体的な例

・教員が担う責任の明確性。
・法令で必要とされる数の充足。
・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
・学部担当教員の資格の明確化と適正な配置。
・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置。
・各学位過程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等含む）。
・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置。

・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

（大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。）

本学学部の教員組織は、「大正大学学則」により、教授、准教授、講師、助教、特任教員、特命教員、任期制教員を置き、大学設置基準及び「大正大学学部・学科運営規程」に基づき、組織整備を行っている。また、大学として求める教員像については、「TSRシップ憲章〈教員版〉」及び「大正大学教育職員倫理綱領」を定め、公募時・採用時に明示している。具体的には、以下を募集要項に定めている（根拠資料6-1、6-2、6-3、6-4）。

・本学の建学の理念、学科の目指す教育・研究の理念・目標およびTSRシップ憲章＜教員版＞を理解し実践すること。
・教育改善および組織運営を実践すること。
・他の教員と協調的な関係を築き、学科の内外と連携しながら学務に貢献すること。
・学部イベント等の実践教育の運営に同僚教員と連携、協調し積極的に協力すること。
・就職活動等への支援や適切な助言を行うこと。
・本学の社会連携・地域活動に積極的に参画すること。

・教員が担う責任の明確性。

教員が担う責任の明確性については、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」に明示しており、次のとおりである（根拠資料6-5）。

（１）学生の教育（授業・研究指導・オフィスアワー等）及びそのための研究
（２）研究者としての専門領域における研究
（３）大学の運営に関する業務（役職・各種委員会・代議員会・教授会連合会・入試業務）
（４）社会貢献に関する業務
（５）その他大学が命ずる業務

また、「大正大学教員役職規程」において、教員役職者の役割を次のとおり定めている（根拠資料6-6）。

・学長は校務をつかさどり、教職員を統督するとともに、理事長が決定した本学の方針及び重要施策を教職員に周知徹底させ、重要施策を遂行する。
・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、方針等を教職員に周知徹底させ、重要施策を遂行する。
・学部長・研究科長は、当該学部・研究科に関する事項を総轄するとともに、方針等に基づき、基本施策を遂行し、これを所属教員に周知徹底させ、学長を補佐する。また、点検・評価を行い、改善・検証を行う。
・学長補佐は、方針等に基づき、基本施策を遂行し、これを教職員に周知徹底させ、大学の運営を遂行するとともに、学長を補佐する。

・法令で必要とされる数の充足。

2025（令和７）年５月１日現在の基幹教員数は教授77名、准教授40名、専任講師24名、助教３名の合計144名である。大学設置基準上の必要教員数144名であり、法令で必要とされる教員数が充足されている（根拠資料6-7）。

・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。

教員構成については、各学科からの申請及びヒアリングにより、教員人事採用計画を策定しており、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成としている（根拠資料6-8）。

・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。

各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理については、「カリキュラム大綱」及び「カリキュラム編成方針」を定めており、次のとおりとしている（根拠資料6-9、6-10）。

・CP、DPに基づく科目の精査を通じて、各学科では第Ⅱ類科目の選択科目を中心に隔年開講化し、開講科目数ならびに開講科目の単位数を引き続き検討する。
・学内LMS（UR-note）の活用による授業運営の変革、教員の専門領域に基づく連携を前提とする授業開講方法の工夫、また、大学業務の分散と軽減により、専任教員の担当コマ数の削減化を図り、働き方改革につなげる。
・専門ゼミナール科目は、原則として１クラス当たり15名～25名程度の編成とし、専任教員が担当する。
・卒業論文又は卒業研究等に必要不可欠な科目、諸資格を取得するために必要な科目以外は、教育財政資源の適正かつ有効な運用の観点から不開講とする。
・５名以下にならないように開講方法を計画する。

・５名以下があらかじめ想定される、再履修科目・旧カリキュラム科目については、オンライン手法の活用、新カリキュラム科目との同時開講、読替えを検討する。
・５名以下となる科目の開講は、教育財政資源の適正かつ有効な運用の観点から、カリキュラム運営委員会で規定コマ数と認められない場合もあるため、十分留意する。

以上のような方針の下、学科における各教員の担当授業科目を適切に把握・管理して、カリキュラム運営委員会においても、学長以下が把握・管理できるようにしている（根拠資料6-11）。なお、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」において、「授業担当時間数は、１時間単位を45分として週あたり10時間の授業を担当しなければならない。」と定めており、特任教員は、「勤務日数及び授業担当日数は３日以上、週あたり授業時間数は６時間」としている（根拠資料6-12）。

ただし、教員の個別の事情により、授業担当負担の配慮について、学部長から総合政策会議、教学運営協議会、代議員会に上程し、授業時間数の削減等をしている。また、「大正大学教員役職規程」においては、「専任教員が学長、副学長、学長補佐、学部長又は研究科長に選任された場合は、総合政策会議の議を経て第５条第６項及び第７項に定める責任授業時間を減免することができる。」と定めている。

加えて、学修支援センターに専任教員を配置し、さらにその中に科目統括の教員を置いている。第Ⅰ類科目の各科目については、科目統括を中心に、授業内容の検討や運営方針の策定、講師会（FD）の実施等を行っている。本学の１・２年次の共通教育「第Ⅰ類科目」は、学修支援センター長が総括し、学修支援センターが所管するものと規定されている。４年を１クールとし、学習・教育目標を検討する。各科目群の設定の趣旨及び受講学生数を勘案して第Ⅰ類科目数は設定される（根拠資料6-13）。

なお、授業運営は学修支援センター所属の専任教員が中心となっているが、学科所属の専任教員からもⅠ類コーディネーターを選出し、学修支援センター専任教員とともに第Ⅰ類科目の運営について検討する役割を担っている。Ⅰ類コーディネーターは、センター長が推薦し、代議員会の議を経て学長が任命する。コーディネーターの任務は、第Ⅰ類科目のカリキュラムに関する事項、第Ⅰ類科目の教育目標や教育内容及び評価方法の設定運用に関する事項等である（根拠資料6-14、6-15）。

そして、第Ⅰ類科目の学習・教育目標の検討、科目数の確定、科目の改編、科目の中長期計画及び基本方針に関する事項に関しては、学修支援センターにおいて案を作成し、学修支援センター長、副センター長、トランジション教育チーム長及び各コーディネーターをもって構成される第Ⅰ類コーディネーター会議にて確認する流れとなっている。

第Ⅰ類科目に関しては、学修支援センターの事務を所管する共通教育課が担当であり、科目の運用にあたって支援を行っている（根拠資料6-16、6-17）。

・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。

2025（令和７）年度において、複数学部の基幹教員を兼ねる教員はおらず、複数学部の基幹教員を兼ねる者の業務状況や教育効果については、今後検討が必要である。

大学院担当教員については、全て学部と兼担である。教員数は78名であり、大学院設置基準上必要な専任教員76名を上回っている。教員は、同一専攻内の博士課程前期（修士課程）と博士課程後期（博士課程）を兼担している（根拠資料6-18）。

・学部担当教員の資格の明確化と適正な配置。

教員の資格については、「大正大学教員選考規程」及び「大正大学大学院教員資格審査規程」に明示された基準に基づいて、教員資格審査委員会または大学院教員資格審査委員会により審査している。なお専任教員の任用にあっては、総合政策会議における方針の下、教員選考委員会により審議を行い、適切な配置としている（根拠資料6-19、6-20）。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置。

「大正大学大学院教員資格審査規程」に研究科担当教員の資格を明確にし、大学院設置基準に基づき、適正な配置をしている。大学院担当教員になろうとする者は、所属研究科長または学部長を経て、教員の資格審査を希望の研究科に申し出ることができ、大学院教員資格審査委員会は、審査の結果を大学院委員会及び当該研究科委員会に報告し、承認を得ることができる。修士課程（博士前期課程）の講義を担当する教員については、修士課程（博士前期課程）の研究指導を担当する教員、博士後期課程の講義を担当する教員、博士後期課程の研究指導を担当する教員という区分ごとに研究上の業績及び経歴等に応じて資格を定めている（根拠資料6-21）。

・各学位課程の目的に即した教員配置。

・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置。

各学位課程の目的に即した教員配置については、教員人事計画の下、専門分野に基づく教員数の配置を定めている。各学科において求められる教員については、大学としての方針の下、当該学科の採用方針を学部長・学科長と学長が審議して決定している。

大学全体の専任教員の年齢構成については、「大正大学専任職員定年規程」に定年を65歳と定めている。ただし、「教育職員の定年の特例に関する内規」に基づき、定年を延長することができる。年齢構成･男女比率については、年次進行による配置を把握しており、採用計画の参考としている。なお、2025（令和７）年５月１日現在の年齢構成については、70歳以上が1.9％、60歳～69歳が25.2％、50歳～59歳が34.8％、40歳～49歳が34.2%、30歳～39歳が3.9％とバランスのとれた年齢構成と言える。男性115名、女性40名であり、外国人教員は２名在籍している（根拠資料6-22【ウェブ】、6-23）。

（クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。）

2025（令和７）年度において、クロスアポイントメントについて該当者はおらず、今後企業等の人材を基幹教員として雇用する場合においては、対応が必要である。なお、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」において、「専任教員の他機関への応嘱については、学長の許可を得なければならない。学長は、職務遂行に支障がないと判断した場合には、その範囲内でこれを許可するものとする。」とし、他の教育機関への応嘱は、２つの教育機関まで、かつ60分以下を１時間、60分を超え120分以下を２時間として週あたり４時間までと定めており、人事課において、業務状況等を把握している。

（教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。）

本学においては、教員と職員がそれぞれの専門性と役割に応じた責任を明確にしつつ、相互に協働・連携することにより、組織的かつ効果的な教育研究活動および大学運営を実現している。教職員は、「大正大学職員就業規則」において、「建学の精神に則り、この規則を遵守し、誠実に各々その義務を履行し、本学設立の目的を達するよう努力しなければ

ならない」と規定するとともに、「社会並びに本学の直接的又は間接的利害関係者の満足度向上を図り、期待及び要望に応えるために、教育研究、地域・社会貢献及び大学運営に参画するよう努力しなければならない」と明記しており、教員・職員が大学運営に関わる立場として、教育研究や地域・社会貢献とともに、大学運営に参画することが規程上明記されている。(根拠資料6-24)。

また、教授会の各種委員会をはじめ、教学IR推進部会、教職支援オフィス、研究支援オフィス、内部監査室等の学内組織においても、教員と職員がそれぞれの専門性を活かしながら参画しており、教育研究の質保証、学生支援、研究推進、内部統制といった大学運営の各側面において、教職協働の体制が構築されている。このように、本学では教員と職員を明確に分断するのではなく、相互補完的な関係として位置付けることにより、大学全体としての機能発揮と持続的な改善を図っている（根拠資料6-25、6-26、6-27、6-28、6-29、6-30、6-31、6-32、6-33)。

さらに、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」、「大正大学事務局職位規程」、「教員役職規程」、「大正大学教務職員の職務に関する細則」、「大正大学コアチューター規程」に職務を定めており、総合政策会議、教学運営協議会においては教員・職員の役職者が構成員となっている。また、教授会各種委員会、教学IR推進部会、教職支援オフィス、研究支援オフィス、内部監査室等の委員会・組織等においても同様である（根拠資料6-34、6-35、6-36、6-37、6-38、6-39、6-40、6-41)。

（授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。）

指導補助者については、学則第11条の２第４項に「本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。」と定めている。

第Ⅰ類科目においては、チューター・SAが授業の補助を実施している。大正大学においてチューターは、総合的学修支援者として、学生が自律した学修者として成長するための支援を行う役割と定義している。具体的には、授業担当教員の責任の下、授業内ではグループワークや個人ワークの支援、正課外では１年生対象に年２回実施する全員面談の面談者、レポート課題のサポート、補習のサポート等を行っている。支援にあたっては、開講前や開講期間中、４QT前など複数回の研修を実施しており、支援内容の理解や質の向上を図っている（根拠資料6-42、6-43)。

第Ⅱ類科目においては､ティーチング･アシスタント（TA）が授業の補助を行っている。TAについては､「大正大学ティーチング・アシスタント規程」に基づき、本学大学院に在学する学生を原則として採用し、学部教育の向上を図るための教育補助とともに、将来教員となるための訓練の機会を提供することを目的として制度化されている。TAの業務内容は、授業担当教員の指示の下で行う実験、実習、演習等における教育補助業務に限定されており、授業担当教員の個人的業務や研究の補助には従事しないことが規程上明確に定められている（根拠資料6-44、6-45)。

評価項目②
教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

（教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。）

教員の職位（教授、准教授、専任講師等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準については、「大正大学教員任免規程」、「大正大学教員選考規程」及び「専任教員採用に関する内規」に基づき、「教員採用計画」を定めている。教員人事については、採用･昇任とも大正大学人事委員会（理事長、副理事長、専務理事、常任理事、学長、副学長、事務局長で構成）が決定した基本方針に則して、教員選考委員会（専務理事、学長、副学長、当該学部長、事務局長、経営マネジメント本部部長、当該学科長及び関連学科など学長が指名する教員）において候補者を決定し、教授会連合会において選出される教員資格審査委員会（各学科に所属する専任教員から各１名で構成）による審査を行い､所定の手続きの後、代議員会の議を経て学長が決定する（根拠資料6-46、6-47、6-48、6-49）。

募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きの設定についても、諸規程に定められている。また、採用の基準については、教員定数及び「教員採用計画」に基づき、学科ごとの基準を設けている。また、各学科はTSRセルフマネジメントシート（教員採用方針及び評価報告書）を学長等へ提出して､教員採用方針及び評価報告書をTSR「５つの社会的責任」の枠組みに基づき､「現状と課題を踏まえた学科像」･「必要とされる人材像」を事前に示し、その学科像・人材像に基づき、採用候補者に対する評価を行い、採用している（根拠資料6-50、6-51、6-52、6-53）。

昇任については、「大正大学教員任免規程」に基づき、学部長から推薦書類等が提出され、教員資格審査委員会の審査後、総合政策会議・教学運営協議会・代議員会の承認により、昇任が認められている。昇任対象者は、教員実績・活動計画シートを提出して、現在の職位になってからの実績・現状、及び新しい職位になった場合の今後の計画として、①教育活動における本学への貢献、②研究活動における本学への貢献、③大学・学部・学科運営面における貢献、④社会・地域貢献活動における本学への貢献について、⑤現状・実績と今後の計画を書類において提出し、学長による面談も実施している（根拠資料6-54、6-55）。

（年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。）

各学科の年齢構成や性別等の多様性については、採用時に「年齢構成、男女共同参画のバランス」を評価しており、著しい偏りが生じないように人事を行っている（根拠資料6-56）。

評価項目③
教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取組を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。
＜評価の視点＞
・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組を行い、成果を得ているか。
・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取組を行い、成果を得ているか。
・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

（教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組を行い、成果を得ているか。）

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取組については、FDを毎年度開催している。FDについては、大正大学内部質保証方針に則り、建学の理念、教育ビジョン、中期計画及び３つのポリシーに基づく教育活動の改善及び質の向上を図るため、各種施策の検討、提言及びその組織的運用を目的とするFD委員会を置き、推進している。2023（令和５）年度は13回、2024（令和６）年度は９回、2025（令和７）年度は11回（12月現在）実施した。FD委員会は、副学長、学長補佐、教務部長、その他学長が認めた者で構成され、共通教育課が事務を担当している。また、委員長である副学長が指名する顧問（高等教育の専門家）を置き、顧問の意見を参考に、教職協働でFD計画とその具体的内容について検討している（根拠資料6-57【ウェブ】、6-58、6-59、6-60、6-61、6-62）。

計画については、総合政策会議及び教学運営協議会の承認を得て実施している。期間中の主なFDの実施内容は次のとおりである。

①「カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会」

DPとの関連において、学科のカリキュラムを各学科が振り返り、改善するPDCAを促すため、「カリキュラム・アセスメントチェックリスト（以下CACL）の作成」、「作成したCACLによる自己評価の実施」、「実施した自己評価の内容を学科間で相互評価する、『CACLを活用した自己評価報告会』の開催」をFD委員会主導で実施している。2015（平成27）年から開始し、2024（令和６）年で10回目になるが、カリキュラムを評価・改善する年間の流れとして定着している（根拠資料6-63、6-64）。

自己評価報告会については、他学科からの意見を聞くことでより気づきを得て、改善に結びつくことをねらいとしている。2023（令和５）年度以降から、自己評価報告会に高校教員を招待している。高校からの意見をいただくことで、さらに多様な視点でカリキュラムを見直すことができている（根拠資料6-65、6-66）。

②全学FD

大正大学では年に２回、授業を担当する全専任教員を対象とした全学FDセミナーを実施しており、毎回90％以上が参加している。テーマは年度ごとに学長の意向を踏まえ、

FD委員が決定している。2024（令和６）年度・2025（令和７）年度の全学FDセミナーのテーマは次のとおりである（根拠資料6-67、6-68、6-69、6-70、6-71、6-72、6-73）。

・2024（令和６）年度：①「自律的な学修者をいかに育成するか―自己調整学習の観点から―」、②「学生の自主学習を促す効果的なオンデマンド授業の設計」
・2025（令和７）年度：①「生成AI時代の学修評価をどうデザイン・実践するか」、②「学生にも教員にも意味のある学習評価のあり方」

各回ともにプログラムにはグループワークを取り入れ、他学科を含めた他の教員との意見交換により理解を深め、同時に満足度を高める工夫を行っている。また、実施後に全学FDの実施内容を踏まえた学科FDを開催するようにしており、各教員がより自身や学科の状況に照らして考えるような工夫も行っている。

③新任教員FD

2016（平成28）年度にFDプログラムを整備し、新任教員FDとして実施している。2025（令和７）年度は年間36.3時間の体系的なFDプログラムとしており、１年後の修了時には修了証を授与している。１年間のカリキュラムは、まず採用前の事前研修にて大正大学の概要や体制、大正大学のFD、授業デザインや教授法、評価法などを２日間にかけて実施する。年間では、大正大学の学生の特徴、学生支援や入試・募集、就職活動支援といった大正大学の専任教員として必要な知識や状況把握に加え、学科・コースの他教員や新任教員同士の授業見学といった授業改善に資する内容も実施している。１年後の最終研修は振り返りとともに新任教員の事前研修と合同で行うことで、次年度の新任教員へのメンター機能を加えている（根拠資料6-74、6-75、6-76、6-77）。

④役職者FD

2023（令和５）年度以降、役職の交代に合わせ、各役職で求められる役割を理解し、円滑に遂行していただくことを目的に、役職者を対象としたFDを実施している。2023（令和５）年11月は、学部長、研究科長、学長補佐に対して、「学長・副学長からの役割の確認とミッションの提示」、「（ミッションの遂行上必要な知識やスキル）価値創造マネジメントについて」、2024（令和６）年４月は学科長、教務主任に対し、「大正大学の教育・研究の理念」、「学科長・教務主任等の役割」、「学科３つのポリシーの更新依頼」、2025（令和７）年12月は学部長、研究科長、学長補佐に対し、「学長から役職者への期待」、「役職別の役割」、「任期中の重点事項」を実施した（根拠資料6-78、6-79、6-80、6-81）。

⑤科目FD

第Ⅰ類科目は全学部共通科目となっており、同名称の科目は基本的にシラバスが同様であるため、各科目年２回以上講師会を実施し、科目の意義・到達目標・授業のポイント・評価法・近年の学生の傾向等について担当教員の認識共有を図り、質の担保を保っている。特にデータサイエンスは各クラスのスキルに差が出ることを防ぐため、学期前の研修に加えて、授業期間中は週１回講師会を実施し、具体的な指導内容の共有を図っている。2020（令和２）年度以降は、Microsoft Teamsや学内LMS（UR-note）の活用により、教材の共有や情報共有が速やかかつ確実に行われている。また、講師会もzoomを使用した実施が中心である（根拠資料6-82、6-83、6-84、6-85）。

⑥学科・専攻FD

学科・専攻ごとにおいても、学科会議・専攻会議内外でFDを実施しており、教育方法

の改善等が行われている。FD補助費として大学からの財政的支援も実施している（根拠資料6-86、6-87）。

（教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取組を行い、成果を得ているか。）

教員の研究活動については、個人研究費だけではなく、採択制の学術研究助成金を設けて特色ある研究活動を支援している。また、学術委員会が毎年度、学内学術発表会を開催しており、複数の学科の教員が研究成果を発表している（根拠資料6-88、6-89、6-90）。

公的研究費については、研究支援オフィスが主催する科学研究費助成事業（科研費）申請説明会、科研費研究計画調書添削会、個別サポート、研究計画調書閲覧事業を実施している。このことにより、2026（令和８）年度科研費申請件数が46件となり、2023（令和５）年度27件、2024（令和６）年度30件、2025（令和７）年度39件と徐々に申請数を増やしている（根拠資料6-91、6-92、6-93）。

さらに、大正大学研究紀要の発行やサバティカル研修の実施等を行い、研究活動の活性化や資質向上を図っている。そして、本学では研究成果の社会発信を支援するため、「大正大学学術出版助成金」により、学内外の公的研究資金によって得られた研究成果のうち、学術的価値が高く、市販を通じて広く共有されることが期待される学術書等の刊行に対して出版助成を行っている。研究成果の公表と学術的発信力の向上を図っている（根拠資料6-94、6-95、6-96、6-97）。

その他、本学を会場として開催される学会ついては、学術団体登録を総合政策会議において行い、開催を認めている。なお、各学科において、「大正大学宗教学会」、「大正大学史學會」、「大正大学社会福祉学会」、「大正大学公共政策学会」等の団体を設立し、教員や大学院生の発表の場を設けている（根拠資料6-98【ウェブ】、6-99【ウェブ】、6-100【ウェブ】、6-101【ウェブ】）。

社会貢献等の諸活動については、採用や昇任の際に「教育・研究を通じての社会・地域・コミュニティへの貢献」を評価している。また、地域構想研究所では、学部・学科を超え、各研究プロジェクトの最新の取組や成果などを発表し、研究者が新しい知識を得るとともに研究者同士の理解を深め、新しい研究に繋がる新たな発想やアイデアを生みだす研究会・発表会を開催している。2024（令和６）年度からは、新たな取組として連携自治体などに研究会等を公開することで、地域の発展に寄与している（根拠資料6-102）。

（大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。）

教員の教育・研究業績を「知のナビゲーター」及び「research map」に収集し、公開している。教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、「大正大学教員任免規程」及び「大正大学教員選考規程」に基づき、教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、昇任に活用している。昇任は、総合政策会議の審議により、学長が行い、提出書類については、学部長・学科長が作成する昇任人事推薦書、履歴書・教育研究業績書、教員実績・活動計画シート、最近５年の研究業績確認票である（根拠資料6-103、6-104）。

（教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか）

指導補助者については、第Ⅰ類科目において、チューター・SA等が授業の補助を実施

している。チューターは採用前に「チューター育成プログラム」を受講し、採用後も開講前、開講期間中、４QT開始前にそれぞれ、授業運営や学修支援の質向上等に関する研修を各科目で複数回実施している。「チューター育成プログラム」については、大正大学のチュートリアル教育と高等教育の現状、学修支援の方法・内容、学生対応、グループ支援、個人支援などの学修支援の実践と授業サポートを行う上でのスキル確認等を実施しており、授業の運営を適切に行うことができるようにチューターの知識･技能等の向上を図っている。SAについてもデータサイエンスに関する授業運営の研修を開講前と４QT開始前に実施している（根拠資料6-105、6-106、6-107、6-108）。

TAについては、TAとしての心得や業務内容を中心とした研修を学期始めに資料配信型のオンデマンド形式で実施している（根拠資料6-109）。

評価項目④
教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

（教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。）

教員組織に関わる事項についての点検・評価については、TSR「優れた教育・研究」及び「TSRによる大学運営」の項目において学部、研究科、学科、専攻単位での自己点検・評価活動を行っており、教員間の意識の共有と次年度への改善が図られている。現状や成果が上がっている取組や課題を適切に把握して、TSRマネジメント報告会及び教授会連合会において報告をしている。

（点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。）

第一に、TSRマネジメントシートにおける「TSRに基づく大学運営」において点検・評価をしており、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。運営に関する事項について、学科単位ではなく、学部連絡会を開催している学部もあり、改善・向上を図っている。

第二に、毎年度総合政策会議において、各学科･センターの教員の配置を決定しており、大学設置基準や教育研究活動の現状に合わせた教員配置や組織になるように改善・向上に取り組んでいる。

第三に、FD委員会が年間計画に基づいて実施しているFDに関しては、アンケートを取り、FD委員会にて振り返り、次回以降の企画に活かしている。また総合政策会議、教学運営協議会でもアンケート内容の報告を行っている（根拠資料6-110、6-111、6-112、6-113）。

以上の取組により、点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・取組

を推進している。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学における教員の教育力およびその向上に向けたFDの取組については、学生による各種調査結果から一定の成果が確認できる。TSR総合調査における「教員の教授法・研究業績・知名度や人間的な魅力」に関する満足度を見ると、「とても満足している」「まずまず満足している」を合算した割合は、第10回調査において60.2%となっており、直近数年間において概ね安定的に推移している。また、「教員との交流（授業外での指導・質問や親睦の機会）」についても、肯定的評価は57.6%となっており、授業内外を通じた教員と学生の関係性が一定程度構築されていることがうかがえる。これらの結果は、FD活動を通じた授業改善や学生対応力の向上が、学生の実感として一定程度反映されていることを示すものであるといえる（根拠資料6-114）。

さらに、授業評価アンケートの結果からは、教員の教育実践に関する具体的な強みが確認できる。「教員は、この授業の到達目標をはっきりと示した」に対する肯定的回答は2024（令和６）年度において93.1%、「教員は、学生がその目標を達成できるよう意欲的に取り組んだ」は93.1%、「シラバスに記載された内容を適切に扱った」は93.6%と、いずれも高い水準を維持している。これらは、FDを通じてシラバスの明確化や授業設計の改善が進み、授業の質保証が一定程度達成されていることが示唆される。また、「学生からの質問や相談に十分に応じる姿勢を示した」についても91.3%が肯定的に評価しており、学生対応力という観点でも教員の教育力が安定している点は本学の長所といえる（根拠資料6-115）。

FDの長所については、FD委員会を主体として、FD委員と事務所管である共通教育課との教職協働での実施が機能しており、企画⇒実施⇒ふり返り⇒改善のPDCAが行われ、質が担保できている点と考える。また、各学科の協力のもと、CACLを活用した自己評価も毎年実施できていること、全学FDセミナーの教員の出席率も90％を超え、事後の学科FDの提出も100％であることなど、FDの実施について学内の理解と浸透が図られていることも長所として挙げられる。

初年次共通教育の運営については、第Ⅰ類科目に専任教員を配置し、専門の組織体制を整えたことで、第Ⅰ類科目の授業内容や運営体制について、課題の把握がしやすくなり、きめ細やかで迅速な改善を継続的に行うことが可能となった。第Ⅰ類科目に関しては、各科目で年間２回以上FD（講師会）を実施しており、学内LMS「UR-note」やteamsを活用し、授業担当者間の情報共有を図るなど、ICTを利用した組織的な運営を実施できている。

教員採用については、人事計画に則り進めているが、採用サイト（JRECIN）の応募に関して、一部の学科については応募数が少なく、人材の確保が困難な場合がある。当該学科に所属する教員により広く広報するなど、募集方法に工夫が必要と思われる。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

教員数及び教員組織については、適切な人数、組織、制度を設けている。学科運営を中心とする連携体制が整備されており、教育研究活動の推進が図られている。学科運営だけではなく、大学全体を包括する会議体も整備されており、総合政策会議が学部・研究科の

支援や体制整備を図っている。

大学設置基準改正による基幹教員制度については、「大正大学学部・学科運営規程」や学則を改正する等の対応を実施した。今後は、複数の学部を兼ねる者やクロスアポイントメント制度等について検討していく必要がある。また、指導補助者についても学則に定めており、学修支援センター内において、教員と指導補助者の役割分担を取り決めている。授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割については、知識集約型社会を支える人材育成事業採択校連絡会において、「多様な学びのための学修支援実務者ガイドライン」の策定に協力をして、具体的な役割・内容・方法等も明文化している。学内においてもさらなる周知や明文化をしていくことが求められる（根拠資料6-116、6-117【ウェブ】）。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組については、FD委員会が実施する全教員を対象とする全学FDだけではなく、各学科のFDや授業科目内のFDも積極的に実施している。各学科のFDについては、学科運営についての研修会だけではなく、外部講師を招いての教育能力の向上を目的とした研修会も実施しており、FD補助費としての支援も実施している。授業科目内のFDについては、探究科目講師会、データサイエンス科目講師会という名称で開催し、非常勤講師やチューターも含めた各事業の実施報告と振り返り、次年度教育への改善点の整理を実施している。また、アントレプレナーシップ育成教育についても、地域戦略人材育成のための方針等を教員間に共有し、計画に対する進捗状況の確認をするためのFDを、半期に一度実施している。全教員が良質な教育を展開する意欲をもってFDに出席し、学修成果の確認を行い、授業改善に取り組んでいる。さらに、アントレプレナーシップ育成教育の中で育成すべき資質と能力を定め、どの科目のどの授業においてもシラバスに掲載することとしている。加えて、シラバスの勉強会として、教育効果があるシラバスかどうか議論・検討するFDも実施している（根拠資料6-118、6-119）。

これらの取組により、教員間でのPDCAサイクルが定着し、継続的な授業改善の取組が軌道に乗り、学生の授業評価も初年度と比較して向上している。加えて、高校教員の参画やFD活動に関する意見を聴取するため顧問を置く等充実した取組を実施していると言える。なお、2025（令和７）年11月より、FDの所管部署である総合学修支援部共通教育課と教務部教務課が教務部として統合されたため、FDの取組がこれまで以上にカリキュラムやシラバスの改善につながるよう、部内の連携を深めていく。

第７章　学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR「５つの社会的責任」充実した学生生活	https://www.tais.ac.jp/guide/outline/management_vision/
備考：	

第７章　学生支援（本文）

１．現状分析

基準７　学生支援
評価項目①
学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞
・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
・各種の学生支援にあたり、専門的な知識･能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面)]
・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面)]
・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]
・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]
・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]
・上記のほか､部活動･ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]
・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取組を行っているか。

（学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。）

学生支援体制の整備として、事務組織に教務部、学生支援部、総合学修支援部、キャリア支援課を設置し、学生の修学支援、生活支援、課外活動支援、キャリア支援等を実施している。事務組織以外の組織としては、学修支援センター、キャリアセンター、学生生活委員会、国際交流委員会、障がい学生支援部会、ハラスメント防止部会（修学）、課外活動運営委員会、保健室、学生相談室を設置し、教職協働や専門家の知見を活かした取組を実施している（根拠資料7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、7-8【ウェブ】、7-9【ウェブ】、7-10）。

（各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。）

以下の専門的な知識・能力を有する教職員を配置して、学生支援にあたっている。

①キャンパスソーシャルワーカーの配置：メンタル不調や障がい特性により修学上の配慮が必要な学生対応を学生課職員が行っていたが､専門性が必要な相談が増え､学生のニーズに応えるために、2021（令和３）年６月１日に社会福祉士・精神保健福祉士有資格者によるキャンパスソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）１名を週３日配置した。コロナ禍後対面授業中心になったことや年々CSWの認知が学内に浸透し、相談学生が増えたため､2023（令和５）年４月１日に１名補充し、２名で週５日を賄う体制とした。なお、その後も配慮支援が必要な学生が年々増加し、１日の面談件数が想定値を大幅に超えてしまう事態が生じたため、2025（令和７）年１月10日にCSWをさらに１名補充して３名とし、１日２名で週５日を賄う体制としている（根拠資料7-11、7-12、7-13）。

②学生相談室：学生のさまざま悩みに対応するために、相談員３名、オープンスペース担当者１名の計４名を配置している。４名共に臨床心理士･公認心理士の有資格者である。2025（令和７）年２月から15号館１階に学生相談室を移設した。相談室４室（従来より１室増加）及びオープンスペース１室を常設し利用学生が自由に利用できる場を整えた（根拠資料7-14）。

③学生生活支援機構　生活支援･健康管理センターでの連携した学生支援の実施:2024（令和６）年４月に発足した生活支援・健康管理センターでは、月に１回程度学生支援カンファレンスを行い、学生相談室・保健室・CSWが連携して学生支援を行う体制としている（根拠資料7-15、7-16）。

キャリア支援については、キャリアアドバイザー有資格者および、企業での経験豊かな相談員による個別相談・指導を実施している。また、客員教授を招聘し、①本学のキャリア形成支援のあり方について全体的な知見の提供･相談、②学生の可能性を高める場づくり、③教職員が活動の知見を整える場づくり、④キャリアセンター施策に関する人材の紹介を月１回３時間の研修という形で実施している（根拠資料7-17）。

2024（令和６）年度については、次年度のキャリア支援方針や目標、それらに沿った実施イベントの計画作成を進めた。

（学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。）

学生支援に関する情報については、学生ポータルサイト「T-Po」を活用し適宜周知し

ている。また、学生手帳を大学ホームページ上で公開している。ダウンロードして保存でき、かつ、キーワード検索もできるため、修学支援、キャリア支援、奨学・奨励制度、健康管理、ハラスメント防止、課外活動支援等の情報が確認できる。

さらに、2023（令和５）年度からチャットボットを導入し、学生の質問にタイムリーに回答する仕組みを構築した（根拠資料7-18、7-19、7-20【ウェブ】）。

[修学支援（学習面）]

（学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。）

前期共通教育科目である第Ⅰ類科目「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」「データサイエンス」「リーダーシップⅠ」に関しては、2020（令和２）年度より学修支援専門の職員としてコアチューター、授業内支援としてクラスチューターを採用し、学修支援を実施している（根拠資料7-21）。

各科目の授業は、教員１～２名とチューター数名によるチームティーチングにて実施しており、チューターは毎回授業教室内に入り、グループワークや個人ワークのサポートを行っている。また､データサイエンスにはクラス内の習得度になるべく差がつかないよう、チューターに加えてSAも配置し、きめ細かな対応を行っている。具体的なサポートの例は次のとおりである。

①グループワーク支援：第Ⅰ類科目では各科目でグループワークを多く実施しているが、授業内のグループワークが効果的に実施されるように、チューターが教員とともに巡回し､支援を行っている。また､各チューターが授業内で適切な動きができるようにマニュアルを作り対応を促している（根拠資料7-22）。

②「自然の探究」のレポート支援：「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」に紐づく課外支援として、Ⅰ類科目（探究科目）の授業内容と紐づいた、探究科目の到達目標達成の補助となるようなフォローイベントを正課外で実施している。2025（令和7）年度の例としては､「人間の探究」に紐づくイベントとして「リフレクションが変わればあなたの学びが変わる！～成長に繋がるリフレクションの書き方講座～」､「社会の探究」に紐づくイベントとして「新入生必見！ Power Point基礎スキル習得イベント」､「自然の探究」に紐づくイベントとして「課題必須スキル！Word基礎講座」等を実施した。

また、レポートライティングを扱う「自然の探究」では、授業内の個人ワークでの支援を行っている。加えて､2クォーターと4クォーターで課される課題のサポートとして、授業外で｢レポート相談｣のイベントを毎年実施しており､参加者から好評を得ている（根拠資料7-23）。なお、2025（令和7）年度は図書館情報メディア部と連携し、相談に来た学生が書籍選びに迷っている場合は待機している職員が対応する協力体制を取った。

③データサイエンスの授業内においては、チューター・SAが役割に応じて、個別対応、出席管理などの対応を行っている。また、授業で小テストを実施する前に、授業外で成績不良者や希望者に対して補習を実施している。対象者はデータサイエンスラーニングコモンズに出向き、チューターやSAによる個別指導を受けている（根拠資料7-24）。

学修支援センターと図書館が共同で実施している学修支援については､「学びのコミュニティ」というイベントがある。学修支援センターが主催するイベントについては、Ⅰ類科目（探究科目）の授業内容と紐づき、探究科目の到達目標達成の補助となるような内容

としている。上記のレポート相談の他、パワーポイント作成、リフレクションの書き方などを実施した（根拠資料7-25、7-26）。

そして、授業外の支援の場として、８号館１階、７号館２階にラーニングコモンズを設置し、どの学生でも使用したいときに使用できる環境を整えている。さらに以下を設置し、相談できる体制も整えている（根拠資料7-27、7-28）。

①学修相談コーナー（８号館１階）：主にⅠ類科目に関する相談を受け付けている（根拠資料7-29）。

②データサイエンスラーニングコモンズ（７号館２階）：データサイエンス授業の補習、質問事項の対応に加え、PC関連の疑問についても対応している（根拠資料7-30）。

なお、８号館３階図書館にも学修の場として、グループ学修室や、自由に使用できる学修用ディスプレイ等を設けている（根拠資料7-31）。

（障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。）

本学においては、障がいのある学生や留学生といった多様な背景を有する学生一人ひとりの実態を踏まえ、修学の機会が実質的に保障されるように、組織的かつ段階的な修学支援を実施している。とりわけ障がい学生修学支援については、学生支援部に配置されたCSW（キャンパスソーシャルワーカー）を中心とした支援体制を構築し、まず学生本人との個別面談を通じて、障がい特性や学修上の困難を丁寧に把握した上で、授業において必要とされる具体的配慮事項を整理し、「障がい学生授業配慮願」として文書化している。その後、この配慮願いを基礎資料として、学生と当該授業担当教員との間で対話を行い、教育の本質や授業運営上の合理性を損なわない範囲で、双方が合意可能な配慮内容を形成するプロセスを重視している点に、本学の支援の特徴がある（根拠資料7-32、7-33、7-34、7-35）。

加えて、2024（令和６）年に全面施行された改正障害者差別解消法を踏まえて、合理的配慮の提供が大学における努力義務ではなく法的義務であることを全教員に周知するため、「障がい学生支援にかかる合理的配慮について」や「授業における配慮願いの受け止め方について」といったガイドラインを配布し、専任・非常勤を問わず教員の理解促進と対応の均質化を図っている（根拠資料7-36、7-37、7-38）。

さらに、自立支援として、障がいのある学生が卒業後に円滑に社会へ移行できるように、学生生活上の支援にとどまらず、就労を見据えたキャリア支援にも取り組んでいる。具体的には、キャリアセンターにより、障がい学生を対象とした就職相談会を企画・実施している（根拠資料7-39）。

これらの取組により、配慮内容が教員個人の裁量に過度に依存することを避け、学生の尊厳と学修権を保障しつつ、教育現場における実効性の高い支援を継続的に実施していると評価できる。

協定留学生に対する修学支援については、週に１回ホームルームの時間を設け、留学生活における様々な修学支援を行っている。ホームルームでは、在留カード・国民健康保険証・健康診断・マイナンバー制度・資格外活動等の事務的な内容から、大学での学習に関する支援、さらに大学行事や留学生対象の地域イベントの紹介等、幅広く大学内外での留学生活の支援を行っている。また、在学生との交流促進として学内外で国際交流会を行っ

ている（根拠資料7-40）。

（学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。）

学習の継続に困難を抱える学生については、留年者、復学者、成績不振学生（当該学期GPA1.0未満の者及び２学期連続GPA1.0未満の者）等を、学期ごとに学修支援ガイダンスという個別相談において対応している（根拠資料7-41）。

また、過去５年分の休学・退学の分析（全体数の集計、学科別人数と事由別集計等）を行い、学生生活委員会等の諸会議で報告・協議をして対策を実施している。分析の結果、休学後復学してもその後退学してしまう学生が１・２年生で複数見られるため、2023（令和５）年秋学期より、復学した１年生と２年生に対して、各学科の学生生活委員を中心に復学後１か月面談を開始し、現在も継続して実施している（根拠資料7-42、7-43）。

（遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。）

ICT機器の準備や通信環境確保等については、必携とするように入学時に案内・通知をしている。主な使用目途や推奨する仕様・機能についても新入生向けのガイダンス等で事前に説明し、学生間に格差が生じないように努めている。ICT機器については、学科閲覧室でPCの貸出ができるように整備をしている上、Wi-Fi環境も整備しており、学生間に格差が生じないように通信環境等を確保している（根拠資料7-44、7-45）。

（ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。）

ICTを利用した遠隔授業については、学生からの相談に速やかに応じることや、学生の意見交換の機会を確保することが必要であることを全教員にシラバス依頼の際に周知している。教員に連絡や質問をするための手段として、授業開始後に履修者へ「UR-note」（LMS）のメッセージで案内を通知することや、意見交換の場として掲示板を作成し、テーマに沿って意見や質問などを投稿し、議論する場として活用することを明記している（根拠資料7-46、7-47）。

［修学支援（経済面）］

・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

学内奨学金として、学生に対する経済的支援を次のとおり実施している。入学試験選抜奨学制度、人材育成奨学制度（前年度等で卓越した成績を収めた学生対象）、課外学習奨励制度、ガモール奨学制度（本学の魅力発信に貢献する学生対象）、研究者育成奨学制度（大学院生対象）、外国人留学生奨学制度、海外留学奨学・奨励制度、地域戦略人材育成奨励制度（アントレプレナーシップ人材育成プログラム履修生対象）、古本募金奨学金（卒論文・卒業制作をする４年生対象）がある。その他の経済的支援制度として、授業料等特別減免（家計困窮学生対象）、私費外国人留学生授業料減免がある（根拠資料7-48、7-49、7-50）。

学外奨学金について、2025（令和７）年10月１日現在の日本学生支援機構奨学金制度利用者は制度別に次の通りである。高等教育修学支援制度（多子世帯の無償化含む）955名、

貸与第一種奨学金（無利息）633名、貸与第二種奨学金（利息あり）880名である。重複者もいるが、合計で2,469名となり、学部生（10月１日現在4,694名）の52％が利用している計算である。なお、公共団体や民間企業の奨学金は年間10名程度の利用である。

［生活支援］

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の心身の健康および保健衛生等に関わる指導相談については、学生相談室、保健室、及びCSW（キャンパスソーシャルワーカー）を学内に配置し、学生の心理的課題、健康状態、生活上の困難等の実態に応じて、適切かつ継続的な支援を行っている。このことにより、学生が安心して修学を継続できる環境を整備するとともに、心身両面からの学生生活の安定を図っている（根拠資料7-51、7-52）。

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

学生の孤立化を防ぐ措置においては、2025（令和７）年４月に全学科で新入生コミュニケーションワークショップを行い、同じ学科の新入生同士の関係構築を図っている。そして、上級生がファシリテート役を務めるため、修学で困ったときに相談できる身近な先輩との関係構築を図ることにつながっている。（根拠資料7-53、7-54、7-55）。

また、2025（令和７）年度より、入学式にあわせて実施された「夜の入学式」は、在学生が主体となり新入生の不安解消と横断的な交流創出を目的として企画・運営されたものであり、「絶対に友達ができる大学」を掲げた象徴的な施策である。この取組は、学部・学科の枠を超えた偶発的交流を意図的に設計した点に特徴があり、孤立リスクが最も高い入学初期段階において、人的ネットワーク形成を後押しする有効な機会となっている（根拠資料7-56、7-57、7-58）。

その他、学びのコミュニティ、すがもプロジェクト、学科独自の行事、学外のイベント等の案内を学生に配信している。これらについては、学生自身が学生生活を充実したものとすることが目的である（根拠資料7-59、7-60、7-61、7-62）。

なお、ICTを利用した遠隔授業を行う場合は、学内LMS（UR-note）において、掲示板機能を通じて学生間・学生教員間の交流機会の確保を行っている（根拠資料7-63）。

［進路支援］

（各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。）

本学の就職支援組織は、2023（令和５）年度よりキャリアセンターを設置し、本学に学ぶ学生が、よりよい社会を形成する人材として社会で活躍できる人材（地域戦略人材）に至るよう、大学の取組を踏まえ、入学時から卒業後までを見通したキャリア形成支援を行うことを目的として、その目標を就職支援からキャリア形成支援に再設定し、統合的に再組織化された（根拠資料7-64）。

キャリアセンターでは、主に、低学年を含む資格講座及び３年次に対するキャリア支援プログラムを開講し、就職に関する個別相談体制も充実させ、就職に関して悩みを持つ学生のワンストップサービスを実現している（根拠資料7-65）。

そして、キャリアセンターでは、学科コースに即した就職支援を実現するために、教員と職員のそれぞれを就職の学科コース担当者として配置し、教職協働で支援にあたる体制を整備している。なお、教員役職者として副学長をキャリア支援担当としている（根拠資料7-66）。

また、学生の就職に関する多様な悩みに対応するために個別相談制度を設け、個別相談ブースにおいて１回40分の個別相談を実施している。相談員は、キャリアコンサルタントの有資格者や企業の人事採用担当経験者から構成されており、常時３ブース体制とし、繁忙期には５ブース体制をとり、さらに職員も相談に対応する体制を敷いている。原則として事前予約制で支援を行っている（根拠資料7-67）。

2025（令和７）年度（４月から10月）のキャリアセンターの利用者は延べ3,589人で、１年生０人、２年生12人、３年生1,517人、４年生2,060人であり、４年生が全体の57.4％、３年生が42.3％であった。利用者実数としては、３年生749人、４年生284人で、就職希望学生の約半数が１回は個別相談を利用している（根拠資料7-68）。全員面談を除いた個別の相談内容については、面接指導が1,148件と一番多かった。次いで、履歴書やエントリーシート（ES）の添削、自己分析が1,031件、進路についての相談が283件であった（根拠資料7-69）。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

毎年３月の新年度ガイダンス実施期間内に、学年ごとに進路・就職ガイダンスを実施している。特に、３年次はガイダンスにおいて就職への意識づけを行うとともに、４月からの就職支援講座への参加を促し、キャリアセンターで実施される「３年次全員面談」への誘導を実施している（根拠資料7-70）。

・キャリア支援プログラムの実施

キャリアセンターでは、支援プログラムとして、「キャリア支援講座」、「資格講座」の２種類の講座を実施している。業界研究会や会社訪問ツアー、大学枠インターンシップなどのプログラムや、「キャリア探究」、「パブリックサービスコース」の授業を運営しており、３年生への支援講座の充実をはじめ、低学年から就職を見据えた準備ができるよう配慮している（根拠資料7-71、7-72、7-73、7-74【ウェブ】）。

・キャリア教育

１年次「人間の探究Ⅰ～Ⅲ」２年次「リーダーシップⅠ～Ⅲ」を全学必修とし、入学後２年間の早い段階でキャリアを意識づけるカリキュラムとした。これらの科目では、学内LMS（UR-note）に「修学カルテ（学びと成長の記録）」を構築し、「人間の探究」において自己分析、大学での学びの計画、進路を見据えた未来計画を記入し、「リーダーシップ」では目指すリーダー像、自己理解・行動計画、進路研究・業界研究について、段階的に考えさせて、記入するようになっており、記入した内容をその後の就職活動に活用できるようにしている。授業内で段階的に記載していく仕組みを作り、低学年の早い段階から長期間かけて将来について考えさせる授業を展開している（根拠資料7-75、7-76、7-77、7-78）。

さらに、１年次には夏期期間中と４クォーター終了後の年２回、全員面談を実施し、修学カルテ内「学びと成長の記録」に記載した内容に基づき、大学で学ぶ意味、１年次の学びの振り返り、２年次以降の大学での学びへのモチベーションアップにつなげる働きかけを行っており、学生の満足度も高い（根拠資料7-79）。

また、将来起業や企業への就職、公務員など地域に貢献できる職種に就きたい学生を対象とした「アントレプレナーシップ育成教育プログラム」を2021年（令和３）度入学生から第Ⅲ類科目として開講している。登録者は希望に合わせて「起業人材コース」「企業内リーダーシップ人材コース」「パブリックサービスコース」に分かれ、必修の４単位に加えてそれぞれのコースに合わせた内容の科目を20単位分履修する実践的な内容を学ぶプログラムとなっている。

[その他支援]

（上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。）

・課外活動団体支援

現在（2025（令和７）年12月）の課外活動団体は公認団体47（運動部８、文化部６、同好会21、愛好会９、大学サークル３）、そして、公認団体に向けた登録団体９を加えて合計56団体であり、団体の種別に応じた助成金の支給、部室の貸与等を行っている。学内で活動できる場所が限られているため、学外施設を利用する団体には利用費補助を行っている（根拠資料7-80）。そして、活動上の注意喚起、マネジメント啓蒙のため、年２回研修会を実施している。2024（令和６）年度は、８月２日（金）、２月４日（火）に実施し、2025（令和７）年度は７月31日（木）、２月５日（木）に実施した。また、部員獲得のイベントとして、４月にクラブ・サークル紹介イベントを開催している（根拠資料7-81、7-82、7-83）。

また、課外活動運営や支援を審議・検討するために課外活動運営委員会がある。本学運動部、文化部の教職員責任者（団体部長）が構成員である。2024（令和６）年度は年間13回、2025（令和７）年度は12月までに８回実施している。公認団体の承認・昇格・降格等の審査に関する事項、助成金配分に関する事項、奨学・表彰に関する事項、団体への啓蒙活動に関する事項等を審議・検討している（根拠資料7-84、7-85）。

さらに、運動部所属学生の修学支援・キャリア支援のために、2023（令和５）年度にスポーツ支援オフィスが設置された。修学支援として、成績不良学生への履修指導、キャリア支援として、スポーツマネジメントプログラムを核とした外部資格の取得支援を展開している（根拠資料7-86、7-87）。

・鴨台祭

学園祭として、鴨台祭という名称で実施している。2022（令和４）年度より開催時期を６月に移動した。2024（令和６）年度は６月８日（土）・９日（日）、2025（令和７）年度は６月７日（土）・８日（日）に開催した。鴨台祭実施に向けて、学生で組織する実行委員会と教員代表との合同会議体として鴨台祭会議を組織している。学生が各回のテーマやイメージポスター等について協議して決定している（根拠資料7-88、7-89）。

・ボランティア活動支援

その他ボランティア活動支援として、学生支援部内に「ボランティアコーナー」を設置し、地域のボランティア募集について掲示を行っている（根拠資料7-90）。

[学生の基本的人権の保障]

（ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取組を行っているか。）

学生の基本的人権の保障のため、ハラスメント防止部会（修学）を設置している。ハラスメント防止部会（修学）では、各学部および部署より選出された委員とともに、ハラスメント防止の取組や相談体制について検討している（根拠資料7-91、7-92）。

委員は「ハラスメント相談員」も兼ねているため､委員に対し定期的に研修会を実施し、相談員としての知識を修得する機会を設けている。2025（令和７）年２月26日にハラスメント防止委員（修学部会及び就労部会）を対象として、ハラスメントとなりうる事例について研修を行った（根拠資料7-93、7-94）。

2025（令和７）年度については、専任教員を対象として、外部講師を招聘した対面式のハラスメント防止研修会を８月・９月・11月の３回実施し、必ずいずれかの回に参加するように義務付けた。また､受講前と受講後にハラスメント防止理解度調査を実施している。全３回終了後に調査結果を検証し、受講した教員へのフィードバックに活用すること、次年度のハラスメント防止施策検討の参考にする予定である（根拠資料7-95、7-96、7-97）。

ハラスメントに関する相談窓口は､「学生課」､「学生相談室」､「ハラスメント相談員」を設けている。連絡方法として、これまでの窓口来課、電話、メールに加え、学外相談窓口を設けている。また、学生へ各種リーフレット（ハラスメント防止、障がい学生支援、学生相談室案内）を学科事務室などの学生の目につくところに配置して相談窓口を周知している。さらに、ホームページにも相談員・相談窓口、連絡方法を公開している（根拠資料7-98、7-99【ウェブ】）。

また、学生向けに「ハラスメント防止キャンペーン」期間を毎年設け、ハラスメント防止啓発展示や事前アンケートの結果掲示、アルコールパッチテストの体験、ハラスメント関連の臨時相談窓口設置等、ハラスメントそのものの理解に加え、本学としてハラスメント防止に取り組む姿勢を伝える機会を設けている。2025（令和７）年度は11月24日～28日に開催した（根拠資料7-100、7-101、7-102）。

評価項目②
学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

（学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。）

各学科・学修支援センターにおいては、TSRマネジメントシート「充実した学生生活」において学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、TSRマネジメント報告会や教授会連合会において報告しており、現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握している。

Ⅰ類科目の学修支援施策については、学修支援センター担当教員と共通教育課による学修支援担当者ミーティングを必要に応じて実施し、各科目の施策の共有や全体施策の検討

などを行っている。2025（令和７）年度は12月までで８回実施し、出席等に課題のある学生へのアプローチに関する検討、ガイダンス、全員面談やチューター育成プログラム等の施策に関する検討や振り返りなどを実施した。

また、チューターを配置している科目については、科目ごとに年度開始前や年度途中に研修を実施し、学修支援の質の向上に努めており、修正･改善を重ねながら運営している。年２回の学生面談に関しても、各回の実施前には面談の目的や進行の仕方などを学ぶ研修を実施し、実施後に学生および面談実施者にアンケートを取り、面談の満足度や実施する側の意見も確認し、研修内容などの改善を行いながら実施している。

キャリア支援については、各学科及びキャリア支援課において、取組の点検・評価を実施しているだけではなく、各種講座において、学生にアンケート調査を実施しており、講座担当教員へのフィードバックを行い職員と分析し、結果をキャリアセンター内の打ち合わせで検証し､改善･向上に取り組んでいる。リーダーシップ科目やアントレプレナーシップ育成プログラムでもアンケート等で振り返りを行い、改善検討を行っている。

生活支援については、学生生活委員会での点検・評価を実施しており、新入生コミュニケーションワークショップ、１・２年生復学者１か月後フォローアップ面談などの施策実施後に学生生活委員会で検証を行い、各委員から好事例や課題の意見が出され、委員会として検証し次回に向けた改善点を共有している。CSWによる要配慮状況、学生相談室利用状況について年２回報告を行い、学生の傾向などについて意見交換している。さらに、CSWによる要配慮状況や学生相談室利用状況は、学生相談室運営委員会として報告し、学生支援実施状況の共有、及び今後の支援策について点検・評価をしている。

（点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。）

生活支援については、過去５年分の休学・退学の分析（全体数の集計、学科別人数と事由別集計等）により、学生生活委員会での協議の中で、休学・退学の要因の一つに、友達ができないことや悩みを相談できる友達がいないことが大きな要因との共通認識を持ち、新入生ガイダンス期間中に学科ごとに新入生コミュニケーションワークショップを実施するようになり、2025（令和７）年新入生に対しても実施した。

また、2025（令和７）年入学式の夕方に、在学生発案で「夜の入学式」が実施され、入学者の半数以上が参加した。両企画により、１年生の横のつながりが例年より促進されたとの声が、学生生活委員会において各学科教員より上がっている。また、直接の因果関係は不詳であるが新入生の課外活動団体登録者数が1,000人を超えた（新入生の約78％）ことも、両企画の影響があると推測できる。

第Ⅰ類科目に関連した学修支援に関しては、学修支援担当者ミーティングや各科目での振り返りに基づき、都度改善を行っている。2025（令和７）年度の例では、探究科目のクラスチューターの授業内支援の質を上げる目的で、勤務時間内の短い時間でテーマを決めて研修する「プチ研修」を実施するなどの改善を行った。

学修支援については、データサイエンス科目におけるSAの学修支援力やリーダーシップ力が向上していることを踏まえて、SAの育成および学修支援の牽引役としての役割を担うため､１年以上の経験を持つSAを対象とした「シニアSA制度」を導入した。2025（令和７）年度は58名のSAのうち11名がシニアSAとして活躍している。自身のスキルアップ

に取り組むとともに、学修支援全体の質の向上にも貢献している。

データサイエンスにおけるLMS（UR-note）の一環である学内LMS（UR-note）を活用した自主学習については、約80％以上の学生が取り組んでおり、高い評価を得ている。LMS（UR-note）を活用した自主学修に関しては、アドバンスクラスの学生にはより高度な問題を、習熟度の低いクラスには基礎的な問題を提供するなど、学生のレベルに応じた調整を実施した。

キャリア支援については、各学科及びキャリア支援課において、取組の点検・評価を実施しているだけではなく、各種講座において、学生にアンケート調査を実施しており、講座担当教員へのフィードバックを行い職員と分析し、結果をキャリアセンター内の打ち合わせで検証し、改善・向上に取り組んでいる（根拠資料7-103）。

就職支援については、卒業予定者対象の「就職活動満足度アンケート」を実施している。個人の就職に対する満足度のみならず、就職活動全体を振り返って、講座、個別相談、求人紹介等の満足度を集計したものであり、キャリアセンターの就職支援全体を検証し、改善・向上に活用した。また、アンケート調査を主とする検証の他、日常業務を含めた全体業務の振り返りである「業務改善ミーティング」を実施し、各担当者から次年度へ向けた業務改善提案を募り、提案内容について検討し、課内の職員で共通認識を持ち、次年度の予算計画につなげている（根拠資料7-104）。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学の学生支援について、TSR総合調査およびIRコンソーシアム調査の結果を総合的に分析すると、学生支援体制は概ね適切に機能しており、学生の満足度は高水準で安定していると評価できる（根拠資料7-105）。

個別の支援領域に目を向けると、「事務職員の窓口対応や学生生活へのサポート」に対する肯定的評価は、第10回調査において約63.4%を維持しており、教職協働による日常的な学生対応が学生から一定の信頼を得ていることがうかがえる。また、「奨学金等の経済的支援」については、「とても満足している」「まずまず満足している」を合算した割合は約50.2％となっている。

修学支援の観点では、「学習支援や個別の学習指導」に対する満足度が2020（令和２）年度から2024（令和６）年度にかけて一貫して上昇傾向を示しており、2024（令和６）年度には肯定的評価が55.4%を超えている。これは、学修支援センターを中心としたチューター制度や学修相談体制が、学生のニーズに即した形で浸透してきた成果であると考えられる。また、「TA・SAなどの授業補助者からの支援」が「ひんぱんにあった」「ときどきあった」と回答した学生の割合も、2020（令和２）年度の44.0%から2024（令和６）年度には68.6%へと増加しており、授業内外での学修支援環境が着実に整備されてきたことが確認できる。

生活支援および心身の健康支援についても、「健康・保健サービス」に対する満足度は2024（令和６）年度において45.5%に達しており、学生相談室や保健室、キャンパスソーシャルワーカーを含む支援体制が、学生の安心感の醸成に寄与していることが示されている。加えて、「多様な考え方を認め合う雰囲気」に関する設問では、肯定的評価が約70.1%となっており、多様性と包摂を重視する学生生活環境が一定程度実現されているといえる。

進路支援については、「就職活動や大学院等進学への支援」に対する満足度が第10回調査で54.7%となっており、キャリア支援課を中心とした個別相談やプログラム提供が、学生の将来設計に資するものとして評価されている。また、「卒業後の進路について教職員に個別に相談できている」と回答した学生も過半数を占めており、教職員が学生の進路形成に継続的に関与している実態がうかがえる。

一方、課外活動に関する満足度については相対的に低く、本学における学生支援上の課題として位置付けることができる状況にある。具体的には、「部活動・サークル活動の活発さ」に対する満足度（「とても満足している」「まずまず満足している」の合計）は、第10回調査において42.2%にとどまっており、他の項目、例えば「学生同士の交友関係」73.3%と比較すると、明確に低い水準にあることが確認できる（根拠資料7-106）。

また、「部活動・サークル活動、ボランティア活動等の課外活動への支援」に関する満足度についても、第10回調査では「とても満足している」「まずまず満足している」を合算して44.5%にとどまっており、「どちらでもない」と回答した学生が44.2%と高い割合を占めている。この結果は、課外活動そのものや支援体制に対して強い不満が顕在化しているというよりも、学生が課外活動を十分に「実感できていない」「自分事として捉えきれていない」状況が一定程度存在していることを示唆している。

学生支援全体については高い満足度が確認されている一方で、在学中の退学・除籍の状況を分析すると、学生支援上の課題として「退学率」の動向を看過することはできない。令和2024（令和６）年度における学部合計の中途退学率は3.5%であり、2020（令和２）年度の2.2%と比較すると1.3ポイント上昇している。この数値は、直ちに深刻な水準であるとは言えないものの、学生支援体制の充実を標榜する本学にとっては、注意深く分析すべき変化であるといえる。学部別に見ると、仏教学部では中途退学率が5.9%と全学平均を上回っており、文学部3.7%、心理社会学部3.7%、社会共生学部3.8%といった学部においても、一定の割合で退学・除籍者が発生している。一方で、地域創生学部2.3%や表現学部2.6%のように、比較的低位で推移している学部も存在しており、退学率には学部間でばらつきが見られる状況である。このことから、退学の背景には、学部・学科の教育内容や学修負荷、学生の属性、進路意識の違いなど、複合的な要因が関係している可能性が高いと考えられる。また、修士課程（博士前期課程）においても、2024（令和６）年度の中途退学率は4.8%となっており、学部と同様に一定数の退学者が発生している。特に仏教学研究科では11.4%と相対的に高い水準を示しており、進学後の研究内容や指導体制、生活環境との適合などについて、きめ細かなフォローが求められる状況にある（根拠資料7-107）。

一方で、研究科によっては退学者が発生していない年度も確認でき、ここでも分野特性や学生層の違いが影響していることがうかがえる。

各部署の点検・評価結果からの長所及び課題については次のとおりである。

（修学支援）

チューターによる学修支援を実施している第Ⅰ類科目に関しては、上記のように組織的に振り返り・改善を行っており、非常に質の高い学修支援ができていると考える。

問題点としては、全学共通科目で実施しているため、組織運営の負担が大きく、支援の中心となるチューターの人員確保と、質を担保しながら運営を継続していくための管理体

制があげられる。費用も労力もかなり負担が大きい中、長期的に持続可能な支援を考えた場合の支援対象・支援方法・支援レベルなど、学生の様子などを確認しながら引き続き検討する必要がある。

（生活支援）

学期ごとに休学・退学の分析結果を学生生活委員会で共有することで、学科での学生指導・学生対応にも活用されている。復学後１か月面談について、学科での対応が定着しつつある。また、T-Po（ポータルサイト）に面談記録が残ることで、学生相談があった際に活用できている。休学者数は2025（令和７）年度とほぼ同数であり、復学後のケアは修学継続のうえで重要な役割となっている。

新入生コミュニケーションワークショップは、2024（令和６）年度は急遽実施することとなったため、期待した上級生のファシリテーター配置を行わない学科があるなど課題が残った。2025（令和７）年度は、すべての学科で上級生ファシリテーターを配置することができた。ファシリテーター事前研修で、進め方や対応方法を学んだことで、各ファシリテーターが自信をもって取り組めた、との報告が数多く寄せられた。ただし、大人数と触れ合うのが苦手な学生への対応方法など、一定の課題に対して今後改善を検討していきたい（根拠資料7-108）。

（学生相談室・保健室）

学生相談室を2025（令和７）年２月に15号館１階に移設した。学内事情による移設ではあるが、これまで懸案であったオープンスペース設置ができ、相談までは至らないが、オープンスペースで体調を整える利用者への支援体制を整えることができた。

なお、学生相談室と保健室は授業棟から離れたところに所在している。新入生全員に「一人じゃないよカード」を配布しているが、１年生が初めて利用する際にこのカードを持参することがかなり多い。両施設の利用にあたり「一人じゃないよカード」が一定の周知効果があったと考えている。

（緊急対応フローの改善）

勤務時間帯後の体調不良者対応や、学校医との連携がこれまで明確になっていなかったため、学校医ならびに総務課（危機管理対応）と協議し、2025（令和７）年７月１日から、17時以降に緊急対応事案が発生した際は、原則として守衛所で対応することに改訂した。合わせて、適宜学校医と連携し、救急搬送対応などの指示を受けることとした。

（障がい学生支援）

2025（令和７）年度も新任教員FDとして、５月21日（水）15時10分～16時50分の時間で学生支援に関する研修を行った。発達障害学生やメンタル不調な学生への授業における配慮手続きについてキャンパスソーシャルワーカーから説明を行った。教員への依頼事項として、学生から配慮願いの提出を受けた際に当該学生と建設的対話を通じて具体的な配慮方法の合意形成する必要があるという説明を行った（根拠資料7-109、7-110）。

また、現在聴覚障がい学生が複数名在学しているため、ノートテイカーによる授業支援の事例紹介やオンデマンド授業やDVD等視聴覚資料を使用する場合の字幕配慮の依頼を行った。毎年度授業における配慮の方針を全教員に周知しているが、法的根拠や合理的配慮事例共有の要望に対応するため、2026（令和８）年度に向けて「大正大学教職員のための障がい学生支援ガイドライン」を作成した。国の施策や法的根拠の紹介、本学の障がい

学生支援の基本的な考え方の周知、具体的な対応事例の紹介と留意点周知等の構成で作成を進めている（根拠資料7-111、7-112、7-113、7-114）。

（進路支援）

キャリアセンターで開催する就活基礎講座などのイベントやプログラムへの参加学生が想定を超えて減少している。特に秋学期になるとその参加人数は激減している。講座においては、その構成を試行的に変更し対応をするなど、ニーズに沿うよう柔軟に対応を実施するも、効果的な対策とはならなかった。就職活動の多様化、早期化が進みキャリアセンターのプログラムを利用しなくても活動を進めて行ける状況にあるが、各学生の就職活動の進捗状況は把握する必要があるとともに、キャリアセンター活用のメリットを学生に浸透を促進させる必要がある（根拠資料7-115、7-116）。

（ハラスメント防止対策）

ハラスメント防止部会（修学）は原則として、委員の任期は２年であるが、なるべく継続して担当いただけるように、担当学長補佐から副学長に申し入れを行っている。なお、新たに委員に就任された場合は、安心して相談対応にあたってもらうための事例検討など、各種研修を行っている。2025（令和７）年の研修会は、専任教員に対して対面でのハラスメント防止研修会を企画した。今回の研修の目的は①ハラスメントの正しい理解と認識の促進、②予防意識の向上、③適切な学習指導・ハラスメントとなる指導の違いの理解、④教育機関としての社会的信頼の維持である。８月27日、９月10日、11月12日に実施し、いずれかに必ず参加することを義務付けた。また、受講前と受講後にハラスメント防止理解度調査を実施している。全３回終了後に調査結果を検証し、受講した教員へのフィードバックとして活用すること、次年度のハラスメント防止施策検討の参考にする予定である。

事後アンケートでは、「自身の業務を想定しながら自分事として理解することができた」、「先入観をもって話を聞いてはならないなど、窓口対応、学生・教員対応を行う際や同僚（職員）との会議、打合せの際には十分に気を付けたい」などの感想があり、大学全体としてハラスメント防止に取り組んでいくことを再確認する機会とすることができた（根拠資料7-117、7-118、7-119）。

そして、2024（令和６）年６月より学外相談窓口として外部通報を導入し、大学ホームページのハラスメント相談窓口の学外相談窓口「匿名報告システム　ハラスメント相談ホットライン」として案内している。外部通報は月に１件程度されており、一定の認識がされていると考える。ただし、ハラスメント相談と解しがたい通報があり、相談案内のところで、何らかの工夫を講じるべきか課題がある。

さらに、毎年、「ハラスメント防止リーフレット」を作成している。学内のペーパレス化に併せ、原則として印刷はせず、大学ホームページに掲載している（一部学内で印刷、配布）。ホームページに掲載することで、必要時にすぐに確認できるメリットがある。ただし2024（令和６）年度のハラスメント防止キャンペーンにおける事前アンケートでは「ハラスメント防止パンフレットといったものがどこにあるのかわからない」という意見があった。紙媒体も一定数置くことを検討したい。

学生を対象に毎年実施する事前アンケートでは、アカデミック・ハラスメント（アカハラ）の認知度が低い。教職員の認知度との差を埋めて、ハラスメント問題を「自分ごと」として捉えてもらうことが課題である。

（奨学金その他の経済的支援）

学内奨学金：「チャレンジ支援奨学金」は、自らの発想で社会に新たな価値創造を行う、社会･地域の活動を通じて自己の成長を促進し進路開拓を志す､災害復興等社会貢献といった活動を行う学生を支援する。実際に､「飛鳥アートイベント」「手話カフェの運営」「子供食堂の運営」などの活動を支援した。また、学術研究や課外活動などで優れた成績を収め、本学の名誉を著しく高揚した学生に対して「魅力化推進奨学金」「課外活動表彰」を設けているが、運動部団体以外の申請がほとんどない（根拠資料7-120、7-121）。

（課外活動支援）

学内で活動できる場所が限られるため父母会の支援を得て学外施設利用補助をしていることが特徴である。日々の活動や発表会などの利用補助で活用している。一方、全ての団体に部室の貸与や学内の練習場所の確保ができていない点が問題である。課外活動団体研修会では、闇バイトや部活動ハラスメントなどの近年の社会情勢や本学が加入している大学スポーツ協会（UNIVAS）から提供される情報も踏まえ、危機管理やハラスメント防止にも焦点をあてて検討し実施している。加えて、課外活動団体支援として、本学職員で運動部のOB､OGを「課外活動生活アドバイザー」に任命し､より学生に寄り添いながら､フォローアップを行っている。ただし、審議する案件が運動部に偏る傾向がある点が課題である（根拠資料7-122、7-123）。

また、スポーツ支援オフィス会議を開催し、スポーツ支援オフィス担当教職員と密に連携を取り、スピード感を持った運動部所属学生支援を実施しているが、外部資格の取得支援講座の展開が、運動部の活動と重複しており、履修者数が増加していない（根拠資料7-124、7-125）。

（鴨台祭）

大人から大学生や高校生、子どもまで、様々な世代が楽しめる企画を実施している。また、地域に開かれた大正大学の学園祭らしく、地域住民の出店や近隣店舗の出店も行われている。鴨台祭は学生が主体的に企画運営を行うが､本学専任教員の代表者で構成する「鴨台祭会議」での協議を経ることで、大学全体としてのイベントであることの意味付けがなされている（根拠資料7-126、7-127）。

（ボランティア活動支援）

豊島区や北区等大学近辺のボランティアに留まらず、練馬区や足立区等、近隣以外のボランティア募集についても掲示し、広く募集告知を行っている点が優れているが、ボランティア募集が多く掲載される時期には、設置スペースが十分に確保できず、掲示できる期間に限りがでてしまう点が課題である。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学における学生支援の改善・発展方策は､「学修者本位の大学」を実質化するという全学的方針の下で検討・実施されている。その象徴的な取組として、学生が主体となって企画・運営する「夜の入学式」を実施しており、教職員は前面に立つのではなく後方支援に徹する姿勢を明確にしている。この取組は、学生同士の関係性の構築を重視するとともに、学生一人ひとりが大学生活の当事者であるという意識を醸成する点で意義深いものである。加えて、本学では学生の「居場所づくり」を重要な課題として位置付けており、学

科やサークル、大学行事といった既存の所属に加えて、趣味･関心、さらには将来的なキャリア形成と結びついた緩やかな関係性を構築する必要性を、学生からの意見を踏まえて認識している。こうした取組は、学生生活全体を学修者本位で支援する大学としてのブランディングにもつながっている（根拠資料7-128）。

また、多様な背景や事情を有する学生が増加する中で、日々の学生対応を通じて運用面での改善を重ねている点も本学の特徴である。国の施策動向や法令改正、ジェンダー平等をはじめとする社会的要請について最新の情報を把握した上で、本学としての対応方針を学生生活委員会等の諸会議において継続的に協議し、制度および運用の両面から改善を図っている。

障がい学生支援については、授業における合理的配慮の実施状況を把握するため、配慮を実施した教員に対して「どのような対応を行ったか」「対応にあたり苦慮した点は何か」等を問うアンケートを実施し、次年度に向けた改善に活用している。一方で、配慮を受けた学生への意見聴取については、一部聞き取り形式にとどまり、利用者全体を対象とした体系的なアンケートが実施できていないという課題が明らかとなっている。学生の声は支援の質向上に資する重要な情報であることから、今後はアンケートの実施時期や設問内容を検討し、可能な限り早期に全体的な意見把握を行う方向で改善を図る方針である。

ジェンダー平等に関しては、近年LGBTQ・SOGIをテーマとした教員向け研修を実施するなど、啓発的取組に着手しているものの、大学としての基本方針や対応指針が明文化されておらず、ガイドラインの策定にも至っていないという課題がある。ジェンダー平等施策を実効性のあるものとして推進するためには、大学としての明確な意思表明が不可欠であることから、現在、基本方針およびガイドラインの制定に向けて協議を進めている。

奨学金施策については、2026（令和８）年度に新設される情報科学部が高等教育修学支援新制度における理工農系学部・学科の対象機関として選定されていることを踏まえ、対象学生への周知および申請手続が滞りなく行われるように、学部・学科と連携した支援体制を構築している。今後は、国の制度動向を注視しつつ、本学独自の修学支援奨学金の在り方についても他大学の事例研究を通じて検討を継続していく。

課外活動支援に関しては､各団体の学生責任者を対象とした研修会を年２回実施し､チームビルディングやハラスメント防止等のプログラムを提供しているが、代表者のみの参加にとどまり､所属員全体への浸透状況が十分に把握できていないという課題がある。近年、他大学の運動部において薬物問題やハラスメント事案が顕在化している状況を踏まえ、本学においても運動部団体所属者全体を対象とした研修会を実施し、リスク意識の向上と未然防止を図る必要があると考えている。また、現在６割弱にとどまっている課外活動団体への参加率を、将来的には８割以上とすることを目標に、参加のきっかけづくりや環境整備を進めていく方針である。

修学支援については､学修支援センターが「自律的学修者を育成する」という目標の下、第Ⅰ類科目におけるチューター制度を中心に支援を行っている。授業内での支援に加え、夏期および冬期の年２回、１年生全員を対象として専任教員、コアチューター、クラスチューターによるオンライン面談を実施しており、夏期面談では前半期の学びの振り返りと後半期の目標確認を行い、冬期面談では主体的な学修姿勢やキャリア意識の醸成を図っている。このことにより、学生自身が年度を通じた学びを言語化し、２年次以降の学修や

目標設定につなげる仕組みを構築している。また､「学びのコミュニティ」イベントやデータサイエンス補習、学修相談コーナーの運営を通じて、課外における学修支援も積極的に実施している｡今後は､新入生ガイダンスにおける周知を徹底することで学修相談コーナーの認知度向上を図り、利用促進につなげていく方針である。

生活支援の面では、学生生活委員会、障がい学生支援部会、生活支援･健康管理センター等が教職協働で連携し、心身両面から学生を支援する体制が整備されている。近年では、学生生活への適応に困難を抱える学生を教員が早期に把握し、キャンパスソーシャルワーカーにつなぐ事例も増加しており、結果として修学継続に資する支援が実現している。さらに、2024（令和６）年９月には「大正大学学生生活における多様性と包摂に関する委員会」を設置し、外部有識者を交えた検討体制を構築した。今後は、ハラスメント防止に関する相談スキル向上を目的とした研修の体系化や、新設した学外相談窓口の周知方法の改善に取り組んでいく。

進路支援については、学生一人ひとりの希望や事情に応じた個別支援を継続してきた結果、2025（令和７）年３月卒業生における就職希望者の就職率は97.3%に達しており、直近５年間において安定的に高水準を維持している。さらに、企業・団体向けオープンキャンパスを2024（令和６）年度に２回、2025（令和７）年度にも12月に開催し、本学の教育内容や学生の学修環境を直接説明する機会を設けたことで、企業との接点拡大と就職支援の質向上に一定の成果を上げている。今後は、キャリア支援に関わる各部署の取組を学内全体に一層浸透させ、「学びを活かしたキャリア形成・進路開拓」という観点をより強化していく必要がある。

以上のように､本学では多様な学生を包摂するための学生支援を多角的に展開しており、今後も休退学者の抑制や早期支援の仕組みづくり、学生生活における「居場所」の多様化が大学全体の重要課題となることが予想される。教職員が連携し、細やかで丁寧な支援を継続することにより、学生一人ひとりが安心して学び、将来を展望できる大学としての質保証を今後も着実に進めていく。

第８章　教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR「５つの経営資源」	https://www.tais.ac.jp/guide/outline/management_vision/
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
大正大学研究倫理規程	大正大学研究倫理規程
研究活動の不正行為の防止等に関する規程	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/research/aid/cont-doc01.pdf
大正大学研究費等の不正使用防止計画	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/research/aid/fuseiboushi_keikaku.pdf
備考：	

第８章　教育研究等環境（本文）

１．現状分析

評価項目①
教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

（教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。）

本学は、第３次中期マスタープラン、第４次中期計画等に基づき教育研究環境を整備してきた。校地・校舎面積については、大学設置基準を満たしており、問題ないと言える。また、運動場については、埼玉校舎に整備されており、部活動の場として活用されている。近年の学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備については、次のとおりである（根拠資料8-1、8-2）。

・巣鴨キャンパスの環境整備

巣鴨キャンパス内については、学習環境を充実させるため、次の教育研究環境の整備を実施してきた。

①学生の教育環境充実のため、2012（平成24）年に導入された３号館地下１階に設置しているスタジオ設備、MAスタジオの更新を行い、最新の環境で学習ができる環境を整えた。

・巣鴨キャンパス外の環境整備

巣鴨キャンパス外の環境整備については、次の取組を実施してきた。

①藤枝サテライトキャンパス設置に向けた藤枝市との協定を結ぶとともに、物件取得に向けた調整を実施している。
②耐震補強工事を実施した。
③巣鴨まちなか教室での充実化に向けて駅前賃貸物件の改装工事を行った。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

通常の施設設備の更改や保守点検・衛生管理については適切に実施している。施設、設備等の維持管理に関しては保守点検を年２回実施し、委託業者による報告書を基に設備の維持管理に努め、経年劣化などによる消防設備、空調設備等の修繕工事を行っている。2025（令和７）年度については、以下の整備を行った（根拠資料8-3、8-4）。

①2002（平成14）年に竣工した２号館の空調工事更新を行った。
②蛍光灯生産中止になる2027（令和９）年を意識し、３号館の照明を蛍光灯からLEDに更新した。
③学内各棟の火災感知操作盤の更新を複数年計画で実施する。2025（令和７）年は４ヶ年

計画の初年度にあたる。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーについては、車椅子対応トイレ、バリアフリースロープ等を整備して、「大正大学バリアフリーマップ」もホームページに掲載している（根拠資料8-5【ウェブ】）。

また、社会情勢の変化に伴い、寄附行為に「多様性の包摂」の文言が含められ、それに伴うトランスジェンダー者の心的負担軽減のため、13号館のトイレのジェンダーフリー化、全館多機能トイレのジェンダーフリー標識の整備を行った。さらに、鴨台観音さざえ堂においては石段部分にスロープ工事を実施した（根拠資料8-6、8-7）。

・学科閲覧室、ラーニングコモンズ

7号館2階、8号館の他、各学科に閲覧室を設けて、学生の学習環境を整備している。本学は「ラーニングコモンズ」という名称が一般化する以前に「学科閲覧室」という名称で、学生が自学自習できる環境を整備していた。各学科閲覧室については、書籍・本棚・ミーティングスペース・PC等の整備を行い、学生が学習相談や事前事後学習を行うことができるように環境を整備している（根拠資料8-8、8-9【ウェブ】）。

・ソフトウェア

Microsoft社との間に、ライセンス契約を締結しており、学生の個人所有PCにもOfficeソフトを無償で導入している。その他、tableauやAdobeのライセンス契約を実施しており、教育研究活動の充実に寄与している（根拠資料8-10【ウェブ】）。

・チャットボット

2023（令和5）年に更新したチャットボットは3年目となり通常運用となった。学生用、教職員用、受験者用と3区分を設けている。年間約5,000件の問い合わせがあり、ユーザーの利便性向上が図られている。また、2～3か月に1回、所管部署と回答精度を上げるように、FAQの内容検討の打ち合わせを実施している（根拠資料8-11【ウェブ】、8-12、8-13）。

（学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。）

ネットワーク環境やICT機器については、2025（令和7）年度に、次の整備を行った。

①10号館全教室のプロジェクターと中心としたAV機器更改を行った。操作卓上の使用感を極力シンプルにすることで、利便性向上を計った。

②情報科学部の認可を受けて理系学部用の環境整備の整備を行った。

③ネットワークが不安定と言われていた7号館の原因特定ができ、原因の解消を行った。

（学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。）

教職員の情報倫理の確立については、事務局からセキュリティ等に関する事項を通知して理解を促している（根拠資料8-14）。

職員に対する研修の実施については、2024（令和6）年度に、ネットワーク等の接続不具合に気づいた際の初動の知識についての研修を実施した。あわせて、ネットワークやシステム、情報の利用において、押さえるべき規程等についての内容も説明しており、情報倫理の確立を図るために取り組んでいる。なお、データサイエンス必修化に伴い、学生がICTを活用する授業等が増えたこともあり、学生の各自所有端末の問い合わせが増加している。そのため、一次対応者、二次対応者のリテラシー向上を目指し、研修動画を公開し、

当該業務に携わる者が確認できる環境を整備した（根拠資料8-15、8-16）。研修後には、教員74名、職員86名を含む合計160名に確認テスト（15問出題）を実施した。平均正答率は91％であり、これは基本的な内容でありながら遵守すべき重要事項について、ユーザーの一定の理解度を確認することができた（根拠資料8-17）。

そして、本学では、情報倫理の確立を重要な課題として位置づけ、2024（令和６）年度より、全職員を対象としたDX人材育成の推進のための研修会の実施、2025（令和７）年度には情報セキュリティマネジメントの実効化、ヒヤリハットの集約と未然防止策の検討を推進している。これらの施策は、全学的な情報リスクの低減と、職員一人ひとりの情報モラル・リテラシーの向上を目的としている。さらに、常任理事会構成員対象の研修会も2025（令和７）年度に実施した（根拠資料8-18、8-19、8-20、8-21、8-22）。

・DX人材育成による知識・スキルの底上げ

情報倫理の確立には、単にルールを定めるだけでなく、全職員のデジタルリテラシーとシステム理解を高めることが不可欠である。本学では、第４次中期計画の実行に向けて、全職員を対象にDX人材育成を推進している。2024（令和６）年度からは、外部サービスのオンデマンド講座を導入し、全職員150名が「DXリテラシー認定プログラム」を受講している他、DX推進人材50名が「DXビジネス実践スキル認定プログラム」に参加し、高度なデジタルスキルの習得を進めている（根拠資料8-23、8-24、8-25、8-26）。

教員に対する研修については、全学FDセミナーにおいて、第15回「教育におけるChatGPT（生成系AI）の影響について－活用可能性とその留意点－」、第18回「学生の自主学習を促す効果的なオンデマンド授業の設計」を実施し、第19回全学FDセミナー「生成AI時代の学習評価をどうデザイン・実践するか」等の研修を実施し、ICT活用における理解を促した（根拠資料8-27、8-28、8-29）。

学生の情報倫理に関する取組については、新入生ガイダンスとして、学内LMS（UR-note）内で「情報セキュリティ」の動画を提示し、全員必須で視聴させるとともに、対面ガイダンスでも説明している。また、学生手帳に「情報セキュリティについて」という項目を記載して啓発している（根拠資料8-30、8-31）。

また、全学生必修授業の「データサイエンス」において、授業の進行に合わせて情報リテラシーについても説明している（根拠資料8-32）。「社会の探究」では図書館利用や資料検索についての説明を行い、「自然の探究」ではレポートライティングに関連した「文献引用について」を説明し、学生の情報倫理を確立するための教育活動を推進している（根拠資料8-33、8-34）。

・情報セキュリティマネジメントの実効化

本学では、情報資産を安全に管理し、個人情報を含む重要データの保護体制を強化するため、「情報セキュリティマネジメント実効化プロジェクト」を立ち上げ、学内システム環境の把握と責任の明確化を進めている。全学的なシステム一覧を整備し、ユーザー情報、アクセス形態、責任部署等を一元化することで、トラブル発生時の迅速な対応を図っている。2025（令和７）年９月には、各部署に対し「大正大学アプリケーションシステム一覧」の確認･修正を依頼し、責任部局の明確化や新規システムの追加入力を進めている。また、ユーザー教育を通じた情報セキュリティ意識の向上にも努めており、組織全体としての情報管理能力の底上げを目指している（根拠資料8-35、8-36）。

さらに、情報セキュリティに関わる事故や不注意によるトラブルを防止するため、過去に発生したヒヤリハット事例を全学的に収集し、原因分析と対策検討を行っている。例えば、学務システムにおける入力・権限設定の誤りなどの技術的問題についても、「権限付与範囲の見直し」を行うなど、未然防止に向けた運用改善を進めている（根拠資料8-37）。

これらの一連の取組により、情報リスクの可視化と共有が進み、職員の意識改革に繋がっている。

評価項目②
図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

（教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。）

蔵書構成（図書･製本雑誌含む）については、2025（令和７）年３月31日現在で749,737冊、雑誌タイトル数は9,467タイトルである。その他、本学の学部学科編成に合わせた資料を哲学、歴史、社会科学、文学の分野を中心に収集、利用提供している。歴史、文学系を中心にマイクロ資料も利用することができる（根拠資料8-38、8-39【ウェブ】）。

電子情報については、シングルサインオン（SSO）からインターネット環境があれば簡易にアクセスでき、データベースの種類としては、2025（令和７）年度は、20件を契約・提供している。各種新聞のデータベースや、心理系「Psycinfo」、社会学系「SocINDEX」など洋雑誌のデータベースの他、学生の就職支援も視野に入れた「東洋経済デジタルコンテンツライブラリー」も導入している。新聞記事検索は、授業で利用されるなど、特に利用者のニーズが増えているツールである（根拠資料8-40【ウェブ】）。

また、大正大学機関リポジトリを公開しており、利用については次のとおりである。2024（令和６）年度については、アクセス数が51,444件であり、ダウンロード数は、265,007件であり、ダウンロード数は前年度より77,937件の増加となった。登録コンテンツも大学紀要･研究論文集はじめ、年々タイトルを増やしている。加えて、図書館とは別に、７号館２階に設置された学生の自主的な学習を支援することを目的としたラーニングコモンズがあり、オープンスペースに共通教育科目に関連する雑誌や図書を配架している（根拠資料8-41、8-42【ウェブ】）。

さらに、図書館の所蔵資料のうち、未整理またはマイクロ化・デジタル化されていない貴重資料及び和装本約72,000点強の整理を進めている。令和７年度は約17,000点のタイトルを、蔵書検索できるようにデータ登録を行った。資料のデジタル化を行い、学習の高度化と研究の振興を図る取組として現在貴重書146件を大正大学デジタルアーカイブ上で公開している。

（図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人

員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。）

2025（令和７）年５月１日現在の職員構成は、図書館長１名、専任職員６名である。図書館長１名は常駐しないため、職員の常駐は６名である。内、司書の有資格者は２名である。その他、嘱託及び派遣職員が14名勤務しており、図書整理業務担当５名、閲覧業務（カウンター）担当が２名または３名と交代で常駐している。この15名のうち10名が司書資格を有している。図書整理業務担当とは月１回、閲覧業務担当とは週１回の定例業務確認ミーティングを行い、業務進行の打ち合わせと改善を共有している。これらのミーティングや文書により、情報の共有を部署内で推進している。

加えて、図書館職員は、１年生向けの「社会の探究」という科目において、図書館利用の基礎知識を身につけるための図書館ガイダンスを教員とともに実施している。さらに、授業・ゼミ単位での個別ガイダンスの申し込みも受け付けており、2024（令和６）年度については春学期44件、秋学期13件の申し込みがあり、図書館職員がガイダンスを行った（根拠資料8-43、8-44、8-45）。また、２年生・３年生については、「学融合ゼミナール」という科目において、図書館の実践を教材化することで、大学の地域連携・社会貢献活動の理解深化にも資する内容となっている（根拠資料8-46、8-47、8-48）。

その他の利用方法については、学内LMS（UR-note）へ動画をアップロードして、いつでも視聴できるようにしている。これらのガイダンスにより、図書館の資料を論文作成や研究に活用する方法を学ぶことができる（根拠資料8-49）。

図書館等の施設環境については、次のとおりである。閲覧席等については、既存の図書館（13号館１階）と2020（令和２）年８月に完成した新図書館棟（８号館２階～４階）の閲覧席（パソコン検索席３席、個人ブース21席、グループ学修室２室20席含む）と７号館２階ラーニングコモンズの座席数と合計し、588席となる。通信環境については、2019（令和元）年度に全学的なWi-Fiの更新がなされ、eduroamへも加入したことでインターネット環境が大幅に改善された。また、備え付けの机にはコンセントがあり、可動式の机にも可能な限り延長コードを設置した。これにより、長時間のPC利用が可能となった（根拠資料8-50【ウェブ】）。

2024（令和６）年度の開館については、平日が234日、土曜（一部祭日）が45日となっており、開館総時間数が平日2,456時間、土曜315時間であった。１日あたりの開館時間数は、平日が12時間（９：00～21：00）、土曜が７時間（10：00～18：00）である。開館時間は2022（令和４）年度より94時間の減少であった。利用者の図書貸出冊数は41,190冊であり前年度に比べて5,404冊増加した。利用者数は2024（令和６）年度131,812人であり、前年度から17,006人減となった。理由として学外の利用者（主に高校生）が未登録のまま利用していることが推測できる（根拠資料8-51）。

文献複写サービスについては、本学所属者は研究支援・学習支援として文献複写の取り寄せや他大学所蔵本の借用サービスを無料で受けることができる。2023（令和５）年度は437件であった。加えて、学部生へのガイダンスでも周知を行い、利用促進を促している（根拠資料8-52）。

また、地域貢献の一つとして「地域に根ざした大学図書館」とし、中学生・高校生へ向けた閲覧席の提供（オープンライブラリー）を実施している。学期末のレポートや課題提出の時期は、一時的に利用場所の制限をするが、通年で利用可能としている。2024（令和

６）年３月31日までの利用登録者は341名と年々増加傾向にある（根拠資料8-53）。

そして、2020（令和２）年より、総合学修支援部と合同で「学びのコミュニティ」という課外講座を実施している。学生は所属学科を問わず、教員による専門的な講座に参加することができる。2024（令和６）年は図書館情報メディア課が開催した23件を実施し、235名の参加を得た。大学生だけではなく、高校生、一般の方も参加できる講座を企画・実施している。また、2022（令和４）年より、豊島区立図書館と共同で『にぎやかな図書館祭（フェス）』を開催している。2025（令和７）年には、にぎやかな図書館祭（フェス）に併せてワークショップおよび講演会を実施した（根拠資料8-54【ウェブ】、8-55【ウェブ】、8-56）。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っているか。

（研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。）

本学ではTSR「大正大学の社会的責任」という理念の下、大学運営に関する基本的な方針を公表している。その内容は、経営者である理事会が経営基盤を担保する「５つの経営資源」と、教職員が果たす「５つの社会的責任」により大学のさらなる成長を目指している。

この「５つの社会的責任」の事業分類の一つに「優れた教育・研究」が掲げられ、「教員は大学の教育活動に有効な独自の研究活動を行い、教育界や社会に貢献する。」と明示している。そして、この方針に基づき、学長方針にも研究推進に関する方針として、「教育の質の担保のための研究環境」・「研究環境の整備」を明示している。

これらに基づき、各教員の研究活動、自治体・企業・団体との共同研究・受託研究、研究所による研究活動を推進している。研究活動の活性化については次のとおりである（根拠資料8-57、8-58、8-59、8-60、8-61【ウェブ】、8-62【ウェブ】）。

・研究費の適切な支給

専任教員の研究の振興及び教育の活性化及び若手研究者の育成を図るための研究助成を行うことを目的とした「大正大学の教育・研究支援に関する規程」を定め、教員個人研究費や、学術助成金等の研究助成を行っている。研究費の支給については、「大正大学教員個人研究費規程」を別途定め、適切に支給している。また、学術研究の成果創出および研究環境の底上げを図る観点から、学内競争的資金として「大正大学学術研究助成金」およ

び「大正大学学術出版助成金」を整備し、研究計画の妥当性や将来性を審査した上で支給しており、研究費の上限額や使用区分、実績報告等についても規程に基づき厳格に管理している。さらに、大学院博士後期課程在学者を対象とした学術研究助成制度を設けて、若手研究者の自立的研究活動を財政面から支援する体制を構築している。これらの制度運用を通じて、研究費の適正執行と研究成果の可視化を両立させ、教育研究活動の継続的な質向上に資する仕組みが機能している（根拠資料8-63、8-64、8-65）。

・研究室の整備、研究時間の確保

専任教員には、原則として個人研究室を整備している。研究時間の確保については、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」を定め、研究者としての専門領域における研究を職務とし、学務及び授業以外については研究活動を職務として勤務にあたっている。また、始業時刻及び終業時刻は、職務の妨げにならない限り、教育・研究業務等に必要とする範囲で繰り上げもしくは繰り下げを認めることとしている（根拠資料8-66、8-67、8-68）。

加えて、7年以上の継続勤務のある専任教員は、「大正大学教員のサバティカル研修規程」に基づき、研究休暇として半年間の担当科目や各種委員などの教学職務を免除している（根拠資料8-69）。サバティカル期間中は、大正大学専任教員の勤務等に関する規程第3条各号（第2号を除く）による職務を免除することができるとしている。また、サバティカルを取得する者の授業担当時間は、大正大学専任教員の勤務等に関する規程第5条第6項に規定する時間から、取得する期間に応じて次のとおり減ずることができる。

（1）1学期間の場合　　2分の1

（2）2学期の前半又は後半の場合　　4分の1

なお、サバティカル終了後には、1年以内に研究成果を公表することが義務付けられている。

・専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援

研究支援については、教育研究支援課及び研究推進オフィスを配置して、研究支援人材を配置している。具体的には、科学研究費助成事業の申請のための説明会・勉強会の開催や、申請書類の添削等の取組を実施し、外部資金獲得のための支援を行っている（根拠資料8-70）。

また、教授会各種委員会に学術委員会を置き、専任教職員を委員として、学術研究発表会や大正大学研究紀要、大学院研究論集といった研究成果公開の支援にあたっている（根拠資料8-71、8-72）。

・若手研究者育成のための仕組みの整備等

若手研究者育成のための仕組みについては、仏教関連の総合研究大学としての大正大学の学統を引き継ぎ、独創性のある研究を行うことができる研究者を、大正大学独自に養成することを目的として、「大正大学研究者育成奨学金」を設けている。これは、十分な研究上の競争力を持つ大学院生を獲得・養成するために、大学院生を特待生として選抜し、経済的支援（授業料免除）を行うことである。これまでの研究歴や、修士課程2年、または博士課程3年の研究計画を審査し、指導教官が責任を持って研究指導を行うことを含め、優れた研究環境を保証することで、例えば、日本学術振興会・特別研究員（DC1、DC2）に選抜されうる人材を育成することとしている（根拠資料8-73、8-74、8-75、8-76）。

また、学内学術研究発表会および大学院研究論集等、本学の大学院生の学会発表を推奨し支援する事を目的とした奨励金である「大学院生学会発表奨励金」、本学大学院博士後期課程に在学する学生の研究活動を支援する採択制の研究助成である「大正大学大学院学術研究助成金」等を設けて、多面的に大学院生の研究活動を促進するための助成事業を展開している（根拠資料8-77、8-78、8-79）。

（研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っているか。）

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「大正大学研究費等の不正使用防止に関する規程」、「大正大学における公的研究費の取扱いに関する運営及び管理体制図」、「大正大学研究費等の不正防止計画」を定めている（根拠資料8-80【ウェブ】、8-81【ウェブ】、8-82【ウェブ】、8-83【ウェブ】）。

研究倫理については、「大正大学教育職員倫理綱領」及び「大正大学研究倫理規程」を定め、「大正大学研究倫理委員会」を設置している。「大正大学研究倫理委員会」は、人を対象とする研究に関して、適切な配慮と社会的に妥当な方法、自由意思に基づく同意、目的内使用等であるかどうかを審査している（根拠資料8-84、8-85、8-86、8-87）。

研究倫理教育・コンプライアンス教育については、専任教員、公的研究費配分者（分担研究者含む）、研究費取扱事務担当者を対象とした研究倫理教育・コンプライアンス教育を毎年実施し、受講および修了証と誓約書の提出を義務付けている。2024（令和６）年度からは、研究倫理教育・コンプライアンス教育に加え、新たに研究インテグリティ教育のプログラムを追加した。これまでは、日本学術振興会の研究倫理e-ラーニングコースeLCoRE、JST研究開発戦略センター（CRDS）の動画「オープン化・国際化する研究におけるインテグリティ」、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等や本学の規程をコンテンツとして配信・配付していた。2025（令和７）年度からは、eLCoREに代わり一般財団法人公正研究推進協会が提供するeAPRINを導入し、人文社会科学系分野と理工系分野分けたコンテンツ配信を行った。これにより、すべての研究分野と、新たなトレンド（研究インテグリティ、安全保障輸出管理、AI等）に対応することができ、研究倫理・コンプライアンス教育の質を担保している（根拠資料8-88、8-89、8-90）。

大学院生に対しては、年度当初のガイダンスや各研究科の授業に研究倫理・コンプライアンス教育を取り入れている。例えば、人間学研究科社会福祉学専攻においては、全日本学術倫理振興会の『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を踏まえて、本学の研究倫理審査の受け方を学び、その後、研究倫理審査申請を受理された学生の申請書類やその過程をふまえたワークショップを実施している。また、仏教学研究科仏教学専攻においては、シラバスに明示された必修科目である「仏教学研究方法特論」等を通じて、先行研究の適切な取扱い、引用方法、剽窃防止、研究不正の具体例等について体系的な指導を行っている。さらに、研究倫理に関する具体的事例への対応をレポート評価の対象とすることで、大学院生が研究倫理を研究実践の基盤として理解し、学位論文作成に至るまで一貫して遵守できる教育体制を整えている（根拠資料8-91【ウェブ】、8-92、8-93）。

評価項目④
教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
・点検･評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善･向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

（教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。）

学科や専攻の教育研究環境を充実させるための助成を行っている。これには、「通常補助費」･「印刷補助費」･「雑誌補助費」･「FD補助費」の４種類があり、それぞれ用途や支給方法が異なる。通常補助費は､学科や専攻の教育活動を支えるための基本的な補助金で、学部には20万円（１学年あたり５万円)、大学院には10万円が支給される。また、学生数に応じて、１人あたり1,000円が追加で支給される仕組みとなっている。一方、印刷補助費や雑誌補助費については、学科・専攻からの申請額をもとに審査し、承認された金額が支給される。FD補助費については､学部学科､大学院専攻および科目を運営するセンター･オフィスが教育力向上の取組を目的とした学科FDを実施する際に、講師招聘等に係る謝金を支給している。FDとして取り組むテーマ・内容については、学科等が独自に計画を立て、FD委員会において内容の審査を行っている（根拠資料8-94、8-95、8-96)。

特定の分野に特化した補助としては、臨床心理学専攻における「特殊研究」や、社会福祉学専攻の「実践分析」、人間科学科の「演習費」などがある。FD補助費の運用に関しては、教育の質を向上させるため、学科・専攻が主導するテーマに基づいて講師の招聘などが行われる。この補助費の適正な運用を確保するため、FD活動を実施する際は、所属する全専任教員の出席が原則とされている。また、研修終了後には、年度末までに成果報告書を提出することが義務付けられている（根拠資料8-97、8-98)。

加えて、学科授業で使用する撮影機材や実験器具、実習指導に関するシステム利用料等、学科独自の予算についても審査のうえ支給されている。

そして、学長の示したテーマにより、採択制の学科・専攻教育改革特別施策（学長裁量経費）も実施している。各学科・専攻はテーマにより教育・学修支援に関する教育改革の施策を応募し、助成を得ている（根拠資料8-99)。

研究等環境に関わる事項については、教学IR推進部会において、専任教員に対して研究等環境に関するアンケートを2021（令和３）年度に実施した。また、TSR総合調査においては、校舎を含めた教育・研究のための施設や設備の満足度についての設問や自由記述欄を設け、学生に対して調査を実施している。さらに、大学院生に対するアンケートも実施しており、研究に必要なリソースの提供、学費や奨学金のサポート等について調査を実施している。これらについては、報告書として各会議体に上程するだけではなく、担当部署へのフィードバックも行っている（根拠資料8-100、8-101)。

（点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、

効果的な取組へとつなげているか。）

教育研究環境に関する助成については、2024（令和６）年度に見直しを行い、個人に支給していたFD研究費をFD補助費として学科に対して支給することとした。このことにより、教員個人ではなく、学科全体に対しての支援として効果的な取組になることが期待される（根拠資料8-102、8-103）。

2024（令和６）は７学科等からの申請であったが、2025（令和７）は８学科等から申請があり、FD補助費を活用した学科FDによる教育力向上に向けた取組が全学的に進みつつある。また、これまで年明けに実施していた2026（令和８）年度実施申請に関する案内を年内に行う事で、学科での計画策定期間を確保した。これにより、さらなる取組の拡充が期待できる（根拠資料8-104、8-105、8-106）。

さらに、学内学術助成金等の配分および運営の適正性・透明性を確保するため、助成金運営委員会を設置している。同委員会は、学長の招集のもと、教育・研究支援に関する規程に基づき設置された全学的な審査機関であり、学内学術助成金をはじめとする各種助成事業について、審査および評価を行っている。研究等環境に関わる事項の改善・向上については、施設課において、事業計画の進捗管理として点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。また、備品・機材の更新や施設・設備の改善等に関しては、予算編成と関連するため、大学単位で情報を集約して事業計画・予算に盛り込んでいる（根拠資料8-107、8-108）。

各研究所においては、研究所運営委員会において点検・評価結果を報告し、研究等環境に関わる事項の改善・向上を推進している（根拠資料8-109、8-110）。

図書館については、利用者数・貸出数等の情報収集と分析を行っている。また、重要事項を審議するため図書館長を中心とする図書館運営委員会を設置している。図書館運営委員会は年２～３回程度開催され、図書館の購入資料や、学科の図書の管理、その他の重要事項の審議と活動の点検・評価を実施している。各学科から推薦図書の要望を聴収し、図書館と学科で選書の協力を推進している。日頃の事務職員の選書やサービスに教員の意向を反映すべく、選書された図書タイトルについての共有化などを進めており、2025（令和７）年度は継続購読雑誌の見直しを各学科の協力の下に進めている（根拠資料8-111、8-112）。

２．分析を踏まえた長所と問題点

TSR総合調査における「校舎を含めた教育・研究のための施設や設備」に関する満足度については、過去５年間において「とても満足している」「まずまず満足している」を合算した肯定的評価が72%前後で推移しており、過半数の学生が校舎や教育・研究施設全般について、一定の評価を与えていることが確認できる。これは、講義室や共用スペースを含む物理的学修環境が、教育活動の実施において大きな支障なく機能していることを示しており、施設整備面における一定の長所といえる。

また、自由記述による「居場所･スペース」に関する記述は毎回一定数確認されており、第２回（2016（平成28）年度）から第10回（2024（令和６）年度）までの９年間で一貫して学生の関心が高いテーマとなっている。件数は第２回調査の55件から、第４回（111件）を経て、近年は第９回23件、第10回13件と減少傾向にある。これは、学修機能と図書館機能を備えた８号館の建て替えやキャンパス内のラーニングコモンズ整備や休憩スペース拡

充等の改善効果が一定程度表れていることを示すものである。過去には、学生の意見をもとに、７号館・８号館等におけるイス・テーブル配置や休憩スペースの拡張、および飲食可能エリアの明示化が進められた。このことにより、2021（令和３）年度以降、自由記述中の「居場所がない」「食事する場所がない」といった記述件数は減少傾向を示している。ラーニングコモンズ等の学修支援環境については、図書館・７号館・８号館の多目的空間が学修・休憩・交流の場として機能している。特に、学修支援センターの設置や情報環境（Wi-Fi・コンセント席）の整備が進んだことで、学生が「自分のペースで過ごせる場所」を徐々に確保できるようになっている。なお、高校生や地域住民が学内施設を利用する機会が増え、大学空間の社会的開放性が向上している。学生の一部からは「地域と交わる場として良い」という肯定的意見もみられる。

そして、「図書館の設備（蔵書やレファレンスサービス）」に対する満足度は、2023（令和5）年度84.7%、2024（令和6）年度86.1%であり、安定的かつ緩やかな向上傾向が確認できる。このことから、図書資料の整備やレファレンス機能は、学生の学修活動を支える環境として一定程度有効に機能していると評価できる。あわせて、大学IRコンソーシアム学生調査における「授業課題のために図書館の資料を利用した」という項目に着目すると、2025（令和７）年度において「ひんぱんにした」「ときどきした」を合算した割合が約83.4%前後となっており、過半数の学生が授業課題に取り組む過程で図書館資料を活用している実態が示されている。これは、レポート作成や調査型課題において、図書館が一定の役割を果たしていることを裏付けるものであり、本学の施設・図書館環境に関する長所として位置付けられる。

2024（令和6）年度の「コンピュータの訓練や援助」に関する満足度は63.0%であり、32.8%が「どちらでもない」、4.2%が「不満」「とても不満」と回答しており、支援の質や周知方法について改善の余地が残されている状況にある。加えて、「インターネットの使いやすさ」に関する満足度は48.9%にとどまっている。

FD補助費については、各学科等でテーマを設定する事ができるため、学科の特色や授業に紐づいたFDを実施する事ができる。FD補助費の支給に関しては、事前に計画書を作成しFD委員会で審査をするため、取組内容の妥当性も担保されている。

図書館については、大学の学部学科編成に沿った図書雑誌の受入・提供を行っている。電子情報（データベース関係・リポジトリ）もSSO及び本学図書館のホームページから容易にアクセスすることができ、ニーズに応じてコンテンツの充実を図っている。図書館における窓口・ガイダンス・レファレンスについては、事務職員が実施している。そして、初年次には授業の中で図書館主催のガイダンスを実施している。その他、教員からの依頼による講座・出張ガイダンスを実施しており、加えて、データベースの講習会、論文・文献の検索方法を開催し、様々なニーズに柔軟に対応したサービスを提供している。図書館の教育・取組については、グループ学習室A・Bの２部屋の貸出をWeb予約化し、多くの学生がグループワークを行っている。インタラクティブボードを１台追加購入し、グループ学修室や図書館３階のグループワーク可能なエリアで、学生や教員による指導に活用されている。

研究活動については、研究支援を行う組織として、研究推進課、研究推進オフィス、学術委員会、助成金委員会、研究倫理委員会を設置している。研究費や奨学金だけではなく、

学内学術発表会等、研究成果を発表する場を設ける等の取組を実施している。

教職員の情報倫理の確立については、2024（令和６）年度より、施設課及び総務課により、研修会を実施する等、アンケートも実施している。学生の情報倫理の確立については、ガイダンスや印刷物だけではなく、データサイエンス授業、探究科目等の教育活動において実施しており、確立が図られていると言える。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学における教育研究環境の改善および発展に向けた方策は、事業報告書および自己点検・評価報告書に基づき、総合政策会議および常任理事会において大学の現状を定期的に確認した上で、教員の教育活動および研究活動を支援するための方針として策定され、大学として組織的に推進している。これらの方針策定にあたっては、教員および職員からの意見や現場の課題を踏まえ、関係部署が相互に連携しながら、教育研究環境の整備および改善を段階的に実施している。

教育研究環境に関する財政的支援については、教員個人研究費、学科・専攻補助費、学科・専攻教育改革施策（学長裁量経費）、学内学術助成金等を体系的に整備しており、教育および研究の双方を支える基盤として一定の充実を図っている。特に、学科・専攻教育改革施策については、各学科・専攻が自らの特色や強みを明確化し、新たな教育的取組や先進的な試みに挑戦することを目的として助成を行っており、模範的かつ波及効果の高い取組が創出されることが期待できる。また、学科・専攻補助費については、日常的な教育活動の充実を支える財源として位置付け、学びの質を下支えする役割を果たしている。

FD補助費については、従来の個人単位での支援から、学科全体に交付する方式へと転換しており、学科単位での組織的な授業改善や教育力向上を促進している。この新設により、学科全体でのFD実施機会が増加し、教育改善に対する共通理解の醸成や継続的な取組につながっていると評価できる。今後も引き続き､学科等に対して積極的な活用を促し、学科FDを核とした教育力向上の取組を全学的に拡充していく。

図書館については、図書館長を中心とする図書館運営委員会を設置し、年２～３回程度の頻度で開催することにより、購入資料の選定、学科図書の管理、その他図書館運営に関する重要事項の審議および活動の点検・評価を行っている。2020（令和２）年に竣工した新８号館は、地上４階建て、延床面積約１万㎡の総合学修支援施設として整備され、学生が一日を通して学修に取り組むことができる空間となっている。１階にはラーニング・コモンズとカフェを併設した自由な学びの拠点を設け、２階には資格関連図書や文庫･新書、AVブースを配置している。３階ではグループ学修や対話的学修を可能とするスペースを整備し、４階には静穏な環境で研究や読書に没入できるフロアを設けるなど、学修スタイルの多様化に対応した構成としている。本学の図書館は、地域住民や中学生・高校生にも開放されており、授業での図書館利用に関する相談を高校から受けるなど、高大接続にも寄与している。今後も、地域に開かれた学術拠点としての役割を維持・発展させていく。

研究支援の面では、研究指導の充実、専攻を超えた学術交流の促進、研究・教育資源に関する要望への対応、社会状況に応じた研究倫理のあり方の検討、研究科内の連携体制強化が課題として認識されている。これらについては、各教員が課題を共有し、研究科全体または各専攻単位で改善に向けた取組を進める必要があり、大学としても制度面・環境面

からの支援を継続していく必要がある。一方で､各研究科･専攻の点検･評価結果を見ると、すでに一定の成果を上げている専攻も多く、研究指導体制の工夫や丁寧な学生支援、専攻の特色を生かした取組および情報発信が着実に進展している。今後は、TSR総合調査大学院生調査の結果も活用し、大学院生の意識やニーズを把握した上で、改善に向けた分析・検証をさらに推進していく。

施設・設備面では、巣鴨キャンパスを中心とする立地の優位性を生かし、交通アクセスの良さや地域連携･産学官協働に適した環境を有している。主要教室にはプロジェクター、モニター、録音録画機能、無線LAN等を整備し、可動机を備えた演習室やグループディスカッション型教室の整備も進めている。また、図書館、学生ラウンジ、ラーニング・コモンズ等は、学生の自律的学修や交流の場として活用されている。実習室、スタジオ、研究所等も整備され、教育研究活動を支える基盤として機能している。

一方で、旧棟や研究棟を中心に、空調・照明・配管設備の老朽化が進行しており、耐震補強や防災・感染症対策設備の更新を含めた中長期修繕計画の体系的見直しが課題となっている。また､学部･研究科間でICT機器や什器の仕様に差があり、小規模ゼミ室やグループ学修空間の不足、無線LANの不安定さ、電源不足といった課題も顕在化している。加えて、防災体制やSDGsを意識した省エネルギー化への対応も、今後重点的に取り組むべき課題である。今後の改善・発展方策としては、2026（令和８）年度設置予定の情報科学部を見据え、ネットワーク回線の強化や新規機材の整備を進めるとともに、学生定員増加に対応した学修スペースの拡充を検討している。３号館地下スタジオの映像教育環境の高度化、VRシアターの設置、放送中継車の導入等により、実践的なデジタル・映像教育を支える基盤整備を進めている。

さらに、2025（令和７）年度には学生アプリおよび教職員ポータルサイトを導入することで、学修成果の可視化と教職協働による学修支援を強化している。研究費管理システムの見直しも進めており、業務の標準化・合理化に向けた取組を継続している。

本学の教育研究環境は、制度･施設･情報基盤の整備を通じて着実に改善が進んでいる。今後も、教育研究の質向上と大学の持続的発展を実現していく。

第９章　社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR「５つの社会的責任」	https://www.tais.ac.jp/guide/outline/management_vision/
備考：	

第９章　社会連携・社会貢献（本文）

１．現状分析

評価項目①
社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取組を行っているか。
・社会連携・社会貢献に関する取組により、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

（社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取組を行っているか。）

・すがもプロジェクト

本学の運営理念、TSR「５つの社会的責任」において、「特色ある地域貢献・社会連携」を掲げており、大学ホームページにも公開をしている。また、2023（令和５）年９月に策定した第４次中期計画おいて「『地域主義』に未来」を公表している。

2016（平成28）年以降、本学は「地域主義」をスローガンとして掲げ、2014（平成26）年に設立した地域構想研究所の中核事業である「地域共創コンソーシアム事業」を基盤とした自治体連携、大学間連携、産学連携により地域貢献事業を推進してきた。「地域共創コンソーシアム事業」は、学生の地域実習・フィールドワーク・インターンシップの受入拠点として大きな役割を果たすなど、他大学にはない、きわめて特色のある取組を継続して行っている。そして、巣鴨地域を一つのフィールドとして捉え、魅力発信・課題解決の場とする「すがもオールキャンパス」をスローガンとした。しかし、新型コロナウイルスの影響により、オンライン授業への切り替えとなったことで地域での活動・調査は全面禁止となり、予定していた活動が実施出来ない状況であった（根拠資料9-1【ウェブ】、9-2【ウェブ】、9-3【ウェブ】、9-4）。

そして、2021（令和３）年より地域での活動・調査を再開し、大学によるまちづくりをテーマとした「すがもプロジェクト」として教育活動を展開している（講義名:「地域課題解決論」「地域プロジェクト」）。本科目は、大正大学が位置する巣鴨・西巣鴨・滝野川のまちを中心に活動を展開し、学生が主体的に地域課題解決のためのフィールドワークを実践しながら、学生と地域の人々がともに学ぶ発展的共通教育として実施している。本科目では、以下のテーマを設定し、調査・企画・報告・検証・改善を実施している（根拠資料9-5、9-6【ウェブ】、9-7【ウェブ】、9-8【ウェブ】、9-9【ウェブ】）。

・「ユナイト巣鴨」…「種子屋通りの歴史」をキーワードに地域の方々への情報発信。また、「知る・交流・食べる！学食体験ツアー」を開催した。
・「祈りのまちすがも」…「オリジナル御朱印帳」や「祈りのまちマップ」の作成、および「御朱印浄書日」の実施、紹介動画の作成（さざえ堂を中心とした「祈りのまち」の観点からの動画を検討）。
・「キャンパス農園運営」…巣鴨の伝統野菜に関する調査・動画作成、サツマイモなどの

農作物の収穫等作業、収穫した野菜を近隣の福祉施設に寄贈。
・「銭湯コミュニティ」…滝野川の稲荷湯などの銭湯を活用した地域コミュニティの構築（カフェやワークショップなどの企画運営）。
・「観光」…子供も楽しめる巣鴨地蔵通り商店街をコンセプトに「縁日イベント　すがもミニ縁日」を期間限定で開催。
・「新しい本屋」…2025（令和７）年度に新設され、巣鴨の地域性を活かした“本と喫茶が出会う場”の創出を目指して活動。
・「メディア」…上記の活動を中心に大正大学の学生の地域活動の広報、独自のメディアツール「あるきめでぃあ」の運営。

本科目は教員・学生だけでなく、事務職員も参画をし、学生教職員が協働しながら大学周辺地域を活性化することが最終目標である。毎年11月に本科目の履修学生及び協働している教職員で「種子地蔵縁日（たねじぞうえんにち）」を開催している。2025（令和７）年は11月８日（土）に開催し、伝統野菜を通して“農と食と歴史”を感じるマーケットや仏教を体感する写経や腕輪念珠作りなどのワークショップ、クイズやスタンプラリー、昔の遊びワークショップなど、「種子屋通りとしての巣鴨」の歴史や文化の認知向上を目指すための取組を実施した（根拠資料9-10【ウェブ】、9-11、9-12）。

また、学部共通科目の「地域課題解決論Ⅰ・Ⅲ-A」では、履修学生が中心となり毎年７月に「鴨台盆踊り」を開催している。企画・運営を通して、近隣諸地域との多世代、多属性、多文化の交流を図り、様々なマネジメント力やコミュニケーション力を身につけることを目的に、学生にしかできないイベントの構築を目指している（根拠資料9-13、9-14、9-15、9-16【ウェブ】）。

「鴨台盆踊り」は、高等学校２校の「総合的な探究の時間」と連携し、授業科目を履修している学生で組織される実行委員会の一員として高校生を迎えて、高大接続連携事業としても重要な役割を果たしている。毎年１万人を超える来場者となり、地域の一大イベントとして大きく発展をしている（根拠資料9-17【ウェブ】、9-18【ウェブ】、9-19、9-20）。

・宗教行事

上記以外にも、本学では建学の理念である大乗仏教の精神「智慧と慈悲の実践」に基づき、年間を通じて、学生教職員・地域住民に開かれた宗教行事を実施している。

６月の「仏陀会」では、本学設立宗派所属の学生による合同法要を執り行っている。地域住民にも公開しており、本学関係物故者、東日本大震災物故者及び熊本地震物故者を含む多くの方々を偲ぶ追悼法要もあわせて行っている。12月には、仏教学部専門科目である「現代社会と仏教D」の履修学生を中心に「成道会」の企画・運営を行っている。「成道会」においては、学生たちによるお練り行道や本学設立宗派約120名の学生による合同法要、雅楽部の演奏や飲食物の配布・御朱印配布・課外活動団体による作品展示などを実施し、学生教職員や地域住民に対して、仏教を肌で感じてもらい、本学に対して親しみを持っていただくための取組を実施している（根拠資料9-21【ウェブ】、9-22【ウェブ】、9-23）。

・夏期仏教研修

夏期仏教研修は、学外の寺院等の協力を得て実施しており、寺院との連携のもとで教育活動を展開している点に特徴がある。研修の実施にあたっては、受入先との調整や継続的な協力関係の構築を通じて、大学と寺院との連携を維持・発展させており、教育活動を通

じた社会との関係構築の一例として位置づけられる（根拠資料9-24）。

・豊島区との連携・貢献

豊島区との連携については、包括協定を締結しており、地域連携の推進を実施している（根拠資料9-25、9-26）。また、豊島区と区内８大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・東京国際大学・立教大学）は、「街全体をキャンパスに！」というコンセプトに基づき、「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定」を締結している。その目的は、区と区内大学との連携・協働の促進を図り、多様な魅力を発信し、賑わいと活力にあふれた誰もが主役になれるまちづくりに寄与することである。この協定に基づいて現在取組を行っているのが、「としまコミュニティ大学」である。区と各大学が持つ人的、知的、物的資源の交流を図り、教育機能の向上及び福祉の向上並びに世界に開かれた魅力と活力にあふれた地域社会の創造を目指して連携・協働している。豊島区の主催する講座・講演に対して本学関連講師の紹介や、大学施設設備の提供、公開講座の実施等、生涯学習を通じて大学資源を地域活動に活用している（根拠資料9-27【ウェブ】、9-28【ウェブ】）。

その他、商店街との共同としての餅つき大会の実施や豊島区のごみゼロデーへの参画、豊島区社会貢献見本市への参画等も行っている（根拠資料9-29、9-30、2-31【ウェブ】）。

・すがもオールキャンパス

また、巣鴨駅から本学まで続く巣鴨３商店街の街中を「第二のキャンパス」と捉えて、学生が地域や企業と連携しながら実践的な学びを深める場となることを目指す「すがもオールキャンパス構想」を推進している。実践的なフィールド学修の場であるアンテナショップ「座・ガモール１号店」や、サテライト教室「すがも街なか教室」をはじめ、プログラムの中核を担う多彩な施設を展開している。そして、巣鴨３商店街をフィールドとした授業科目を複数開講しており、学生が実際の商店街を舞台に、地域課題の把握、企画立案、実践、検証までを一貫して行う教育を実施している。これらの授業では、商店主や地域団体と連携しながら、商品企画やイベント運営、情報発信等に取り組んでおり、教室内の学修にとどまらない実践的・体験的な学びの機会を提供している点に特徴がある。これにより、「すがもオールキャンパス構想」は理念にとどまらず、正課教育として具体的に機能している。なお、2022（令和４）年には、巣鴨の商店街を盛り上げる『AR謎解きイベント』を、大学生が企画・運営した（根拠資料9-32、9-33【ウェブ】、9-34【ウェブ】、9-35【ウェブ】、9-36、9-37）。

・全国の自治体・大学・企業等との協定

2014（平成26）年に設立した地域構想研究所を中核として、本学は全国の自治体との連携ネットワークを拡大しており、その数は現在123を超えている（令和７年度現在）。同研究所は、全国各地域が抱える課題と本学の教育・研究機能とを結び付けることをミッションとしており、巣鴨地域における「すがもオールキャンパス構想」と並行して、全国規模の社会連携プラットフォームを形成している。このことにより、地域創生学科の地域実習や公共政策学科のフィールドワークにおける滞在先自治体の調整・連携を担うなど、教育活動と社会連携を結び付ける機能を果たしている（根拠資料9-38【ウェブ】、9-39【ウェブ】、9-40【ウェブ】）。

他大学との包括連携協定については、教育・研究・社会貢献分野での連携を目的として

12大学と締結している。例えば、追手門学院大学とは、2022（令和４）年に包括連携協定を締結し、地域振興に資する人材育成と地域社会の発展を目指した取組を継続的に推進している（根拠資料9-41【ウェブ】、9-42【ウェブ】）。

また、2025（令和７）年には、学校法人大正大学と地方独立行政法人京都市産業技術研究所との間で連携協定を締結し、京都の伝統産業技術とデジタル技術を活用した文化財の研究・教育・発信を推進している。本協定では、情報科学部の設置構想とも連動し、共同研究や教育プログラムの開発、学生・教員と研究員の交流、産学官連携の強化を図っており、「大正大学京都アカデミア」等を拠点とした実践的な教育研究活動へと発展している（根拠資料9-43【ウェブ】）。

さらに、企業との連携としては、ソフトバンク株式会社やNTT東日本株式会社と連携し、デジタル技術やデータ活用に関する教育･研究、社会課題解決に資する取組を進めている。これらの企業連携は、学生に対する実践的な学修機会の提供に加え、産業界の知見を教育研究活動に取り込む役割を果たしており、社会連携・社会貢献の質的向上に寄与している（根拠資料9-45【ウェブ】）。

以上のように、本学は自治体、大学、研究機関、企業等との多層的な連携体制を構築することにより、教育・研究・社会貢献を有機的に結び付けた社会連携活動を全学的に推進している。

・生涯学習講座

本学の生涯学習事業である公開講座については、本学の事業法人である株式会社ティー･マップに業務委託をしている。講座は、仏教を基盤とした本学ならではの仏教系の講座、書道や仏教系美術に代表される実技を伴った芸術・文化講座の２講座群に大別して実施している。また、書道カレッジと称した、初歩から専門まで幅広く学べるようにコース分けされた書道の実技講座群も開講している（根拠資料9-46【ウェブ】）。

・表現文化学科

産学連携プロジェクトとして、表現文化学科では、「若い世代が変える！アフターコロナの日本の空港国際力向上PR企画」を進めている。このプロジェクトは４年目を迎え、NTTデータ経営研究所との共同研究として３年計画で進行している。主な目的は、空港における外国人の情報格差や差別を解消・啓発することであり、社会貢献活動の一環として継続して取り組んでいる。しかし、コロナ禍による影響で当初の計画に遅れが生じたため、５か年計画へと変更された。プロジェクトでは、世界的なネットワークを活用しながら、学生の研究・調査力、表現演出力、企画力を養成することを重視している。また、アフターコロナを見据え、専門組織や関係機関とディスカッションを行い、より実践的な知識やスキルを身につける機会を提供している（根拠資料9-47【ウェブ】、9-48）。

また、社会課題の解決に向けた共同研究および産学連携プロジェクトにも取り組んでいる。21世紀構想研究会、西尾家具工芸社、全日本ブライダル協会、ラ･クール、オンコロジー教育推進プロジェクト、有限会社モーハウスの６つの企業・団体の協力を得て、エンターテインメントの力を活かした社会課題解決に挑戦している。各企業・団体と連携することで、学生たちは社会への課題意識を高めるとともに、自らの企画を社会へ発信する機会を得ている。ここでも、世界的なネットワークを活用し、研究・調査力、表現演出力、企画力の向上を目指している（根拠資料9-49【ウェブ】、9-50）。

さらに、PBLⅢの実習授業の一環として「映像祭2025」を開催した。アート＆エンターテインメントワークコースの特性を活かし、外部に向けた実践的な取組を積極的に行っている。このような活動を通じて、学生たちはエンターテインメントの力を用いた社会貢献の可能性を広げ、実践的なスキルを磨いている（根拠資料9-51【ウェブ】、9-52）。

・地域創生学科

教員の専門分野やゼミごとにも、多様な社会貢献・地域連携が進められている。また、学科として、地域実習という授業科目の中で、学生が地域課題の解決に取り組む実践的な学びの場としている。１年生は９月下旬から11月中旬にかけて行われる第３クォーターの期間に、東京で教員が用意したプログラムに参加し、地域創生の基礎を学んでいる。２年生は同じく第３クォーターの期間に全国に分かれ、現地の講師とともに地域課題の解決に取り組み、実践的な経験を積んでいる。３年生は、それぞれの研究テーマに基づいて実習地を決定し、地域の受け入れを得たうえで、より主体的な活動を行っている。地域の行政や住民、企業と連携しながら、まちづくりや防災、観光、地域経済活性化など幅広い分野に関わり、現場での学びを通じて多角的な視点を養うことを目的としている（根拠資料9-53【ウェブ】、9-54、9-55）。

豊島区においては、巣鴨商店街における店舗「座・ガモール」の運営や、豊島区くすのき公園における地域交流イベント「となりのくすのき」、島根県益田市の教育委員会と連携した修学旅行生の受け入れ事業を実施している。「座・ガモール」では、地域の高校生とともにSDGsを参照しながら、地方の農産物と都市のマーケットをつなぎ、食品を有効活用するための商品開発を行い、商店街とのきずなも深めている。益田市との連携では、「県外拠点形成事業」の委託を受け、巣鴨商店街の大学施設を活かして益田市の中学生や高校生に大学での学びを紹介した。地域にUターンするキャリアビジョンを早期に育成するためのワークショップを、学生たち自ら企画運営している（根拠資料9-56【ウェブ】、9-57【ウェブ】、9-58【ウェブ】、9-59【ウェブ】、9-60、9-61）。

・公共政策学科

大正大学公共政策学科の実習は、学生が公共政策の現場を体験し、政策課題の理解と解決策を探る実践的な学びの場となっている。秋学期の第３クォーター（９月下旬～11月中旬）に「フィールドワーク」という実習科目が開講されており、１年生は首都圏の自治体、２年生は首都圏以外の自治体を対象にグループで調査を行っている。３年生になると、インターンシップ型の「フィールドワークⅢ」として、最低10日間（80時間以上）の実務体験を行い、自治体や議会事務局、NPO、企業などで政策の現場に直接関わる。実習では、政策立案や公共サービスの実態を学び、現場の課題を発見しながら解決策を考えることを重視している。事前学習・実習・事後学習の３段階で構成されており、実習後には報告会を通じて学びを深め、卒業研究や将来のキャリアにつなげている（根拠資料9-62【ウェブ】、9-63、9-64）。

・第Ⅰ類科目「社会の探究」

社会の探究では、第２クォーターの全クラス共通テーマとして「鴨台祭の課題解決」、第 ４クォーターの共通テーマとして「地域の課題解決に資する企画案」をグループで考え、プレゼンテーションを行っている。学生の学びの動機づけのために、初回授業のなかで、実際に「地域プロジェクト」（第Ⅲ類科目）で問題解決型学習（PBL）に取り組む先輩学

生たちに対して自らの活動や授業を通して成長した力等についてプレゼンテーションを実施した（根拠資料9-65、9-66、9-67、9-68【ウェブ】）。

・第Ⅲ類科目

第Ⅲ類科目のいくつかの授業においては、大学の立地特性および教育理念を踏まえ、地域社会との連携を重視した教育実践を行っている。具体的には、本学が所在する巣鴨地域との継続的な関係構築を基盤とし、巣鴨地蔵通り商店街をはじめとする地元関係者と連携した実践的な学修機会を授業内に組み込んでいる。これにより、学生は教室内で得た理論的知識を、地域の実情に即した課題設定や活動の中で検証し、応用する経験を積んでいる（根拠資料9-69、9-70、9-71）。

・図書館

豊島区では、毎年11月初旬に「としま文化推進期間」を設けており、まちの魅力発信と賑わい創出の推進を目的に、区民の文化活動を後押しし、同区の誇るマンガやアニメ、コスプレ等の文化を活かして様々なイベントを開催している。『にぎやかな図書館祭』は、その「としま文化推進期間」の一環として、大学図書館と公共図書館の垣根を越えて行われる催しであり、2022（令和４）年より、豊島区立図書館と共同で開催している。2025（令和７）年には、にぎやかな図書館祭（フェス）に併せてワークショップおよび講演会を実施した。

当日は株式会社サンシャインシティにご協力いただき、ご自宅で読まなくなった絵本を次の世代に送る「絵本のリサイクルボックス」の設置等の社会貢献活動も実施している（根拠資料9-72【ウェブ】、9-73【ウェブ】）。

また2025（令和７）年度は、2020（令和２）年より、総合学修支援部と合同で開催している課外講座「学びのコミュニティ」を発展させ、図書館で開催する講座は、地域の方も参加可能とし、案内している。８月には高校生向けの連続講座「高校生学びチャレンジ『地球×宇宙』」を開催した。会場およびオンラインでの受講とし、５日間開催で168人の参加があった（根拠資料9-74【ウェブ】、9-75）。

７月には「文字・活字文化振興法制定・施行20周年記念」として「『文字・活字文化の創造に向けて』－AI社会・デジタル社会の中で文字・活字文化を考える―」と題しフォーラムを開催し、広く一般の方にも読書について考える機会を提供し、定員100名に達する申込があった（根拠資料9-76【ウェブ】）。

・エリアキャンパス

日本全国を学びの場とすることを企図して、学生の地域実習の場や社会連携の施設として、日本全国に５か所のエリアキャンパスを設けている。京都エリアキャンパスについては、多目的ホールや宿泊機能を備えており、学生や教員が近畿地方でおこなうフィールドワーク拠点としての機能や様々なイベントの企画実施を通じた伝統と革新の融合による未来創造を促進する場として活用している（根拠資料9-77【ウェブ】、9-78【ウェブ】、9-79【ウェブ】。

2025（令和７）年度には、エリアキャンパスの取組をさらに発展させ、静岡県藤枝市および奈良県薬師寺において新たなサテライト拠点の整備を進めている。藤枝市においては、「（仮称）大正大学サテライト 藤枝インキュベーションセンター」の開設に向けて連携協定を締結し、地域実習や情報科学部のPBL（課題解決型学習）のフィールドとして活用す

るとともに、スタートアップ創出や地域ビジネス育成の拠点形成を図っている。また、奈良薬師寺においては、歴史・文化財を活用したサテライトキャンパスを開設し、文化財調査やデジタル技術を活用した教育・研究、共同プログラムの実施を通じて、学生の学びの場を全国へと拡張している。これらの取組により、日本全国を学修のフィールドとする教育研究環境の充実を一層推進している（根拠資料9-80【ウェブ】、9-81【ウェブ】）。

・教職課程

実践的指導力の育成と地域との連携は、本学の教職課程の重要な特色であり、その中心的な取組として学校インターンシップを位置付けている。本学では、大学所在地である豊島区との協力関係のもと、学生が継続的に学校現場に関わる機会を確保しており、早期から教職の実際を学ぶ教育体制を整えている。2023（令和５）年度には、豊島区立巣鴨北中学校において、「教育・現場体験」の授業履修者を含む11名の学生が学校インターンシップに参加し、授業補助や学校行事の支援等を通じて、教員の職務や学校運営への理解を深めた。これらの活動に対しては、学校側から学生の姿勢や対応力について高い評価が示されている。

こうした学校インターンシップにおける実績は、教育実習の受け入れにも好影響を及ぼしており、2023（令和５）年度には豊島区内の公立中学校において教育実習が実現した。その後も連携は継続しており、2024（令和６）年度には巣鴨北中学校のスキー教室において、学生が引率補助員として参加するなど、実践的な学修機会が拡充されている。このように、本教職課程では、学校インターンシップを軸とした地域連携を通じて、教育現場に即した実践的指導力の育成を図っている（根拠資料9-82）。

・日経地方創生フォーラム

本学は2020（令和２）年度より、日本経済新聞社主催の「日経地方創生フォーラム」に参加し、参画して外部の有識者に加えて、本学の教職員や学生が発表している。2025（令和７）年度は、『地域戦略人材の育成が日本の未来を創る！』というテーマで特別協賛として参画し、教育・研究・実践を通じた地方創生への貢献を社会に向けて発信した。本フォーラムには、国や自治体、企業、メディア関係者も多数参加し、大学の取組を社会に広く共有する場となった点において、社会連携の成果発信という側面でも大きな意義を有している。大学関係者のみならず、多様なステークホルダーとの対話を通じて、本学の教育・研究活動が地域や社会の課題解決に資するものであることを可視化した（根拠資料9-83【ウェブ】、9-84【ウェブ】）。

・国際交流事業

国際交流事業については、TSRの一領域である「充実した学生生活」に位置付け、学術協定に基づく交流、留学、語学研修、国際貢献を柱として体系的に推進している。協定校は11校を数え、学生交流・共同研究・調査活動・学術的情報交換が活発に行われているほか、ハワイ大学、ミュンヘン大学、東西大学校では短期語学研修も実施している。また、在学生の国際交流意識醸成のため、2024（令和６）年度から英会話サロンを運営している。週１日、本学の非常勤講師（ネイティブ）が担当し、長期留学や海外研修への参加を検討する学生、日常英会話表現を学びたい学生、留学生と交流したい学生等が参加している。留学生受け入れについては、協定留学生増加を目指し、カリキュラムの見直し（学科科目の拡充）や、在学生との交流機会の増加に取り組んでいる（根拠資料9-85、9-86【ウェブ】、

9-87【ウェブ】)。

地域連携の観点では、国際交流を地域社会と結びつける取組を継続的に実施している。特に、巣鴨地域で開催される鴨台盆踊りでは、協定留学生が企画運営に参加し、世界各国のお菓子を景品とした輪投げ企画を通して地域の子どもや高齢者と交流している。留学生が自国の文化や言語を紹介しながら地域住民と関わることで、多文化共生を実践的に体験できる環境が整っており、日本文化への理解を深める機会にもなっている。輪投げ台に世界地図を配置する工夫や、新聞紙・段ボールを活用した環境配慮型の装飾など、学生主体のアイデアが地域交流に活かされている点も特徴である（根拠資料9-88、9-89【ウェブ】、9-90【ウェブ】)。

また、地域の公共施設との連携による国際交流も進展している。協定留学生が区民ひろばに派遣され、高齢者や子どもを対象とした異文化交流プログラムを行っており、韓国などの文化紹介や外国語を使った交流活動が住民に好評を得ている。こうした活動により、地域の中に自然な形で国際交流の場が創出され、住民が日常的に海外文化と触れ合う環境が生まれている（根拠資料9-91、9-92【ウェブ】)。

さらに、学内では国際交流会を学期ごとに定期開催し、協定留学生と在学生が互いの文化や言語を共有する場を設けている。地域活動に参加する留学生が、交流会で得た知識やコミュニケーション経験を地域活動にも活かし、学内外での学びが循環している点が本学の特色となっている。交流会には多様な学部から学生が参加し、留学生の母語に触れる企画、異文化テーマのディスカッション、ゲームを交えた交流など、多角的なプログラムが実施されている（根拠資料9-93、9-94【ウェブ】)。

また、国際交流拠点としてNYブルックリンサテライトキャンパスを2025（令和７）年度に設置し、国際文化理解の推進と学生の海外活動機会の拡大に向けて新たな体制整備を行っている。ブルックリンサテライトでは、書の展示会やワークショップ、ライブペインティング、レセプション等を含むオープニングイベントを開催し、現地の芸術文化界やメディアから注目を集める活動を展開した。このイベントは、日本文化発信を通じて国際的なネットワーク形成を促進するものであり、現地の文化機関・企業との連携強化にも寄与している（根拠資料9-95、9-96【ウェブ】、9-97【ウェブ】)。

さらに、ブルックリン商工会議所との協働が進展した。来校時の意見交換では、地元商店街との連携を軸とした地域振興やスモールビジネス支援に関する協力の方向性が共有されており、国際交流と地域連携を統合した特色ある取組として位置付けられている（根拠資料9-98、9-99【ウェブ】)。

2025（令和７）年度にはNYブルックリン実習を実施し、学生が同地での学外学修に臨む体制を整えており、教育プログラムとしての国際実践機会が新たに拡充された。このように、海外拠点を活用した国際教育の推進は、本学の国際交流の新たな成果として評価される（根拠資料9-100、9-101、9-102【ウェブ】)。

加えて、巣鴨においてブルックリンアーティスト10人展を開催し、NYサテライトで選抜された作品を展示することで、国内学生にも海外文化に触れる機会を提供した。こうした国内外での相互発信は、本学が目指す「地域・国際社会へ知を届ける“開かれた大学”」の理念を体現する取組となっている（根拠資料9-103【ウェブ】)。

（社会連携・社会貢献に関する取組により、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存

在価値を高めることにつながっているか。）

本学における社会連携・社会貢献の取組は、自治体や地域団体、各種機関との連携を基盤として展開されており、地域や社会が抱える多様な課題の解決に寄与している。学生による教育活動についても、豊島区に限定されることなく、全国各地の地域を学修フィールドとし、現実の課題に向き合う実践的な学びを通じて社会貢献を果たしている。また、カウンセリング研究所や地域構想研究所では、自治体や地域と連携した相談活動や調査研究を行い、研究機関としての専門性を活かした社会貢献を継続的に実施している。

・すがもプロジェクト

「すがもプロジェクト」については、商店街の活性化、地域資源の再発掘、多世代交流の促進、観光振興など、地域・社会の具体的な課題に対して実践的に貢献している点に特徴がある。このことにより、本学が地域に開かれた存在であることが可視化され、大学の社会的存在価値やブランド力の向上につながっている。さらに、教育・研究・地域連携が相互に作用するプラットフォームが形成され、学生にとっては実践的な学修機会の拡充が図られるとともに、大学の教育的価値を高める効果を生んでいる。

・鴨台盆踊り、仏陀会、成道会

「鴨台盆踊り」については、地域住民や近隣地域からの参加者に加え、多世代・多文化といった多様な人々を受け入れる形で交流の機会を創出している。この取組は、世代や属性、文化を超えたつながりを生み出すという地域社会のニーズに応えるものであり、大学が地域コミュニティの形成と活性化に貢献している例といえる。加えて、仏陀会や成道会といった宗教行事では、地域住民を対象に追悼法要や文化体験の機会を提供することで、地域に根差した精神文化の継承と発展に寄与しており、大学が地域の文化・歴史を支える役割を果たしている。

・地域創生学科

地域創生学科においては、地域実習の中で、調査・分析を行い、自治体への課題解決の提案等も行っている。藤枝市においては、企業訪問やフィールドワークを通じて地域課題の調査を行い、その成果として、地域活性化に向けた事業プランを作成し、市職員や市民の前で発表を行った。提案内容には、シングルマザー向けの子育て支援の拡充、ツーリングライダー向けのカフェの設置、空き家を活用した農業体験型民泊施設のリノベーションなどが含まれていた。学生は、地域の資源や課題を分析し、収支予算案も考慮した実現可能なアイデアを示したことで、出席者から評価を受けた（根拠資料9-104【ウェブ】）。

また、別の学生のチームにおいては、那須塩原市の板室温泉地区の活性化をテーマに、現地調査と施策提案を行った。そして、地域の特性や資源を生かした観光戦略を立案した。市長の前で３つのチームに分かれて施策を発表し、市長から具体的なフィードバックを受けた。この取組は、座学と現場での実践を融合させた学びの一環として実施され、学生の政策提案力の向上につながるだけではなく、社会貢献としても活かすことができた（根拠資料9-105【ウェブ】）。

さらに、地域創生学科主催による「ファッションロス３Rプロジェクト」を2024（令和６）年度に本学で開催した。不要になった衣類の活用を推進し、リメイク衣装を用いたエシカルファッションショーを開催した。このショーにはミスアース2022日本代表モデルも出演し、服の交換会やリメイクワークショップで制作したアイテムを披露する場を提供してい

る（根拠資料9-106【ウェブ】）。

・公共政策学科

公共政策学科においては、豊島区文化観光課と連携し、池袋以外の区内観光スポットへ人を誘導する施策を検討した。グループごとに区内の観光地を訪れ、魅力や課題を自らの目で確認した。現地調査の結果をもとに、来訪者を増やすための施策を考え、最終授業でプレゼンテーションを行った。この取組を通じて、地域の課題解決に向けた実践的な学びを深め、豊島区の課題解決への貢献を行うことができた（根拠資料9-107【ウェブ】）。

・データサイエンス

データサイエンス授業での成果を活かして、「学生によるミタカ・ミライ研究アワード」に学生グループが応募し、未来の地域社会やまちづくりに関する研究や実践活動の成果を、三鷹市長に向けて提案発表し、毎年、優秀賞や市長賞を受賞している（根拠資料9-108【ウェブ】、9-109【ウェブ】、9-110【ウェブ】、9-111【ウェブ】）。

・社会福祉学科

社会福祉学科においては、「学生出前定期便」を運営し、地域の高齢者や障がい者宅を訪問し、日常生活におけるちょっとした困りごとの解決を支援している。この活動は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーを通じて依頼が寄せられる仕組みであり、換気扇や窓の清掃、庭の草むしり、スマートフォンの使い方指導など、多岐にわたる支援を提供する。学生にとっては、地域住民と直接関わりながら社会福祉の実践的な経験を積む貴重な機会となっている。特に、依頼者に寄り添い、絆や信頼関係を築くことを第一に考えた取組として、本学の社会福祉学科ならではの活動として継続的に発展させている（根拠資料9-112【ウェブ】）。

また、2013（平成25）年より「学生によるオレンジリボン運動（認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク主催）」を実施している。その一環として、東京都立赤羽北桜高校保育・栄養科３年生の「生活と福祉実践」という授業の中で、当学科の学生６名が、子ども虐待防止を呼びかけるオレンジリボン運動について知ってもらう取組を実施した（根拠資料9-113【ウェブ】）。

・日本文学科

日本文学科においては、社会貢献・地域貢献事業として、「異文化アダプテーション：創作布袋戯作成と公開公演」、「日本語教育支援活動：おうだい子ども日本語教室」、「くずし字解読、和古書調査に関する体験的活動：大正大学日文くずし字講座」の３つを学生主体で運営している。いずれも学生による主体的な運営の度合いが高まっており、地域や社会の課題解決であると同時に学生たちのフィールド学習の場として機能している。なお、「日本語教育支援活動：おうだい子ども日本語教室」については、広報活動などを豊島区教育委員会と連携して行っている。また、「大正大学日文くずし字講座」は、OCRを活用した企業との連携事業であり、地域や社会に開かれた日本文学科として、着実に前進している（根拠資料9-114【ウェブ】、9-115【ウェブ】、9-116【ウェブ】、9-117）。

2024（令和６）年１月には、学習院大学と共同で「はじめて学ぶわくわくとしま日本語教室」を開催した。在住外国人が日常生活で必要な日本語を学び、地域社会にスムーズに適応できるよう支援している。授業では、挨拶や買い物時の会話をロールプレイング形式で実践し、巣鴨のカフェ「ガモール志學亭」にて実際に注文を行うなど、実践的な学習機

会を提供した（根拠資料9-118【ウェブ】、9-119）。

・メディア表現学科

本学と豊島区の協働事業として、メディア表現学科の学生が「アンコンシャスバイアス周知ポスター」を制作する取組を実施した。これは、無意識の思い込みに気づくことを目的としたものであり、豊島区男女平等推進センターの指導のもと、授業「ワークショップ」で企画立案を行った。最優秀アイデア「アンコンシャスバイアス認知度UP計画」をもとに、３秒で注目を集めるデザインを意識したポスターを作成し、広報活動を行った（根拠資料9-120【ウェブ】）。

これらの活動においては、学生が企画や運営に主体的に関与する機会が確保されており、地域や社会に即した「問い」を立て、実践を通じて学ぶ場が提供されている。このことは、地域を単なる活動の場としてではなく、地域の課題解決を教育に取り込むという本学の教育姿勢を体現するものであり、社会連携・社会貢献を通じて教育の質を高める取組として評価できる。

・カウンセリング研究所

カウンセリング研究所は、豊島区発達障害者心理相談事業を実施しており、発達障害のある方やそのご家族でどこかに相談したいと感じている豊島区民の相談を受け付けている（根拠資料9-121【ウェブ】、9-122【ウェブ】）。

また、公開講座も実施しており、「地域精神保健講座」については、地域の専門家向けのトレーニングを実施するほか、発達障害児支援としてJASPERやPEERS、ペアレントトレーニングなどのエビデンスに基づくプログラムを提供している。加えて、地域の子育て支援の一環として、「おもちゃ広場」を開催している（根拠資料9-123【ウェブ】、9-124【ウェブ】、9-125【ウェブ】、9-126【ウェブ】）。

さらに、2025（令和７）年９月には、すがも街なかキャンパス内にカウンセリング研究所の分室として「発達臨床センターかるがも」を開設し、発達的視点に立ったカウンセリングや包括的な発達アセスメントを地域に提供している。本センターは、発達臨床に関する実践・研修・研究を通じて、地域支援の充実を図るとともに、学生や心理専門職の専門性向上にも寄与している（根拠資料9-127【ウェブ】、9-128【ウェブ】、9-129）。

・地域構想研究所

地域構想研究所は、日本全国の自治体と連携し、地域創生に資する研究と社会実装を推進している。主な研究テーマは、防災・減災、地域マーケティング、人材育成、環境問題などであり、全国123自治体を対象とした地域共創コンソーシアムを通じて、政策形成支援と地域活性化を図っている。

防災・減災プロジェクトでは、能登半島地震などの災害対応を踏まえ、罹災証明発行の迅速化や避難所運営の改善策を提言している。また、豊島区と「災害時要配慮者対策の推進に関する共同研究」の覚書を締結し、高齢者・障がい者を含む要配慮者支援の実証研究を展開している。さらに、「自治体防災・減災ワークショップ」を開催し、地域防災ネットワークの形成や防災対策の標準化･高度化を推進している。そして、NbS（Nature-based Solutions）研究センターでは、自然資本を活かした都市防災・環境再生の研究を推進し、自然と共生するまちづくりの実装モデルを構築している。また、グリーンインフラや流域治水などの取組を通じ、地域における環境適応力の向上を目指している（根拠資料9-130

【ウェブ】)。

また、自治体マーケティングプロジェクトでは、地方自治体のシティプロモーションや移住・関係人口施策の実証研究を行い、AIを活用したデータ分析や広報戦略の高度化により、地域産業・観光振興に寄与している。巣鴨商店街を拠点とする「すがもプロジェクト」では、地域と大学の協働による地域ブランド力向上を図っている（根拠資料9-131【ウェブ】)。

さらに、地方創生の推進を担う「地域戦略人材」の育成を目的として、「地域戦略人材塾」を体系的に開講している。本塾は、地方自治体の政策担当職員や地域づくり実務者を主な対象とし、自治体現場で直面する課題をもとに、政策立案から実装・評価までを一貫して学ぶ実践型プログラムとして設計されている。授業はオンラインを基本としつつ、双方向型の講義やグループディスカッション、先進自治体による事例紹介、外部講師による特別セミナーなど、多様な手法で構成されている。特に、国や自治体の政策動向、人口減少社会における地域経営、関係人口の創出、地域デジタル化（DX)、防災・環境政策、観光・移住促進といった実務直結型テーマを扱っており、受講者が自らの自治体に適用できる具体的方策を導き出すことを重視している（根拠資料9-132【ウェブ】、9-133)。

一方で、地域戦略人材塾は、地方自治体間のネットワーク形成の場としても機能している。講座後のオンラインでの意見交換会を通じて、受講者同士が情報共有・相互支援を行うコミュニティが生まれており、自治体間の横断的な連携が促進されている。このように、本塾は単なる研修事業ではなく、地方創生の実践知を媒介とした「学びの地域連携プラットフォーム」として定着しつつある。

また、次世代の地域人材育成として、高校生を対象とした「アイランダー高校生サミット」を継続的に開催している。本サミットは、離島地域を含む全国の高校生が一堂に会し、地域創生や地方の未来をテーマに意見交換・共同発表を行う全国規模の教育プログラムである。開催形式は対面とオンラインを組み合わせて、地域間の物理的距離を超えて参加できる仕組みを整えている。各地域から参加した高校生は、自地域の課題や魅力を自ら調査・発表し、他地域の参加者や大学教員、自治体関係者との討議を通じて、地域社会を多角的に捉える視点を身につけている（根拠資料9-134【ウェブ】、9-135【ウェブ】、9-136)。

特に、離島や中山間地域の高校生にとっては、都市部や他地域の若者との交流を通じて、自らの地域の可能性を再認識する契機となっている。さらに、サミット後もオンライン・コミュニティを通じて継続的に交流を図る仕組みがあり、高校生同士が地域活動や課題解決プロジェクトを自主的に立ち上げるなど、地域への主体的関与が生まれている。以上のように、アイランダー高校生サミットは、単なるイベントではなく、「地域の未来を担う若者ネットワーク」の形成を促す実践教育の場として機能しており、地域構想研究所の人材育成事業を下支えする重要な柱となっている。

評価項目②
社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

（社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。）

本学では、社会連携・社会貢献に関わる各種活動について、年度ごとに自己点検・評価を実施し、組織横断的な検証体制を整えている。具体的には、各学科・専攻ともに学生が回答するTSR総合調査「地域貢献活動満足度」、IRコンソーシアム学生調査「地域課題が直面する問題を理解する能力」を点検・評価の指標としており、改善・向上に向けたPDCAサイクルを推進している。例えば、地域連携型授業やフィールドワークを体系的に展開している学科においては、これらの指標が学内平均を上回る傾向が確認されており、成果が上がっている取組として把握している。一方で、数値の伸びが限定的な学科・専攻については、課題があるものと整理し、次年度以降の取組改善に向けた検討を行っている（根拠資料9-137、9-138、9-139）。

また、各部署における事業報告、各研究所における事業報告においても社会連携・社会貢献に関する事項の点検・評価・改善・向上について記載しており、効果的な取組へとつなげている（根拠資料9-140、9-141、9-142）。

さらに、大学自己点検・評価委員会においては、自己点検・評価報告書の作成の過程で社会連携・社会貢献について点検・評価を行っている。

国際交流については、国際交流委員会を中心として定期的に点検・評価を行い、協定校との交流状況、短期・長期留学の成果、協定留学生の受入れ状況、在学生の国際交流意識などを継続的に把握している。点検･評価に際しては、TSR総合調査、国際交流事業報告、ブログやSNSによる活動記録、実施報告書等を参照し、多面的な検証を可能にしている。

（点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。）

点検・評価の結果を踏まえて、本学では社会連携・社会貢献に関わる取組を各学部・研究科単位で検証し、その成果と課題を次年度以降の改善につなげている。特に、TSR総合調査や大学IRコンソーシアム学生調査において把握された「地域貢献満足度」や「地域社会が直面する問題を理解する能力」といった指標を、教育活動の改善に活用している点に特徴がある。

例えば、社会福祉学科では、点検・評価結果において地域踏査やフィールドワーク、ボランティア活動を重視した教育方針の有効性が確認されており、TSR総合調査における「地域貢献満足度」は学内平均3.66を上回る3.80へと改善している。また、「地域課題の理解能力」についても学内平均3.83を上回る3.92を示しており、これらの結果を踏まえて、地域

からの要請に応じた実践機会の拡充や、複数学年による連携型活動を継続・発展させている。このように、点検・評価結果を根拠として教育内容を強化したことが、学生の満足度および能力形成の向上という具体的成果につながっている。

また、地域創生学科においては、学生が主体的に運営する巣鴨商店街の地域産品ショップ「ガモール堂」や、小学生向け地域イベント「となりのくすのき」等の取組を継続的に実施してきた結果、TSR総合調査における「地域貢献活動満足度」が2023（令和５）年度の3.81から2024（令和６）年度には3.96へと上昇している。この数値の伸びを踏まえ、学科では高校生の参画を含む世代間交流型プロジェクトへと発展させるなど、点検結果を次の取組改善へと反映させている。一方で、点検・評価の結果として「活動の持続可能性」や「専攻としての成果の可視化」に課題をしめしている学科・専攻もあり、学生の負担の偏在や組織的展開の不足が指摘されている。これを受けて、役割分担の見直しや、学科・専攻単位での取組整理を進めるなど、改善に向けた対応が検討されている。

以上のように、評価結果を課題として明確に位置付け、次年度以降の改善方策につなげている。また、点検・評価結果と学生調査の双方から、社会連携・社会貢献が学生の学修成果の発信や専門性の社会還元として機能していることが確認されており、産学連携プロジェクトや地域への参画といった取組を、継続的に実施している。これらの成果を踏まえ、次年度以降も社会連携の活動を推進して行く。

地域構想研究所の点検･評価結果については、アイランダー高校生サミットにおいて、「地域交流の時間が十分に確保できていないこと」や「発表テーマが特定分野に集中していること」などの課題が明らかとなった。これらを受け、運営方式の見直しを行い、2024（令和６）年度からはオンラインによる事前交流会の開催および地域別テーマ分科会を導入した。これにより、高校生同士が事前に相互理解を深めた上で当日を迎えることが可能となり、議論の質が向上するとともに、離島地域からの参加率および参加者満足度が大きく向上している。

国際交流については、国際交流委員会における点検･評価の結果を踏まえて、社会連携･社会貢献に関わる国際交流関連の取組についても、継続的な改善･向上に取り組んでいる。同委員会では、海外文化・語学研修、協定留学生の受入れ、国際交流会、英会話サロン、地域施設への留学生派遣など、学内外で展開される国際交流活動を定期的に検証し、その結果を次年度の施策に反映する仕組みを構築している。2024（令和６）年度には、海外文化・語学研修の実施報告や参加学生の学修成果を共有し、学生が主体的に異文化理解を深める機会として有効に機能していることが確認された。一方で、参加費の上昇や為替変動の影響といった課題も共有され、奨学金支援の拡充や引率体制の強化など、学生の参加を後押しする具体的な改善策について検討が行われている。また、春学期・秋学期に実施した国際交流会では、参加学生から交流時間の拡充や学外での文化体験への関心が寄せられ、学生のニーズを踏まえたプログラム改善が進められた。

英会話サロンについても、参加学生の所属学科に偏りが見られることや、参加のハードルが高いと感じる学生が一定数存在することが課題として把握された。これを受け、学生の語学レベルに応じた学習コンテンツの作成、学生の関心を反映したトークテーマの設定、開催場所や運営方法の見直し、参加が難しい学生へのフォローアップの強化などの改善が実施されている。このことにより、多様な学生がより参加しやすい環境が整備され、語学

力向上と国際交流活動への参加意欲の向上が期待できる。

さらに、協定留学生を地域施設へ派遣する国際文化交流活動についても、活動内容の充実や広報の強化が議論されており、地域の高齢者や児童に対して異文化理解の機会を提供する社会貢献的な取組が一層強化されている。あわせて、こうした地域交流活動を学生の学修成果として体系的に還元するため、学内での情報共有の充実や教育課程についても検討を進めている。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学の運営理念「TSR」における「５つの社会的責任」では、「特色ある地域貢献･社会連携」を明確に掲げており、全学共通科目および各学部の教育課程においても、地域貢献や社会連携に資する授業科目・講義内容が体系的に実施されている。加えて、地域実習やフィールドワーク等を通じて、全国規模での地域貢献・社会貢献に取り組んでいる点は、本学の大きな長所である。

学生調査の経年データを用いて地域連携に関する取組の推移を分析すると、地域と接続した学修および体験的学びに対する学生の評価は、全体として緩やかな向上傾向を示している。TSR総合調査における「大学周辺地域や全国の方々との交流の機会や地域貢献活動」に関する満足度では、肯定的評価が2023（令和５）年度から2025（令和７）年度にかけて徐々に上昇し、直近年度では60.8％に達している。このことから、商店街をフィールドとした授業や地域プロジェクト、エリアキャンパスを活用した学修機会が、学生にとって地域と関わる学びとして定着しつつあることが伺える（根拠資料9-143）。

また、大学IRコンソーシアム学生調査における「地域社会が直面する問題を理解する能力」についても、肯定的回答の割合が複数年度にわたり一貫して増加しており、2024（令和６）年度には69.9％台に到達している。これは、地域課題を扱う授業やフィールドワークの蓄積により、学生が地域社会を抽象的に捉える段階から、具体的な課題として理解する力を段階的に高めてきた成果と評価できる。さらに、「実験、実習、フィールドワークなどを通じた体験的学修」に関する評価も高水準で安定しており、地域連携型授業やプロジェクト型学修が教育課程の中に一定程度定着していることを裏付けている。

一方で、課題も明らかとなっている。授業科目内で企画･運営されている「鴨台盆踊り」や「成道会」等の行事は、地域住民を含む多くの参加者を集め、地域行事としての定着が進んでいるものの、学生の参加率は必ずしも高いとはいえない状況にある。また、社会連携・社会貢献に位置付けられた取組以外にも、各部署が多様な活動を展開しているが、学生の参画が今後の課題である。

すがもプロジェクトについては、各班に学生リーダーであるSPSを配置し、企画立案や運営のとりまとめを担わせる体制を構築している点が大きな長所である。SPSは教職員との連絡調整役としても機能しており、プロジェクトの円滑な運営と学生の主体性向上に寄与している。一方で、通年開講科目であることから、秋学期（第３・第４クォーター）からの履修ができない点は、参加機会の面での制約となっている。

種子地蔵縁日については、旧中山道がかつて「種子屋通り」と呼ばれていた地域の歴史的背景を踏まえ、学生が中心となって伝統や江戸野菜文化の継承・発信に取り組んでいる点が評価できる。しかしながら、イベント実施時期が第３クォーターにあたるため、地域

実習に参加する学生が準備段階から十分に関与できないという課題がある。加えて、クォーター制における履修単位数のキャップ制により、意欲があっても履修者として参加できない学生が生じている点も改善を要する。

地域戦略人材塾については、自治体職員を対象に、経済・社会の動向を踏まえた政策立案手法を提供し、実務に直結する知識の習得を支援している点が特徴である。自治体間のネットワーク構築を通じて、知見共有や協働の促進を図り、地域政策を担う人材育成に貢献している点は、本学の社会連携・社会貢献の強みといえる。2025（令和７）年度に日本経済新聞社が実施した「大学の地域貢献度調査」において、本学は全国17位に位置付けられた。同調査では、本学が取り組む地域戦略塾の活動が評価されており、地域と連携した人材育成や課題解決型の教育・研究の取組が、一定の社会的評価を得ていることが示されている（根拠資料9-144）。

さらに、本学は「開かれた大学」を志向し、近隣地域との協力体制の下で、学生と地域住民との交流を継続的に実施している。課外講座「学びのコミュニティ」を地域住民にも開放している。一方で、学外からの参加促進に向けた広報は十分とはいえず、今後は情報発信の強化が必要である。また、読書推進シンポジウム等の学外向け企画を継続的に検討・実施することで、大学および図書館の社会的役割をより一層発信していくことが求められる。

なお、在学生の国際交流に対する満足度については、「留学制度や国際交流等」に関して「どちらでもない」と回答した学生が59.8％であり、現行の取組のさらなる周知が求められる（根拠資料9-145）。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献活動は、全学的な方針の下、学部・研究科、研究所、各部署、ならびに正課・正課外の取組が有機的に連携しながら展開しており、自治体や地域社会と協働しながら課題解決に貢献している。そして、自治体、地域社会、民間団体等との連携を通じて、教育研究活動と社会的要請とを結び付けた取組を継続的に推進している。これらの活動は、豊島区に限定されるものではなく、全国規模での社会貢献・地域連携を視野に入れた教育研究活動として位置付けられており、大学が有する人的資源および知的資源を社会に還元する取組として機能している。

本学は、2020（令和２）年度に学生の人材育成像として「地域戦略人材」を掲げ、「地域」を地理的範囲として限定するのではなく、地域を貫いて社会課題の解決に取り組む概念として再定義した。この背景には、2011（平成23）年の東日本大震災を契機とした南三陸町での教職員・学生による復興支援活動があり、以降、復興と人材育成を柱とする社会連携活動を継続してきた経緯がある。これらの取組を基盤として、地域創生学部および地域構想研究所を設置し、「地域人材」の体系的育成を進めてきた結果、「地域戦略人材」の育成構想が文部科学省「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択された。

2024（令和６）年度をもって同事業の助成期間が終了し、当該事業を履修した学生が卒業期を迎えることから、今後は、育成した人材像の妥当性や教育効果について、学生調査や進路状況等を通じて検証し、「地域戦略人材」という概念の社会的認知および大学ブランドとしての価値をどのように高めていくかが重要な課題となっている。これに対し、本

学では、全国に展開しているエリアキャンパスを教育・実習・フィールドワークの拠点として活用し、地域を横断した実践的学修機会の充実を図ることで、社会連携・社会貢献を通じた教育活動の質的向上を目指している。

各学部および全学共通の正課教育においては、TSRマネジメントの枠組みに基づき、社会連携活動が展開されており、連携自治体や隣接する巣鴨地域に対して、継続的な取組を実施している。特に宗教教育や宗教行事については、巣鴨地域の歴史的・文化的特性との親和性が高く、地域住民が参画可能な取組として定着しつつある。今後も、大学全体および隣接地域の状況を的確に把握し、教育・研究活動と社会連携活動を相互に関連付けながら、さらなる充実を図っていく。

豊島区における地域連携についても、学生および教職員が主体的に関与しており、商店街におけるアンテナショップ運営に加え、カウンセリング研究所による地域住民相談、日本文学科による日本語教室の実施等、学問分野の特性を生かした取組が、本学の特色として定着してきている。とりわけ、人文科学系分野においても地域貢献活動が実践されている点は、本学の社会連携の幅広さを示すものであり、今後は豊島区をはじめとする地域自治体との連携を一層強化し、組織的かつ持続的な協働関係の構築を目指している。

すがもプロジェクトについては、新規履修者の確保を目的として、1年次科目「社会の探究」における事例報告を実施し、学生自身による活動成果の発信を通じて履修動機の喚起を図っている。この取組により、2025（令和7）年度の履修生確保につながる成果が確認されており、今後も低年次からの体系的な周知と学修動線の明確化を進めていく必要がある。

地域行事への参画として実施している種子地蔵縁日については､校舎建築の影響を受け､2025（令和7）年度は学内での実施へと形式を変更したが､動線設計や来場者アンケート､学生および教職員による振り返りを通じて検証を行い、次年度以降の改善策を検討している。このように、社会連携行事についても事後評価を行い、改善につなげる仕組みが機能している。また、オープンキャンパスにおける御朱印イベントやキャンパス農園ツアー等は、地域性と大学教育を結び付けた取組として評価されており、参加を契機として本学への進学を決定した学生も確認されている。社会連携・社会貢献活動は、地域への貢献にとどまらず、学生への教育効果や大学の魅力発信にも寄与している。

地域実習については、地域創生学部を中心に、首都圏実習と地方実習を組み合わせた段階的かつ体系的な教育プログラムとして整備されており、学生が地域の現場に継続的に関与しながら、課題把握から解決策の構想・提案までを行う学修機会を提供している。これらの取組は、卒業研究や進路選択とも接続しており、学生の地域理解や社会参画意識の向上に寄与している。さらに、本学の地域実習の取組については、文部科学省「地域大学振興に関する有識者会議」において事例報告が行われており、都市部大学における地方連携モデルとして一定の評価を受けている（根拠資料9-146【ウェブ】、9-147【ウェブ】）。

加えて、本学では、社会連携・社会貢献に関わる取組について、各学科・専攻の点検・評価結果を通じて、その成果と課題を把握している。点検・評価結果からは、学問分野の特性を生かした社会連携活動が各学科・専攻で展開されていることが確認されており、学生主体性の高い取組や地域からの要請に基づく活動において、学生満足度や能力形成に関する指標が向上する傾向が認められている。

今後の改善・発展方策としては、これまでに蓄積してきた社会連携・社会貢献活動の成果を、TSR総合調査、IRコンソーシアム学生調査、卒業生の進路データ等の定量･定性データを用いて多角的に検証し、教育効果の可視化とプログラム改善につなげていくことが求められる。特に、地域連携型授業や地域実習に参加した学生の能力変容と進路との関連を分析することで､「地域戦略人材」育成の実効性をより明確に示していく必要がある。また、自治体や地域団体との連携についても、単年度の事業にとどまらず、複数年にわたる協働関係の構築を進め、教育・研究・社会貢献を横断した連携体制の強化を図っていく。

本学の社会連携・社会貢献活動は、建学の理念および教学方針と密接に結び付いた形で展開されており、学生の学修成果の向上と地域社会への実質的貢献を両立している点に特徴がある。今後も、点検・評価結果を踏まえた改善の取組を一層推進し、社会的要請の変化に柔軟に対応しながら、教育研究活動を基盤とした持続可能な地域連携モデルの確立を目指していく。最後に、本学は地域構想研究所やカウンセリング研究所における研究・社会貢献活動、豊島区や全国の自治体との連携、教育活動による地域連携・社会貢献、巣鴨商店街との連携、店舗経営等の特色ある取組を推進している。120を超える自治体との連携については、地域創生学科や公共政策学科の実習の連携先となる等、社会連携・社会貢献と教育活動が融合した形で推進できていると言える。

第１０章　大学運営・財務（１）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大正大学内部質保証方針	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/internal_quality_assurance.pdf
学長選出・罷免に関する規程	大正大学学長選考規程	大正大学学長選考規程
役職者の職務権限に関する規程	大正大学教員役職規程 大正大学学部・学科運営規程 大正大学大学院運営規程 大正大学事務局職位規程	大正大学教員役職規程 大正大学学部・学科運営規程 大正大学大学院運営規程 大正大学事務局職位規程
教授会規程	大正大学学則 大正大学教授会規程 大正大学代議員会規程	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf 大正大学教授会規程 大正大学代議員会規程
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人大正大学理事･監事･評議員・顧問一覧 学校法人大正大学事業報告書	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/officer-list.pdf https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/financial/r5_06.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学長推薦委員会委員名簿	学長推薦委員会委員名簿
職員採用規程	大正大学事務職員採用規程	大正大学事務職員採用規程
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書	学校法人大正大学監事監査報告書	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/financial/r5_07.pdf
事業報告書	学校法人大正大学事業報告書	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/financial/r5_06.pdf
備考：		

第１０章　大学運営・財務（１）大学運営（本文）

１．現状分析

評価項目①
大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。
＜評価の視点＞
・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

（大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。）

本学の理念・目的及び大学の将来像を見据えた中・長期計画、ならびに大学運営に関する方針については、理事会、常任理事会及び総合政策会議において全学的な方針や主要施策として審議・承認されている。これらの決定事項は、局議会、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会及び教授会連合会等の学内主要会議体を通じて共有され、学部、研究科及び事務局における教育研究活動や大学運営に反映される仕組みを構築している。各会議体には事務職員の役職者も出席しており、教職協働の観点から、学内全体における情報共有と方針理解が図られている（根拠資料10-1-1、10-1-2）。

また、第４次中期計画の策定及び推進にあたっては、事務職員を対象とした説明会を実施し、大学運営に関する大学としての基本方針や重点施策について丁寧な周知を行っている。加えて、教授会連合会においては、学長より、毎年３月に大学の理念・目的を踏まえた翌年度の運営方針や体制等について説明を行っている。これらの取組により、大学の理念・目的及び中・長期計画に基づく大学運営方針が、教職員間で体系的かつ継続的に共有されている（根拠資料10-1-3、10-1-4、10-1-5、10-1-6）。

（関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。）

学長の選考については、2015（平成27）年度に、「大正大学学長選考規程」を定め、学長候補者推薦委員会（理事４名、教員８名、事務職員３名で構成）を設置し、その委員会推薦候補者を理事会で審議し、教授会連合会に報告の上、理事長が任命を行うように変更した。また、任期を３年から４年に変更した。「学校法人大正大学寄附行為」第５条にお

いても、理事会が学長を選任すると定めている（根拠資料10-1-7）。

権限については、学則及び「大正大学教員役職規程」において定められており、本学の校務をつかさどり、教職員を統督する最高責任者として、教育研究及び学生に関わる重要な事項について決定を行っている。具体的には、入学者の選考結果に基づく入学許可を行うほか、編入学、再入学、復籍及び転学部・転学科等について、所定の手続きを経た上で最終的な判断を行っている。また、学生の休学、復学及び退学については、学生本人の申請内容や事情を踏まえ、学長が決定することとされている（根拠資料10-1-8、10-1-9）。

さらに、学長は、学則に基づき学生の除籍についても決定権限を有しており、学費未納や在学年限超過等の事由が生じた場合には、規程に従って適切に措置を講じている。学生の懲戒については、代議員会の議を経た上で、譴責、謹慎、停学又は退学の処分を学長が決定することとされており、大学の秩序及び教育環境の維持に責任を果たしている。

加えて、学長は、教育研究に関する重要事項について最終的な意思決定を行う立場にあり、学生の入学及び卒業、学位の授与等については、教授会連合会の意見を聴いた上で決定する仕組みを整えている。このように、学長は合議体の審議結果や意見を尊重しつつも、大学運営全体を俯瞰した責任ある判断を行うことで、本学の教育研究の質保証と円滑な大学運営を担っている。なお、「大正大学教員役職規程」に基づき、学長は校務をつかさどり、教職員を統督するとともに、理事長が決定した本学の方針及び重要施策を教職員に周知徹底させ、重要施策を遂行するとしている。

副学長においても「大正大学教員役職規程」において、任命・職務が定められており、原則として本学の教授のうちから学長が指名し、理事長が任命するとしている。役割については、「副学長は、学長を助け、命を受けて教学及び渉外・就職に関する事項をつかさどる」と規定している。副学長は、教授会連合会、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会等の会議体の議長を務める。学部長、研究科長、研究所長については、「大正大学教員役職規程」に加えて、「大正大学学部長選考規程」、「大正大学大学院研究科長選考規程」に任命・職務が定められている。学部長・研究科長は、学長が本学の教授を推薦し、理事長が任命する。研究所長は、本学の教授のうちから学長が任命すると定めている。各役職者の権限は学部・研究科・研究所に関する事項を統轄すると規定されている。各役職者は、各所属に対しての必要な権限を有していると言える（根拠資料10-1-10、10-1-11、10-1-12）。

本学は、学校教育法改正に伴い、「大正大学教授会規程」、「大正大学代議員会規程」、「大正大学大学院委員会規程」などの関連規程を整備した。そして、2020（令和２）年度より、理事会が策定した持続可能な競争優位を担保するための戦略的経営及び教学運営の方針並びに当該方針に基づく具体的施策の決定機関として「総合政策会議」を設置した（根拠資料10-1-13、10-1-14、10-1-15）。

「総合政策会議」は、理事長、学長、専務理事、副学長、事務局長を構成員として毎週開催し、大学の運営に関する方針・施策等について、迅速な意思決定を図っている。なお、第２条第３項に「理事長又は学長は、必要と認める場合は、教職員を本会に出席させ、意見を聴取し、又は説明させることができる。」と定めて、2021（令和３）年度より、事務部長及び学長補佐も出席をして審議や報告を行っている。さらに、意思決定の補完と執行のために、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、事務局長、学長補佐、内部監査室長、教務部長、学生支援部長を構成員とする「教学運営協議会」を設置し、教育課程や

学生の教育・指導に関する事項等の学務について意見を聴収している（根拠資料10-1-16、10-1-17）。

教授会については、ガバナンス改革の一環として、全学の教授会連合会から権限を委譲した「代議員会」を設置し、学長、副学長、学部長及び教授会連合会を代表する代議員を構成員として発足した。大学院については、学長、副学長、研究科長及び研究科委員会を代表する委員を構成員とする「大学院委員会」を設置している。なお、情報共有の場として、「学長補佐会議」を定期的に開催しており、学長・副学長・学長補佐の情報共有、重点施策の確認、学長の諮問に対する意見の聴収等を行っている（根拠資料10-1-18、10-1-19、10-1-20）。

教授会の役割については、学則において構成員及び招集権限、審議事項について定め、あわせて「大正大学教授会規程」において役割を明確化している。この教授会連合会より権限を委譲された代議員会について「大正大学代議員会規程」に規定しており、会議の定期的開催によって教学事案について審議し、組織的に運営を行っている。代議員会は、「学校教育法施行規則」第143条に定める「代議員会等」に位置付けられ、代議員会の議決を教授会連合会の議決としている（根拠資料10-1-21、10-1-22）。

教授会連合会の審議事項は、教育課程の編成、学位授与、学生の入学及び卒業、学生の懲戒、教員の教育研究業績の審査、学則の改廃及び教育研究に関する学内諸規程の制定・改廃、学長の諮問する事項、その他教育研究に関する事項である。また、学生の入学及び卒業、学位の授与、教育研究に関する重要な事項について、学長は教授会連合会の意見を聞くとある。

教授会連合会は、大学全体の現状、体制、決定事項を全教員へ周知・共有する場として機能しており、就職の状況、大学・大学院の点検・評価結果、学部・研究科に求められる方向性、全学的な課題等の共有も行っている（根拠資料10-1-23、10-1-24、10-1-25、10-1-26）。

そして、「大正大学教授会規程」は、教授会連合会と学部教授会の２種類を定めている。教授会連合会は議長を副学長とし、原則年２回開催する。学部教授会は学部長を議長とし、必要に応じて開くことができると定めている。研究科に関しては、大学院委員会という会議体を設置している。いずれの会議体においても、規程に基づき、会議が開催され、教学事案について適切に審議されている（根拠資料10-1-27）。

学長については、前述したとおり、学則、寄附行為、教員役職規程に基づき、大学の運営に関する事項、学務に関する事項の意志決定を行っている。教授会連合会から権限を委譲された代議員会については、総合政策会議等で決定した方針や決定事項の周知連絡の他、学則に定められた学務に関する事項の審議及び意見を述べると定められている。代議員会は構成員が、学部長、教授会連合会を代表する代議員、学科長、各学科等より選出された専任教員と全学的な構成員となっているため、広く意見を募る他、教育・研究等に関する方針や執行について周知・調整する機能を有している。

（法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。）

「学校法人大正大学寄附行為」において、理事会、常任理事会、評議員会を設置し、法

人の業務執行及び監督体制を整備している。理事会は、理事長を議長として、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する機関として位置づけられており、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金、基本財産の処分、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、解散及び合併等、法人運営に関する重要事項について審議・決定を行うこととしている。

また、評議員会は、理事会による業務執行に対する牽制・監督機能を担う機関として位置づけられており、法人の業務又は財産の状況、役員の職務執行の状況について意見を述べ、また、法令及び寄附行為に基づき、重要な資産の処分、多額の借財、予算及び事業計画等について、理事会の決定に先立ち意見を述べることとしている。さらに、寄附行為の一部変更、解散及び合併については、評議員会の決議事項とされている。

加えて、本法人では、理事会から業務決定の委任を受けた事項について機動的に審議する機関として常任理事会を設置しており、その運営については「学校法人大正大学常任理事会運営規程」に定めている。常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事、学長兼理事及び事務局長兼理事で構成され、法人経営全般に関する事項、重要な下部組織の業務執行に関する立案・承認事項、並びに理事会に付議すべき事項等について審議を行っている。

役職者の選任については、「大正大学学長選考規程」、「大正大学副学長選考規程」、「大正大学事務局長規程」、「大正大学教員役職規程」、「大正大学学部長選考規程」、「大正大学大学院研究科長選考規程」、「大正大学事務局職位規程」に基づき、適切に実施している。学長については、理事会が学長推薦委員会により推薦を受けた学長候補者のうちから適任者を選出し、理事長がこれを任命するとしている。事務局長については、理事長が学長の意見を徴して原案を作成し、常任理事会の承認を得て任命するとしている。副学長、学部長、研究科長についても学長が推薦して、理事長が任命するとしている（根拠資料10-1-28、10-1-29、10-1-30、10-1-31、10-1-32）。

総合政策会議の役割については、理事長、学長、副学長、専務理事、事務局長を構成員とし、教学を含めた大学運営全般の基本方針や重要施策について審議を行っている。これにより、法人と大学の意思決定を一体的に進めるとともに、施策立案から実行に至る過程において、法人組織内での相互牽制とチェック機能が有効に働く体制を構築している。

常任理事会の役割については、理事会から業務決定の委任を受けた事項を審議する機関として位置付けられており、理事長、専務理事、常任理事、学長兼理事および事務局長兼理事をもって構成されている。法人経営全般に関する重要事項や下部組織の業務執行に関する立案・承認、理事会付議事項の整理等を担い、迅速かつ機動的な意思決定を可能とする役割を果たしている。また、必要に応じて関係者を出席させ説明や意見聴取を行う仕組みを備えており、実務と意思決定の乖離を防ぐ運営がなされている。

このように、本学では、総合政策会議による中長期的・全学的視点からの審議と、常任理事会による機動的な業務執行判断とを組み合わせることで、理事会を頂点とするガバナンス体制を補完・強化しており、法人運営および教学運営の適切性と透明性の確保につながっている。

教学組織の運営については、教学運営協議会、代議員会及び大学院委員会等が中心となり、大学・学部・研究科の運営を行っている。これらの会議の議長は、学長・副学長であり、総合政策会議において承認された方針に基づき、学部長・研究科長・学長補佐と連携

して大学全体の教育・研究に関する方針や業務の執行にあたっている。また、理事会においては、学長による学事報告を行っており、委任された事項についての確認・検証を行っている（根拠資料10-1-33、10-1-34、10-1-35、10-1-36）。

（評価項目②
予算編成及び予算執行を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

（予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。）

予算編成方針及び予算案については、寄附行為細則第12条第５号に基づき、常任理事会において審議を行い、理事会の承認を経て決定している。予算編成にあたっては、法人運営を管轄する理事長室と予算管理や執行をとりまとめる経営マネジメント本部（経理課）が連携し、重点的に取り組む事項を「事業計画書」として部署ごとに提出を求めている。事業計画を作成するにあたっては、本学の中期計画（及びその補足資料）に基づき、事業計画とする項目を慎重に選定し、重点的に経費を充てる業務とそれ以外のいわゆるルーティン業務として例年必ず執行する基盤となる業務とを分けることで、年度ごとの予算策定にメリハリをつけている（根拠資料10-1-37、10-1-38、10-1-39）。

同時に、予算編成方針では、全体目標として、基本金組入前当年度収支差額が収入超過となるという目標を示し、その他ゼロベース予算を原則とする等の方向性も示した上で、各部署において予算計上を行い、部署ごとの予算に関するヒアリングも実施している。また、近年では、部署を横断したプロジェクト型の取組も多いことから、部署ごとの予算設定ではプロジェクト経費の総額が分かりにくい点が課題であったが、予算管理を取組内容ごとに行うために、予算管理方法を見直すことで、予算編成や執行額の透明性確保に努めている。なお､事業計画に基づく執行状況については､中期計画（やその補足資料）に則って実施できているかについて､理事長室にて進捗状況のヒアリングや確認を行っている（根拠資料10-1-40）。

その他、予算執行時には、事前に「執行伺書」を起票することとしており、予算に則った執行内容や、執行額の妥当性を「大正大学経理規程」及び「大正大学執行伺規程」に基づき稟議･決裁を行っている。この決裁においては、予算査定時の結果を反映させており、保留（継続案件）となった予算や予算額が不足した場合について､「学校法人大正大学予算会議規程」に則り、決裁前にしかるべき部署の所属長により多面的な視点から内容の確認を行っている。また､「大正大学固定資産及び物品管理規程」「大正大学調達管理規程」に則り、業者選定を行い、契約及び発注を行うことや、会計士の監査により、執行状況の確認を行う等、透明性を確保している（根拠資料10-1-41、10-1-42、10-1-43、10-1-44、10-1-45）。

評価項目③
法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。
＜評価の視点＞
・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）活動を組織的に実施しているか。
・危機管理体制、ハラスメント防止体制を適切に実施しているか。

（大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。）

事務組織は、「大正大学事務機構」及び「大正大学事務局事務分掌規程」を定め、組織を整備し、配置された事務職員が大学の運営及び教育研究活動の支援にあたっている。事務局は事務局長の下に各部長を置き、各部局を統括している（根拠資料10-1-46、10-1-47、10-1-48、10-1-49）。

部局間の連絡調整や、事務の執行・改善等の情報共有、部局横断的な取組については、毎週開催される「局議会」において協議をしている。また、総合政策会議からの諮問事項や総合政策会議への提案についても協議・共有が行われており、総合政策会議との連携を図っていることにより、適切な大学運営を行っている。加えて、教務部所属として、各学科に助手・副手を配置している（根拠資料10-1-50、10-1-51、10-1-52、10-1-53）。

（大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。）

教員と職員の協働・連携については、各会議体や教授会各種委員会において職員も構成員とする等、教職協働を適格に行っている。プロジェクトチームについても、教員・職員・学生の構成にする等、教員と職員だけではなく、学生の参画も推進している。大学運営が円滑かつ効率的に行われるように、部長職においては、教員が１名担当しており、能力・職務に応じて、教員から職員への配置転換も実施している（根拠資料10-1-54、10-1-55、10-1-56、10-1-57）。

（必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。）

「大正大学専任専門職員規程」では、事務職員のうち専門的知識、経験を有する者を専任専門職員と位置づけ、必要部署へ配置している。主にIRや図書館等に配置している。また、職員育成のための外部団体研修への参加を推奨している（根拠資料10-1-58、10-1-59）。

（職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。）

職員の採用については、「大正大学事務職員採用規程」に基づき選考を行っている。

2018（平成30）年度に策定した「大正大学職員のあるべき姿（大正大学職員ビジョン）」に基づき、求める人材像をメッセージとして伝え、それらに基づく採用試験を実施している。採用試験は、グループワークや面接を取り入れ、第１次選考から第５次選考（最終選考）まで実施している。選考員は、職位にかかわらず選抜し、選考を行っている。応募者の魅力を引き出せるように、選考員に対し面接のポイント等の情報を共有した上で、選考に臨んでいる（根拠資料10-1-60、10-1-61【ウェブ】、10-1-62、10-1-63）。

また、職員の昇任については、人事考課と連動し、「大正大学事務職員人事考課規程」に基づき基準以上の評価の職員を昇格対象者とし、試験を実施している。職員の採用後、業務評価から昇任まで、一貫して人事考課と連動し、公正に実施している。昇任については、人事考課に基づく昇格対象者に対し、試験を実施し、必要に応じて面接を行うことで、ミスマッチ等を防止している（根拠資料10-1-64）。

職員の人事考課については、「大正大学事務職員人事考課規程」に基づき、１年を２期に分けて、業績評価（「チャレンジシート」）と日常業務及び態度（「職能等級基準書」）の観点から考課を行っている。そして、人事考課結果を昇給、昇任・昇格にも反映する運用となっている。また、職員の人事考課に際し、上司が部下へ「職能等級基準書」に基づいた職務配分を行うことによって、自身が担うべき担当業務や上司から求められている役割が明文化され、業務の見える化につながっている（根拠資料10-1-65、10-1-66、10-1-67、10-1-68）。

人事考課にあたっては、考課エラーのないように考課者の知識と理解が特に重要となるため、考課者研修及び職位別研修を定期的に実施している。考課者の共通認識・共通理解を得るためにも研修内容の工夫が課題となっている。人事考課の適切な運用により、組織の活性化、職員の能力の育成・向上にもつながっている（根拠資料10-1-69、10-1-70）。

（大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。）

本学の事務職員のSDの取組は、TSRシップ醸成と職員個々の能力開発及び資質の向上を目的として「大正大学スタッフ・ディベロップメント活動規程」に基づき部門別研修・職位別研修・目的別研修・国内研修・外部団体研修・自己啓発研修に区分し、実施している。また、国内研修及び外部団体研修に係る費用はSD研究費、自己啓発研修はSD手当として支給している。SD費用の助成制度は、自己啓発に係る費用として、１人につき20万円を上限として費用の助成を行うものである。SD費用の用途は、資格取得や各種研修会・研究会への会費や参加費等多岐にわたる。なお、2024（令和６）年度の職位別研修については、人事考課研修、ファシリテーション等について職位に応じて実施した（根拠資料10-1-71、10-1-72、10-1-73、10-1-74）。

新任職員へは、マナー研修、フォロワーシップ研修、各部署の業務説明等だけではなく、採用前のローテーション研修や上級救命講習も実施している。新任教員については、入職時の説明会だけではなく、初任者FDとして、これから大正大学で教える教員のための授業づくりワークショップ、本学の概要、本学のマネジメント体制、本学のキャリア支援、本学の危機管理についての講義等を実施している。新任教員は、その後１年間、大正大学の学生の特徴、学生支援や入試・募集、就職活動支援といった大正大学の専任教員として必要な知識や状況把握に加え、学科・コースの他教員や新任教員同士の授業見学といった

授業改善に資する内容を受講する（根拠資料10-1-75、10-1-76、10-1-77、10-1-78）。

また、「『大正大学スタッフ・ディベロップメント活動規程』に基づく部門別研修」も実施している。部門別研修は、部内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識・技能の修得並びに業務遂行に対する意欲及び能力の向上を図るとともに、各部署の機能を戦略的に検討、企画する機会を設け、教育・学習支援、研究支援及び経営支援の専門的知識の涵養を図っている。研修責任者は部内の管理職とし、所属職員のニーズ等を踏まえた上で、日常業務の習熟及び問題点、各部局の役割と今後の方向性、業務改善や業務目標、業務に関連する知識・技能の修得、教育・学習支援、研究支援及び経営支援等を研修のテーマとして設定している（根拠資料10-1-79）。

さらに、本学では、第４次中期計画の実行に向けて、全職員を対象にDX人材育成を推進している。2024（令和６）年度からは、外部サービスのオンデマンド講座を導入し、全職員150名が「DXリテラシー認定プログラム」を受講している他、DX推進人材50名が「DXビジネス実践スキル認定プログラム」に参加し、高度なデジタルスキルの習得を進めている。職員の自己認識としては、「デジタルリテラシー不足」「システム構造理解の欠如」「トラブル時の業者依存」などの課題が挙げられており、こうした課題を解消することが情報倫理意識の向上に直結すると捉えられている。そして、2024（令和６）年12月以降には、Excel基礎やデータ活用など、業務効率化に直結する「クイック勉強会」も実施して、実践的スキルの強化を図っている（根拠資料10-1-80、10-1-81、10-1-82）。

教員に対しては、学生生活委員会、ハラスメント防止委員会、教学IR推進部による研修会を実施している。2024（令和６）年度・2025（令和７）年度には、ハラスメント防止の研修会について、全教員を対象に実施した。オンライン動画を視聴し、その内容に関するアンケートに回答する形式で行った。なお、未受講者に対しては継続的に受講案内を送り、受講率を上げる対応を実施している。これまで学生支援、LGBTQ、IR、自己点検・評価認証評価に関する研修会も実施しており、全教職員を対象としている（根拠資料10-1-83、10-1-84、10-1-85、10-1-86）。

（危機管理体制、ハラスメント防止体制を適切に実施しているか。）

危機管理体制については、「大正大学危機管理規程」を基に、危機管理の基本方針を定め、危機管理委員会を設置し、平時および危機発生時の対応について体制を整備している。これをさらに具体化する形で「事業継続計画（BCP）」を策定し、リスク管理体制の強化を図った。

BCP ver1.0は2022（令和４）年度に策定され、首都直下地震を主に想定して、初動対応、業務継続対応、早期復旧対応を包括的に定めている。また、BCPver2.0では具体的な行動プランの策定や水害対策などを加え、より実効性のある計画に改定した（根拠資料10-1-87、10-1-88）。

防災訓練については、BCPに基づき、首都直下地震を想定した訓練を2024（令和６）年度に実施した。この訓練では、全職員を対象にしたシェイクアウト訓練や危機対策本部の設置訓練、安否確認訓練、消火訓練、非常用トイレ設置訓練を実施し、学生・教員・職員を交えた総合防災訓練も行った。特に安否確認訓練では、T-Po（ポータルサイト）とMicrosoft Formsを活用し、迅速な情報収集と対応体制の確認を実現した。これらの取組により、学生および教職員の安全確保や、教育・研究機能の継続に向けた実効性の高い危

機管理体制が整備されている。なお、総合防災訓練終了後にアンケートを実施しており、次年度の訓練に活かしている（根拠資料10-1-89）。

ハラスメント防止及び公益通報の制度については、「大正大学ハラスメント防止規程」、「大正大学ハラスメント防止部会規程」、「大正大学ハラスメント調査委員会規程」、「大正大学パワー・ハラスメントの防止等に関する細則」、「学校法人大正大学公益通報等に関する規程」を整備している。ハラスメントについては、2023（令和５）年12月22日付で学長からホームページと学内ポータルサイトを通じて改革に向けて取り組む旨のメッセージを配信した。さらに、2024（令和６）年４月１日と15日には理事長および学長から具体的な対応についてメッセージを配信した。その具体的な対策のひとつとして、６月１日からハラスメント行為に対する匿名での学外相談窓口として「大正大学ハラスメント相談　ほっとライン」を開設し、運用を開始した（根拠資料10-1-90、10-1-91、10-1-92、10-1-93）。

そして、2024（令和６）年度は、ハラスメント防止の研修会を全教員を対象に実施した。オンライン動画を視聴し、その内容に関するアンケートに回答する形式で実施した。なお、未受講者に対しては継続的に受講案内を送り、受講率を上げる対応を行っている。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査、内部監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

（監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査、内部監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。）

監事による監査については、本法人の業務、財産、理事の職務執行状況を監査することとしているが、毎年５月に計算書概況について、監査法人による監査報告を受けるとともに、事業報告、内部監査室の報告も受けており、これらを踏まえて監事の所見の表明及び質疑も行っている。私立学校法の改正により、監事による監査において教学に関する監査の実施が求められることとなったことを受け、2025（令和７）年度から監事監査に教学監査を位置付けて実施している。2025（令和７）年度の監事監査（教学）においては、教学の整備状況を中心に点検･確認を行う計画としており、学部･学科で定めた３つのポリシーと各授業科目の到達目標との整合性、シラバスの記載内容の適切性、規程およびシラバスに沿った授業評価の実施状況、学科FDの運用状況、ならびに授業評価アンケートを通じた授業改善の仕組みの整備状況等を監査項目としており、教学監査を含めた監事監査の結

果を受けて、法人として大学運営の改善・向上を図ることとしている（根拠資料10-1-94、10-1-95）。

監査法人による財務監査については、計算書類等が適切であるかどうか、大学運営が適切であるかどうかを監査している。2024（令和６）年度には、重要な虚偽表示のリスクについて、大学の内部統制の状況を確認して適切なプロセスと内容であることを確認している。また、入学金や学費、寄付金・補助金の収受、固定資産の取得・維持・処分、関連当事者との取引に関する会計処理の妥当性を重点的に検証した。さらに、計算書類項目の重要な虚偽の表示を看過しないための実証手続きとして、詳細テスト（実査、立会、確認等）といった監査手続きを実施し、会計データの正確性を確認した。最終的に、監査結果をまとめた「独立監査人の監査報告書」を作成し、理事会へ提出した（根拠資料10-1-96、10-1-97、10-1-98）。

2024（令和６）年度には、監査法人の変更があり、監査法人は、私立学校振興助成法に基づく監査契約に先立ち､予備調査を実施した。寄附行為に関する現行規程および改定案、学内の諸規程や法人組織図、理事や評議員、監事の一覧といった基本的な組織情報、システムの関係図や一覧表、評議員会および理事会の議事録、稟議書関連資料、重要な契約の一覧表など、大学の運営や意思決定に関する情報の確認も実施した（根拠資料10-1-99、10-1-100、10-1-101）。

さらに、財務関連資料として、2024（令和６）年度の予算書、2022（令和４）年度および2023（令和５）年度の計算書類、監査報告書、総勘定元帳、合計残高試算表、仕訳データ、勘定明細書、法人税および消費税の確定申告書、固定資産台帳、補助金管理台帳、寄付金管理台帳等を確認し、大学の財務状況や内部統制の状況を把握し、監査のリスク評価や重点的に検討すべき項目を事前に分析した。

そして、監査法人は、理事者へのヒアリング、監事とのディスカッション、内部監査室へのヒアリングも実施した。理事者へのヒアリングについては、事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの実施の一環として経営環境の把握、財務報告目的に関連するリスクの評価、内部統制の構築維持、適正な計算書類作成責任等に関する理事者等の認識や評価を確認した（根拠資料10-1-102）。

監事監査及び及び会計監査とのディスカッションについては、監事が認識している重要課題、事業遂行上のリスク及び将来の見通しに対する見解、監事監査を実施した上での内部統制の状況について見解、監事監査に関する意見（理事の業務執行の監査、会計監査の方法及び結果）、重要な偶発事象及び後発事象等に該当する可能性のある事象の発生の有無及び将来発生する可能性についての見解等を双方で確認した（根拠資料10-1-103）。

また､本学では､理事長のもとに内部監査室を設置し､「学校法人大正大学内部監査規程」および「内部監査室内規」に基づき、業務監査、財務監査、公的研究費に関する監査等を計画的に実施している。内部監査結果については、監事と協議の上、理事長に報告、必要に応じて理事会および監事に共有され、被監査部署に対して改善指示および事後確認が行われている。2025（令和７）年度においては､「学校法人大正大学内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、私立学校法改正への対応を含む内部統制システムの整備状況を監査した。具体的には、業務監査において、法人規程全般を対象に、廃止すべき規程や規程間の整合性、法令対応上の課題の有無等を検証することとしており、法人運営および教学

運営の基盤となる規程体系の適正性を確認した。また、財務監査については、経営方針に基づく業務執行の適正性・効率性、システム監査については、情報システムの信頼性・安全性の観点から実施した（根拠資料10-1-104、10-1-105）。

さらに、公的研究費等の適正な運営・管理に関する監査については、通常監査、特別監査、リスクアプローチ監査およびモニタリングを組み合わせた多層的な監査を計画しており、研究費および助成金の執行状況や事務手続の妥当性を継続的に検証する体制を整えている。

以上のように、監事監査、監査法人および内部監査が相互に連携する「三様監査」の体制を構築することで、法人運営および大学運営の適切性を担保するとともに、監査結果を単なる指摘にとどめることなく、内部統制の強化や業務改善につなげる仕組みが機能している。そして、個々の監査結果に加えて、「三様監査」を踏まえ、法人及び大学運営の一層の改善・向上に努めている（根拠資料10-1-106、10-1-107）。

（大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか）

大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項については、事務局担当部署による点検･評価を実施している。これらの点検･評価結果は、局議会、総合政策会議、常任理事会、大学自己点検・評価委員会及び自己点検・評価統括委員会に報告され、複数の会議体を通じて共有されている。点検・評価結果報告を踏まえ、常任理事会及び総合政策会議において大学運営の現状や課題について把握するとともに、改善・向上に向けた検証を行う機会を設けている。

また、事業計画に基づく進捗管理を通じて、大学運営に関する状況を継続的に把握している。事務局各部署における業務の進捗状況及び実施結果については、局議会、総合政策会議及び常任理事会において定期的に報告されており､これにより､各施策の成果が上がっている取組と今後の改善が必要な課題とを整理した上で、大学運営の現状を総合的に把握している（根拠資料10-1-108、10-1-109、10-1-110、10-1-111）。

こうした点検・評価及び進捗管理を通じて把握された課題の一つとして、専門性や即戦力を有する人材の確保が挙げられたことから、職員採用の在り方について見直しを行っている。具体的には、2022（令和４）年度から従来の新卒採用中心の方式に加え、社会人経験者採用を併用した採用活動を開始した。これまでに2022（令和４）年度に４名､2023（令和５）年度に８名､2024（令和６）年度に５名､2025（令和７）年度に５名を採用しており、各部署において即戦力として業務に従事している。今後も、新卒採用を継続しつつ、社会人経験者採用を組み合わせた通年的な職員採用を進める方針としている。

（点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。）

大学運営にかかる組織のあり方については、常任理事会及び理事会における審議を踏まえ、事務機構改革として段階的に組織の再編を実施してきた。学内外の環境変化や大学運営に関する取組の成果及び課題を点検・評価により把握した上で、運営の実効性が高まるよう体制の見直しを行っており、点検・評価の結果を組織改編に反映させる仕組みが機能している（根拠資料10-1-112）。

また、2015（平成27）年度から実施している専任職員の人事考課については、評価結果

の活用方法に関する点検を踏まえ、2023（令和５）年度にタレントマネジメントシステムを導入した。これにより、従前のExcelによる定期更新から、各職員が随時情報を更新できる仕組みに移行し、職員の能力や経験等に関する情報の鮮度と可視性が向上した。評価結果を人材育成や配置検討に活用しやすい環境が整備されており、人事制度の改善につながっている（根拠資料10-1-113）。

さらに、大学運営の高度化を目的としてDXを推進し、事務システム及び学務システムの更改・電子化を進めている。第４次中期計画においては、DXによる事務局組織文化の刷新と合理的執行を掲げており、2024（令和６）年度にはDX推進会議を設置した。同会議では、全学のDX基盤整備や事務局DXに関する事項について審議するとともに、各部署から選出された委員16名を中心として、非効率な業務プロセスの洗い出しと改善、生成AIの活用に関する知見の共有、データ活用に関するグッドプラクティスの横展開を行っている（根拠資料10-1-114、10-1-115、10-1-116、10-1-117）。

これらの取組については、点検･評価を通じて効果検証を行っており、その成果として、2025（令和７）年度前半には、全学で前年度同時期と比較して約2,300時間規模の業務時間削減が確認されている。この業務時間削減により、職員が新たな施策対応や学生支援等の付加価値の高い業務に注力できる環境が整いつつある。

加えて、DX推進と点検・評価の成果は、具体的な業務改善や意思決定の高度化にも結びついている。データドリブンな意思決定の事例として、キャリアセンターでは学生データを活用し、イベント参加回数と就職内定時期との相関関係を分析した。その結果を踏まえ、イベントの設計や開催時期を見直すなど、点検結果を運営改善に反映させており、意思決定の質の向上が図られている。

その他、これらの点検・評価の実効性を担保する仕組みとして、内部監査室は、業務執行状況や内部統制の運用状況について、年度ごとに計画的な内部監査を実施している。内部監査においては、教学・業務、財務・システム、公的研究費等を対象として、規程遵守の状況や業務プロセスの適正性、改善の進捗状況を確認し、その結果を理事会等へ報告するとともに、関係部署に対して改善を求めている。このことにより、形式的な確認にとどまることなく、大学運営の改善・向上に実質的に結び付くよう機能している。

以上のように、本学では点検・評価の結果を、組織体制の見直し、人事制度の改善、DX推進による業務改革及び意思決定の高度化へと的確に結び付けており、大学運営に関わる事項について継続的な改善・向上と、その効果の可視化を実現している。

２．分析を踏まえた長所と問題点

TSR総合調査における「事務職員の窓口対応や学生生活へのサポート」に関する評価については､肯定的評価（「とても満足している」「まずまず満足している」の合算割合）が、第６回から第10回にかけて概ね60％前後で推移しており、全体として安定した水準を維持している。特に､「とても満足している」と回答する学生の割合は年度を追って緩やかな上昇傾向を示しており、事務職員による学生対応の質が着実に向上していることがうかがえる。一方で､「どちらでもない」とする回答も各年度で一定程度存在しており、評価が固定化している層に対して、さらなる満足度向上を図る余地がある点が課題として認識される。

人材面においては、職員の管理職に占める女性の割合が、2025（令和７）年５月１日現在で51.5％に達しており、男女を問わず多様な人材が管理的役割を担っている点は、本学の長所として評価できる。また、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを行う教職員が職業生活と家庭生活を両立できるよう、雇用環境の整備を進めており、男性の育児休業取得者も増加するなど、働きやすい職場環境の醸成が進んでいる。

運営面では、DX推進を通じた業務改善が着実に進展している。2025（令和７）年度のDX推進会議においては、業務の非効率に関する事項が延べ67件報告されており、これらを現場単位の課題と部局横断的な課題に整理した上で、組織的な改善に取り組んでいる。各部署が保有するデータの分析を通じて、データドリブンな意思決定を推進しており、CDO及びDX担当職員が各部局のDX推進委員と連携しながらテーマ設定を行っている。分析が完了した部局については結果報告会を開催し、分析の目的や視点、手法を共有することで、事務局全体の業務遂行能力の向上を図っている。

さらに、職員の知識やマインドセットの向上を目的として、2024（令和６）年度から外部サービス（オンデマンド講座）を活用した人材育成を継続しており、希望者は約70時間に及ぶビジネスアーキテクト育成プログラムを受講している。修了者にはオープンバッジを付与する仕組みを整えており、DX人材の可視化とモチベーション向上につなげている（根拠資料10-1-118）。

以上のとおり、本学では、学生対応における一定水準以上の満足度を維持するとともに、多様な人材が活躍できる組織づくりやDXを通じた業務改善を進めている点が長所として挙げられる。一方で、学生満足度のさらなる向上や、DXによる業務改善の成果を全学的に均質化していくことが今後の課題であり、引き続き組織的な取組を進めていく必要がある。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、中・長期計画に基づき大学運営に関する基本方針を定め、これを事業計画として具体化し、着実に推進している。総合政策会議を中心とした運営体制の下、各種会議体、委員会及びプロジェクトチームを教職協働で運営しており、学長、副学長及び学長補佐等の役職者が、教授会連合会や各会議体を通じて全教員への周知・情報共有を行うことで、大学運営の適切性を確保している。

第４次中期計画においては、事務局の高度化及びDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を重要な柱の一つとして位置づけ、大学経営の高度化と持続可能性の確保に取り組んでいる。業務の効率化及び合理化を目的として、生成AIを含む最新のデジタル技術の活用を進め、職員の業務負担軽減と、より戦略的･付加価値の高い業務への転換を図っている。

加えて、私立学校法改正を踏まえたガバナンス改革にも対応し、新たな法制度に基づく理事会及び評議員会の役割分担の下で、大学運営の健全性と透明性の確保に努めている。理事長が執行に責任を持ち、評議員会が管理監督を担う体制の中で、大学としての意思決定が適切に行われる仕組みを整備している。併せて、私立大学としての特色や宗門との関係性を踏まえつつ、多様な構成員が参画する大学運営の在り方を模索している。

DX推進にあたっては、業務のデジタル化のみならず、事務局の組織文化の刷新を重視

し、データドリブンな意思決定を促進することで、大学運営の透明性及び迅速性の向上を目指している。これに伴い、職員にはデータ活用力や変革への柔軟性、主体的な改善意識が求められ、組織全体として意識改革が進められている。また、デジタル技術を活用した情報共有の高度化により、学内外の関係者とのリレーションシップを強化し、新たな大学運営モデルの構築を志向している。

DXの具体的な展開については、理事会が策定した第４次中期計画に基づき、DXを中核的事業として位置づけ、AIやビッグデータ等の技術を活用した業務の自動化、意思決定の高度化、働き方改革の推進に取り組んでいる。DXの推進は、基盤整備、業務効率化、データドリブンな意思決定及びユーザー体験の向上を柱として進められており、学務系・法人系・共通基盤系の各種システムを同時並行的に刷新し、データの一元管理と業務効率化を実現している。

これらの取組により、手作業や二重管理が大幅に削減され、教職員がより本質的な業務に集中できる環境が整いつつある。DX推進体制としては、DX推進担当の設置及びDX推進会議の設置により、トップマネジメントの関与の下、戦略立案から実行、評価までを一体的に行う体制を構築している。

一方で、業務プロセスの一部にはなお改善の余地が残されており、業務標準化の徹底、学修データと経営データの統合的活用、DX推進人材の継続的育成といった課題も認識している。これらの課題に対応するため、生成AIを活用した業務改革や知の共有を進め、ナレッジマネジメントの高度化を図るとともに、今後は採用や人事評価制度の見直しを通じて、多様で専門性の高い人材の確保と育成を進めていく。

本学のDX推進は、制度、組織、人材及び技術の各側面から着実に成果を挙げており、内部質保証の基盤強化と教職協働の深化に寄与している。今後も、データに基づく意思決定と共創的な組織運営を通じて、大学全体の持続的成長と教育の質の向上を実現していく。

第１０章　大学運営・財務（２）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
＜私立大学＞	
財務計算書類（６カ年分）	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
財産目録	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
事業報告書	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
監事による監査報告書（６カ年分）	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
監査法人又は公認会計士による監査報告書（６カ年分）	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
備考：	

第１０章　大学運営・財務（２）財務（本文）

１．現状分析

評価項目①
教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。
＜評価の視点＞
・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

（具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。）

第４次中期計画を実現する資金計画として、次の計画を策定している（根拠資料10-2- 1）。

１．第４次中期計画期中は、原則として既存学部の学費の値上げは想定しない。
２．入学定員が未達とならない限り年次ごとの収入も想定される。
３．単年度教育活動区分資金収支は、計算上当面の間、約10億円の余剰資金が計上される。借入金の返済は2026（令和８）年までの間、合計24億円となることを見込んでの資金計画とする。
４．年間の経常経費支出以外の支出は全て創立100周年記念事業とし、その期間は2024（令和６）年度から2027（令和９）年度までの４年間とする。

そして、2022（令和４）年度決算による収入支出の概要から、今後の主な事業及び経費の概要、２号基本金、大学整備引当金、流動資産等の計画を策定している。

（財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。）

2017（平成29）年度決算データを踏まえて作成された、2029（令和11）年度までの中長期の財政計画を見直しつつ、予算確定時及び決算確定時に、資金計画の策定をしている（根拠資料10-2-2）。

中・長期の財政計画については、大学運営経営状況の推移と将来予想をシミュレーションしており、予算確定時及び決算確定時を予測している。収入の８割を占める学納金収入予測については、入学定員1.0倍で収入予測を行っている。支出については、人件費で教員の採用計画や、定期昇給及び定年退職者の状況を踏まえた予測を実施している。

教育研究経費・管理経費については、経年の執行状況を踏まえつつ、入学定員による支出削減を想定した支出予算を計上している。また、施設設備関係支出については、建築費及び減価償却額についてもそれぞれ計画に基づく予測値を計上している。

金融資産の積み上げについては、2029（令和11）年度までの要積立額に対する金融資産の充足率予測を行い、計画的な積み上げを実施している。これにより、要積立額に対する金融資産の充足率予測に基づいた資産の確保ができている。

財務関係比率に関する指標については、「今日の私学財政」の大学部門（医歯系大学を除く）の事業活動収支５ヵ年連続財務比率や貸借対照表の比率を参考に、人件費比率50％程度、教育研究経費比率35％、管理経費比率８％を目標としている。

評価項目②
教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。
＜評価の視点＞
・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

（教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。）

2024（令和６）年度の事業活動収支計算書からは、授業料収入は予算に近い数字を示しており、あわせてカウンセリング研究所の分室として開設された「発達臨床センターかるがも」での収入や、学食運営による収入で付随事業収入も増加しており、安定した学費収入が確保されている。また、安定的な特別寄付金および一般寄付金も、財務基盤の強化に寄与している。国庫補助金や地方公共団体補助金の収入も安定しており、公的支援を確保している。また、人件費や委託費の支出が予算より抑えられ、コスト管理が適切に行われている。加えて、受託事業収入や施設設備利用料など、多様な収入源を確保し、リスク分散を図っており、私立大学退職金財団交付金を適切に活用し、教職員の退職金制度の維持が図られている。そして、研究関連収入や補助活動収入が安定しており、学術活動の継続性が担保されている。そして、予備費を適切に計上し、財務の柔軟性を確保することで、突発的な支出にも対応可能である（根拠資料10-2-3【ウェブ】）。

（授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。）

授業料収入以外については、設立宗派・事業法人からの寄付金が毎年度あり、事業活動収支計算書における寄付金比率は2024（令和６）年度において、3.9％であり、全国平均の1.9％を超えている。また、地域人材育成基金として、長期のフィールド学修やインターンシップなど、学生の学修や、地域の事業者、生産者の支援となるような寄付金の制度を導入した。そして、寄付者が返礼品を選択して寄付をおこなえるリターンギフト制度として、幅広い方々が利用できるように、WEBやパンフレットを通じて周知を行った。返礼品については、本学が運営するガモールマルシェと繋がりのある地域の事業者や生産者を中心とした商品を取り扱うことで大学のみならず地域も循環する仕組みとした（根拠資料10-2-4、10-2-5【ウェブ】）。

古本募金については、「古本募金奨学金」（卒業論文・卒業制作を行う４年生を対象に２万円を上限とする給付型奨学金）の原資として、実施。案内を作成し、会議等を通じて教職員に周知をはかると共に、学生支援部入口に専用ポストを設置し、古本寄付の受付を行っている。2023（令和５）年度の募金額は21,258円、2024（令和６）年度は5,068円、2025（令和７）年度は12月１日現在11,975円である（根拠資料10-2-6）。

補助金については、私立大学等経常費補助金等の私学助成以外の助成として、大学改革等推進補助金、大学・高専機能強化支援事業等、授業料収入以外の収入の確保を行っている（根拠資料10-2-7、10-2-8）。

科学研究費助成事業（科研費）含む外部資金の配分額については、2025（令和７）年度が75,019,406円であり、2024（令和６）年度の72,466,470円より2,552,936円増加している。2023（令和５）年度の受託事業収入については、23,381,463円であり、2022（令和４）年度は、25,495,137円というように一定の収入を確保している（根拠資料10-2-9【ウェブ】）。

資産運用については、2014（平成26）年度より元本確保を前提としつつ、仕組債への運用も積極的に実施している。また、「学校法人大正大学資産運用規程」に則り、定期的な資金運用委員会を開催し、運用状況の確認や新規で採用する商品選定を公正公平な場で行っている。その成果として、受取利息・配当金収入は２億円程度が確保できている（根拠資料10-2-10）。

２．分析を踏まえた長所と問題点

日本私立学校振興・共済事業団が策定する学校法人会計に基づく各種財務比率は、学校法人の経営状況を多面的に把握するための重要な経営判断指標として位置付けられている。本学の財務状況について、2024（令和６）年度決算に基づく経営判断指標を全国平均と比較すると、経常収支差額比率、教育活動収支差額比率、事業活動収支差額比率はいずれも全国平均と概ね同水準で推移しており、教育・研究活動を継続的に遂行する上で、収支構造に大きな問題は生じていない状況にあると評価できる。また、教育活動資金収支差額比率が全国平均よりも高い点は、本学の本来的活動である教育活動が財務面から一定程度支えられていることを示している。人件費比率については、全国平均と比較して低い水準にとどまっており、教職員体制の維持と財務規律の両立が図られている状況がうかがえる。また、寄付金比率は全国平均を上回っている。自己収入の多様化が進んでいる点は、本学の財務構造上の強みであると位置付けられる。

一方で、負債比率および流動比率については、全国平均と比較して高い水準にあることから、短期的な資金流動性や負債構成については、今後も継続的なモニタリングが必要である。ただし、この点については、退職給与引当特定資産保有率が100.0（％）となっており、将来の退職給付に対する財政的備えが十分に確保されていること、また固定資産構成比率が高い水準にあることから、教育研究環境の整備や施設・設備への計画的な投資を行ってきた結果として、資産形成が進んでいる側面も併せて評価する必要がある。

研究費については、「研究支援オフィス」を設置し、研究者支援及び若手研究者育成を行っている。資産運用については、円滑な決裁のために、「資金運用委員会」を設置した。また、本学独自の研究助成制度として「大正大学学術研究助成制度」を設け、研究助成を行っている。この制度の利用者は、最大３年間の助成を受けることができる（毎年申請・審査を経て交付決定を行う）。なお、研究終了後３年以内に、科研費等の外部研究費に申請することを義務付けている。

寄付金については、本学設立宗団以外の寄付金獲得のために、同窓生への働きかけを強化した。教育活動支援や課外活動団体支援など、寄付金使途を明確にした案内をするとともに、寄付金申し込みをインターネットを介してできるようにし、寄付者の手続き負担の軽減を図った。また、リターンギフト付の寄付金制度である「地域人材育成基金」を創設し、寄付金の多寡（たか）にかかわらず、金額の30％を上限にリターンギフト（ふるさと納税型）を実施している。リターンギフトは、本学が運営している巣鴨のアンテナショップ「ガ

モールマルシェ」で取り扱っている本学と連携する地域の商品を中心に選定している。

古本募金については、古本を学生の卒業論文作成支援に活用できており、寄付者の思いを直接反映できる点で優れた仕組みと考える。ただし、古本回収を代行する会社のルールが「2010年以降、かつ、ISBNコードが付番された本」であるため、折角本をお寄せいただいても対象外となるものが多い。他所へ持っていくことも検討するが、なかなか判断が難しく決断できていない。このような現状で、寄付金額が年々減少しており、古本募金奨学金の運営が近い将来厳しくなるのが現状である。

以上のように、本学の財務状況は、収支面において全国平均と同等の安定性を有しつつ、人件費の抑制や寄付金の確保といった点で一定の強みを持っている一方、流動比率や繰越収支差額構成比率の推移が近年悪化傾向にあるとの指摘を受け、経営基盤の安定確保に向けた取組の必要性がある。また、外部資金等の獲得ができているが、収入に占める学生生徒等納付金の割合は８割以上と高い水準にあるため、外部資金の獲得は今後とも重要な施策として対応しなければならない。

今後は、財務指標の定期的な点検を行うとともに、収支構造の改善および資金管理の適正化を通じて、情報科学部の設置・運営が大学全体の財務に過度な負担とならないよう配慮し、資産投資の成果を教育・研究の質向上として着実に回収するとともに、中長期的な財務計画の下で、健全性と成長性の両立を図っていくことが求められる。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、第４次中期計画に基づき、創立100周年を見据えて、教育・研究・社会貢献活動を将来にわたり安定的に展開するための財務基盤の強化に取り組んでいる。2023（令和５）年度は、その実現に向けた体制整備および重点投資を行う年度として位置づけられ、2024（令和６）年度は、これらの取組を継続・深化させ、制度化と運用定着を進めた年度となっている。2025（令和７）年度は、これまでの投資成果を具体的な事業展開および経営判断へと結びつけ、創立100周年事業を見据えた財務構造転換を実行段階へ移行する年度として位置づけている。

生涯学習分野においては、2023（令和５）年度より、デジタル技術を活用した学びのネットワーク構築を計画的に進めてきた。全国の寺院を学習拠点とする構想のもと、現代版寺子屋としての役割を再定義し、LMS（学習管理システム）によるオンライン受講環境と、寺院を活用した対面型学修を組み合わせた柔軟な学修形態の整備を進めている。リカレント教育およびリスキリングを中核とした社会人向け教育プログラムの開発、運営体制の整備、コンテンツ制作およびシステム基盤の構築を段階的に進め、生涯学習事業を将来的な事業活動収入とする。これらの取組は、学生生徒等納付金に過度に依存しない収入構造への転換を図る上で、重要な発展方策として位置づけている。

大学運営全体としては、創立100周年を見据えた第４次中期計画のもと、大学の魅力化の推進、Society5.0に対応した人材育成、DXの進展に沿った業務改革を段階的に実施してきた。特に成長分野への構造転換を進める観点から、情報科学分野の教育研究体制整備を重点施策として位置づけている。

情報科学部については、社会的要請の高いデジタル・情報分野に対応する人材育成拠点として設置を進めており、教員体制の整備、教育研究環境の構築、広報活動の強化等に先

行的な投資を行ってきた。これらの取組は短期的には支出増を伴うものの、中長期的には安定した学生確保と学生生徒等納付金収入の維持・拡大につながる戦略的投資として位置づけられている。また、成長分野への転換を財政面から下支えする取組として、大学・高専成長分野転換支援基金助成金を活用している。同助成金は、情報科学分野をはじめとする成長分野への教育研究体制整備を目的とした外部資金であり、本学においては、教育内容の高度化、教育研究基盤の整備、人材育成体制の強化等に活用している。このことにより、自己財源による負担を抑制しつつ、戦略的分野への投資を可能とする財務上の効果を生み出している。

財務運営においては、2023（令和５）年度および2024（令和６）年度を通じて、創立100周年記念事業を重要施策として位置づけ、教育研究活動を支える基盤整備に重点的な資源配分を行ってきた。大学広報およびブランディング施策、事務組織改革、働き方改革、DXによる業務効率化に加えて、情報科学部設置、生涯学習事業の立ち上げ、学生支援および就職支援体制の充実などに継続的に投資している。

収入面では、学生生徒等納付金が引き続き収入構成の中核を占めている。2023（令和５）年度の学生生徒等納付金収入は6,081,204,300円、2024（令和６）年度は5,898,173,724円となり、概ね安定した水準を維持している。情報科学部を含む成長分野の教育体制整備により、2025（令和７）年度以降の学生確保および収入の安定化を図る計画としている。

寄付金収入については、2023（令和５）年度に442,114,258円、2024（令和６）年度に291,435,068円を計上している。2025（令和７）年度においては、創立100周年記念事業を見据えて、卒業生、地域、企業を含む多様な主体からの寄付獲得を強化する計画としている。

資産運用については、受取利息・配当金収入の安定的確保を目的として、従来の債券主体による運用から、オルタナティブ投資を含む分散運用へと段階的に移行してきている。市場環境の変動リスクを踏まえつつ、安定性と効率性の両立を図る観点から運用手法の多様化を進めた結果、2023（令和５）年度の受取利息･配当金収入は290,513,754円、2024（令和６）年度は248,741,948円となり、経常的な収益源として一定水準を確保している。2025（令和７）年度においても、同様の運用方針を継続し、オルタナティブ投資を含む分散運用を通じて、受取利息・配当金収入の安定的確保を図る計画としている。

以上のように、2023（令和５）年度から2024（令和６）年度にかけては、学生生徒等納付金を基軸とした収入構造の安定化を図りつつ、寄付金収入、受取利息・配当金収入、外部補助金の活用、生涯学習事業および情報科学部への戦略的投資を通じて、将来を見据えた財務基盤の強化を進めてきた。今後は、これらの取組を一体的に発展させ、創立100周年以降を見据えた持続可能な大学経営の実現に向け、財源の多様化と経営基盤の高度化を推進する。

終章

本学は、2026（令和８）年に創立100周年という大きな節目を迎える。1926（大正15）年の創立以来、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を礎とし、社会の変化と課題に向き合いながら、教育・研究活動を継続してきた。この100年の歩みは、時代状況に応じて大学の役割を問い直しつつ、人はいかに生き、いかに学ぶべきかを探究し続けてきた過程であり、その姿勢こそが本学の一貫した特質である。

近年、高等教育を取り巻く環境は、情報技術の急速な発展、価値観の多様化、少子高齢化などにより、大きく変化している。こうした状況を踏まえ、本学では、地域社会や自治体、企業等と連携した実践的な学修の推進や、文理融合を志向した教育の展開を通じて、現代社会において求められる知識・技能と人間性を備えた人材の育成に取り組んできた。とりわけ、テクノロジーが社会基盤となる時代において、人間の尊厳や共生のあり方を問い直す視点を重視し、教育内容および教育方法の改善を体系的に進めている。

創立100周年を「第二の開学」と位置付ける本学の改革の中核の一つが、情報科学分野における教育の拡充である。情報科学部の設置は、本学にとって初の理系学部であり、人文・社会系で培ってきた知の蓄積と、AI・データサイエンス等の先端的情報技術とを融合させることで、社会課題の解決に資する新たな教育の展開を目指すものである。この取組は、従来の教育の延長線上にとどまらず、本学の教育理念を現代的に具現化する試みとして位置付けられている。また、若年層に限定されない学びの提供という観点から、本学では生涯学習・リカレント教育の充実にも注力している。デジタル技術を活用した生涯学習ネットワークの整備を進めることにより、年齢、居住地、職業等を問わず、多様な学修者が継続的に学び直し、社会と関わり続けることを可能とする教育基盤の構築を図っている。これは、大学の社会的役割を拡張するとともに、地域社会との関係性をより強化する取組である。また、これらの改革を支える基盤として、本学ではTSRの理念に基づく自己点検・評価を継続的に実施し、内部質保証の実質化を図ってきた。TSRマネジメントシートを用いた点検・評価は、教育・研究、学生生活、社会貢献、学風の醸成、大学運営の各側面を横断的に捉える枠組みとして定着しており、IRデータの活用や学修成果の可視化と結び付くことで、教学マネジメントの高度化に寄与している。とりわけ、「10の力」を軸とした教育改革や、学修成果を基点とする改善サイクルは、学修者本位の教育を実現する上で重要な役割を果たしている。

なお、2026（令和８）年11月には、創立100周年記念週間の開催を予定している。本記念事業は、記念式典やシンポジウムの実施にとどまらず、学生・教員による教育研究活動の成果発信、卒業生や地域住民、関係団体との交流企画等を通じて、本学の歩みと理念を社会と共有するとともに、次の100年に向けた大学の方向性を内外に示す機会として位置付けている。とりわけ、学生が企画・運営に主体的に参画する取組を通じて、学修成果の発信や学びの振り返りを促し、正課・正課外を通じた学修の深化につなげることを意図している。

また、本記念週間を契機として、地域・企業・自治体・同窓会等との連携を一層強化し、教育・研究活動と社会との接続を可視化することにより、共創関係の基盤形成を図る。こ

れらの取組は、単発的な周年行事にとどまるものではなく、本学がこれまで培ってきた教育研究資源や人的ネットワークを再確認し、今後の教育改革や社会貢献活動へと継続的に発展させるための重要な契機となるものである。

本学は、創立100周年という歴史的節目を背景として、TSRの理念に基づく内部質保証の取組と社会からの評価や期待とを相互に接続しながら、大学の諸活動の妥当性を検証するとともに、将来像を明確化してきた。教育・研究、学生支援、社会貢献、大学運営について、データや学修成果の可視化を通じて改善・向上を図る本学の質保証の枠組みは、こうした取組を支える基盤として機能しており、その実質化が一層進展している。

今後も本学は、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を基軸とし、創立100周年を新たな出発点として、教育・研究・社会貢献・大学運営を統合的に捉えた質保証の取組を継続することにより、社会に信頼され、次代を担う人材を育成する大学としての責務を果たしていく。

〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨3-20-1

TEL 03-3918-7311（代）FAX 03-5394-3037

メールアドレス：houjin@mail.tais.ac.jp